阪南市地域防災計画

令和５年４月

阪　　南　　市

【目　次】

第１編　総則

第１節　計画の目的 1-1
第２節　計画の概要 1-2
第３節　防災に関する基本方針（防災ビジョン） 1-3
第４節　防災関係機関の責務 1-6
第５節　阪南市の災害環境 1-20
第６節　災害の想定 1-23

第２編　災害予防対策

第１章　災害に強いまちづくり 2-1
第１節　災害危険区域 2-1
第２節　水害予防対策の推進 2-3
第３節　土砂災害予防対策の推進 2-10
第４節　津波災害予防対策の推進 2-15
第５節　液状化予防対策の推進 2-20
第６節　二次災害予防対策の推進 2-21
第７節　警戒体制の確立 2-22
第８節　都市の防災化の推進 2-26
第９節　建築物災害予防対策の推進 2-34
第 10 節　大阪府地震防災アクションプランの推進 2-36
第 11 節　危険物等災害予防対策の推進 2-37
第 12 節　農林水産関係対策 2-39
第 13 節　ライフライン関係災害予防対策 2-41
第 14 節　海上等における石油等危険物の大量流出災害予防対策 2-47
第２章　災害に強い人づくり 2-48
第１節　自主防災組織の育成 2-48
第２節　地区防災計画の作成支援 2-50
第３節　防災知識の普及と防災調査の推進 2-51
第４節　避難行動要支援者支援体制の整備 2-59
第５節　ボランティア育成の推進及び活動環境の整備 2-64
第６節　企業防災の促進 2-65
第７節　帰宅困難者支援対策 2-66

第３章　災害への適切な対応 2-68
第１節　総合的防災体制の整備 2-68
第２節　災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備 2-80
第３節　火災予防対策の推進 2-83
第４節　避難収容体制の整備 2-87
第５節　災害応急対策実施のための事前対策 2-97
第６節　ライフライン確保体制の整備 2-113
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 2-118

第３編　災害応急対策

第１章　初動対応 3-1
第１節　組織動員 3-1
第２節　災害に係る情報の収集伝達 3-13
第３節　避難誘導 3-31
第４節　警戒活動 3-42
第５節　津波対策 3-48
第６節　二次災害の防止 3-56
第７節　交通の安全確保 3-65
第２章　災害発生後の活動 3-66
第１節　被害情報の収集伝達 3-66
第２節　広域応援等の要請・受入れ 3-79
第３節　災害救助法の適用 3-92
第４節　避難所の開設・運営 3-94
第５節　生活救援活動 3-99
第６節　交通関連等活動 3-118
第７節　環境衛生活動 3-125
第８節　福祉活動 3-134
第９節　社会秩序の維持 3-136
第 10 節　公共施設等応急対策 3-137
第 11 節　ライフライン関係災害応急対策 3-140
第 12 節　農水畜産物災害応急対策 3-146

第４編　その他災害応急対策

第１節　海上における石油等危険物の大量流出災害に対する計画 4-1
第２節　航空機事故に対する計画 4-2
第３節　突発重大事故に対する計画 4-4
第４節　その他災害応急対策 4-6

第５編　災害復旧・復興対策

第１章　生活の安定 5-1
第１節　民生安定計画 5-1
第２節　公共施設等の復旧計画 5-4
第３節　経済秩序安定計画 5-6
第２章　復旧・復興の基本方針と復興計画 5-12

付編１　東海地震の警戒宣言に伴う対応 ..... 付 1-1
付編２　南海トラフ地震防災対策推進計画 ..... 付 2-1

資料編

第１編　　総　則

第１節　計画の目的

阪南市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、同法をはじめとする関係法令及び制度の改正内容並びに大阪府地域防災計画や南海トラフ巨大地震による被害を想定しつつ、阪南市防災会議が定める計画である。

市域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関し、阪南市（以下「市」という。）、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下 「防災関係機関」という。）が処理すべき事務、または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民との相互協力及び連携を図りながら市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の概要

１　計画の内容

この計画は、市域において過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、本市において発生し得るべき災害を想定し、次の事項を定めるものである。

(1) 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務または業務の大綱を定める。

(2) 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限度にくい止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、または発生する恐れのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

(4) 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興の実施について基本的な計画を定める。

２　大阪府地域防災計画等との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

３　計画の修正

この計画は、市域内における災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限度にとどめるための計画であって、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正し、効果的な整備を図る。

また、修正にあたっては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

４　計画の周知徹底

この計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上必要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、この計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき計画の要旨を公表し、市民に周知徹底を図るものとする。

第３節　防災に関する基本方針（防災ビジョン）

近年、平成７年１月 17 日の阪神・淡路大震災、平成 23 年３月 11 日の東日本大震災と２度にわたる大きな震災による被害を目の当たりにしており、改めて災害への備えの必要性を痛感しているところである。

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も重要な課題であり、地方行政の原点である。今一度、その原点に立ち戻り、市民、事業者、行政が一体となって防災に取り組みつつ、減災を基本とした災害に強い安全・安心で快適な暮らしを実現することができるまちづくりに向けて推進していく必要がある。加えて、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

本地域防災計画は、そのための指針となるべく策定するものである。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年９月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第１　行政の責務と市民の心構え

市と大阪府、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全と財産の保護を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、減災を基本とした災害に強いまちづくりや防災体制の充実・強化と市民の防災意識の向上を図る、「公助」の取組みを推進する。

一方で、災害による被害を最小限にとどめるためには、社会全体で防災意識を醸成させていくことが求められる。

市民は、まずは「自分（達）の生命は自分（達）で守る」（＝自助）との認識に立つことが重要である。それを踏まえ、一人ひとりが防災・減災に対する高い意識を持ちつつ、家庭、地域、職場における各種災害を念頭において、近隣住民や組織・団体等と協力し、地域ぐるみ・職場ぐるみでの助け合いの関係（＝共助）を育み、災害実態に応じた対策を自ら積極的に講じる必要がある。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第２　防災施策の大綱

防災施策の大綱は以下のとおりである。

１　災害に強いまちづくり

⑴ 土砂災害対策の推進

土砂災害は、人命に係わる恐れの大きい災害であり、発生する頻度も大きく、ハード的な土砂災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備、孤立化に対する防災体制等のソフト的な対策の確立を図る。

⑵ 水害対策の推進

本市では、内水氾濫による浸水被害が発生しており、市街化の進行とともに、今後さらに浸水被害の危険性が拡大する恐れがある。

そのため、引き続き排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備等を図る。

⑶ 地震災害対策の推進

地震発生時には、木造密集市街地における大規模火災をはじめ、建築物の倒壊等が懸念される。公共建築物については、順次、耐震化等は進められているが、依然として地震による被害が払しょくされるものではない。

そのため、引き続き市街地の不燃化、耐震化の推進を図る。

⑷ 津波災害対策の推進

南海トラフ巨大地震等による津波に対する海岸施設や港湾施設等のハード的な津波災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備等のソフト的な対策の確立を図る。

２　災害に強い人づくり

⑴ 自主防災組織の育成

自主防災組織が、災害時に被害を最小限におさえるために果たす役割は、多大なものがあり、その重要性が災害ごとに認識されている。

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また、高齢化等による避難行動要支援者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっている。

市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

⑵ 防災意識の向上と個人の防災活動力の向上

地域及び職場等を通じて市民の防災意識の向上を図る。また、過去の災害履歴などに関する教訓伝承や防災教育、防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図り、災害に強い市民の育成に努める。

３　災害への適切な対応

⑴ 役割の明確化

災害時に、"いつ、だれが、なにを、どうするか"といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

⑵ 情報収集伝達体制の整備と避難行動要支援者への対応

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上及び情報収集伝達体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者に対する災害時の情報提供などについては十分な配慮が必要であるため、情報提供の仕組み整備を図るとともに、平常時より地域における支援体制の整備推進に努める。

⑶ 地域防災計画と防災体制の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより充実させ、総合的な防災体制と防災対策の確立を図る。

⑷ 災害未然防止活動

本計画で取り扱うフェーズのうち、最も時間、人員に制約が発生する災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生する恐れがある場合、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。

第４節　防災関係機関の責務

第１　防災関係機関の業務大綱

この計画は、災害対策基本法第 42 条第 2 項第 1 号に基づき、本市ならびに防災関係機関等は、概ね次の事務または業務を処理するものとする。

１　阪南市（泉州南消防組合を含む。）

①総務部

課名（班名）	事　務　分　掌
総務課 （総務班）	ア 緊急輸送体制の確立に関すること イ 公用車両の確保及び配車に関すること ウ 車両の借上げ及び輸送機関との連絡に関すること エ 災害に関する文書収受及び発送に関すること オ 救助物資及び緊急資材の購入契約に関すること カ 総務部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること キ 総務部内の支援・協力に関すること ク 庁舎施設の管理に関すること
秘書人事課 （秘書人事班）	ア 現地視察及び災害見舞に関すること イ 災害視察者、調査団の受入れ及び応接に関すること ウ 職員の動員及び配置に関すること エ 職員再配置及び各部各班の調整に関すること オ 各部各班の活動状況の把握に関すること カ 災害対策要員の確保に関すること キ 職員の給与に関すること ク 被災職員、家族の調査及び応援に関すること ケ 総務部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること コ 総務部内の支援・協力に関すること
危機管理課 （危機管理班）	ア 災害時用臨時ヘリポートの設置に関すること イ 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること ウ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること エ 配備指令及び本部命令の伝達に関すること オ 災害救助法適用に関すること カ 災害に関する予報、警報、災害情報、被害情報の収集及び伝達に関すること キ 災害対策本部会議に関すること ク 防災会議に関すること

課名（班名）	事　務　分　掌
	ケ 避難指示等に関すること コ 大阪府への応援の依頼、受入れ、配置及び応援の調整に関すること サ 市町村への応援の依頼、受入れ、連絡調整に関すること シ 被害最終報告書の作成に関すること ス 防災システムへの運用統制及び緊急通信に関すること セ 防災関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること ソ 自衛隊への派遣要請に関すること タ 泉南警察署との連絡に関すること チ 防災訓練に関すること ツ 災害用物資の備蓄に関すること テ 自主防災組織に関すること ト 防災行政無線の管理運営に関すること ナ 被害調査状況等の収集及び報告に関すること ニ 消防団員の動員に関すること ヌ 災害応急対策の企画に関すること ネ 防災対策の企画に関すること ノ 同期市自治体との災害時相互連絡調整に関すること ハ 救援、復興の企画立案に関すること ヒ 防災ボランティア（有資格者等）の登録・連絡調整に関すること フ 日本赤十字社（赤十字奉仕団）との連絡調整に関すること
行財政構造改革推進室 人権推進課 （財政・物品調達班）	ア 救護食料（米、パン、乾パン、農産青果物等）の確保及び取扱期間との連絡に関すること イその他生活必需品（被服、寝具、衣料、日常品、副食物等）の確保及びあっせんに関すること ウ 災害対策予算に関すること エ 災害に伴う財政計画に関すること オ 義援金の分配に関すること カ 市有財産の被害調査の総括に関すること キ 被災者の災害相談窓口に関すること

②未来創生部

課名（班名）	事　務　分　掌
政策共創室 （避難所開設班）	ア 民間協力団体（自治会）の受入れに関すること イ 避難所（住民センター）開設のための情報収集及び選定に関すること ウ 避難所（住民センター）の開設及び収容に関すること エ 未来創生部に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること オ 未来創生部内の支援・協力に関すること

課名（班名）	事　務　分　掌
シティプロモーション推進課 （広報班）	ア 災害に関する広報に関すること イ 避難指示等に係る緊急広報、周知に関すること ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関すること エ 災害情報の提供に関すること オ 災害の記録写真の作成に関すること カ 報道情報の収集に関すること
まちの活力創造課 （商工班）	ア 商工業関係の被害調査、応急救済及び援助に関すること イ 被災商工業者に対する融資に関すること ウ 中小企業の災害復旧資金に関すること

③市民部

課名（班名）	事　務　分　掌
市民課 （給食班）	ア 被災者に対する給食計画及び給食物資の調達に関すること イ 給食用資材の確保及び配分に関すること ウ 炊き出し記録整理に関すること エ 市民部に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること オ 市民部内の支援・協力に関すること
生活環境課 （生活環境班）	ア し尿の応急処理に関すること イ し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ 仮設トイレの設置に関すること エ 災害時における産業廃棄物に関すること オ 避難所におけるペットの受け入れに関すること カ 死体の収容及び埋葬に関すること キ 被災地の防疫に関すること
税務課 （避難誘導・調査班）	ア 災害による土地、家屋、設備等の被害調査及び確認に関すること イ 被災者の被害調査及び確認に関すること ウ 災害に伴う市税の減免に関すること エ 土地・建物に関するり災証明書の発行に関すること オ 地図への災害情報の記入に関すること カ 避難誘導に関すること
資源対策課 （清掃班）	ア ごみ、瓦礫の収集運搬に関すること イ 清掃施設等の被害調査及び応急対策に関すること

④健康福祉部

課名（班名）	事　務　分　掌
市民福祉課 （福祉班）	ア 要配慮者の把握及び相談に関すること イ 被災した障がい者の保護に関すること ウ コミュニケーション支援に関すること エ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること オ ボランティアの活動環境の整備及び受け入れに関すること カ 災害時要援護者支援プランの運用に関すること キ 福祉避難所の開設・収容・運営指導に関すること ク 健康福祉部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること ケ 健康福祉部内の支援・協力に関すること
生活支援課 （生活支援班）	ア 被災者の援護状況の調査、処置に関すること イ 生活保護世帯の被災状況調査に関すること ウ 災害見舞金等の支給に関すること
介護保険課 保険年金課 健康増進課 健康事業準備室 （救護班）	ア 医療班の受入れ・調整に関すること イ 被災者の救護計画の作成及び総括に関すること ウ 高齢者に関する被災状況調査と保護及び支援に関すること エ 負傷者の搬送に関すること オ 負傷者の一次救護に関すること カ 緊急通行車両に関すること キ 衛生医薬品等の確保及び配分に関すること ク 医療救護機関及び保健所との連絡調整に関すること ケ 感染症病患者の輸送に関すること コ 被災地の防疫に関すること サ 防疫資材の管理及び調達に関すること シ 被災地の保健衛生に関すること ス 病院、診療所への収容及び予防衛生に関すること セ 健康相談に関すること ソ 被災者及び家族からの心理相談に関すること タ 避難誘導及び福祉避難所の開設・収容・運営指導に関すること チ 健康福祉部内の支援・協力に関すること
社会医療法人 生長会 阪南市民病院 （医療班）	ア 医療班の編成に関すること イ 医療救護活動に関すること ウ 災害救助法による医療及び助産に関すること エ 市民病院の被害調査及び応急措置に関すること オ 市民病院の防災対策に関すること カ 入院患者の保護に関すること キ 市民病院に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること

⑤こども未来部

課名（班名）	事　務　分　掌
こども政策課 こども支援課 各保育所 各幼稚園 （福祉（児童福祉）班）	ア 児童福祉施設・幼稚園等の児童及び利用者の安全確保及び施設の保全に関すること イ 児童福祉施設・幼稚園等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること ウ 要配慮者の把握及び相談に関すること エ こども未来部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること オ こども未来部内の支援・協力に関すること

⑥都市整備部

課名（班名）	事　務　分　掌
都市整備課 河川農水課 道路公園課 下水道課 農業委員会事務局 （土木班） （都市整備班） （下水道班）	ア 応急仮設住宅の建設に関すること イ 市施設建築物の応急修理に関すること ウ 市施設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関すること エ 道路、住居及び河川内の障害物の除去に関すること オ 河川、水路等の被害調査及び応急対策に関すること カ 道路、橋梁等公共施設の被害調査及び応急復旧に関すること キ 公園施設、街路樹の被害調査及び応急復旧に関すること ク 避難経路の指示と誘導に関すること ケ 緊急交通路の維持補修に関すること コ 土砂災害の被害調査及び応急措置に関すること サ 樋門、排水ﾎﾟﾝﾌﾟ等の管理運用、被害状況調査及び修理に関すること（樋門等の開閉に関すること） シ 緊急時における作業員の雇入れに関すること ス 水防活動に関すること セ 道路交通規制及び交通対策に関すること ソ 交通事情の情報収集に関すること タ 大規模災害時における倒壊家屋の撤去に関すること チ 大阪府（岸和田土木事務所）との連絡調整に関すること ツ 建設工事事業者への協力依頼に関すること テ 重機、資機材、要員等の手配に関すること ト 公共建築物の耐震化の設計施工に関すること ナ 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること ニ 農林水産業関係の被害調査及び応急救済及び援助に関すること ヌ 漁港等の被害調査及び応急措置に関すること ネ 被災農林水産業者に対する融資に関すること ノ 大阪府（泉州農と緑の総合事務所）、土地改良区等との連絡調整に関すること

課名（班名）	事　務　分　掌
	ハ 農業委員会に関すること ヒ 都市整備部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること フ 放置車両対策に関すること ヘ 住宅造成に伴う開発地域の二次災害予防及び災害復旧についての行政指導、並びに大阪府（審査指導課等）との連絡調整に関すること ホ 建設施設、設備の危険防止措置に関すること マ 被災者への食料、生活必需品（義援物資含む。）の供給に関すること ミ 応急危険度判定等の連絡調整に関すること ム 関係機関（下水道関係）との連絡に関すること メ 下水道工事事業者の非常招集及び指揮監督に関すること モ 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること

⑦会計

課名（班名）	事　務　分　掌
会計課 （会計班）	ア 災害関係資金の収支及び審査に関すること イ 見舞金、義援金等の受付、保管並びに受払記録に関すること

⑧生涯学習部

課名（班名）	事　務　分　掌
教育総務課 学校給食ｾﾝﾀｰ （教育総務班）	ア 教育関係機関との連絡に関すること イ 教育関係施設等の被害記録の整備に関すること ウ 避難所（小中学校）開設のための情報収集及び選定に関すること エ 避難所（小中学校）の開設及び収容に関すること オ 教育施設の被害調査及び応急修理に関すること カ 教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること キ 教育委員会に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること ク 児童及び生徒への応急給食に関すること ケ 被災者への炊出し、給食業務者の協力に関すること
学校教育課 （指導班）	ア 児童、生徒の被害調査及び応急措置に関すること イ 児童、生徒の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関すること ウ 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の支給に関すること エ 応急教育に関すること
生涯学習推進室 中央公民館 （生涯学習推進班）	ア 社会教育施設の防災及び施設の被害状況の調査に関すること イ 社会教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること ウ 留守家庭児童会児童の被害調査及び応急処置に関すること エ 留守家庭児童会児童の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関すること

課名（班名）	事　　務　　分　　掌
	オ 文化財の被害調査及び応急対策に関すること カ 地域協力団体（婦人会等）との連絡に関すること キ ボランティアの活動拠点（尾崎公民館・地域交流館）に関すること ク 救援物資輸送拠点（総合体育館）に関すること

⑨議会事務局

課名（班名）	事　　務　　分　　掌
議会事務局 （議員連絡班）	ア 市議会議員との連絡調整に関すること イ 他部への支援・応援に関すること

⑩行政委員会事務局

課名（班名）	事　　務　　分　　掌
行政委員会事務局 （応援班）	ア 本部長の特命事項に関すること イ 他部への支援・応援に関すること

⑪泉州南消防組合

課名（班名）	事　　務　　分　　掌
阪南消防署 阪南消防署北分署 （消防班）	ア 火災予防対策に関すること イ 消防力の強化充実に関すること ウ 消防資機材等の点検及び整備に関すること エ 消火、救急、救助活動に関すること オ 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること カ 災害情報等の収集及び広報に関すること キ 広域消防応援等の要請・受入れに関すること ク 被害状況の調査、集計及び報告に関すること ケ 災害対策本部との情報連絡に関すること

２　大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

(2) 大阪府岸和田土木事務所

大阪府直轄公共施設の防災対策、水防活動、水防警報の伝達及び被災施設の復旧等に関すること

(3) 大阪港湾局

大阪府直轄港湾海岸施設及び海岸保全施設の災害予防、保全管理、水防警報の伝達、災害応急対策、復旧対策等に関すること

(4) 大阪府泉佐野保健所

ア　災害時における保健衛生活動に関すること

イ　地域災害医療本部の設置に関すること

(5) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

農業用施設に関する水防対策に関すること

3　大阪府警察（泉南警察署）

(1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること

(2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること

(3) 交通規制・管制に関すること

(4) 広域応援等の要請・受入に関すること

(5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること

(6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること

(7) 災害資機材の整備に関すること

4　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、本市、大阪府その他防災関係機関の実施する事務または業務について応援または協力するものとし、その大綱は概ね次のとおりとする。

(1) 近畿地方整備局（大阪国道事務所）

ア　直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

イ　応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

ウ　直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

エ　災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

オ　直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること

カ　直轄公共土木施設の復旧に関すること

(2) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

ア　海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること

イ　流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること

ウ　海難救助体制の整備に関すること

エ　海上交通の制限に関すること

オ　避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること

カ　海難の救助及び危険物等の海上流出油対策に関すること

キ　人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること

ク　海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること

(3) 岸和田労働基準監督署

工場、事業所等における災害防止対策に関すること

(4) 近畿総合通信局

災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること

(5) 近畿農政局（大阪地域センター）

ア　応急食料（米穀）及び乾パンの備蓄に関すること

イ　災害地における主要食料の需給調整に関すること

(6) 大阪航空局（関西空港事務所）

ア　指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること

イ　航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること

ウ　空港施設の応急点検体制の整備に関すること

エ　災害時における航空機輸送の安全確保に関すること

オ　遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること

5　指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに大阪府防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務に関し災害対策を実施し、または本市、大阪府その他の防災関係機関の実施する防災に関する事務または業務に協力するものとし、その大綱は次のとおりである。

(1) 阪南郵便局

ア　災害時における郵便業務の確保に関すること

イ　災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

(2) 西日本旅客鉄道（株）（JR 阪和線）

ア　施設の防災管理に関すること

イ　輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

ウ　災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

エ　災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること

オ　災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

カ　被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 南海電気鉄道（株）

ア　施設の防災管理に関すること

イ　輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること

ウ　災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

エ　災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること

オ　災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

カ　被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(4) 西日本電信電話（株）（関西支店）

ア　電気通信設備の整備と防災管理に関すること

イ　応急復旧用通信施設の整備に関すること

ウ　津波警報、気象警報の伝達に関すること

エ　災害時における重要通信に関すること

オ　災害関係電報・電話料金の減免に関すること

カ　被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
キ　「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること
(5) 関西電力送配電（株）（岸和田配電営業所）
ア　電力施設の整備と防火管理に関すること
イ　災害時における電力による二次災害防止に関すること
ウ　災害時における電力の供給確保に関すること
エ　被災電力施設復旧事業の推進に関すること
(6) 大阪ガスネットワーク（株）（南部事業部）
ア　ガス施設の整備と防災管理に関すること
イ　災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
ウ　災害時におけるガスの供給確保に関すること
エ　被災ガス施設の復旧事業に関すること
(7) 西日本高速道路（株）和歌山管理事務所
ア　西日本高速道路（株）管理道路の整備と防災管理に関すること
イ　道路施設の応急点検体制の整備に関すること
ウ　災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
エ　被災道路の復旧事業の推進に関すること
(8) 新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））
ア　空港島周辺の航空機災害の予防に関すること
イ　空港施設の応急点検体制の整備に関すること
ウ　空港島周辺の航空機災害の応急対策に関すること
エ　災害時における輸送確保の協力に関すること
オ　災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること
(9) 西台原土地改良区
ア　ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること
イ　農地及び農業用施設の被害調査に関すること
ウ　湛水防除活動に関すること
エ　被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること
(10) 大阪府エルピーガス協会泉南支部（阪南地区）
ア　LP ガス施設の整備と防災管理に関すること
イ　災害時における LP ガスによる二次災害防止に関すること
ウ　災害時における LP ガスの供給確保に関すること
エ　被災 LP ガス施設の復旧事業に関すること
(11) 日本赤十字社大阪府支部
ア　医療救護に関すること
イ　救援物資の備蓄と配分に関すること
ウ　血液製剤の供給に関すること
エ　義援金の受付等に関すること

オ　阪南市赤十字奉仕団との連絡調整に関すること

(12) 大阪広域水道企業団

ア　応急給水計画の作成に関すること

イ　断水地区への応急給水作業の実施に関すること

ウ　水道及び給水に係わる広報活動に関すること

エ　水道用資材の管理に関すること

オ　水道施設の災害調査及び応急復旧に関すること

カ　市内の水道被害状況調査及び報告に関すること

キ　送配水管の応急復旧に関すること

ク　給水装置の応急復旧に関すること

ケ　市内の水質検査及び飲料水の確保に関すること

コ　上水道工事事業者の非常招集及び指揮監督に関すること

6　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) (一社)泉佐野泉南医師会

ア　災害時における医療救護の活動に関すること

イ　負傷者に対する医療活動に関すること

(2) (一社)泉南薬剤師会

ア　医薬品、衛生用品の確保に関すること

イ　医療救護所における調剤に関すること

(3) 阪南市社会福祉協議会

ア　災害時における福祉に関すること

イ　ボランティアの防災活動支援に関すること

(4) 各農・漁業協同組合及び商工会等

農地、漁船及び農漁業用並びに商工用施設の災害復旧、再生産の維持に必要な資金の貸付け並びに融資のあっせんに関すること

(5) ため池管理者

ため池の防災管理に関すること

(6) 水利組合

ア　ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること

イ　農地及び農業用施設の被害調査に関すること

(7) 自治会、自主防災組織、校区（地区）福祉委員会、民生児童委員等

被災時の各種情報の連絡、避難者の世話、その他応急措置の協力に関すること、地域における防災対策の推進並びに災害時における初期消火活動、被災者の救出救護及びその他応急措置の補助に関すること

(8) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

各々の掌握事務についての防災対策に関すること

7　陸上自衛隊（第 3 師団第 37 普通科連隊）

(1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

(2) 本市をはじめ大阪府その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

第２　市民、事業所の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力・過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

事業所は、災害時に果す役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

事業所は、自助、共助の理念のもと、災害時に果す役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

１　災害等の知識の習得

(1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施

(2) 地域の地形、危険場所等の確認

２　災害への備え

(1) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や非常時マニュアル等の整備

(2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止

(3) 避難場所、避難経路の確認

(4) 従業者及び利用者等の安全確保

(5) 従業員の安否確認方法の確認

(6) 最低３日分の生活必需品等の備蓄

３　出勤及び帰宅困難者への対応

(1) 発災時のむやみな移動開始の抑制

(2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力

(3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄

(4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

４　地域防災活動への協力等

(1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画

(2) 初期消火、救出救護活動への協力

(3) 市、国、大阪府が実施する防災・減災対策への協力

第３　ボランティアやＮＰＯ等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやＮＰＯ等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、大阪府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第５節　阪南市の災害環境

第１　市の概況

１　自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は、東経 135°11′27″から 135°17′07″まで、北緯 34°17′51″から 34°22′21″までに位置し、東西約 8km、南北約 6km、その面積は 36.17km^2 である。

(2) 地勢

本市は、大阪府の南部に位置し、北側は大阪湾に面し、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、東は男里川を隔てて泉南市と、西は岬町に至り、北東部の平野部を除くほとんどが和泉葛城山系の傾斜面に占められ､特に西沿岸部は低い山地が海岸に迫る地勢となっている。

(3) 地形・地質

本市域は、中地形（中規模の地形）の単元でみると、

・市域の南半分に広がる和泉山地

・和泉山地の山麓から海岸近くまで広がる阪南台地

・男里川河口付近の男里低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

①和泉山地

市域の約 6 割を占める山地は、市域の南半分に広がり、最高点は雲山峰近くの約 460m である。山地は、和泉層群とよばれる砂岩・泥岩・砂岩泥岩互層から構成されている。和泉山地の主軸の方向は東北東一西南西であり、和泉層群の方向性をそのまま反映している。山地内の河川もほとんどこの方向に発達しているが、山地を南北に横断する河川もみられる。

②阪南台地

山麓から海岸近くまで広がる台地は、市域の平坦地のほとんどを構成し、市街地の大部分が立地している。台地面は中位段丘と低位段丘からなるが、台地のほとんどは低位段丘である。

③男里低地

男里川河口付近には、わずかに低地が分布している。標高 5m 以下の三角州性の低地である。河川沿いには、谷底平野がみられる。低地部分は、陸地化したあとの川の作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

(4) 気象

本市は、瀬戸内式気候に属し、令和 3 年の年平均気温は 16.4℃、厳冬期の 2 月平均気温も 8.0℃前後と穏やかな気候である。

年間平均降雨雨量は 1,638 ㎜前後で、6 月から 7 月にかけての梅雨期を中心に、4 月下旬の春雨時、台風期を含む秋雨期に集中している。

風向は、春から夏にかけては南及び南南西の風が多く、秋から冬にかけては、以前は西及び西北西の風が多かったが近年は南の風も多く、年平均の風速は、2.3m/s であるが、夏季に比べ冬季の方が風が強い。

2　社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和 2 年時点で人口総数 51,254 人、世帯数 20,774 世帯となっている。平成 15 年には 60,015 人とピークを迎えて以降、緩やかな減少傾向となっている。

本市の人口

人口 （人）	世帯数 （世帯）	人口密度 （人/㎞²）	1 世帯当たり人口 （人）	出　　典
51,254	20,774	1,417.0	2.47	令和 2 年国勢調査

(2) 交通

市内の交通は、沿岸を東西に国道 26 号(第二阪和国道)、府道 752 号(府道和歌山阪南線)、府道鳥取吉見泉佐野線が南北に阪和自動車道及びそれに結ばれる府道東鳥取南海線がある。その両地域を主に府道自然田鳥取線が結んでいる。また、国道 26 号(第二阪和国道)、府道 752 号(府道和歌山阪南線)を市道箱作駅前線、貝掛丘陵線、南山中丘陵線が結んでいる。

鉄道は、市街地を東西に南海本線が、また、山間部を北東から南にかけて JR 阪和線が走り、それぞれ本市における交通の主要幹線となっている。

(3) 土地利用の変遷

洪水、崩壊及び地震などの自然現象は、被災対象のない場所で発生しても重大な災害とはならないが、市街地をはじめとする高度の土地利用をなされている場所で発生すれば、大災害となる危険性をもっている。災害は土地利用と密接な関係をもっており、土地利用の変遷とともに災害形態や被害が変化する。

本市の土地利用変遷は次のようにまとめられる。

昭和 30 年代半ば頃から、市街地と宅地は、南海電鉄尾崎駅周辺と箱作、鳥取、自然田等に発達している。

地形的にみると、市街地と宅地のほとんどは比較的災害を受けにくい台地・段丘に分布している。ただ、低地では男里川と茶屋川河口付近の市街地と谷底平野にある桑畑の集落がみられる。土砂災害をやや受けやすい地域の集落は、山麓緩斜面にある山中渓である。

昭和 40 年代以降、土工が比較的容易な大阪層群からなる丘陵地を中心に、舞地区（旧南海団地）、箱の浦団地及びいずみが丘団地など大規模住宅団地の開発が進んだ。

平成以降、さらに阪南スカイタウンでの大規模住宅開発が進み、台地・段丘における市街地の拡大が進んだ。

市街地の変遷をみると、以前はほとんどの市街地・宅地は災害の少ない台地・段丘に分布していたが、都市化が進むにつれて徐々に低地部や土砂災害や地盤災害を受けやすいともいえる丘陵地や山麓に拡大してきている。これは、風水害、土砂災害及び地震災害がより発生しやすくなりつつあることを示している。

３　地震環境

本市の位置する近畿では、日本でも地震活動の活発な地域である。

この地域は、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートが相接しており、南海トラフ等それらの境界面では、過去に多くの巨大地震が発生している。

また、近畿地方中部は、日本の内陸では最も活断層が密に分布している地域の一つであり、兵庫県南部地震の事例からも推測されるように、長いタイムスケジュールでは地震多発地帯と考えられる。大阪府周辺では、上町断層系、生駒断層系など比較的大規模な活断層が存在しているが、本市域の活断層については、大阪府の検討結果を踏まえて、今後検討する。しかし、比較的近い地域の活断層として、和歌山県内の紀ノ川から吉野川沿いに分布する中央構造線とその副断層である五条谷断層、根来断層が存在する。

第６節　災害の想定

第１　対象とする災害

この計画の作成にあたっては、本市の地域における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、本市において発生し得るべき災害を想定しこれを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また次の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

1　風水害
2　地震災害
3　津波災害
4　大規模な林野火災等
5　高層建築物災害
6　危険物等災害
7　海上災害
8　航空機災害

第２　地震被害想定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、想定外と言われた未曾有の被害をもたらした。この事実を受け、国及び大阪府でこれまでの想定を超える南海トラフ巨大地震による被害想定を公表した。

本市では、これらの結果を踏まえ、あらゆる地震・津波災害等を想定しつつ、災害レベルに応じた人命対策や資産の保護といった防災の取組を講じるよう努める。

○想定地震発生時の条件

・季節、時間　　冬の夕刻、平日午後 6 時

・気象条件　　晴れ、平均風速 2.3m/s

		上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ
地震の規模		ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.5～7.8	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.5～7.8	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.3～7.7	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.3～7.7	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 7.7～8.1	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 9.1
		計測震度 4 以下～5 弱	計測震度 4 以下～5 弱	計測震度 4 以下～5 強	計測震度 4 以下	計測震度 5 強～7	計測震度 5 弱～6 強
建物全半壊棟数	全壊(棟)	0	13	0	0	859	1,697
	半壊(棟)	2	29	0	0	1,183	4,119
出火件数(件)		1	1	0	0	2	2
死傷者数	死者(人)	0	0	0	0	6	290
	負傷者(人)	0	7	0	0	215	1,060
罹災者数(人)		5	126	0	0	5,779	10,387
避難所生活者数(人)		2	37	0	0	1,676	6,667
ライフライン	停電（軒）	0	84	0	0	15,992	12,766
	ｶﾞｽ供給停止（戸）	0	0	0	0	11	―
	水道断水影響人口（人）	0	2,000	0	0	32,000	51,254
	電話不通（回線）	52	52	0	0	938	4,000

第３　南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、概ね 100～200 年の周期で発生するとされている地震であるが、発生した場合、これまで想定していなかった甚大な被害をもたらすと言われている。

平成 25 年 11 月、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」）」に改正され、同年 12 月に施行されている。

これにより、科学的に想定しうる最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮した地震防災対策を推進することとなった。

また、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、大阪府の推進計画等との整合を図り、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき対策を推進する。

第２編　災害予防対策

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　災害危険区域

災害危険区域の指定は、市民が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対する予防措置を講じるために必要な情報を提供するとともに、防災関係機関があらかじめ災害の発生する恐れの高い区域を把握し、効果的な防災対策を実施するために行うものである。

第１　法令により指定されている災害危険区域

１　急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条）
令和４年４月１日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険区域は２箇所である。

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全人家戸数	施工状況
飯ノ峯	箱作	4.58	H5.3.31	19	施工済
住友金属	箱作		R3.7.1	10	

２　地すべり防止区域（地すべり防止法第３条）
令和４年４月１日現在、本市域には地すべり防止区域はない。

３　災害危険区域（建築基準法第 39 条）
令和４年４月１日現在、本市域の建築基準法による災害危険区域は３箇所である。

建築基準法に基づく災害危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	種別	指定年月日
山中渓	山中渓	1.72	２種	S.59.3.28
飯ノ峯	箱作	4.58	１種	H.5.3.31
住友金属	箱作			R3.7.1

第２　土砂災害危険箇所

土砂災害（特別）警戒区域とは、平成 13 年 4 月に『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』が施行され、土砂災害危険箇所（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、警戒避難体制の確立や一定の行為（開発、建築）の制限を行う区域である。

本市には、「急傾斜地崩壊危険箇所」が 49 箇所、「地すべり危険箇所」はないが「土石流危険渓流」は 20 箇所ある。また、土砂災害警戒区域は 231 箇所、内、土砂災害特別警戒区域は 221 箇所ある。（令和 4 年 4 月 1 日現在）

①急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地でがけ崩れの発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所

②地すべり危険箇所

過去の災害履歴等から地すべりが発生する可能性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある箇所

③土石流危険渓流

土石流の発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある渓流

④土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域

⑤土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域

*急傾斜地崩壊危険箇所は資料編 1～2 頁参照
*土石流危険渓流は資料編 3 頁参照
*土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は資料編 5～12 頁参照

第２節　水害予防対策の推進

市及び関係機関は、洪水、高潮及び内水氾濫による災害を未然に防止し、または被害の拡大を防止するため、河川、海岸等に関する水害予防対策の推進を図る。

第１　河川の改修

本市域にある大阪府管理の二級河川は５河川、市管理の準用河川は３河川である。

*大阪府管理河川の水防区域は資料編 14 頁参照

１　河川改良・改修事業の推進

⑴ 大阪府管理の河川

大阪府の管理する河川は、大阪府が整備計画に基づき改修を進める。市は、堤防の決壊により人家等に被害等をおよぼす恐れがある箇所については、管理者とともに流域、河川の状況等を的確に把握し、必要な方策を講じる。

⑵ 市管理の準用河川

市が管理する準用河川の改修については、現地調査を行い、およそ 10 年に一度の降雨（1 時間雨量 50mm 程度）に対応できるよう整備を進める。なお、河川改修は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に適応できるように計画する。

その他の市管理の水路または河川（準用河川は除く）については、公共下水道雨水計画に基づいて改修を進める。

２　防災施設の点検・整備

河川、排水路及び下水路では、本川や海の水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、排水施設の整備を推進する。市が管理する準用河川の改修については、河川長寿命化計画の策定を検討し、緊急性の高いものから整備を進める。

また、既設の防災施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。

さらに、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。橋梁等の河川占用工作物のうち、古い施設などで耐震性が不十分な施設については、その向上を図る。

第２　水害防止対策の推進

洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、被害の軽減を図るため、特別警戒水位の設定及び到達情報、水防警報の発表、水位情報の公表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。

１　特別警戒水位への到達情報の発表

大阪府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水位情報周知河川に指定した男里川において、特別警戒水位 2.80m への到達情報の発表を行う。また、大阪湾沿岸で潮位が高潮特別警戒水位 O.P+3.50m に到達、あるいは実際に氾濫が発生した場合に高潮氾濫発生情報の発表を行う。

その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

大阪府は、市長による洪水、高潮時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川や管理海岸の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

２　水防警報の発表

大阪府は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるとして水防警報河川に指定した男里川において、洪水の恐れがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。また、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合、海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、海岸水防警報の発表を行う。

近畿地方整備局及び大阪府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

３　水位情報の公表

大阪府は、水位観測所を設置した男里川において、その水位の公表を行う。

４　洪水リスク表示図の作成及び公表

(1) 洪水リスクの開示

大阪府は、「今後の治水対策の進め方（平成 22 年 6 月）」に基づき、人命を守ることを最優先に、様々な降雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示する。

市は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

(2) 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

市及び大阪府は、公表された洪水・高潮リスクをわかりやすく住民に周知するとともに、

災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成・公表にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

5　浸水想定区域の指定・公表

(1) 浸水想定区域の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(2) 浸水想定区域の公表・周知

大阪府は、水位情報周知河川である男里川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を公表する。

また、大阪府は、大阪湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲を公表している。

その他、過去の浸水実績や河川の状況に応じた簡易な方法などにより、大阪府より提供される防災施設等の所在地に係る河川の情報について、周知に努める。

6　浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、または近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

7　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、浸水想定区域の指定があった場合は、阪南市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　特別警戒水位への到達情報の伝達方法

イ　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ　浸水想定区域内に位置し、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多

数の者が利用する施設をいう。）または主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが有る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(2) 市は、前項のウに規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、特別警戒水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。

(3) 市は、(1)の各項目に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

(4) (1)により地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じなければならない。

ア　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。 また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。

イ　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

ウ　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(5) 市及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

８　水防と河川管理等の連携

(1) 市及び大阪府は、国や大阪府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第３　高潮対策

１　海岸保全事業の推進

市は人家等に被害等を及ぼす恐れがある箇所については、災害防止工事を大阪府に働きかける。

２　樋門・門扉等の点検

市は、大阪府の海岸防災施設・設備の充実と維持管理に協力する。

３　タイムラインの作成

市は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

第４　ため池対策

本市域のため池のうち、重要な水防ため池が 6 箇所、要水防ため池が 29 箇所ある。

老朽ため池の決壊による災害を防止するため、ため池が決壊した場合の洪水被害想定や避難対策等の情報整理を行い、地域住民に周知し、被害の未然防止や軽減に努める。

１　ため池補強事業の推進

主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について啓発指導に当たるとともに、危険なため池について、国・大阪府の補助等による補強事業の推進を図る。

２　水防監視体制の強化

(1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉等の操作に支障がないよう整備点検及び

監視体制を強化する。

(2) 気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生の恐れがある場合には、土地改良区、水利組合、泉州南消防組合、地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

３　ため池防災テレメータの利活用

本市管内において、水防上重要なため池 9 箇所について「大阪府ため池防災テレメータ観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメータシステムの積極的な利活用により、正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

４　ため池の治水活用

市は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備を行うとともに、大阪府やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。

第５　浸水対策

本市では、山間丘陵部における宅地開発や流域開発による水路等への流入量増大により、浸水危険性が増大しつつある。

こうした状況から、浸水被害の発生を防止する種々の施設整備を推進すると同時に、浸水時にその被害を軽減するための施策を講じる必要がある。

１　水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、農業用水路については、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平時から危険箇所の把握に努める。

２　側溝・水路等の整備等

(1) 道路の側溝は、年度計画により新設及び改修を行う。

(2) 側溝・水路等の浚渫を毎年行う。

(3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。なお出水期に流出または埋没の恐れのある暗渠・橋梁は地元住民に警戒を周知するとともに、敷設替えや維持補修に努める。

３　雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や下水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

(1) 公共下水道（雨水）整備計画

(2) 防災調整池の整備

(3) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備

(4) 透水性舗装や道路側溝浸透桝の設置の推進

４　道路の冠水対策

交通の確保を図るため、冠水した実績のある、または冠水する恐れのある道路について、必要な対策を講じる。

第６　農業用河川工作物対策

農業用河川工作物のうち、緊急に整備を必要とする危険な施設は計画的に改修を図り、異常気象に注意し、水位変動を監視するとともに、状況により河川管理者と協議し、必要な措置をとる。

農業用水を取得するため設置された施設で、築造後経年や河床変動等により、構造が不適当・不十分なものについては、整備補強等の改善措置を講じるとともに、監視体制の強化に努める。

１　施設の点検及び監視体制の強化

出水期に先立ち、水門・樋門等の操作に支障がないよう整備点検を実施する他、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

第３節　土砂災害予防対策の推進

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため災害の発生が予測される危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民の安全確保のために周知徹底に努める。

災害発生の可能性がある場合に円滑な避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第１　防災ソフト対策

１　土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府は、土砂災害により被害の恐れのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条・９条）を行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域内での開発規制

大阪府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

(3) 警戒避難体制等

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があった場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等警戒避難に関する事項について地域防災計画を定めるとともに円滑な警戒避難が行えるよう必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

また、警戒区域内に位置し、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条）

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、

関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び大阪府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

２　土砂災害防止法の改正に伴う避難体制の充実・強化

平成 26 年 8 月の広島市の大規模土砂災害を踏まえ、土砂災害防止法が改正（平成 27 年 1 月 18 日施行）された。そのなかで、土砂災害警戒区域のある自治体においては、避難場所や避難ルート、社会福祉施設や学校への情報伝達方法を明記することが求められている。

そのため、緊急速報メールや屋外拡声器のような市域全域を対象とした情報伝達手段だけに頼らない、エリアを限定した防災情報の伝達手段について検討を行い、避難体制の充実・強化に努める。併せて、突発的な局地的豪雨の発生、さらには夜間・早朝等の時間帯における発生なども考慮した、避難訓練の実施等についても取り組むこととする。

３　土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第２　防災ハード対策

１　土石流対策

(1) 国土交通大臣は、土石流など土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、「砂防指定地」（砂防法第２条）を指定する。

(2) 大阪府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。

(3) 大阪府は、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(4) 市は、関係機関と協力し、土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。

(5) 市は、土石流による災害を未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。

(6) 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、避難行動要支援者施設等へ的確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。

(7) 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

２　急傾斜地崩壊対策

(1) 大阪府は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止し、法面の崩壊を抑止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条）を指定する。また、「災害危険区域」（大阪府建築基準法施行条例第３条）を指定し、必要に応じて居住用建物の建築制限等を行う。

(2) 崩壊の危険のある急傾斜地については、基本的には土地の所有者、占有者または管理責任者が崩壊防止工事を実施すべきものであるが、一定の条件を備え、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合は、大阪府が事業主体となり崩壊防止工事等を実施する。

(3) 市は、関係機関と協力し、急傾斜地におけるがけ崩れの発生が予想される危険箇所について、その危険性の把握と周知に努める。

(4) 市は、急傾斜地におけるがけ崩れを未然に防止するため、関係機関と協力して定期的にパトロール等を実施する。

(5) 市は、災害発生の危険性が高まった場合に、地域住民、避難行動要支援者施設等へ的確かつ迅速に情報を伝達し、早期に安全な避難が行えるよう日頃から、警察及び地域住民の協力を得て、その体制づくりに努める。

(6) 市は、地域住民からの情報や気象予警報及び雨量情報等の情報収集連絡体制を整備する。

３　地すべり対策

現在、市域には地すべりによる被害の恐れがある地すべり防止区域及び危険箇所はないが、開発行為等による地すべり災害が生じないよう指導・監視に努める。

４　建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

第３　宅地防災対策

丘陵地や山麓部に近接した宅地開発が行われ、高い擁壁や人工斜面に近接して居住地が形成されている。さらに近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、浸水・浸食の原因となっている。このため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導・規制を行い、宅地災害の防除を図る。

１　宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴うがけ崩れ、または土砂の流出による災害を防ぐために、宅地造成等規制法に基づいて指定された区域であり、法に基づき大阪府が指定した区域である。

令和４年４月１日現在、市域では、2,472ha（平成 10 年５月１日指定）が宅地造成工事規制区域として指定されている。

２　造成宅地防災区域

造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生する恐れが大きいとして指定する区域である。造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、大阪府等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講じるよう勧告や改善命令を行なうことができる。

(1) 宅地造成に係る指導等

市は、宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法第３条にいう宅地造成に伴い災害が生じる恐れの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域）において、開発事業者に対して、宅地造成工事に関する技術基準に適合するよう指導する。

(2) 広報活動等

市及び大阪府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、住民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。また、「宅地防災月間」を通じて、ポスターの掲示及びパンフレット作成・配布等を実施し、市民及び事業者に対する広報活動・指導を推進する。

市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、大阪府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

(3) 宅地防災パトロールの実施

市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

(4) 盛土による災害の防止に向けた対応

大阪府及び市は、盛土における災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、市は地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、大阪府の助言等の支援を受ける。

第４　治山対策

山地の土砂流出を防ぎ、山林の保全を図るとともに、下流域を水害から防止するために山の持つ保水機能の維持・向上を図るための各種の施策を行う。また、林道は、災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

１　森林法により森林の維持増進を図り、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施し、山地災害の未然防止に努める。

２　複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。

３　復旧治山、予防治山等の治山事業を促進するとともに、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。

４　流木災害が発生するおそれのある森林について、流木となる危険性の高い渓流沿いの立木の伐採、林外搬出などの対策を推進する。

第４節　津波災害予防対策の推進

第１　津波に強いまちづくり

１　趣旨

津波からの迅速で安全な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とし、出来るだけ早期に避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

２　津波想定と留意点

津波浸水想定は、以下の２つのレベルの津波を想定している。

	L1	L2
想定する津波	最大クラスの津波に比して発生頻度が高い津波（数十年から数百年）	発生頻度は低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
留意点	・人命保護 ・財産の保護 ・経済活動の安定 ・生産拠点の確保 など	・住民等の生命を守ることが最優先 ・その他（防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、高台移転など総合的な対応）

３　津波に強いまちの形成

(1) 津波に対応できる施設整備

津波から出来るだけ迅速に避難できるような避難場所や避難路、津波避難ビルなどの避難関連施設の計画的な整備を図りつつ、津波に強いまちの形成を図る。

(2) 都市計画との連携など

沿岸部における土地利用計画や建築規制などを用いた都市計画における規制･誘導による、最大クラスの津波による浸水リスクに配慮した、津波災害に強いまちづくりを推進する。

４　海岸保全事業の推進

市は、波浪による海岸の浸食や高潮、L1 津波等による海水の進入を防止するため、大阪府に海岸保全施設などの整備を働きかける。

５　避難関連施設の整備

(1) 津波避難ビルの整備、指定

津波災害警戒区域内等において、民間ビルも含めた建築物を津波避難ビルとして指定する。

〈指定にあたっての基準〉

・構造上の要件…津波に対して安全な構造であるか

・避難上の要件…避難上有効な場所であるか、当該場所までの経路が確保されているか

・管理上の要件…津波発生時に一般市民に開放されることが可能かどうか

(2) 避難路の確保など

住民が安全な場所に避難できるよう避難路等の整備を行いつつ、避難時間短縮のための工夫、改善を図る。

6　公共施設等の津波対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設については、浸水による被害が見込まれない安全な場所にて整備を行う。やむを得ず、浸水による恐れが見込まれる場所に立地せざるを得ない場合は、以下の対策を図るものとする。

・建築物の耐震化

・高所における非常用電源の設置

・情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など

市庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

7　ライフラインの耐震化

上下水道、電気、電話などのライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすため、耐震化を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備・確保等の対策を講じるものとする。

(1) 上水道施設

主要施設は津波により被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐震化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(2) 下水道施設

放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図る。

(3) 電力施設

ア　送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

イ　変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

ウ　配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易と

する設備形式を考慮した設計とする。

エ　通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(4) 電話施設

ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地区に配置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るように努める。

第２　津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

大阪府は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波の被害想定結果を踏まえ、必要に応じて津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域を指定する。

また、市においても、同法に基づき必要に応じて推進計画を策定する。

第３　津波防災意識の普及・啓発

１　趣旨

自らの命は自らで守ること（自助）を基本としつつ、災害時には、共助の意識をもって防災活動等への協力を行う。

２　留意点

(1) 防災意識の向上のための普及啓発

市民自らの避難行動につながる、津波に対する正確な知識の普及啓発を図る。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育、防災訓練の推進

地震発生時には、まずは高台等を目指して避難する意識を徹底させる防災教育や防災訓練の推進を図る。

３　防災教育

津波による人的被害を軽減する最も有効な方法は、住民等による避難行動が基本である。そのため、住民に対する津波警報等や津波到達予想時刻、避難指示等の周知や啓発に努める。さらに、住民等の防災意識の向上を図るため、防災に関する様々な情報を分かりやすく発信していく。

(1) 住民に対する防災教育

防災関連行事等を通じて、住民に対する津波災害の危険性の周知を図るとともに、以下の事項についての意識啓発に努める。

・避難行動に関する知識

・津波の特性に関する知識
・津波に関する想定、予測の不確実性に関する知識
・家庭における備え

⑵ 子どもに対する防災教育

小学校や中学校などにおける教育を通じて､防災上の観点からみた地域の特徴や過去の津波災害における教訓等について継続的な防災教育に努める。

併せて、津波発生時に迅速な避難行動がとれるよう、常日頃から津波発生を想定した避難訓練等の実施に努める。

４　津波ハザードマップの作成・活用

津波浸水想定を踏まえ、避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの作成を行い、住民等に対して周知を図るものとする。また、作成した津波ハザードマップが有効に活用されるよう努める。

５　防災訓練の実施

防災関係機関と協力・連携しながら、要配慮者を含めた住民参加による防災訓練を積極的に実施する。

また、住民だけでなく海水浴客等も対象とした訓練についても定期的に実施することを検討する。

６　津波フラッグの活用

住民に対し津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

第４　住民等の避難誘導体制

１　津波避難計画の策定及び周知

具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。併せて、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所や津波避難ビル等、避難路の整備・確保などハードとソフトが一体となった防災力の向上に努める。

２　徒歩避難の原則と周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

また、地域の方々とワークショップ等を通じた意見集約を図りながら、「津波避難計画」の作成等も検討し、市民が安全・安心に避難できる体制づくりに取り組む。

３　避難誘導を行う者の安全の確保

消防職員、消防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達までの時間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

４　避難行動要支援者の避難誘導

高齢者や障がい者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

具体的には、避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）を整備し、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別計画を作成する等、普段から自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生委員児童委員協議会等との情報共有を図るなど、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努める。

病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努める。

また、市内外から訪れる海水浴客やせんなん里海公園等を訪れる散策者などに対しても、適切な避難誘導を図るよう努める。

第５　被害軽減に対する備え

１　趣旨

津波による被害を最小限におさえるため、津波発生後の消防活動や救助・救援活動、緊急輸送経路の確保などの事前対策を図ることを目指す。

２　緊急輸送に関する施設の津波災害に対する安全性の確保

災害発生時の輸送施設や輸送拠点として指定された施設、及び緊急輸送道路に係る信号機などの道路交通関連施設について、津波災害に対する安全性の確保に努める。

３　指定避難所の指定、整備

指定避難所は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所を指定する必要があるが、やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐震化や非常用発電機の設置場所の工夫、必要物資の備蓄など防災拠点化を図る。

４　その他

消火活動、救助・救援活動、医療救護活動、緊急輸送のための備えなどは第３編災害応急対策編の内容に準じる。

第５節　液状化予防対策の推進

液状化危険性の高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。また、市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを公表し、大阪府は、これについての国からの情報収集等を行なう。

１　液状化発生の防止

敷地利用者等は、以下のような方法により液状化発生の防止に努める。

(1) 敷地の排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くならないように配慮する。

(2) 敷地が緩い砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土(粘土・礫)を混ぜ合せるなど、地盤改良を行う。

(3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

２　構造物被害の防止

(1) 構造物基礎を杭基礎または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎などにする。

(2) 建築物は平面の細長い形や複雑な形を避ける。

３　地下埋設物被害の防止

地下埋設物は液状化の影響を最も受けやすいので、地下埋設事業者は、設計及び施工時に液状化対策を十分に考慮する。

また、既設のものについては、強度の低いものから順次、補修、取替えを実施するとともに、地下埋設物が被災した時の供給方法について事前に検討しておく。

第６節　二次災害予防対策の推進

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは市街地の延焼火災であるが、市において既往地震による火災の記録は、特にないが、尾崎駅周辺の市街地などでは木造家屋の密集地区が比較的連続し、延焼火災の危険性は低いとはいえない状況にある。

そのため、地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊などの直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することも考えられる。

1　堤防や堰堤の破堤による水害
2　斜面崩壊などによる土砂災害
3　地震に伴う火災
4　危険物などによる災害
5　人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、様々な災害予防対策を実施するなかで、地震災害の予防に努める。

１　出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予測され、状況によっては、大火災に進展する可能性があるので、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて、管理状況などを整備し、火災予防の徹底を図る。

泉州南消防組合は、出火防止・初期消火体制を指導することにより、地震時に予測される火災の発生を未然に防止する。

(1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い及び初期消火の方法などについて指導する。
(2) 学校、病院などの防火管理者に対し、震災時等における消防計画の作成及び消防訓練の実施などについて指導する。
(3) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
(4) 危険物施設などの設置または変更許可に当たっては、危険物の転倒・落下・流出などによる火災、爆発などの危険を防ぐため、地震動による慣性力などによって生ずる影響を十分考慮するとともに、立入検査などを通じて行政指導を行う。
(5) 震災時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を計画的に設置する。
(6) 事業所などの自衛消防組織の有効活用による火災発生の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、地震時における自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。

第７節　警戒体制の確立

第１　水害警戒体制

水害予防と人命の安全を目的とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるため、水害に対する警戒体制の確立を図る。

１　水防区域の見直しと市民への周知

河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

２　雨量計及び量水標の整備・点検

観測に障害が発生しないよう、定期的にため池防災テレメータ観測所や水防防災情報システム雨量観測所等の機器の点検・整備や必要に応じた観測機器の増設を働きかける。

３　備蓄倉庫及び備蓄用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

４　地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方がうまく機能することにより、水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。

地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

５　水害危険箇所・地域ごとの警戒方法の検討

水害危険箇所・地域ごとに、次のような事項からなる警戒方法を定める。

(1) 情報連絡体制
(2) 避難場所
(3) 避難経路

第２　土砂災害警戒体制

土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、事前にこれらに関する施策を実施し、警戒体制の確立を図る。

１　防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

２　危険区域（箇所）の市民への周知・啓発

防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）及びパンフレット作成・配布などにより、土砂災害危険箇所について地域住民への周知・啓発を図る。

３　雨量計等の整備

市及び大阪府は、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、雨量計や土石流発生監視装置（雨量情報を解析し、基準雨量に達したかを算定する装置）の整備を図る。

４　情報収集及び伝達体制の整備

土砂災害危険区域への情報伝達体制を強化するため、送受信可能な無線設備の設置を推進する。

孤立の恐れがある山間部集落への送受信可能な無線設備を設置する。

気象予警報等の情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

５　土砂災害危険箇所の避難方法の検討

(1) 警戒方法の検討

土砂災害危険箇所に、次のような事項からなる警戒方法を定める。

ア　情報連絡体制

イ　避難場所

ウ　避難経路

(2) 避難体制の整備

関係市民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

ア　危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料の活用を図るとともに、広報誌、防災マップ（土砂災害ハザードマップ

等）及びパンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

イ　自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係市民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

ウ　警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量情報を入手するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政無線固定系の整備強化を行う。

エ　予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて予警報及び避難命令を迅速かつ正確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

(3) 避難路等の整備

ア　危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、避難行動要支援者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係市民が安全に避難できるよう避難路、避難所（地）を選定するとともに、関係市民に周知する。

イ　避難路、避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

(ｱ) がけ崩れ、土石流等の被害を受ける恐れのないこと

(ｲ) 洪水氾濫等の水害を受ける恐れのないこと

(ｳ) 危険箇所の人家からできるだけ近距離にあること

6　防災知識の普及

市及び関係機関は、関係市民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生する恐れのある時期（梅雨期、台風期）の前などに、防災行事や防災訓練の実施に努める。

7　斜面判定士の活用

大阪府及び市は、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時または災害発生の恐れのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

第３　地震災害警戒体制

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、震災に対する警戒体制の確立を図る。

１　震災危険区域の把握と市民への周知

震災対策体制等の整備や地震災害状況に応じて、危険区域を常に把握し見直すとともに、地域住民に周知を行う。

２　地震情報の把握

地震情報及び震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円滑に行われるよう努める。

３　備蓄倉庫及び備蓄用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

４　地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

５　震災に対する防災体制の整備

地震による災害は、広域的に激甚な被害をもたらす恐れがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連をもち効率的に機能するよう、防災体制を多角的に検討し、その組織化を図る。

(1) 公的機関における防災体制

防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互間においては、震災発生時、直ちに効果的に対処できるよう、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておく。

(2) 高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、防災責任者を定めておく。防災責任者は、関係機関と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図り、効率的な初期消火、避難、情報伝達等についての計画を策定しておく。

第８節　都市の防災化の推進

市及び関係機関は、建築物の不燃化、都市空間の確保及び整備、市街地整備等により、都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府）を活用するものとする。

市及び大阪府は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、防災・福祉・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、本計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、市町村に対し優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう働きかけるとともに住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、市及び大阪府は、「防災都市づくり計画」の策定等により、都市防災構造化対策の推進に努めるものとする。

第１　市街地の整備

準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、現在、本市においては、尾崎駅周辺及び桃の木台地区内の近隣商業地域約 15ha が指定されている。

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、地震・火災等の災害が発生すると人命及び財産に大きな損害を与える恐れがある。こうした災害の発生を防止するため、建築物、公共施設等の総合的かつ面的な整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強い都市づくりを推進する。

１　建築物の不燃化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定

都市計画法による防火・準防火地域を指定することにより、都市の不燃化を図る。

(2) 建築基準法第 22 条区域指定

防火･準防火地域以外の地域においても､第 22 条区域の建築物の屋根の不燃化を図る。

２　木造密集市街地の整備促進

防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強い住まいとまちづくり計画」（「災害に強い住まいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）の策定を検討するなど、下記の諸施策を重層的に実施し、建築物の不燃化、耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

ひいては、こうした取組みにより、新たな住民を呼び込み、まちが活性化するという流れを生み出し、住民や民間による土地活用や自主防災等の取組みが進み、地域の防災性の向上にもつながるといった好循環をめざす。

(1) まちの不燃化

ア　老朽建築物の除却促進の強化

イ　地区公共施設（道路・公園）の重点的整備

ウ　２階建て住宅等の防火規制の強化

エ　除却跡地を活用した公園・緑地の確保

(2) 延焼遮断帯の整備

ア　密集市街地内の広幅員道路等の整備の早期化

イ　効果を高めるための街路樹の整備

ウ　無電柱化の推進

(3) 地域防災力の向上

ア　地域住民等への防災啓発の強化・地域の防災まちづくり活動への支援

イ　消防・大学と連携した防災力向上等の取組み

ウ　民間と連携した防災啓発の実施

(4) 暮らしやすいまちづくり

ア　民間企業との連携によるまちの再生

イ　公共用地等の活用や道路整備を契機とした、将来的な視点に立った魅力あるまちづくり

ウ　公共用地等を活用したみどりの整備

(5) 密集事業の見える化

各地区のまちの安全性・事業進捗の見える化（密集市街地まちの防災性マップ）

(6) 重点的に整備する地区等

尾崎駅南側の街区は、地域緊急交通路や、食料備蓄拠点、災害医療センターに面する街区であり、市街地大火の分断効果があるエリアとしての整備必要性が高い。さらに、尾崎駅前は阪南市の中心市街地として賑わい機能の強化を図るべき地域であることから、土地の有効・高度利用と併せ、地域緊急交通路の整備と連携し、防災機能が高く魅力的な駅周辺部の整備を推進する。

３　土木・施設構造物の耐震化

地盤の震動特性を把握した上で、新たに構造物を建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物については耐震性を診断して、その補強を行う。

防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

また、既存構造物の耐震補強にあたっては、地域防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

⑴ 道路施設

道路橋等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

⑵ 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

⑶ 土砂災害防止施設

砂防ダム、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などの管理者（大阪府）については、必要に応じて耐震対策を実施する。

⑷ ため池施設

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成 19 年１月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

⑸ 港湾、漁港施設

管理者は、必要に応じて海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

⑹ 海岸保全施設

管理者は、必要に応じて海岸堤防及び海岸構造物の耐震対策を実施する。

４　倒壊・落下危険物などの防止

⑴ ブロック塀

ブロック塀の実態を調査し、生け垣・フェンスなどへの改修・指導を行うとともに、危険回避のための広報に努める。

ア　調査内容

高さ、厚さ、控え壁の有無、基礎・鉄筋の状況、老朽の程度、改修方法

イ　改修の望ましい場所

公園、学校、公共施設、通学路、道路幅員以上の高さを有する塀、歩道幅員以上の高さを有する塀

⑵ 転倒・落下物

警察署などの関係機関と連携し、市民や建築物管理者に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導・取締り・広報に努める。

ア　ビル落下物

窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、ウィンドクーラー、屋外広告物、高架水槽

イ　道路上の障害物

自動販売機、放置自転車、突出した商品

ウ　屋内落下物

照明器具、家具、棚上の荷物

5　防災施設及び公共施設の点検・整備

公共、公益施設は避難、救護等に使用する重要な施設であり、また、危険物施設等は地震発生に際して災害を拡大する恐れがあるので、防災関係機関及び当該施設管理者は次の施設について常に点検を行い、所要の整備を図るため必要な措置または指導を行う。

(1) 点検・整備を行うべき公共施設等

ア　公共施設

(ｱ) 道路(橋梁、擁壁等)

(ｲ) 河川(堤防、水門等)

(ｳ) 下水道

(ｴ) 官公庁建築物

(ｵ) その他

イ　公益施設

(ｱ) 電気

(ｲ) ガス

(ｳ) 水道

(ｴ) 電話

ウ　特殊な用途・構造の建築物・施設

(ｱ) 高層建築物

(ｲ) 学校

(ｳ) 病院

(ｴ) 社会教育施設、社会福祉施設

(ｵ) その他

エ　危険物等施設

(ｱ) 危険物

(ｲ) 高圧ガス

(ｳ) 火薬類

(ｴ) 毒物劇物

オ　その他施設

(ｱ) 放射性物質

(ｲ) 病原菌

(2) 防災施設の整備検討

災害時に災害対策の拠点となる防災施設については、消防庁等による補助・起債事業があり、本市においても今後こうした防災施設の建設、整備等を進める。

(3) 防災中枢機能を果たす施設の整備

防災上中枢的役割を担う市役所や消防庁舎等の施設については、耐震診断を行うなど、災害対応力を調査し、問題のあるものについては、十分な災害対応力を備えるよう、改修工事を行うものとする。

6　空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

また、大阪府とともに、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、相談窓口の普及啓発に努める。

7　市街地整備

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業等を推進し、道路、公園等の公共施設を整備し、生活環境の保全及び向上並びに都市災害の防止を図る。

8　市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域による規制、誘導により、住工混在地域等の解消に努める。

9　開発行為の規制

(1) 土砂災害危険区域

建築基準法に基づき、規制、指導を推進する。

(2) 宅地規制

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び既成宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制、指導を行い、宅地造成地の安全を図る。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

建築基準法に基づく災害危険区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域等の土地は開発区域内に含まず、開発行為の制限を行う。

１０　衛生施設の整備

被災地におけるゴミの収集及びし尿の汲取処分の処理等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期するため、衛生施設の整備計画を推進する。

第２　防災空間(オープンスペース)の整備

市街地における防災空間（オープンスペース）の存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たす。オープンスペースの重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上を図るため、都市防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

１　都市公園の整備

市は、避難場所、延焼遮断空間の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で､避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね 10ha 以上となるものを含む｡）を整備する。

現在、桃の木台中央公園を広域避難場所に指定している。

(2) 一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

(3) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難場所となる街区公園等を整備する。

(4) 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

２　農地の保全・活用

計画的な宅地化を誘導する一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図るため、引き続き、市街化区域内の生産緑地地区の指定を行うとともに、農地の活用については、各種の施策を検討する。

第３　道路・橋梁の整備

市域には、広域幹線道路として国道 26 号(第二阪和国道)、府道 752 号(府道和歌山阪南線)が通り、阪和自動車道が山麓部を走っている。地域幹線及び域内交通としては、府道自然田鳥取線、府道和歌山貝塚線、府道東鳥取南海線、府道鳥取吉見泉佐野線、府道堺阪南線、貝掛丘陵線、箱作駅前線、丘陵東線、丘陵西線、南山中丘陵線等があり各地区を結んでいる。

しかし、既成市街地部では旧集落の形態を残し、木造建物が密集し、狭小な道路も多く、市街地の拡大が進む中で整備が望まれる箇所も多い。

道路は、災害時の避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合せている。

さらに、単に人や物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。市は、防災機能の観点から、市管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。

また、国道及び府道に関しては、各管轄機関に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

１　幹線道路の整備

今後開発される主要地区については、区画道路等について防災上十分検討を加えて道路の新設と整備を促進する。

道路及び橋梁の整備に当たっては、次の点に留意するものとし、近畿地方整備局、大阪府岸和田土木事務所と調整を図る。

(1) 幹線道路は、本市の道路網の骨格となるため、体系的に秩序ある整備を推進する。特に、孤立が懸念される開発団地や集落等に接続する道路等については、優先的に整備を行うよう努める。

(2) 車道と歩道を分離した広幅員道路とし、沿道の不燃化や落下・倒壊物対策を十分に進める。

(3) 避難施設・オープンスペース等とのアクセスの確保を図り、危険区域と避難所を結ぶネットワークをつくる。

(4) 浸水、土砂災害等に対する対策工の整備を推進する。

(5) 路上駐車を減らすようにする。

２　生活道路の整備

(1) 障がい者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。

(2) 行き止まり、三差路、屈曲などを解消し、幹線道路との良好な接続を図る。

(3) 道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

３　道路環境の整備

⑴ 放置されている路上駐車車両については、災害対策基本法に基づき適切に処理する。

⑵ 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路の植栽は、難燃性樹種を選定する。

⑶ ブロック塀、石塀、ショーケース、看板類などの沿道危険物について、転倒及び落下に対する安全対策を講じるよう、管理者に対して指導する。

４　橋梁の整備

⑴「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、この計画に基づき橋梁の維持管理や修繕等の取り組みを進めていく。

⑵ 災害時に落橋や破損の危険性が大きい橋梁については、耐震化等を図る。

⑶ 交通のネックとなる幅員の狭い橋梁の架替え及び拡幅を推進する。

⑷ 出水期に流出等の恐れがある橋梁については、架け替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、地域住民に警戒を周知する。

第９節　建築物災害予防対策の推進

都市化の進展により市街地に目立ちつつある高層化かつ大型化した特殊建築物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は本市においても点在しており、その防災対策が望まれる。

不特定多数の者が集まる施設、高層化・大型化した特殊建築物、公共施設、一般住宅などの個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築・補修及び防災設備の整備等の指導・奨励を実施する。

１　特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

２　耐震対策等の促進

市、大阪府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進や家具の転倒防止の促進とブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の２次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。

市は、「住宅建築物耐震 10 ヵ年戦略・大阪」を踏まえて改定した、阪南市耐震改修促進計画に基づき、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

３　公共建築物の耐震・不燃化

住民センター、学校、病院等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における避難救護施設として、利用することとなっている。これらの施設の新増築に当たっては、耐震・耐火性の向上とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

(1) 既存の木造建築物の不燃化・堅牢化を図る。
(2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
(3) 自家発電装置の設置により停電時に備える。
(4) 消防用設備の整備に努める。
(5) ２階以上の建築物は耐火構造等にするとともに、消防活動用空地の確保に努める。

４　一般建築物の耐震化

⑴ 新築の木造建築物

建築主及び建築士会など関係団体に対し、耐震・耐火の建築設計・施工を行うよう指導・監督する。

⑵ 既存の木造建築物

市民に対し建築物の耐震診断方法と補強方法の紹介を行うとともに、老朽建築物については補強・建て替えの奨励を行う。

５　共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

⑴ 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。

⑵ 消防法による消防用設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。

⑶ 一般個人住宅等の火気取扱い場所（炉・ボイラー等）の安全管理等について指導する。

６　その他建築物の防災対策

⑴ 防災の観点から、共同住宅・寄宿舎・一般個人住宅等を耐震・耐火建築物とするよう指導する。

⑵ 建築基準法に基づく運用の普及啓発のため、関係団体に対し法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

⑶ 大阪府、泉州南消防組合、建築士団体等と協力し、個々の建築物について耐震診断の相談に応じる。

⑷ 建築物の所有者等に対して、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るよう安全対策等について指導する。

⑸ ブロック塀等の安全な施工技術の紹介、市民への啓発、既存塀の補強、生け垣への転換等の安全対策等について指導する。

第 10 節　大阪府地震防災アクションプランの推進

大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、大阪府、市、関係機関、事業者、住民等が連携し、被害軽減を図ることが重要である。

そのため、大阪府では、大規模地震（直下型及び東南海・南海）の被害想定調査（「第２　大規模地震（直下型）の被害想定（平成 18 年度公表）」参照）及び大規模地震（海溝型）の被害想定調査「第３　大規模地震（海溝型）の被害想定（平成 25 年度公表）」をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を 10 年間（平成 27～36 年度：そのうち平成 27～29 年度を集中取組期間とする）で９割減させることなどを目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成 27 年３月策定）が策定された。

本市では、新・大阪府地震防災アクションプランに従い、大阪府との連携のもと地震防災対策を推進する。

第 11 節　危険物等災害予防対策の推進

消防法等による危険物、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質は、重要なエネルギー・原材料等として、現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、関係法令の厳しい安全基準のもと、保管・管理されているが、地震・火災・水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらす恐れがある。

本市においても、危険物施設等の増加・大規模化・集積化が進むほか、危険物等を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。

また、特に地震による災害防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導・教育にも努める。

１　危険物災害予防対策

市は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(1) 規制

ア　立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

イ　危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。

ウ　関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

ア　予防規程の策定を指導する。

イ　危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ　危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア　大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。

イ　危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全週間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

２　高圧ガス災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

３　火薬類災害予防対策

市は、大阪府・泉州南消防組合及び警察と連携して、盗難防止対策を含め、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

４　毒物劇物災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

５　放射性同位元素に係る災害予防対策

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

第 12 節　農林水産関係対策

各種災害による農作物、施設、漁場等の被害を軽減するため、平常時から農業・林業・水産業に関する運営技術の向上並びに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画をたて、災害予防事業を推進する。

１　農業対策

防災営農技術については、大阪府泉州農と緑の総合事務所の指導のもと、農業団体等の協力を得て被害を最小限に食い止めるための技術の普及に努める。

(1) 風水害予防

(2) 寒害予防

(3) 晩霜と低温障害予防

(4) 干害予防

２　畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から大阪府家畜保健衛生所及び家畜防疫員を中心としてその指導に当たるとともに、国の防疫指針に基づき、大阪府の指示のもと協力して蔓延防止に万全を期す。

特に、近年、発生が多発している鳥インフルエンザや口蹄疫等に対しては、実践的防疫演習の実施を行うなど関係機関との連携・協力を図る。

３　林業対策（特に水害に対する注意）

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置を講じる。

ア　築設中の構造物は、埋戻し・間詰等の補強対策を完全にして倒壊・亀裂等を防止する。

イ　床堀周辺・切取上部等に所在する立木・転石等の処理をするとともに、切取り・盛土の法面を整理して崩壊を防止する。

ウ　器材・原材料を流失・埋没・破損・変質等の恐れがない場所に保管する。

(2) 林道

ア　側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。

イ　渓流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。

ウ　洪水時の被災の恐れがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、または安全な場所に移しておく。

エ　工事中の林道は、治山と同様の措置をする。

４　水産業

漁港・港湾の整備を促進し、危険箇所を点検整備するほか、災害時にとるべき処置を検討しておく。

台風等による風雨、波浪、高潮等による漁船、漁具等の被害を未然に防止するため、漁業組合と密接な連絡をとり気象情報等の通報を行うとともに、災害の恐れがあるときは、船舶を安全な場所に避難させるよう指導する。

第 13 節　ライフライン関係災害予防対策

第１　電気通信

<西日本電信電話（株）関西支店>

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその他付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア　豪雨、洪水、高潮または津波の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ　暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ　地震・火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア　主要な伝送路を多ルート構造またはループ構造とする。

イ　主要な中継交換機を分散設置する。

ウ　大都市において、洞道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ　主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

オ　重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐水構造容器への保管の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

第２　電力

<関西電力送配電（株）（岸和田配電営業所）>

電力設備の被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

１　電力設備の災害予防措置

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

(1) 施設の耐震性の強化等

ア　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ　送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可撓性のある継手や可撓性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ　配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可撓性のある継手や可撓性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検）等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

第３　ガス

<大阪ガスネットワーク（株）南部事業部>

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設整備の強化と保全に努める。

(1) ガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
(2) 中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管は可撓性の高いポリエチレン管等の使用を促進する。
(3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設整備の維持保全、並びに常時監視を行う。
(4) 施設（管路）の老朽化に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

第４　上水道

<大阪広域水道企業団>

阪南水道事業の状況は、次のとおりである。

阪南水道事業の状況

事業主体名	計画給水人口	給水区域内 現在人口	現在給水人口	原水の種類	現在施設公称 能力
大阪広域 水道企業団	54,000 人	51,943 人	51,911 人	受水	19,300m^3/日

(令和４年４月１日現在)

阪南水道センターでは、大規模な地震等の被害を最小限にするため、水道管や水道施設の耐震化など、災害に強い水道をめざして取り組む。

１　緊急遮断弁の設置

大地震が発生し配水管が破損した場合、配水池の水が流出し、生活用水が不足するおそれがある。このような二次災害を防ぐため、阪南水道センターでは、４か所の配水池に緊急遮断弁を設置し、大規模な地震等による揺れを感知した際に自動的に弁が閉まる。また、自然田分岐に緊急取り出し栓を設置している。

２　水道施設の耐震化への取組

阪南水道センターでは、水道管や配水池等の耐震化など、災害に強い水道をめざして取り組んでいる。

令和３年度末で、水道管の耐震化率は約 16%、配水池等の耐震化率は約 44%となっている。

第５　下水道

汚水については、耐震化を進め、適切な管理を実施し、機能維持を図る。

雨水については、災害による下水道施設の被害を最小限に止め、雨水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため予防措置を講ずる。

また、排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、排水不良地域から順次下水道の整備計画をたて推進する。

１　下水道の整備

年次計画により、汚水管渠等や雨水管渠等を整備する。

また、雨水流出は、居住地域のみにとどまらないため、河川や農業用排水路その他在来水路等の排水系統を十分調査し、雨水排除計画を策定し、浸水被害解消を進める必要がある。

２　下水道施設の耐震性強化及び点検整備

施設及び建築物の耐震設計を推進するとともに、定期的に点検を行い必要に応じ補強、補修等の措置をとる。

３　動力源の確保

災害による停電に備え、自家発電機を設置する。

４　施設の耐災害性の向上

阪南市下水道事業ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の効果的な改修を行う。

浸水に備えるため雨水排水設備等を設置する。

第６　鉄道

<西日本旅客鉄道（株）、南海電気鉄道（株）>

１　西日本旅客鉄道（株）・南海電気鉄道（株）の対策

鉄道の災害防止については、線路諸設備の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる施設について、整備強化を図るものとする。

(1) 妨害施設の維持改良計画

ア　橋梁の維持補修及び改良強化

イ　河川改良に伴う橋梁改良

ウ　法面、土留め維持補修及び改良強化

エ　建物等の維持補修及び改良強化

オ　電線路支持物の維持補修及び改良強化

カ　その他防災上必要な設備改良

(2) 災害警備体制の確立

ア　気象観測装置及び沿線情報装置の整備

(ｱ) 雨量警報装置

(ｲ) 風速警報装置

(ｳ) 地震警報装置

(ｴ) 河川水位警報装置

(ｵ) 冠水警報装置

イ　災害時の配備体制の確立

ウ　警備計画、要注意箇所の警備方法の確立

エ　列車運転規制計画

オ　防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

ア　クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材

イ　重機械類その他必要な資機材

関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

第 14 節　海上等における石油等危険物の大量流出災害予防対策

海上等における石油等危険物の流出油の拡散等の災害発生を未然に防止するため、警察署、泉州南消防組合、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）その他関係機関と協力し、災害予防に必要な措置を講じる。

１　原因者となり得る企業等に対して指導監督を強化する。

２　流出油等の拡散防止及び処理のための施設及び設備資機材は、企業等も含めて計画的に整備、充実を図る。

第２章　災害に強い人づくり

第１節　自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止または軽減を図るには地域住民の自らの防災活動が必要となる。

市は、自治会及び事業所等に対し、自主防災組織の必要性について積極的かつ計画的な話し合い活動を推進し、十分な理解と協力を求め、それぞれの実情に応じた組織の育成に努める。

１　市民の防災意識の向上と自主防災組織の形成若しくは強化

(1) 自主防災組織の形成促進

災害対策基本法第 5 条第 2 項の規定に基づき、地域住民が自ら防災組織を形成するよう促進する。

(2) 組織

自治会等を活用し、防災担当者を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(3) 市民と自主防災組織の災害対策活動の内容

市民の防災意識の向上と、自主防災組織の形成を通じて行う活動内容は、次のようなものが上げられる。

ア　平常時における災害予防対策

(ｱ) 自分のまち意識の高揚

(ｲ) まちは自分たちで守る意識の定着

(ｳ) 自らの防災意識・技術の取得

(ｴ) 地域住民に対する防災意識・技術の普及活動

(ｵ) 市の行う災害対策活動への参加・協力

(ｶ) 地域住民の行う災害対策活動への参加・協力・指導

(ｷ) 防災訓練の実施または参加

(ｸ) 災害発生時の具体的な役割と活動指針の準備

昼間など、地域に人手が不足している時に発災した場合の措置の検討とその周知

(ｹ) 地域内の避難行動要支援者の把握

(ｺ) 地域内の災害危険箇所の調査・把握及び安全点検の実施

(ｻ) 危険家屋等の調査、補強指導

(ｼ) 防災組織相互間の連携

(ｽ) 防災用資機材の整備・点検

(ｾ) 防災に関する調査・研究

(ｿ) 防災組織の規約と防災計画の作成に関すること

(ﾀ) その他災害予防に関すること

イ　災害時の活動

(ｱ) 災害に関する警戒活動

(ｲ) 出火防止、初期消火活動

(ｳ) 浸水排除

(ｴ) 地域内の災害情報危険箇所情報、被害情報の収集・伝達の協力

(ｵ) 負傷者の救出、応急手当、搬送

(ｶ) 避難指示等の場合の市民への伝達、避難後の確認等

(ｷ) 避難誘導、避難所の運営

(ｸ) 避難所に収容されていない被災者への救援活動

(ｹ) 炊き出し、食料・生活必需品等の配送・配給及び給水等の実施

(ｺ) 救援物資の早期配分と分配

(ｻ) その他災害応急対策活動に関すること

２　自主防災組織の設置及び育成

(1) 設置育成の基本原則

自主防災組織の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協同して災害を未然に防止し、または被害を軽減するために地域の実状に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として地域住民の理解と協力により、効率的に推進していくものとする。

市はこれを育成するため、関係機関と協力して、防災組織の研修・訓練を援助し、災害時の活動拠点の整備を図る。

(2) 推進の方法

ア　設置の促進

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

イ　育成

自主防災組織の育成指導を効果的に行うため、市及び泉州南消防組合は講習会等を実施し、リーダー及び組織員の育成に努める。また、消防職員・消防団員の経験者等、災害対策活動経験のある者をリーダーとして育成する。

ウ　組織及び資機材等の整備

自主防災組織による初期消火活動、救出活動を迅速かつ効果的に行うため、自主防災組織育成補助金をはじめ、組織及び資機材の整備を応援する。

また、災害時のための活動拠点の整備を図る。

３　その他企業等の自主防災組織の組織力強化

危険物施設等における予防規定の作成及び自衛消防隊の活動に必要な助言、指導を行い、防災組織の充実を図る。

また、危険物等は、爆発性、可燃性等の特性を持ち、特殊でかつ大規模な災害に発展する可能性があるため、関係業者相互の防災体制の確立を図り、その育成強化を進める。

第２節　地区防災計画の作成支援

災害対策基本法に基づき、地区居住者や事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成することが可能となった。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

そのため、地区防災計画の作成支援を行いつつ、地区主体の自立的な防災活動の推進や地区防災力の向上を図る。

１　地区防災計画の作成

(1) 市は、自主防災活動が活発な地区や、防災に関する意識が高い地区については積極的に地区防災計画の作成支援を働きかける。

(2) 防災に対する意識が低い地区、今後、災害発生が見込まれるような地区においても地区防災計画の必要性について周知を図りながら、作成に向けた機運の向上を図る。

(3) 既に地域主体の防災計画等が作成されており、一定の熟度に達しているようなものについては、防災会議に対する計画提案制度を活用し、地域防災計画のなかに位置づけることも検討する。

(4) 策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

(5) 市は大阪府の支援を受け作成し、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知するものとする。

第３節　防災知識の普及と防災調査の推進

第１　防災知識の普及

防災活動を円滑に実施するため、市職員に対し防災教育を行うとともに相互に密接な連携を保ち単独または防災関係機関等と協力して、市民に防災知識を普及し、常に防災意識の向上を図る。普及啓発にあたっては、市民の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

１　震災に対する知識の普及

震災による被害を最小限にとどめるため、平素から地域住民、特殊建築物の防災責任者、職域、学校等を対象として、それぞれに適した効果的な方法により、震災に対する有効な知識の普及活動を行う。

(1) 広報内容

ア　南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
イ　地震・津波防災に関する一般的知識
ウ　地震発生時の心得
エ　火災発生防止及び初期消火の心得
オ　初期救助、救護、心肺蘇生法、応急手当の方法
カ　避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
キ　非常食料、身回り品等の準備（自助としての災害備蓄の推進）
ク　道路交通の規制
ケ　正確な情報入手の方法
コ　地震発生時における自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
サ　避難生活に関する知識
シ　住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

(2) 普及方法

広報誌、パンフレット等により行うほか、関係者の研修会等の実施を考慮する。また、学校教育、社会教育を通じてその知識の普及を図る。

２　防災知識の普及

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分

は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力･ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう､「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1)　市民に対する防災知識の普及

ア　実施方法

防災知識の普及は、おおむね次の手段等により実施する。

(ｱ)「広報はんなん」、回覧文書の配布

(ｲ) チラシ、ポスター等印刷物の配布

(ｳ) 阪南市のウェブサイトの利用

(ｴ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

(ｵ) 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図った講習会、研修会・映画会等の開催

(ｶ) 防災行政無線固定系放送の利用

(ｷ) 広報車等による巡回

(ｸ) 学校教育による指導

イ　普及すべき内容

(ｱ) 阪南市地域防災計画の概要

「阪南市地域防災計画」の要旨を、「広報はんなん」により市民に広報する。

(ｲ) 災害の知識

a 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性

b 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置

c　地域の地形、危険場所

d 過去の災害から得られた教訓の伝承

e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

f 地域社会への貢献

g 応急対応、復旧・復興に関する知識

(ｳ) 災害時の備え

a 最低３日間分できれば１週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄

b 非常持ち出し品（貴重品、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備

c 自動車等へのこまめな満タン給油等

d 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

e 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認

g 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

h 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

i 地震保険、火災保険の加入の必要性

j 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動

k 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(ｴ) 災害時の行動

a 身の安全の確保方法

b 情報の入手方法

c 気象予警報や避難情報、５段階の警戒レベル等の意味

d 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

e 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動

f 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

g 避難行動要支援者への支援

h 初期消火、救出救護活動

i 心肺蘇生法、応急手当の方法

j 避難生活に関する知識

k 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加

l 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

m 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

n 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

o 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

(ｵ) 災害危険箇所

防災マップ及び防災ハンドブックの作成等を通じて、次のような災害の恐れがある危険箇所の周知広報に努める。

a 水防区域（津波浸水予測図含む。）

b 土砂災害（特別）警戒区域

c その他調査等により危険性のある箇所

(ｶ) 地震災害の知識

ウ　実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。

災害予防運動の時期

災害予防の種類	災害予防運動	期　間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5 月・9 月
風水害予防に関する事項	水防月間	5 月～9 月 5 月 1 日～31 日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6 月 6 月 1 日～7 日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6 月第 2 週(毎年)
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 山火事予防運動 秋季火災予防運動	1 月 26 日 3 月 1 日～7 日 3 月 1 日～7 日 11 月 9 日～15 日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 119 番の日	1 月 17 日 1 月 15 日～1 月 21 日 8 月 30 日～9 月 5 日 9 月 1 日 9 月 9 日 11 月 9 日

(2) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を進める。保育所等についても、前述の考え方に準じるものとする。また、市及び大阪府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、 園児・児童・生徒への防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

ア　教育の内容

(ｱ) 初期消火方法

(ｲ) 避難方法(場所、時期)

(ｳ) 心肺蘇生法等の応急措置方法

(ｴ) その他の必要事項

イ　小中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

(ｱ) 過去の地震及び津波災害の実態

(ｲ) 津波の発生条件、高潮、高波との違い

(ｳ) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方

(ｴ) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

(ｵ) 消防団が消防本部等と連携を図りつつ、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の実施

(3) 社会教育における防災教育

社会教育（出前講座など）において、防災教育を進める。

ア　教育の内容

(ｱ) 初期消火方法

(ｲ) 避難方法(場所、時期)

(ｳ) 心肺蘇生法等の応急措置方法

(ｴ) その他の必要事項

(4) 避難行動要支援者に対する啓発

社会福祉施設等において、災害に関する理解を深めていくため、防災知識の普及に努める。

ア　社会福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

イ　市及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

ウ　防災知識をまとめた啓発用の点字パンフレットやカセットテープ、ビデオの字幕・手話通訳の挿入等、視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、避難行動要支援者向けに配慮した資料の作成、配布等を検討する。

(5) 事業所に対する防災知識の普及

ア　防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ　従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ　事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

(6) 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

防災知識の普及によって、被害を最小限度に止めうる場合が多く、特に火災は防火知識の欠如によって起こる場合が多いので、防火管理者には火災予防を重点とした講習会を、危険物取扱者には危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習を行う。

(7) 防災週間等の周知徹底

防災週間（毎年、9 月 1 日を含む 8 月 30 日～9 月 5 日）などには、防災知識の普及強化のため、次のような防災行事を実施する。

ア　ポスターの掲示、パンフレット、リーフレットの配布
イ　標語、作文、図画等の募集

3　職員に対する防災教育

災害対策の成否は、関係機関職員の防災知識及び心構えが重要な要素となっているので、「阪南市地域防災計画」及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担の自覚、更には防災知識とその技術を得る等を目的としてあらゆる機会を利用して講習会・研修会・実施訓練等を実施し、その徹底を図る。

また、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等を作成し、周知を図る。

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

(1) 南海トラフ巨大地震に関連し、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(2) 地震・津波に関する一般的な知識
(3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(4) 職員等が果たすべき役割
(5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
(7) 家庭内での地震防災対策の内容

4　学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

5　校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

6　災害時の備蓄品

学校は、児童･生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

7　南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震防災対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、市域の住居者等が具体的な地震対策を講じる上で必要とする知識等を得るための体制の整備についても留意するものとする。

第２　防災調査の推進

災害の予防対策をはじめ応急対策、復旧対策等の防災対策をより実践的かつ効果的なものとするために、市域に関する災害危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど、防災調査・研究の推進を図る。

１　市域の災害危険箇所調査

市は、防災関係機関、地域住民その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予想される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

(1) 事前調査

市は、防災関係機関等に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

(2) 防災パトロール

市担当部課は、事前調査により集約検討した危険箇所の防災パトロールを行い、その実態を把握する。

(3) 被害想定規模の調査

風水害・地震等の被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防応急及び復旧の諸対策を検討する。

(4) 調査結果

(1)～(3)の調査結果を整備して関係者に周知徹底を図るとともに、相互に協力して災害の予防と被害の軽減に努める。

(5) 対策会議

市は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民・関係機関に周知する。

(6) 事前措置の対象となる設備または物件

防災パトロール等により、災害が発生した場合に事前措置の対象になると予想されるものについては、その占有者・所有者または管理者に対し、その旨を予告するなどにより事前に指導を行う。

２　その他の防災調査・研究

(1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における地域防災計画にかかわる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

(2) 防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。

(3) 防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして、整理・保存に努める。

(4) 調査研究等

ア　本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ　地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10 年間ごとに見直しを行う。

ウ　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

第４節　避難行動要支援者支援体制の整備

市及び関係機関は、災害時における要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等）の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもとに、要配慮者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。(「要配慮者」は「要援護者」ともいう。）また、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

１　障がい者・高齢者等に対する支援体制整備

(1)「避難行動要支援者支援プラン」の作成

大阪府が示した上記指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、阪南市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

ア　全体計画の策定

阪南市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、全体計画を定める。

イ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

(ｱ) 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ｲ) 名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(ｳ) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ｴ) 避難支援等に携わる関係者として阪南市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(ｵ) 名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ｶ) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避

難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(ｷ) 阪南市地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めるところにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(ｸ) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ｹ) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(ｺ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の情報把握

福祉部局や防災部局をはじめとする関係部局や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

(3) 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

(4) 福祉避難所における体制整備

大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等、相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

(5) 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

(6) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

２　社会福祉施設等における対策

⑴ 防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、家族への緊急連絡、利用者の避難、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

⑵ 防災教育及び防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように日頃から利用者に対して必要な防災教育を実施する。併せて、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。この場合には、必要に応じて家族、ボランティア、近隣住民等の協力を得る。

⑶ 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。

⑷ 地域社会との連携

社会福祉施設の利用者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員だけでは不十分である。常に、施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりをする。

⑸ 緊急連絡先の整備

緊急発生時には家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

３　在宅で配慮が必要な者への対策

要配慮者のうち速やかな避難の確保を図るため特に支援を要する方「避難行動要支援者」については、円滑な避難支援等を実施するために、避難行動要支援者名簿の作成を行う。

（「避難行動要支援者」は「災害時要援護者」ともいう。）

⑴ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

①高齢者：要支援・要介護の認定を受けている方、一人暮らしや高齢者のみ世帯の方
②身体障がい者（児）：身体障がい者手帳１、２級の交付を受けている方
③知的障がい者（児）：療育手帳Ａの交付を受けている方
④精神障がい者（児）：精神障がい者保健福祉手帳１級の交付を受けている方
⑤難病患者：特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方など
⑥妊産婦・乳幼児：母子健康手帳の交付を受けている方など
⑦その他：①～⑥以外で支援を必要とする方

⑵ 名簿作成に必要な個人情報

①氏名
②生年月日
③性別
④住所または居所
⑤電話番号その他の連絡先
⑥安否確認等を必要とする事由

(3) 避難支援等関係者等との協力

自治会、自主防災組織、社会福祉協議会（校区福祉委員会）、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター等の協力機関に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

(4) 名簿作成に関する情報入手方法

関係各課で把握している高齢者や要介護者、障がい者等の情報を集約するよう務める。

難病患者等に係る情報など、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、大阪府知事その他の者に対して依頼し、必要な情報の取得に務める。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市は、名簿の適正な情報管理に努めるとともに、名簿の提供に際しては、市と各情報提供団体との間で名簿等取扱いに係る協定書（阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書（資料編 68 頁参照））の締結を行う。

(6) 名簿管理・更新

1 年に 1 回程度更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(7) 避難のための警報の伝達等

市は、要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、通知または警告する場合に、多様な伝達手段の確保などに努める。

(8) 避難支援者等関係者の安全確保

災害時における支援については、善意による地域活動として可能な範囲で行うものであり、市は避難支援等関係者が自らの安全確保に努めることが第一義であることを周知する。

4　福祉避難所の整備

市は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。（資料編 32 頁参照）

また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

5　災害時の相談窓口の整備等

(1) 災害時において、避難行動要支援者及びその家族のために相談窓口を設けて避難行動要支援者を支援するものとし、そのために必要な要員は、あらかじめ確保しておくものとする。

(2) 相談窓口は、避難行動要支援者の受入体制が整備された避難所、福祉避難所その他必要と認める場所に置くものとする。

6　外国人に対する支援体制の整備

(1) 関係機関との連携

市及び大阪府は、国の関係機関や近隣市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

(2) 情報発信等による支援（市内在住者）

ア　市及び大阪府は、防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ　市及び大阪府は、情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ　気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(3) 情報発信等による支援（来阪外国人旅行者）

ア　市及び大阪府は、災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ　市及び大阪府は、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやＳＮＳ等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ　市及び大阪府は、観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ　気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(4) 避難所等における支援

市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第５節　ボランティア育成の推進及び活動環境の整備

市及び関係機関は、北海道南西地震（1993）・阪神淡路大震災（1995）・東日本大震災（2011）等を契機に、より顕著にその重要性が認識された災害時におけるボランティア等が、今後もその力を十分に発揮し連携をとりつつ効果的な活動ができるよう、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう、環境の整備や防災ボランティアの育成を推進する。

１　ボランティアの活動環境整備

⑴ 関係機関は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うための窓口を整備し、その運営について連絡調整を行う。

⑵ 市及び大阪府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う

⑶ 市は、災害時にボランティアの受入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるよう、あらかじめ計画する。

⑷ 市及び大阪府は、ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

２　ボランティアの育成

ボランティアの防災に対する育成を行うため、次の事項を実施する。

⑴ ボランティア活動は、主に福祉的な活動を中心に行われていることが多いので、災害時においても、災害により発生した福祉的サービスを必要とする多数の被災者のニーズに応えて、多方面に及ぶ緊急の支援活動を行えるよう、協力を依頼し育成を図る。

⑵ 市は、日本赤十字社及び社会福祉協議会と連携し、ボランティアスクールを開催するなど防災ボランティアの育成を図る。

⑶ 市は、社会福祉協議会と連携し、防災ボランティア等について広報誌等を通じて広報する。

⑷ 市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第６節　企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。また、市及び大阪府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）※の取組みを通じて、企業防災の推進に努めることとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、こうした事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

また、事業者は地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。加えて、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

※事業継続マネジメント（ＢＣＭ）

ＢＣＰ策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成　事業継続ガイドラインより）

第７節　帰宅困難者支援対策

市は国、大阪府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

１　帰宅困難者対策の普及・啓発活動

地震等の災害により交通機能が麻痺した際、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、大阪府が関西広域連合や経済団体と連携して行う、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけに協力するとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行う。

ア　むやみに移動を開始することは避ける
イ　発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
ウ　企業等内に滞在するために必要な物資の確保
エ　従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
オ　従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認
カ　これらを確認するための訓練の実施

２　徒歩帰宅者への支援

(1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し以下のような支援を行う。

ア　一時休憩所として飲料水、トイレ等の提供
イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合、関西広域連合と協定を締結し、支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者に対し以下のような支援を行う。

ア　一時休憩所として水道水、トイレ等の提供
イ　地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提

供

(3) 帰宅困難者への情報通信体制の整備

市は、帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備や情報提供ツールの周知等を行う。

ア　優先途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築

イ　災害用伝言ダイヤル（171）の普及啓発やラジオやテレビ等のメディアの活用促進

３　一時滞留施設の確保と周知

駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞留施設の指定を検討する。市は、宿泊施設や大規模店舗等の施設所有者に協力を求め、事前に一時滞留施設としての指定に関する協定の締結等に努める。

第３章　災害への適切な対応

第１節　総合的防災体制の整備

第１　防災事前対策体制の整備

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から防災に関する組織及び活動体制の整備に努め、相互に連携して災害予防効果を高める。

１　組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、修正の必要がある場合は改訂を行う。

２　組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画を予め立案し、関係所属や機関との調整を図る。

３　専門委員会等の設置

「阪南市防災会議」の専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取など、災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みを行う。

特に、次の事項についての検討を進めていく。

(1) 職員動員配備計画
(2) 応援要請計画
(3) 通信計画
(4) 広報計画
(5) 避難・収容計画（要配慮者対策を含む。）
(6) 医療・救護計画
(7) 輸送確保計画
(8) 災害時における物品等の調達計画
(9) ライフラインの確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
(10) その他、災害対策上の有効な手段の確保

４　災害対応経験者のリスト化

災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努める。

第２　防災中枢組織体制の整備

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

このとき、市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

１　災害警戒本部

(1) 災害警戒本部は、災害予防、災害応急対策を実施するために設置する。

【地震・津波災害】

ア　本市域で震度４の地震が発生、または隣接市町域で震度 4 の地震が発生し、かつ本市域で震度３以上の地震が発生したとき

イ　津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき

ウ　その他必要により市長または災害警戒本部長（総務部長）が必要と認めたとき

【風水害】

ア　災害発生の恐れがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき

イ　局地的に軽微な災害が発生したとき

ウ　その他必要により市長または災害警戒本部長（総務部長）が必要と認めたとき

(2) 災害警戒本部における配備体制は、原則として総務部長、都市整備部長、秘書人事課長、秘書人事課長代理、危機管理課長、危機管理課職員により編成し、総務部長が指揮・統括する。本部長は総務部長とし、副本部長は都市整備部長とする。総務部長が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、都市整備部長が代行する。

２　災害対策本部

(1) 災害対策本部は、災害予防、災害応急対策を実施するため設置する。

【地震・津波災害】

ア　地震・津波等により小規模の被害が発生したとき

イ　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき

ウ　市域（隣接市町域）で震度 5 弱以上の地震が発生したとき

エ　災害救助法の適用を要する災害が発生したとき

オ　その他本部長が必要と認めたとき

【風水害】

ア　災害発生の恐れがあるが、時間、規模等推測が困難なとき、若しくは、小規模の災害が発生したとき

イ　相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき

ウ　大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるとき
エ　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき
オ　特別警報が気象庁より発表されたとき

(2) 体制
本部長　：市長
副本部長：副市長、教育長
本部員　：総務部長、未来創生部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、行政委員会事務局長、生涯学習部長、阪南消防署長、その他本部長が必要と認める者

(3) 本部員会議
必要に応じ、本部長、副本部長、本部員により本部員会議を開催する。

(4) 災害対策本部の機能確保
大規模災害時に、災害対策本部としての機能の喪失や低下が懸念されることから、以下の対策を講じることで、災害対応を行うための拠点機能を確保する。
・庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検、整備の推進を図る。
・電源、機材の確保体制の点検、整備を図る。

3　現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長に指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア　設置基準
(ｱ) 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき
(ｲ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき

イ　廃止基準
災害対策本部長が認めたとき

ウ　所掌事務
(ｱ) 被害状況等の把握に関すること
(ｲ) 現地における関係機関との連絡に関すること
(ｳ) その他必要な事項

4　動員配備

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

(1) 配備体制と配備基準

災害に対処するために、災害の状況により、災害警戒本部設置時には警戒配備を、災害対策本部設置時には、班長、管理職配備及びA～C号配備をとる。

なお、本部長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部に対してのみ、警戒のための配備体制の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

(2) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、または自らの判断で速やかに勤務場所等に参集しなければならない。

また、本市域で震度 4 の地震が発生、または隣接市町域で震度４の地震が発生し、かつ、本市域で震度 3 以上の地震が発生したとき、及び、津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表された場合、あらかじめ指名されている職員は、それぞれ指定された場所に自主参集しなければならない。

市域（隣接市町域）で震度 5 弱以上の地震が発生したとき、または特別警報が気象庁より発表されたときは、全職員（あらかじめ指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

(3) 配備区分

配備区分・配備基準

【風水害】

<table>
<tr><th colspan="2">配備区分</th><th>配備時期</th><th>配備内容</th><th>動員人員</th></tr>
<tr><td colspan="2">災害警戒配備</td><td>①災害発生の恐れがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき
②局地的に軽微な災害が発生したとき
③その他必要により、市長あるいは災害警戒本部長（総務部長）が必要と認めたとき</td><td>通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制</td><td>秘書人事課
危機管理課
都市整備部
により編成</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害対策本部体制</td><td>班長配備</td><td>①災害対策本部を設置するとき</td><td>災害対策本部員の補佐</td><td>庶務担当課長</td></tr>
<tr><td>管理職配備</td><td>①災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき
②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき</td><td>水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制</td><td>管理職</td></tr>
</table>

	A号 配備	①災害発生の恐れがあるが、時間、規模等推測困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	秘書人事課 危機管理課 都市整備部 及び配備区分による25名程度
	B号 配備	①相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき ②その他必要により、本部長が当該配備を指令するとき	相当規模の災害応急対策を実施する体制	秘書人事課 危機管理課 都市整備部 及び配備区分による50名程度
	C号 配備	①大規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき ③特別警報が気象庁より発表されたとき	市が全力をあげて防災活動を実施する体制	全職員 （再任用職員含む）

【地震・津波災害】

配備区分		配備時期	配備内容	動員人員
災害警戒配備		①本市域で震度4の地震が発生、または、近接市町域で震度4の地震が発生し、かつ、本市域で震度3以上の地震が発生したとき ②津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき ③その他必要により市長あるいは災害警戒本部長（総務部長）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制	秘書人事課 危機管理課 都市整備部 により編成
災害対策本部体制	班長 配備	①災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐	庶務担当課長
	管理職 配備	①災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制	管理職
	A・B号 配備	①地震・津波等により小規模の被害が発生したとき ②その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害応急対策活動を実施する体制	秘書人事課 危機管理課 都市整備部 及びA・B号 により編成
	C号 配備	①市域（隣接市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき ②災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ③その他本部長が必要と認めたとき	市が全力をあげて災害応急対策活動を実施する体制	全職員 （再任用職員含む）

(4) 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

ア　災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の警戒配備体制は、指定された予警報により、自動的に配備する。

イ　災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の班長、管理職配備及びA～C号配備体制は、本部会議を経て本部長が指令する。

(5) 配備体制時の動員人員

各部の動員数は、資料編22頁参照

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

(6) その他

災害対策本部の設置が長期にわたる場合、適切な判断に基づく災害対応が行うことができるよう、本部員等の体調管理には十分に留意するものとする。

第３　防災資機材等の整備

市及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備充実するとともに、随時点検を行い保管に万全を期す。特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるように点検整備を実施する。

１　資機材の点検・補充および技術者等の把握

各保管責任者は、燃料、発電機、建設機械等の防災用に備蓄した資機材を定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行うとともに、関係団体との連携により資機材の使用に係る技術者等の確保、体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協力の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

その他、市、大阪府及び近畿地方整備局は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

２　防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等とともに、避難救助用資機材等の整備を図る。

(1) 市内における防災用資機材庫の設置

(2) 庁舎付近における緊急資材置場の確保

(3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備

３　資機材の確保及び調達

防災用資機材等については、適切な品目を確保するとともに、緊急時における調達方法についても検討する。

４　防災資機材の点検整備

(1) 防災資機材の点検整備

ア 整備項目

(ｱ) 水防、消防等の資機材

(ｲ) 特殊車両

(ｳ) 建設用資機材

(ｴ) 医薬品、薬剤等の医療品

(ｵ) その他災害用装備資機材（広報車・空気呼吸器等）

イ　保有（備蓄）資機材の点検

(ｱ) 不良箇所の有無

(ｲ) 機能試験の実施

(ｳ) 種類、規格と数量の確認

(ｴ) 薬剤等の効能の確認

(ｵ) その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

５　災害用緊急物資食料等の整備

(1) 給水体制の整備

災害時において、被災者に飲料水の供給が確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材の整備を行うとともに、あらかじめ給水計画を策定しておく。

(2) 食料などの備蓄体制の整備

災害時における食料等の供給計画の作成を行い、災害時に速やかに調達できるよう整備する。

(3) その他の整備

市設置（指定管理者含む。）の飲料水自動販売機については、災害発生時の停電時においても無償で商品を提供できる機能を搭載した「災害対応型自動販売機」とすることを検討する。

第４　防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自治会及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する

訓練を実施する。

１　総合訓練

市及び防災関係機関は、災害時における被害を最小限にとどめることを目的に、防災活動を迅速かつ確実に実施するため、相互の連携において訓練を実施する。

なお、実施にあたっては市民及び避難行動要支援者に参加を呼びかけるとともに、自治会や自主防災組織で自主的な訓練を行うよう要請する。

訓練は被害想定を明確にし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容にするとともに、事後評価を行い、防災体制の充実を図る。

(1) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、小中学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、(社) 泉佐野泉南医師会、(一社) 泉南薬剤師会、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

ア　非常招集訓練
イ　本部運営訓練
ウ　情報伝達訓練
エ　災害対策本部設置訓練
オ　通信訓練
カ　広報訓練
キ　初期消火訓練
ク　水防訓練（基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を含む。）
ケ　避難誘導訓練（障がい者の避難誘導訓練含む。）
コ　応急救護訓練
サ　救出救護訓練
シ　救助物資輸送配布訓練
ス　応急給水訓練
セ　炊出し訓練
ソ　夜間訓練
タ　DIG 訓練
チ　HUG 訓練等

２　小中学校等の防災訓練

小中学校、高校において、訓練を行う。

(1) 災害に際して、落ち着いて、素速く行動できるように、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。

(2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。

(3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

３　社会福祉施設・病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関はこれらの訓練に協力・指導する。

(1) 訓練内容

出火通報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

４　南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練の実施

(1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(2) 上記の防災訓練は、年１回以上実施するものとする。

(3) 上記の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。

(4) 市は、大阪府、防災関係機関、自治会、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア　要員参集訓練及び本部設置・運営訓練

イ　避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ　津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ　樋門・門扉の閉鎖訓練

オ　災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

カ　関係機関と連携した広域避難を想定した訓練

キ　感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

第５　広域応援体制の整備

市、大阪府、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

市域に大災害が発生し、市及び防災関係機関による災害応急対策活動では対応しきれない場合、他の市町村に応援要請を行い、円滑な災害対策活動を行う。

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、他市町村との相互応援協定の締結を今後も引き続き進める。

平常時から、大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

*防災協定一覧は資料編 24~29 頁参照

第６　防災拠点の整備

本市は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において、適切な災害応急対策が実施できるよう、防災拠点を定める。

また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

*防災拠点は資料編 23 頁参照

第７　自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣要請の手続の明確化など自衛隊との連携体制を整備する。

第８　応援・受援体制の整備

市及び大阪府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

１　応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

２　計画に定める主な内容

ア　組織体制の整備
イ　他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
ウ　人的応援に係る担当部局との調整
エ　災害ボランティアの受け入れ
オ　人的支援等の提供の調整
カ　全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
キ　人的・物的資源の管理及び活用

第９　災害広報体制の整備

１　災害時広報体制の確立

市、大阪府及びライフライン事業者は、災害時広報の重要性を考慮し、広報の手段別に人員及び資機材の配置について検討していく。

２　広報文の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに災害が予知または予想される場合、災害が発生した場合、応急対策活動が実施された場合などを想定して、あらかじめ、分かりやすい広報文を作成する。

３　大阪府、放送機関との連携

大規模災害時においては、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビによる放送が重要な役割を果たす。

そこで、本市からの放送を行う場合、大阪府の調整を経て実施することとし、あらかじめ放送の内容、方法等を詳細に決めることが望ましい。したがって、大阪府、放送機関の協力のもとに災害時広報について、検討していく。

４　停電時の住民への情報提供

市、大阪府及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

５　安否不明者の救助活動の効率化・円滑化

発災時に安否不明者（行方不明となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市は大阪府等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努めるものとする。

第１０　データの保全

本市の行政機能が一部停止することによる市民生活等への支障を最小限にとどめるため、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管するとともに、データ及びコンピューターシステムのバックアップ対策を講じるように努める。

第１１　緊急時における組織の運営体制の整備

大規模災害時は、市の各種施設も甚大な被害を受け、職員等も被災者となっていることが懸念される。そのような状況下においても、出来る限り継続的な復旧活動を進めることは必要であるため、市においては業務継続計画（BCP）の作成に努め、大規模災害時における業務継続の体制整備を図る。また、計画の運用にあたっては、ＰＤＣＡサイクルにて適宜見直し、改善を図る。

非常時の優先業務の概要

目標復旧時間（発災後）	該当する業務（考え方）
3 時間以内	・初動体制の確立　・被災状況の把握 ・消火、救助、救出の開始　・広域応援要請
24 時間以内	・応急活動（救助、救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重要な業務システムの再開 ・重要な行事（選挙など）の延期調整業務
3 日以内	・被災者への支援の開始 ・復旧、復興に係る初動体制の確立 ・ごみ処理施設の再開
5 日以内	・被災者への支援　・災害復旧計画の見直し ・公有財産管理
1 週間以内	・被災者への支援 ・被災者支援の前提となる業務の開始 ・窓口行政機能の回復 ・許認可業務、教育再開に係る業務
2 週間以内	・復旧、復興に係る業務の本格化 ・被災者への支援
1 か月以内	・復旧、復興に係る業務 ・その他の行政機能の回復

作成にあたっては、主に以下の内容について検討する。

(1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。

(2) 自治体の行政機能が一部停止することによる府民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

(3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

(4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

第２節　災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備

市及び防災関係機関は、気象予報等の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急対策活動の動脈となる有線通信施設及び無線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充及び機器の改善を図るとともに、将来的な防災行政無線（戸別受信機を含む。）の導入に努め、非常事態に備えて伝達手段の多重化・多様化を図る。また、保守管理と運営体制を徹底し、電気通信回線の災害時の使用を考慮し十分な回線容量を確保するなど、非常通信ネットワークが有効に機能するように万全を期し、大規模停電時も含めた災害情報の収集・伝達体制を確立する。

市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

● 施設・設備の現況

防災行政無線（固定系）については、親局を市役所本庁舎に置き、屋外受信機を配備している。その他、以下の設備の利用が可能である。

(1) 防災行政無線（移動系）
(2) 大阪府防災行政無線
(3) 大阪府防災情報システム
(4) 西日本電信電話（株）関西支店の災害時優先電話
(5) 避難所への特設公衆電話

● 通信体制の現況

(1) 無線従事者

市職員のうち 30 名（令和 4 年 10 月末日現在）の無線従事者を確保している。

1　防災情報システムの充実

市及び大阪府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達等、初動活動に支障をきたさないよう、連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化を図るなど、機能充実に努める。

市と大阪府で防災情報の共有を進めることにより、災害対応の初動期における情報収集・伝達機能を強化するため、防災情報充実強化事業を実施し、同事業により実現するシステムを活用して以下の機能の実現を図る。

(1) インターネットを利用した防災情報の収集及び伝達（防災ポータルサイトの設置等）
(2) 携帯メールや緊急速報メールを利用した情報の収集伝達と職員の参集
(3) 高所カメラ等を利用した情報空白期における情報収集
(4) Ｌアラート（災害情報共有システム）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達

(5) ネットワークを活用した被災者支援システム等被災時の業務支援・情報共有

2　防災行政無線等の整備拡充

(1) 機器の拡充

市は、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、保有の無線機器の整備拡充に努める。

ア　防災行政無線

(ｱ) 固定系

(ｲ) 移動系

(2) 機器の保全

災害時の使用に支障がないよう、各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるように努める。

(3) 要員の確保

無線従事予備員（免許保有者）の確保を図る。

3　有線通信設備の整備

(1) 関係機関は、情報連絡に用いる電話について、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話（株）関西支店に申請し、指定し、位置付けを的確に行う。

(2) 災害時に、携帯電話、ファクシミリ等の機器を効果的に利用できるよう、あらかじめ運用計画を定めておく。

(3) 西日本電信電話（株）関西支店は、電気通信設備の防災管理に努め、災害時優先電話等が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

4　防災相互通信用無線

関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに通信施設の整備計画を作成し、整備するとともに、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、保有の無線機器の整備拡充に努める。

5　その他情報機器の整備

CATV、インターネット、衛星通信等を活用し、情報収集・連絡システムの整備を推進する。

6　大阪府防災情報システムの活用

市は、災害情報を直ちに把握するため、平常時から大阪府防災情報システムの活用を図る。

7　アマチュア無線等

アマチュア無線、業務用移動通信等の活用体制を整備し、災害時には協力を要請する。ただし、これらはボランティアという性格があるので配慮を要する。

８　通信機器運用体制の整備

(1) 災害がいつ発生しても対応できるようにするため、夜間運用体制の確立を図る。

(2) 関係職員は、無線局及び無線機の運用技術の向上に努める。

(3) 情報収集に関する要員を定め、情報収集体制の整備を図るとともに、情報収集の機器、体制、情報分析の方法等について、必要に応じて専門家の意見を活用できるように努める。

(4) 災害情報の受信、分析に関するセクションは、本部室近くを予定し、本部との連携を図る。

(5) 通信輻輳時を想定し、情報・通信・伝達等非常通信を取り入れた実践的訓練を行い、緊急の場合に備える。

９　通信設備の保守・整備等

(1) 各種通信設備については、定期的に点検整備を行い、その保全に努める。

(2) 通信設備保管室は、コンピュータ室とともに耐火・耐震構造とする。

１０　情報収集伝達体制

(1) 市及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化に努める。

(2) 市は、災害時に大阪府への情報収集、伝達が困難な場合、別に定めた非常通信経路計画（3-71）により、行うものとする。

(3) 災害発生に備えて、災害情報等の収集伝達計画は、危機管理課が行うものとするが、勤務時間外において災害が発生した場合には、防災担当職員が参集するまでの間は、泉州南消防組合及び阪南市役所（守衛）が情報収集伝達体制をとるものとする。

市の情報収集・伝達窓口

時 間 帯	窓　　口	ＮＴＴ回線	大阪府防災行政無線
執務時間内	危機管理課	072-471-5678	532-8900
夜間／休日	泉州南消防組合 （阪南消防署）	072-476-0119	448-8900 （泉州南広域消防本部）
	阪南市役所（守衛）	072-471-5678	532-2399

１１　迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

(1) 住民の安否確認、情報提供の体制整備などに努める。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）※の周知、活用を図る。

(3) 衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める

※東日本大震災等により、多くの住民が全国各地に避難されており、住所地（避難される前のお住まい）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が課題となっている。そこで、避難された方から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供いただき、その情報を避難前にお住まいの県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難前にお住まいの県や市町村が避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」が構築されることとなった。

第３節　火災予防対策の推進

第１　一般火災対策

本市の市街地は、尾崎駅周辺等では木造密集住宅・狭隘道路が多く、延焼の恐れがある。こうした状況に対応するため、消防施設の充実など、消防体制整備に努めている。

火災の発生を予防し、または火災による被害の拡大防止を図るため、消防施設の強化、拡充、防火対象物に対する予防措置の対策を推進する。

地震発生時には、密集市街地等において火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があるので、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて管理状況等を整備し、火災予防の徹底を図る。

１　消防施設の強化

(1) 泉州南消防組合は、消防力の整備指針に基づき、必要消防力を算定し、これを基に実情に応じた消防車両等の資機材及び人員を配置する。また、初動及び活動体制を確立するため、消防庁舎の耐震化や無線施設等の整備を図る。

施設等の配置は、地域の実情を十分考慮の上、年次計画をたて整備拡充を図る。

(2) 地震時には、上水道管及び施設の破損等により、通常の消防水利が十分に活用できない事態が生じる可能性がある。したがって、消火栓及び防火水槽などの消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図り、プール等の利用をさらに推進する。

(3) 消防水利の不足等により消火活動に支障をきたす恐れのある地域に対しては、消火栓の増強、可搬式動力ポンプ等を整備し、消火体制の強化を図る。また、火災発生に即応できるよう常時使用可能な状態となるよう維持管理に努める。

２　消防力の強化

(1) 消防活動路の確保と消防活動困難地域の対策

地震時においては、道路周辺の建物や塀などの倒壊、斜面の崩壊、道路被害、道路構造物被害などによって、通行支障が生じる恐れがある。

したがって、消防用車両の幹線道路の整備、狭い街路地区における拡幅、開渠の暗渠化、電柱の埋設化、角切りの確保などを進め、消防活動の支障となる事項の解消を図る。

特に、通常時とは異なる箇所でも通行支障が生じる恐れがあり、そのような地域の予測と対応についても、事前に検討しておく。

消防水利の不足または道路事情などにより、消防活動が困難な地域に対しては消防水利の増設及び可搬式動力ポンプなどの整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(2) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(3) 消防団の活性化

広報等により青年層に対して、消防団活動への積極的な参加の促進を行い、組織強化に努める。

3　警防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本資料となる総合的な警防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、警防計画については、泉州南消防組合が定める。（警防計画は、泉州南消防組合警防規定に即して定める。）

*泉州南消防組合警防規程は資料編 69～79 頁参照

4　消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し、教育訓練を実施する。

(1) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）

(2) 火災防御訓練（基本、招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導・警戒、通信連絡訓練等）

(3) 水防訓練

(4) 救助救急訓練

(5) 総合防災訓練

5　相互応援体制の確立

災害時における消防活動の万全を期すため、必要な協定を結び相互応援体制を確立する。

*消防相互応援協定締結状況は資料編 30 頁参照

6　一般建築物の不燃化等

木造建築物及び不特定多数の者が集まる建築物等について、耐火構造または準耐火構造にするなど建築物の不燃化及び耐火化の指導を行う。

また、市街地の防災拠点の開発と建築物の不燃化を進めて延焼の防止を図るとともに、市民の避難地となる防災拠点については、公園や運動場として整備することとする。

さらに、地震発生時における避難経路等の確保を必要とする地域については、重点的に道路網の整備を推進する。

7　火災予防査察の強化

消防法に基づき、火災の発生を未然に防止するため、予防査察を消防対象物の用途、規模、地域に応じ計画的に実施し、対象物の状況を的確に把握するとともに、危険な対象物に対する消防用設備の改修等の指導を行い万全を期す。

８　防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

９　防火思想の普及

(1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等についての指導を行う。

(2) 震災時に多発することが予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。

(3) 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士または自治会、自主防災組織、婦人会等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等の指導を行う。

(4) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより火災または水災の多発時期、あるいは火災予防運動期間などに広報活動を実施する。

(5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、初期消火訓練や防火講習、防災訓練等への参加を通して、一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。

(6) 保育所、幼稚園等において幼年消防クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待する。

また、小中学生を対象とした少年消防クラブの結成、育成を推進する。

１０　地震火災に対する出火予防対策の広報(一般家庭向け)

(1) 燃焼器具の対策

(ｱ) 石油ストーブ：耐震自動遮断装置付き以外のものは使用しない。

(ｲ) 液体燃料器具：不使用時は、燃料タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のため、固定措置を行う。

(ｳ) ＬＰガス　　：不使用時は、LP ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等により容器の転倒防止のため、固定措置を行う。

(ｴ) 都市ガス　　：不使用時には、元バルブを閉止する。

(2) 出火危険物の保管対策

以下の物品については、転落、転倒、漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。

ガソリン、灯油、ベンジン、エアゾール、携帯ボンベ、アルコール、塗料溶剤、農薬類等

第２　林野火災対策

林野火災の原因は、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものが大部分を占めており、消防体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

１　監視体制の強化

林野火災発生の恐れのある場合は、巡視、監視を強化し、地域住民及び入山者等に対し、警戒を呼びかけるとともに、火気取り扱い上の指導を行うなど、必要な措置を講ずる。

(1) 火災警報の発令及び周知

気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地域住民及び入山者に対し、サイレン、広報車、防災行政無線等により周知を行う。

(2) 火気の使用の制限

気象条件等により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認める場合は、泉州南消防組合火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

(3) 火入れの安全管理の徹底

森林等において火入れを行おうとする者に対し、関係機関との連絡を密にして防火の徹底を図る。

２　消火施設等の整備

市及び関係機関は、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火基地等の施設を整備するとともに、防御資機材の整備、消火薬剤の備蓄に努める。

３　消防体制の整備

市及び消防機関は、関係機関の協力を得て地域における総合的な消防体制を確立するように努める。

また、森林組合等による自衛消防組織を整備するとともに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制を確立する。

４　防火思想の普及

関係機関は、林野火災の発生期を重点に地域住民、入山者等に対し防火広報を積極的に実施する。

(1) 山火事防止月間の設定

(2) ポスター、看板等の設置

(3) 広報車等による注意喚起

第４節　避難収容体制の整備

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備を図る。

指定避難所及び避難場所（以下、「避難所等」という。）は、災害の種類や状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに、避難施設及び周辺環境の整備に努める。

*指定避難所、一時避難場所、広域避難場所、避難路等は、資料編 31～35 頁参照

第１　避難場所、避難路の選定

１　避難場所

(1) 避難場所の指定及び基準

ア　一時避難場所

(ｱ) 災害発生時において市民が一時的に避難できるように必要なオープンスペースとしての機能を果たすものとして指定し、整備する施設

(ｲ) １ha 以上の中高等学校のグラウンド等を一時避難場所とするが、この他、周辺の状況から安全と思われる場所として、小中学校のグラウンドを併せて一時避難場所に含めるものとする。

イ　広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、市民の安全を確保できる場所として指定する。

(ｱ) 想定される避難者一人当たりおおむね１㎡以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者１人あたり概ね２㎡以上の避難有効面積を確保できること）

(ｲ) 延焼火災に対して有効な遮断ができる概ね 10ha 以上の空地

但し、10ha 未満の空地であっても、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、避難者の安全が確保できると思われる場所を広域避難場所として選定できる。

(ｳ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

ウ　指定緊急避難場所

災害対策基本法の改正をうけ、災害が発生、または発生する恐れがある場所にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有する場所等について順次、指定を検討する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際

には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

*指定緊急避難場所は、資料編 33～35 頁参照

(ｱ) 津波避難ビルの指定等

津波が到達する恐れのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が困難と想定される地域において津波避難ビルの指定を行うなど、一時的に避難可能な場所の確保に努める。

（津波避難ビル：津波が到達する恐れのある区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避するための施設のことを指す。）

２　避難路

(1) 避難路の指定・整備

津波、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、大阪府と市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（ＪＩＳ　Ｚ8210）の追補６「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（ＪＩＳ　Ｚ9098)」を用いる。

ア　避難路の選定基準

広域避難場所に通じる避難路を以下の基準で選定する。

(ｱ) 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）または 10m 以上の緑道

(ｲ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと

(ｳ) 水利の確保が比較的容易なこと

イ　避難路は、緊急交通路と重複しており、避難誘導や交通規制に十分配慮する。

(2) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次の事項により避難路の安全確保を図る。

ア　火災に対する安全性の確保

(ｱ) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐火建築物の整備を促進する。

(ｲ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。

イ　周知

災害に備えて次の事項を市民に周知する。

(ｱ) 避難路への駐車禁止

(ｲ) 荷物等の路上放置自粛

ウ　交通規制

避難路は、警察の協力を得て平常時において次の規制等に努める。

(ｱ) 駐車禁止の措置

(ｲ) 取り締まりの強化

第２　避難場所、避難路の安全性の向上

市は、防災関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

１　一時避難場所

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周辺の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

２　広域避難場所

(1) 避難場所標識の設置

(2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

(3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(4) 複数の進入口の整備

３　避難路

(1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(2) 落下・倒壊物対策の推進

(3) 誘導標識、誘導灯の設置

(4) 段差解消、誘導ブロックの設置

第３　指定避難所の選定・整備

１　指定避難所

(1) 指定避難所

災害発生時において、避難所としての機能を果たすものとして、地域の住民センター、小中学校（体育館）等を中心に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所であり、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難生活の長期化が見込まれる災害にも備え、一般的な避難施設では生活に支障をきたす要配慮者に配慮した福祉避難所の選定を行う。福祉避難所は、避難所への避難者のうち、健康・身体の状況等の必要に応じて移送する等、二次的な避難施設として位置づける。

(2) 指定避難所の整備

指定避難所の整備は、単に避難所のための施設としての整備にとどまらず、地区の防災拠点と位置付けて、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努め、また良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるなど防災機能の強化を図り、地域の防災力を高めるとともに、避難者の円滑な収容とその安全確保等に資することが必要である。また、災害時に要配慮者が利用しやすいことを意識した福祉的整備に努めることも必要である。

(3) 指定避難所の管理運営

大阪府の避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所の避難運営マニュアルの作成、訓練を行うなど避難所の管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(4) 指定避難所の感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含

めて検討するよう努めるものとする。

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、保健所は市の防災担当部局等との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

２　避難所の施設管理者等との協定締結及び事前協議

災害時に避難所として適切な対応ができるよう、施設管理者と平常時から十分な事前協議を行う。

(1) 市が管理する施設以外の施設管理者等とは、所要の協定の締結に努める。
(2) 現避難所以外の公共建築物で、避難所として使用可能な施設を調査し、緊急の場合に避難所として開設できるよう整備を図る。
(3) 避難所として必要な維持管理の徹底を図る。
(4) 勤務時間外の避難所の開設を速やかに行うため、施設管理者との連携体制の強化や鍵の適切な管理を図る。
(5) 福祉避難所のさらなる確保に向け、市内各所の福祉系施設への理解・協力を働きかけるとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

３　災害危険箇所ごとの避難施設及び避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じてこれを見直し、市報「広報はんなん」に掲載し、市民に周知徹底を図る。

(1) 情報連絡体制
(2) 避難所等
(3) 避難路

４　避難所等に関する住民への周知

避難に関する情報について、市報「広報はんなん」に掲載するほか、避難所等の所在地等を記した防災マップ等の配布を行い、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

５　避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第４　避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保といった避難情報等について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報等の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

(3) 市は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

(4) 市は大阪府の技術的専門的な助言等の支援を受けながら、「避難情報の判断 ・伝達マニュアル」を作成に努める。

２　住民への周知・意識啓発

(1) 市及び大阪府は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。

(2) 市は、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

■ 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル１	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル２	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）

警戒 レベル３	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 （市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒 レベル４	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※1 ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒 レベル５	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・高潮氾濫発生情報

注１　津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注２　市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注３　市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注４　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、大阪府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注５　※１の土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和３年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和３年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル４相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル５相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル４相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル５の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注６　緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※２の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注７　気象庁では令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と定めました。

第５　避難誘導体制の整備

１　地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による平時からの住民の意識啓発及び強固な体制づくりに努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することも考慮するよう努める。

２　大阪府が示す指針に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を推進し、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、円滑な避難誘導体制の整備を図る。

３　学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設・病院等、多数の者が利用する施設の施設管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、日頃から市、泉州南消防組合、泉南警察署等関係機関と協議の上、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施する。

①　避難実施責任者
②　避難の時期（事前避難の実施等）
③　避難者の順位（施設利用者、一般職員、防災要員の順とする。）
④　避難誘導責任者・補助者
⑤　避難誘導の要領・措置
⑥　避難者の確認方法
⑦　家族等への引き渡し方法
⑧　登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
⑨　通学路周辺の危険箇所の周知（ブロック塀等の危険性）

４　要配慮者等の避難対応の検討

(1) 要配慮者、遠距離避難者等のために、避難応援の検討を行う。
(2) 避難行動要支援者のため､避難行動要支援者名簿の作成と併せた近隣住民またはボランティアとの交流等を促進し、発災時の避難介助の仕組みづくりに努める。
(3) 指定避難所等において、要配慮者のために次のような整備を行う。

ア　段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身障者トイレ（福祉仕様)の設置、文字放送が可能なケーブルテレビの設置等

イ　施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。

ウ　施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。

（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

エ　身障者用便器、車椅子、ベッド等身障者用資機材について、緊急時に入手できるよう、業者等にあらかじめ申し入れを行う、若しくは協定を結ぶ。

オ　その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

(4) 避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、大阪府が派遣する、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の受入体制を関係機関と共に整備する。

(5) 老人福祉センターやその他の福祉施設を福祉避難所として指定し、要配慮者等の受け入れ体制の整備を行う。

(6) 多人数の避難に供する施設の施設管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。

５　飼育ペット対策

災害発生時には、飼い主が全責任を負うことを前提とし、飼い主が飼育しているペットを同行し避難場所まで安全に避難することが原則である。そのため、ペット対策については、避難所運営マニュアルを活用し、避難所運営訓練の実施を行い、事前に対応を検討しておくよう意識啓発を図る。

第６　応急仮設住宅等の事前準備

災害により、被災者等に対して住宅を提供する必要が生じた場合に応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、応急仮設住宅建設の予定地を定めておくことや要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

*応急仮設住宅建設予定地は資料編 36 頁参照

第７　応急危険度判定体制の整備

１　被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、応急危険度判定の実施主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努めるとともに、大阪府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努め

る。

２　被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携、協力し、被災宅地危険度判定士の要請・登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施主体として、資器材の整備、実施体制の整備を図る。

３　斜面判定制度の普及啓発

市は、大阪府及びＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第８　避難所生活の中・長期化に対応する環境整備

(1) 非常用電源設備の整備、強化に取り組む。
(2) 二次被害の防止対策の推進を図る。
(3) 被災者の健康管理、衛生管理体制の整備を図る。
(4) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点の導入を図る。
(5) 女性や子育てに配慮した避難所設計の促進を図る。

第９　罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、大阪府が実施する家屋被害認定担当者向けの研修への参加等による、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第５節　災害応急対策実施のための事前対策

第１　給水体制の整備

市、大阪府及び大阪広域水道企業団は、災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、併せて必要最小限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

また、災害時における水道施設の応急復旧工事への協力を要請するために、阪南水道工事業協同組合等との間で、協力要請の方法、動員可能な人員の把握の方法、書類の交換等の細目にわたって取り決めができるよう検討していく。

１　応急給水目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。

地震発生～ 3 日間	1 人 1 日	3 ㍑	生命維持用水
4～ 7 日目	1 人 1 日	3～20 ㍑	簡単な炊事等
8～14 日目	1 人 1 日	20～100 ㍑	3 日に 1 回の風呂洗濯・トイレ
15～28 日目	1 人 1 日	100～250 ㍑	地震前とほぼ同水準

「大阪あんしん水道計画」による震災時の給水量の目標より

２　給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

断水地域へは、運搬給水を実施するとともに、使用可能な配水管への仮設給水栓の設置やあんしん給水栓（14 箇所）を利用して給水を行う。

３　協力体制の整備

市民及び自治会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の担い手として積極的な協力を得られるようにする。

また、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織に対し、災害時給水のため、協力体制の確立を図る。

第２　食料・生活必需品等供給体制の整備

災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資等の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、大阪府と十分な協議・調整の上、整備を図る。

また、災害時における物品等の調達に関して、農業団体、商工団体等との間で、協力要請の方法、調達可能な物品の把握の方法等について検討していく。

このとき、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。

市は大阪府の重要物資の備蓄等の考え方を参考とし、以下の目標量を設定している。

１　重要物資確保の基準について

⑴ 食糧

避難所避難者数×3 食×1.2（注）

(注)1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。

⑵ 高齢者用食

上記で算出した数量のうち、５％（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。

⑶ 乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）

【粉ミルク】

避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×130g/人/日

（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる）

【液体ミルク】

避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人口授乳率）×1 リットル/人/日

（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる）

⑷ 哺乳瓶

避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1（本/人）

（注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。

※避難所生活者数（乳児）分を市が備蓄、大阪府は予備分を備蓄

⑸ 毛布

避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人

⑹ 乳児・小児用おむつ

避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日

(7) 大人用おむつ

避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日

(8) 生理用品

（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方

(9) 簡易トイレ

避難所避難者数×0.01

※避難所避難者 100 人に 1 基、市はＢＯＸ型（マンホールトイレ等含む）、大阪府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。

(10) トイレットペーパー

（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3 日で算出した数量を比較し多い方

(11) マスク

（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3 日で算出した数量を比較し多い方

*重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量は資料編 37 頁参照

２　その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

(1) 精米、即席麺などの主食
(2) ボトル水・缶詰水等の飲料水
(3) 野菜、漬物、菓子類などの副食
(4) 被服（肌着等）
(5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
(6) 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
(7) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
(8) 医薬品等（常備薬、救急セット）
(9) ブルーシート、土のう袋
(10) 仮設風呂・仮設シャワー
(11) 簡易ベッド、間仕切り等
(12) 要援護高齢者・障がい者用介護機器、補装具、日常生活用具（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
(13) 棺桶、遺体袋など

３　備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて近隣市町村等との共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

（ア）できる限り指定避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

（イ）備蓄物資の点検及び更新

（ウ）定期的な流通在庫量の調査の実施

（エ）供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む。）

（オ）物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

第３　医療・救護体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備・隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の救護班の編成・活動について、泉佐野泉南医師会等の協力を求め、医療団体組織の内規等によって、救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入、書類の交換等の細目にわたって、取り決めができるよう検討する。また、医療品等の調達先及び備蓄について検討する。

また、市は、大阪府泉佐野保健所内に地域災害医療本部（本部長：泉佐野保健所長）が設置された場合は連携・協力する。

１　災害医療

医療救護活動は、災害のために医療機関等が混乱し、被災した市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。死亡者を１人でも少なくすることを目標に、以下の点に留意し、すべての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

(1) 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次治療を、医療班等が「救護所」において実施する。

ア　救護所及び現地医療活動の分類

次の２種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

(ｱ) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、医療班を編成し、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置や、トリアージ等を行う。

(ｲ) 医療救護所での臨時診療活動

避難所等に併設される救護所（医療救護所）では、主に、軽症患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

イ　時間的経過に伴う変化への対応

災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）すべての医療機関で実施する。

ア　災害が甚大で負傷者が多いときは、管内の医療機関は初期において現地医療活動を行うが、これを管外応援に切り替え、後方医療活動を優先する。

イ　広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地以外の医療機関へ搬送し、治療する。

ウ　特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

エ　医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

２　医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・緊急医療情報システム

災害時の医療情報を迅速にかつ的確に把握し、発信できるようにするため、大阪府医療機関情報システムの活用を図る。

また、市、大阪府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 連絡体制の整備

ア　災害時の連絡・調整、医療班の受入れ及び救護所への配置・調整等は、阪南市民病院において行うものとし、情報内容、情報収集提供等の詳細は院内であらかじめ定めておくものとする。

イ　市は大阪府とともに情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

(3) 医療情報通信体制の整備

泉州南消防組合、病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、受入れ可能病床数等の医療情報を常時把握できるよう体制を整備する。

(4) その他

ア　市は、医療班との情報連絡手段として、災害時優先電話回線、防災行政無線等を確保する。

イ　各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

３　現地医療体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と相互に連携して、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

(1) 医療班の種類と編成

大阪府、市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療班を構成する。

ア　緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する救急医療従事者で医療班を構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

イ　診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 医療班の編成基準等

災害による多数の死傷者の発生に備えて、医師会等の医療関係機関の協力のもと救急医療体制の確立に努める。

ア　医療班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等

イ　救護所の設置場所、設置基準、運営方法等

ウ　医師会に協力を依頼し、医療班編成基準の詳細を定め、または調整する。

エ　医療班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制を整備する。

(3) 医療班の編成及び班員の集合場所

ア　市は、阪南市民病院及び泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療班（3 班体制）を編成する。

医療班	医　師	1
	看護師	2
	補助員	1

イ　医療班の参集場所は、保健センターとする。ただし、災害対策本部からの指示がある場合にはそれに従う。

(4) 救護所の設置場所

救護所の設置は、次の場所を想定する。

ア　開設した避難所（小中高校の保健室含む。）

イ　広域避難場所

ウ　必要に応じて次の施設を設置場所とする。

(ｱ) 未開設の指定避難所

(ｲ) 保健所、医院等

(ｳ) 被害の状況により必要な地区の公民館、公共施設等

(ｴ) 総合病院や外科医院の直近（特に大規模災害の場合）

(ｵ) その他必要と認められる場所

(5) 協力体制の整備

大規模災害で、市内の医療機関で対応しきれない場合を想定し、日本赤十字社、大阪府、その他関係機関と救護所を含めた救護医療体制をあらかじめ調整しておくものとする。

なお、医療救護班の受入れ・派遣調整にあたっては、大阪府が委嘱した災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）と協議・調整しながら進める。

4　後方医療体制の整備

市及び大阪府は、後方医療体制を充実させるため、機能別・地域別の災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

(1) 市災害医療センターの整備

阪南市民病院を阪南市災害医療センターと定め、次の活動を行う。

ア　市の医療活動の拠点としての患者の受入れ

イ　災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療関係機関間の調整

(2) 大阪府災害医療機関の整備

前項のほか、大阪府は、府域に災害拠点医療機関を次のように設定し、災害時のために広域医療体制を整備する。

ア　災害拠点病院

(ｱ) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。平常時においては、災害医療の研修機能を有する。

(ｲ) 地域災害医療センター

a　24 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発する緊急患者の受入れと高度医療の提供

b　患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

c　地域の医療機関のため、応急用医薬品及び医療用資機材の備蓄及び貸出し等による支援

d　自己完結型の医療班の派遣

e　広域患者搬送への対応

イ　特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

(ｱ) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

(ｲ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整

(ｳ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援

(ｴ) 疾病に関する情報の収集及び提供

5　病院防災マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

6　医薬品等の確保体制の整備

市は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市は、大阪府と協力して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

ア　災害拠点病院等での備蓄

(ｱ) 災害拠点病院

(ｲ) 特定診療災害医療センター

(ｳ) 阪南市災害医療センター

イ　卸業者による備蓄

ウ　大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

エ　泉南薬剤師会との災害協定締結による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

7　患者等搬送体制の確立

市は、大阪府と協力して、災害時における患者、医療班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は、大阪府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療班の搬送

市は、大阪府及び医療関係機関と協力し、救護所等における医療救護活動を行うための医療班の派遣手段・方法を確立する。

8　個別疾病対策

市は、大阪府とともに専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

９　関係機関協力体制の確立

(1) 地域医療連携の推進

市は、泉佐野保健所健康危機管理関係機関連絡会議等を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を確立する。

１０　医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 災害医療に関する研修

市は、基幹災害医療センターが実施する、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病、治療等についての研修会への参加を推進する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年一回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市は、大阪府及び災害医療関係機関等と協力して、地域の関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第４　緊急輸送体制の整備

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

１　陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

市は、大阪府とともに警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、大阪府は広域緊急交通路を選定し、市は地域緊急交通路を選定する。

ア　広域緊急交通路（大阪府選定）

(ｱ) 府県間を連結する主要な道路

(ｲ) 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路

(ｳ) 各府民センタービル、市庁舎・市の輸送拠点等を連絡する主要な道路

イ　地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター及び各防災拠点等との連絡を確保する道路

*広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表は資料編 38 頁参照

(2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あら

かじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市は、警察及び道路管理者とともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急交通路を確保するため、必要に応じて、道路管理者は車両の運転者等に対して移動を命令することができ、運転者が不在の場合は、自ら車両の移動を行うことができる。

また、都道府県公安委員会は、必要に応じて道路管理者に対する放置車両等の移動等の要請を行うことができる。

(6) 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、大阪府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

２　航空輸送体制の整備

市及び関係機関は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行い、その管理運営に努める。

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートとして以下を選定基準とする。

(1) 選定基準

ア　地盤は堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ　地面斜度 6 度以内のこと

ウ　離着陸（発着）のための必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限の地積】

(ｱ) 大型ヘリコプター：100m 四方の地積

(ｲ) 中型ヘリコプター：50m 四方の地積

(ｳ) 小型ヘリコプター：30m 四方の地積

エ　二方向以上からの離着陸が可能であること

オ　離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと

カ　車両等の進入路があること

キ　林野火災における空中消火基地の場合

(ｱ) 水利、水源に近いこと

(ｲ) 複数の駐機が可能なこと

(ｳ) 補給基地が設けられること

(ｴ) 気流が安定していること

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること

ク　風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流しまたは旗を立てること

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例:発煙筒）をとること

ケ　着陸点にはHを表示すること

コ　状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備すること

(2) 大阪府への報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、または、報告事項を変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、大阪府に次の事項を報告する。

ア　ヘリポート番号

イ　所在地及び名称

ウ　施設等の管理者及び電話番号

エ　発着場面積

オ　付近の障害物の状況

カ　離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理等

ア　市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

イ　ヘリポートへのアクセス道路については、偶発災害発生に備えて、不法駐車を排除するなど交通取り締まりの強化を泉南警察署に依頼し通行の確保に努める。

ウ　通信機器の必要なもの、複数機の離着陸等のため、航空管制が必要なものについては、あらかじめそれらの所有者と協議を行うこととする。

(4) 高度医療施設のヘリポート

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び緊急活動にヘリコプターを有効利用するために、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

(5) ヘリコプターなどの航空機への情報表示の設置（ランドマーク）

災害発生時における、ヘリコプターなどによる状況収集活動や避難物資の搬送などの際に、上空から位置状況の確認支援のため、市庁舎や学校施設などの屋上に、施設名や方位などのヘリサインの整備に努める。

鳥取中学校の上空写真

３　海上輸送体制の整備

(1) 漁港等の管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。

(2) 災害発生後直ちに港湾・漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

(3) 漁港等の管理者は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

(4) 漁港等の管理者は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

４　輸送手段の確保体制

市及び関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や、災害時における運用の手順を整理する。

(1) 車両、航空機、船舶の把握等

ア　市及び関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の数量の把握に努めるとともに、運用方法等必要な事項をあらかじめ計画する。

イ　市は、市保有の車両で、必要なものは泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行い、確保するとともに関係機関と協定または協力関係を確立し、車両、航空機、船舶等の確保に努める。

*緊急通行車両事前届出は資料編 89 頁参照

(2) 調達体制の整備

市は、災害時の輸送能力を確保するため、車両、船舶等について、あらかじめ民間事業

者との連携に努める。

5　交通規制・管制の整備

(1) 大阪府公安委員会

災害対策基本法第 50 条第 2 項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

*緊急通行車両事前届出済証は資料編 88 頁参照

(2) 大阪府警察（泉南警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

ア　初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

イ　災害に強い交通安全施設の整備

(ｱ) 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

(ｲ) 災害時の信号制御システム等の整備

(ｳ) 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

(3) 道路管理者

災害時における道路施設の破損･決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な措置をとる。

(4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

湾内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

(5) 阪南市

ア　市は、大阪府と協力し、大阪府警察が行う交通規制・管制の場合に備え、交通規制・管制が円滑に行われるための協力体制及び市民への周知体制を整備する。

イ　市長が指示する交通規制の場合について、大阪府、大阪府公安委員会、大阪府警察との連携関係について十分な調整を図っておくものとする。

ウ　災害時に災害応急対策のための必要な車両は、泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行う。

6　道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材の配備を検討する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

7　物流企業等との協力体制の構築

(1) 輸送体制構築に向けた計画作成

物流企業等の協力によるロジスティックスシステムの構築など､効果的な輸送体制構築

に向けた計画の作成を行う。

(2) 物流企業等の協力による入庫・在庫管理

円滑に緊急物資等の供給などを実施するため、物流企業等との協力のもと、全国から送られてくる緊急物資等の入庫・在庫管理の仕組みを構築する。

また、被害状況に応じては、物流企業との災害時の協定により、物流企業所有の倉庫等を物資拠点として活用することも検討する。

第５　ごみ・し尿処理体制の整備

市は、関係機関の協力のもと、災害により発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

１　ごみ処理体制の整備

災害後に、市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

*清掃関係施設及び車両一覧表は資料編 48 頁参照

２　し尿処理体制の整備

災害により下水道施設等の機能が停止した場合や避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

(1) 災害時用仮設トイレの整備

(2) 素掘用資機材の整備

(3) 搬送体制の確立

(4) 処理方法の検討

３　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理体制の整備

(1) 市は、災害廃棄物対策指針に基づき策定する阪南市災害廃棄物処理計画や、一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書等により、（避難所ごみや仮設トイレのし尿等の処理を含めた）災害廃棄物を適正かつ円滑･迅速に処理する体制を整備する。

(2) 市は、あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討する。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

(3) 市または大阪府は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

(4) 市は、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

(5) 市または大阪府は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(6) 市または大阪府は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第６　応急教育対策

学校その他文教関係施設における学童・生徒の保護安全のため、施設の保安管理や防災教育及び避難訓練の実施等に努める。

学校施設等一覧表

区　　分	学　校　数
府立高校	1
市立中学校	4
市立小学校	8
市立幼稚園	2
市立保育所	2

（令和４年４月１日現在）

１　小中学校施設の保全管理

小中学校施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

(1) 職員等の分担・配置

施設の補強･補修等（台風時における準備作業等）が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担の配置を定める。

(2) 施設の点検整備

平時から施設の点検･調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

第７　文化財災害予防対策

文化財は貴重な国民的財産であり、保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防災施設、消防用設備等の整備、現地視察と指導の実施並びに所有者及び管理者への保護の啓発等の施策を行う。

*指定文化財一覧は資料編 39 頁参照

１　施設等の整備

国、大阪府、市、消防機関、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国府費補助の処置を図る。

(1) 火災対策

ア　警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）

イ　消火設備（消火器、屋外消火栓設備）

ウ　防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）

エ　周辺環境（防火帯、消防道路、消火栓）

オ　火気の使用制限（禁煙区域の指定）

(2) 落雷対策

避雷針の設置

(3) その他の対策

ア　環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）

イ　薬剤処理（防虫予防）

ウ　施設の委託保管

エ　防災施設、消防用設備等の点検整備

２　視察等による指導

生涯学習推進室は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

３　訓練及び保護の啓発

(1) 泉州南消防組合は、文化財について消防訓練または図上訓練を随時実施する。

(2) 文化財保護強調週間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者等、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護の啓発を行う。

(3) 防火管理者等に対し、研修会や講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。

(4) 自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を図る。

４　防災関係機関との協力

平常時から消防・警察その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第６節　ライフライン確保体制の整備

ライフライン事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第１　上水道

大阪広域水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

１　応急復旧体制の強化

(1) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
(2) 関係機関との協力体制を整備する。
(3) 応急復旧マニュアル等を整備する。
(4) 管路図等の管理体制を整備する。
(5) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。

２　災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

３　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

第２　下水道

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

１　応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

２　災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

３　協力応援体制の整備

(1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府及び市町村等との協力応援体制を整備する。

(2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく、近畿２府７県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第３　電力

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

１　応急復旧体制の強化

(1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。

(2) 対策要員の動員体制を整備する。

(3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

２　災害対策用資機材の整備、点検

(1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。

(2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。

(3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。

(4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

３　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の向上を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

４　協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

(1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。

(2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第４　ガス

災害発生時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

１　応急復旧体制の強化

(1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

(2) 緊急ガス供給停止システムを強化する。

ア　感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

イ　基準値以下の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

(4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、情報連絡体制及び動員体制を整備する。

(5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

(6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去など復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

(7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

(9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。

ア　復旧時における仮設配管及び導管地中残置

イ　事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

２　災害対策用資機材及び整備、点検

(1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

(2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

(3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
(4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
(5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

３　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の向上を図るため、市などが計画する防災訓練に参加する。

４　協力応援体制の整備

「地震･洪水等非常事態における救援措置要綱」(一般社団法人日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第５　電気通信

電気通信事業者は、災害時における電気通信設備または回線の故障に対して、迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

１　応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、関連事業者等を含めた全国的規模による応援体制を編成し、応急復旧用資機材の確保と輸送体制を確立し、運用する。

２　災害対策用資機材の整備、点検

(1) 復旧用資機材の確保に努め、機器並びに車両等を分散配備する。
(2) 資機材の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
(3) 災害対策用資機材について、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行う。

３　防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の向上を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

４　協力応援体制の整備

他のライフライン事業者と協調し、防災対策に努めるほか、関連事業者と要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第６　市民への広報

各ライフライン事業者は、それぞれの災害時の対応について広報活動を実施し、市民の防災意識の向上を図る。

１　市及び大阪府は、飲料水の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

２　関西電力送配電（株）並びにガス事業者は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。

３　西日本電信電話（株）関西支店等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害時の注意事項について広報する。

第７　倒木等への対策

大阪府、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努めるものとする。

第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、大阪府が策定した地震防災対策特別措置法に定める「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

●第六次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 対象地区

府全域

(2) 計画の初年度

令和３年度

(3) 計画対象事業

ア　避難地

イ　避難路

ウ　消防用施設

エ　消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ　緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又は漁港施設

カ　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ　公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク　社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ　公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

コ　公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

サ　キ～コまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの

シ　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

ス　砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

セ　地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ　地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ　地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ　地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ　負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

テ　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ト　ア～テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第３編　災害応急対策

第１章　初動対応

第１節　組織動員

第１　災害警戒本部

阪南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する前、または災害対策本部を設置するに至らない場合で、市長が必要と認めたときは、災害警戒本部の配備を行い、災害情報の収集・伝達等の災害警戒体制をとる。

１　災害警戒本部の配備基準

【風水害】

配備区分	配備時期	配備内容
災害警戒本部体制	ア　災害発生の恐れがある気象予警報が発表されるなど、通信情報活動の必要があるとき イ　局地的に軽微な災害が発生したとき ウ　その他必要により、市長または災害警戒本部長（総務部長）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制

【地震・津波災害】

配備区分	配備時期	配備内容
災害警戒本部体制	ア　本市域で震度４の地震が発生、または隣接市町域で震度４の地震が発生し、かつ本市域で震度３以上の地震が発生したとき イ　津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表されたとき ウ　その他必要により市長または災害警戒本部長（総務部長）が必要と認めたとき	通信情報活動を実施するための必要最小限度の体制

※基準として用いる震度は、「泉南市、阪南市、岬町、和歌山市、岩出市」のいずれかで観測され、気象台が発表するものとする。

２　災害警戒本部の体制

本　部　長	総務部長
構　成　員	総務部長、都市整備部長、秘書人事課長、秘書人事課長代理、危機管理課長、危機管理課職員、その他市長が必要と認める者

３　災害警戒本部の設置

災害警戒本部体制における本部（災害警戒本部）は、総務部危機管理課に設置する。

４　災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

(1) 災害対策本部が設置されたとき

(2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき

(3) 災害の発生する恐れがなくなったとき

(4) 本部長が適当と認めたとき

５　本部長が不在の場合の措置

本部長が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、災害警戒本部の構成員のうち都市整備部長が代行する。

６　災害警戒体制時の処理事項

災害対策本部設置及び本部体制への移行を踏まえて、次の事項を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

ア　地震津波情報の収集

イ　津波情報の沿岸部への緊急伝達

ウ　風水害等の気象情報の収集

エ　火災等二次災害の状況及び見通しの把握

オ　災害危険箇所等の巡視・警戒結果の把握

カ　被害情報の把握

キ　収集した情報の整理検討

ク　災害応急対策の実施状況の把握

ケ　防災関係機関との情報連絡活動

コ　その他、本部長が必要と認める事項

(2) 災害応急対策の実施

ア　災害応急対策活動実施の必要性の検討と、本部設置に至らないことの検討

イ　警戒体制要員への配備指令

ウ　必要な災害対策活動の指示・実施

エ　防災関連機関との連絡調整

オ　その他、本部長が必要と認める事項

(3) 災害対策本部設置の検討・準備

ア　災害対策本部設置及び配備体制の検討

イ　災害対策本部長及び本部員への連絡

ウ　災害対策本部室の準備

第２　災害対策本部

市長は、市の区域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、市長が必要と認めたときは、「阪南市災害対策本部条例（昭和 47 年条例第 9 号）」に基づき、災害対策本部を設置する。

１　災害対策本部の設置基準

【風水害】

配備区分	配備時期	配備内容
班長配備	ア 災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐
管理職配備	ア 災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
A 号配備	ア 災害発生の恐れがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	水害その他の災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
B 号配備	ア 相当規模の災害が発生し、または発生する恐れがあるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	相当規模の災害応急対策を実施する体制
C 号配備	ア 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがあるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき ウ 特別警報が気象庁より発表されたとき	市が全力をあげて防災活動を実施する体制

【地震・津波災害】

配備区分	配備時期	配備内容
班長配備	ア 災害対策本部を設置するとき	災害対策本部員の補佐
管理職配備	ア 災害発生の恐れがあり、避難所を開設する必要があるとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害の発生を防御するため、通信情報活動、物資・資機材の点検整備等並びに小規模の災害応急対策を実施する体制
A・B 号配備	ア 地震・津波等により小規模の被害が発生したとき イ その他必要により本部長が当該配備を指令するとき	災害応急対策活動を実施する体制

配備区分	配備時期	配備内容
C 号配備	ア 市域（隣接市町域）に震度５弱以上の地震が発生したとき イ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ウ その他本部長が必要と認めたとき	市が全力をあげて災害応急対策活動を実施する体制

※基準として用いる震度は、「泉南市、阪南市、岬町、和歌山市、岩出市」のいずれかで観測され、気象台が発表するものとする。
※大阪府職員（緊急防災推進員）5 名は、府内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、市と大阪府の連絡調整の補助として自主参集

2　災害対策本部設置の決定

災害対策本部の設置については、次の要領で決定する。

(1) 市長は、上記の基準に該当するような災害が発生し、または発生する恐れがある場合、防災対策を推進する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の設置場所は、阪南市防災コミュニティセンター（１階研修室）に置く。ただし、地震災害の規模その他の状況により、本部の移動が必要と認めるときは、救援部隊拠点である鳥取中学校内に置くものとする。この場合、各関係機関に連絡する。

3　災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

(1) 予想された災害の危険が解消したとき

(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき

(3) 本部長が適当と認めたとき

4　災害対策本部長が不在の場合の措置

市長が不在または何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、副本部長である副市長または教育長が代行する。

5　災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部を設置したときは、「阪南市災害対策本部」の標識を阪南市防災コミュニティセンター（１階研修室）に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

6　災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部（以下、「本部」という。）の組織は次のとおりである。

ア　本部長　　市長（以下、「本部長」という。）

イ　副本部長　　副市長、教育長（以下、「副本部長」という。）

ウ　本部員　　総務部長、未来創生部長、市民部長、健康福祉部長、

こども未来部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、
行政委員会事務局長、生涯学習部長、阪南消防署長、
その他本部長が必要と認める者

エ　その他の職員

本部員であるものの属する部、室、局の職員、その他をもって充てる。

*阪南市災害対策本部条例は資料編 56 頁参照

(2) 本部会議

ア　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ　本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

①　災害応急対策の基本方針に関すること
②　動員配備体制に関すること
③　各部局間の連絡調整事項の指示に関すること
④　自衛隊災害派遣要請に関すること
⑤　現地災害対策本部に関すること
⑥　国、大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
⑦　災害救助法の適用申請に関すること
⑧　関係機関への協力及び派遣要請に関すること
⑨　その他災害に関する重要な事項に関すること

(3) 災害対策本部の構成

阪南市災害対策本部構成図

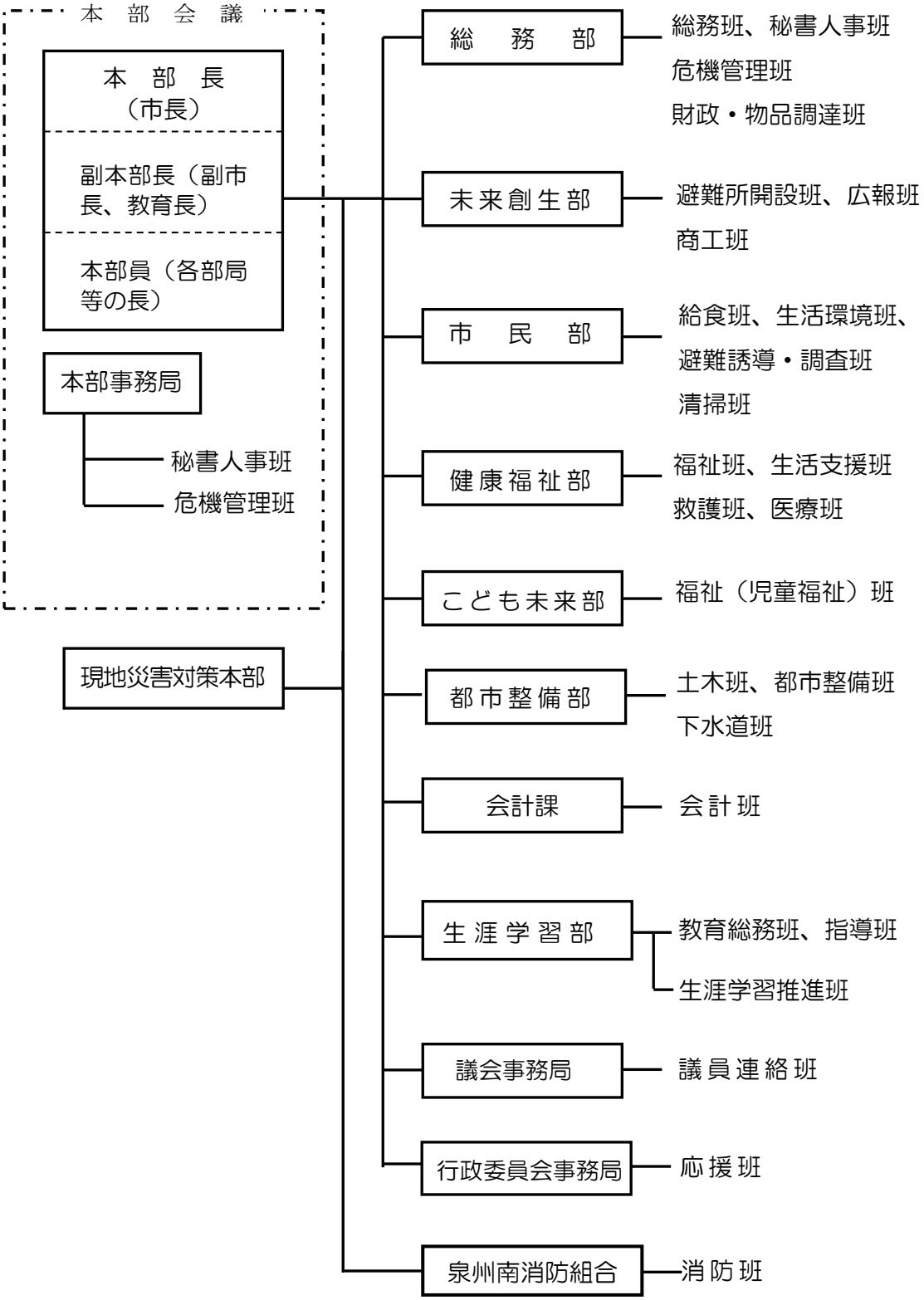

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「第１編総則　第４節防災関係機関の責務　第１防災関係機関の業務大綱」参照

ただし、中小規模の風水害等が想定される場合には、災害対策本部の各部を６つのグループに再編成し、グループごとの役割を担当する。

*各部の役割体制は資料編 80 頁参照

(5) 本部連絡員室の設置

ア　災害対策本部に連絡員室を設ける。

イ　連絡員室には室長及び連絡員を置き、室長は危機管理課長があたり、連絡員は危機管理課職員があたる。

ウ　連絡員室は、各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務等を担当する。

(6) 本部の庶務

本部が設置されたときは、危機管理課長は次の要領により速やかに本部の設営を行う。

ア　本部室及び必要な設備について、本部事務局（危機管理班）が用意または準備する。

イ　前号により、各部、各班の位置を決定したいときは、遅滞なく電話及び標示板等の必要な設営を行う。

(7) 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長により指名された者があたり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア　設置基準

(ｱ) 災害応急対策を局地的または重点的に推進する必要があるとき

(ｲ) その他災害対策本部長が必要と認めたとき

イ　廃止基準

災害対策本部長が認めたとき

ウ　所掌事務

(ｱ) 被害状況等の把握に関すること

(ｲ) 現地における関係機関との連絡に関すること

(ｳ) その他必要な事項

7　防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要ある場合は、防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

第３　動員配備

風水害や地震が発生、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

１　配備体制と配備基準

災害に対処するために、状況により、3-1～5 頁に示す配備体制のうち必要な体制をとる。

【風水害】

本部長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部局に対してのみ、警戒のための配備体制の指令を発し、または特定の部局に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

【地震・津波災害】

本市域（隣接市町域）に震度５弱以上の地震が発生した場合は、全職員によるＣ号配備の動員を行う。また、本市域で震度４の地震が発生、または隣接市町域で震度４の地震が発生し、かつ本市域で震度３以上の地震が発生したときや津波予報区「大阪府」に津波注意報・警報が発表された場合は、警戒配備を行う。

なお、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

（配備区分・基準については 3-1～5 頁参照）

２　配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

⑴ 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の配備体制は、市長が指令する。

⑵ 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後の配備体制は、本部会議を経て本部長が指令する。

⑶ 自動配備（C 号配備）

風水害時は、特別警報が気象庁より発表された場合は、C 号配備とする。

また、本市域（近隣市町域）に震度５弱以上の地震が発生し、または、大津波警報等が発令された場合、C 号配備が指令されたものとする。

３　配備体制時の動員人員

配備体制時の動員数は、動員人員一覧表に示すとおりである。

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

*動員人員一覧表は資料編 22 頁参照

４　配備指令の伝達

⑴ 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出されたときは、庁内放送等を行い、各職員に速やかにその旨を周知する。

⑵ 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア　勤務時間外に災害発生の情報を察知した場合、災害警戒本部設置後、秘書人事班長から各部局長を経て、班長、また各職員に伝達する。

イ　各部局長は配備指令に基づき、各班長を直ちに非常招集しなければならない。

ウ　非常招集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。

エ　秘書人事班長及び各部局長は、職員の非常招集を円滑に行うために配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網等を常に整備しておくものとする。

勤務時間外の配備の伝達ルート

【災害警戒配備体制】

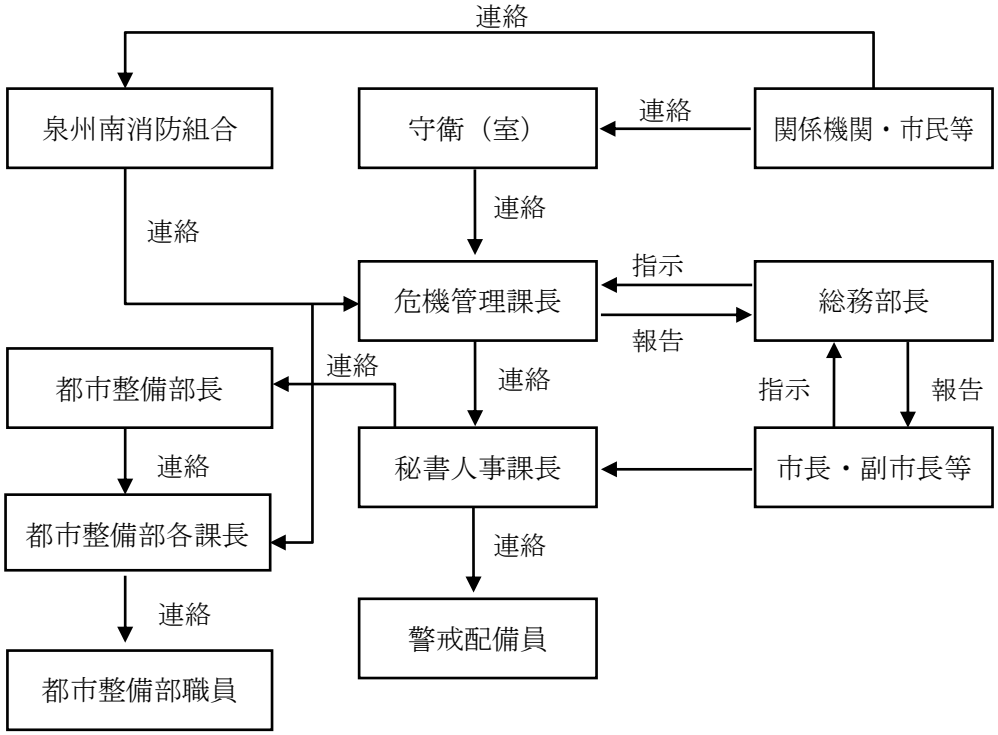

【災害対策本部体制】

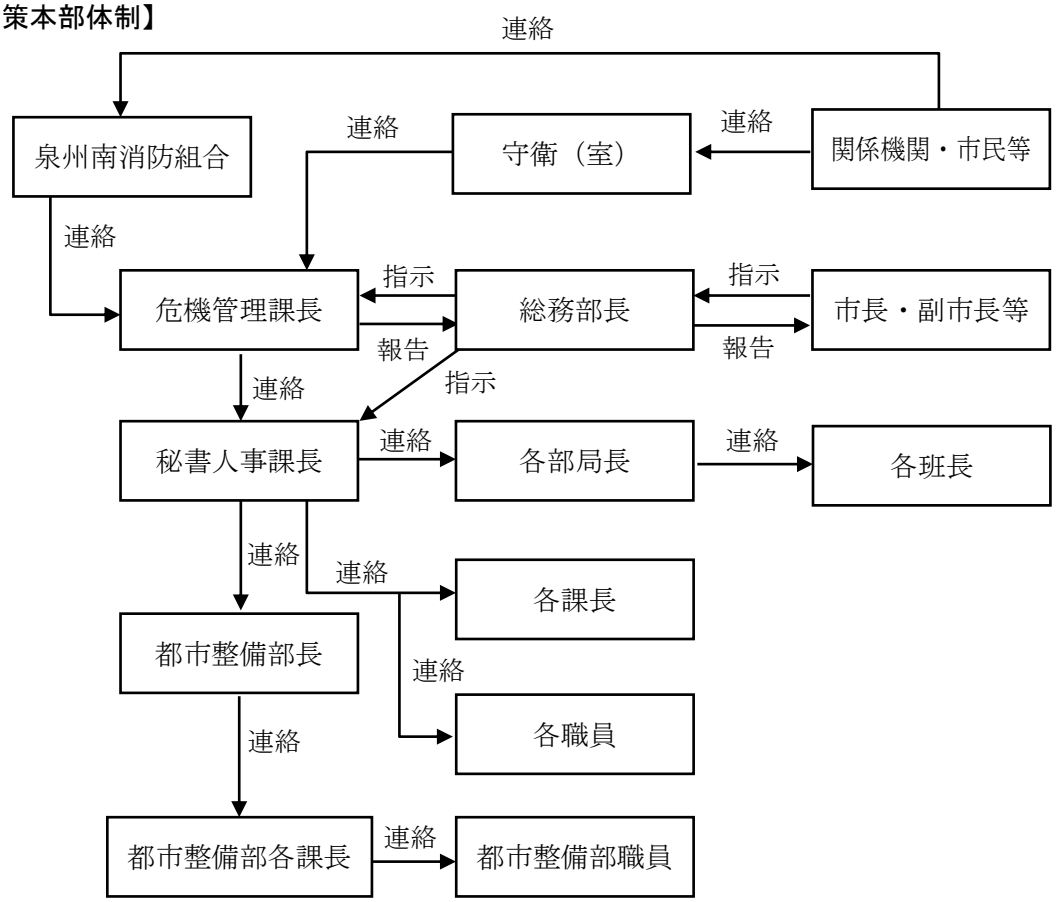

オ　職員の非常招集

(ｱ) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、または発生する恐れがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、または自らの判断で速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

また、本市域で震度４の地震が発生、または隣接市町域で震度４の地震が発生し、かつ、本市域で震度 3 以上の地震が発生したとき、津波予報区「大阪府」に津波注意報・津波警報が発表された場合、あらかじめ指名されている要員は指定された場所に自主参集しなければならない。

震度 5 弱以上の地震が発生、または大津波警報、特別警報等が発令された場合、全職員（予め指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに災害対策本部に参集しなければならない。

(ｲ) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、災害対策本部に集合することを基本とするが、交通途絶等で不可能のときは、最寄りの避難所等に参集し、防災活動に従事する。

(ｳ) 非常招集及び自主参集を要しない者

a　心身の障害により許可を受けている者及び休暇中の者

b　上記に定める者の他、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

5　動員報告

各部局長は、所定の配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、または職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により秘書人事班長に報告する。

秘書人事班長は、常に職員の動員状況を把握し、動員した人数が不足する場合は、あらかじめ予定している応援の職員を動員する。

6　連絡責任者

各部局に連絡責任者を置き、本部との連絡に当たらせるものとする。

7　職員の配置と服務

(1) 職員の配置

各部局長は、非常及び警戒配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害状況に応じて、次の措置を講じる。

ア　所属職員の掌握

イ　参集職員の所定の配備場所への配置

ウ　高次の配備体制の指示に応じるための事前措置

(2) 職員の服務

すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守する。

ア　配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ　不急の行事、会議、出張等を中止する。

ウ　正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。

エ　勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにしておく。

オ　自らの言動により市民に不安や誤解を与えないように、細心の注意を払う。

８　その他

その他災害時における職員の服務等に関し、必要な事項は本部長が定める。

第２節　災害に係る情報の収集伝達

【風水害】

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の連携のもとに、迅速かつ的確に収集・伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策の実施を図る。また、大阪管区気象台及び大阪府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第１　気象予警報等

１　大阪管区気象台が発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等によって災害発生の恐れがある場合には、注意報・警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

気象予警報等の定義

区　　分	内　　容
注意報	気象現象等によって市域に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。
警　報	気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決める。
気象情報	気象等の予報に関係ある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常現象についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、気象庁が発表する。

２　種類と発表基準

その種類及び基準は次のとおりである。

気象予警報等の種類と発表基準

１　注意報

種　　類		発　　表　　基　　準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で５cm 以上、山地で 10cm 以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下になると予想される場合。
	雷注意報（※注６）	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃以上またはかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合
	霜注意報	４月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が４℃以下になると予想される場合。

種　　類		発　　表　　基　　準
気象 注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－５℃以下になると予想される場合。
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合
高潮 注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
波浪 注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合。
浸水 注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合
洪水 注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

２　警報

種　　類		発　　表　　基　　準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合。
	大雨警報（注４）	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 10cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合。
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合。
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

注１　発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注２　注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が発表されたときに切り換えられ、または解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第３条）

注３　☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第 12 条）

注４　大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。

注５　大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡

潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注６　雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

３　特別警報

○気象等に関する特別警報の基準

現象の種類	発　　表　　基　　準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注１　表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

○津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の基準

現象の種類	発　　表　　基　　準
津波	高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける。）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける。）
地震 （地震動）	震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置づける。）

４　伝達系統

(1) 大阪府からの伝達

ア　警報の伝達

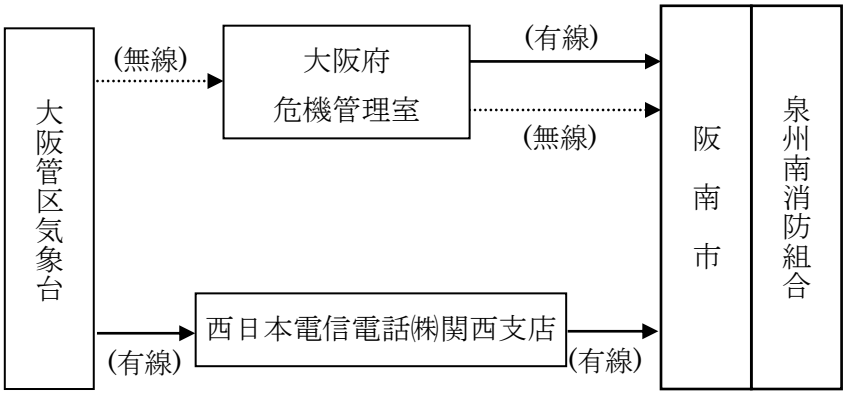

イ　注意報等の伝達

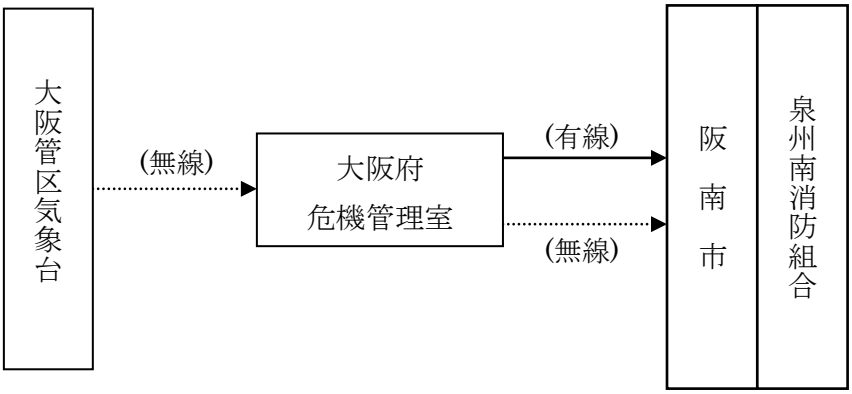

(2) 本市への具体的な伝達系統

ア　勤務時間内（勤務時間外で大阪府の危機管理室が配備体制時を含む。）の場合

[大阪府防災行政無線の一斉通話により伝達]

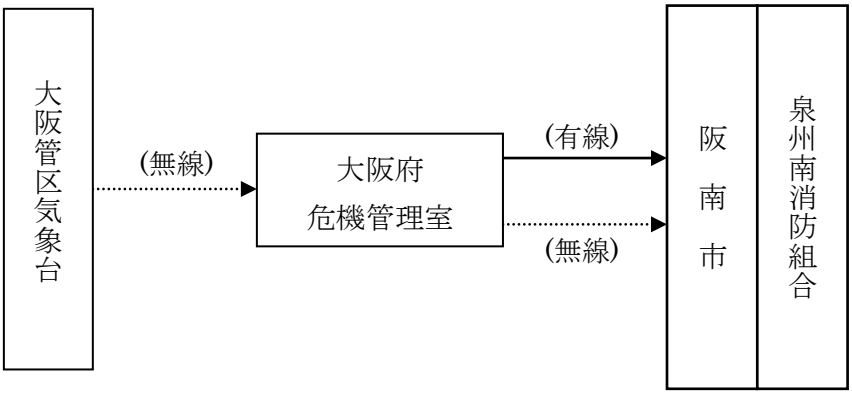

イ　勤務時間外で大阪府危機管理室が配備体制前の場合

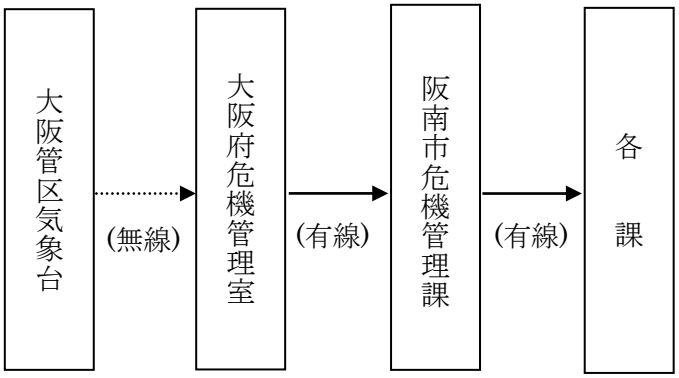

(注)　気象予警報等の情報文については、大阪府防災行政無線の一斉通信により、大阪府内の市町村及び泉州南消防組合へメールで一斉送信される。

また、勤務時間外においても、大阪府防災行政無線の一斉通信により伝達される。

5　気象予警報等の収集・伝達の方法

(1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理班が行う。

(2) 危機管理班は、この予警報等を受信したときは、直ちに本部長、副本部長に報告するとともに、関係の防災関係各課に連絡する。

(3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロール等)を講じるとともに、関係先等に伝達する。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(4) 危機管理班は、予警報等の内、特に必要とする情報については庁内放送を行うなど、全職員に周知するとともに、災害危険箇所等に係る市民に対して、防災行政無線等で周知を図る。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

(5) 夜間及び休日における情報の収集は守衛及び泉州南消防組合が行い、津波注意報や暴風、大雨、洪水、高潮または津波警報については、直ちに危機管理課長に報告し、その内容に応じた措置をとる。

(6) これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

(7) 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第２　大阪府が発表する水防警報

１　発表基準

水防警報は、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、大阪府が指定する男里川において、洪水が生じる恐れがあると認められる場合は、大阪府岸和田土木事務所が発表する。また、泉南海岸において、高潮注意報または高潮警報が発表された場合や海水の侵入による被害の発生を防止する必要がある場合は、大阪港湾局が発表する。

２　大阪府が行う水防警報の伝達系統

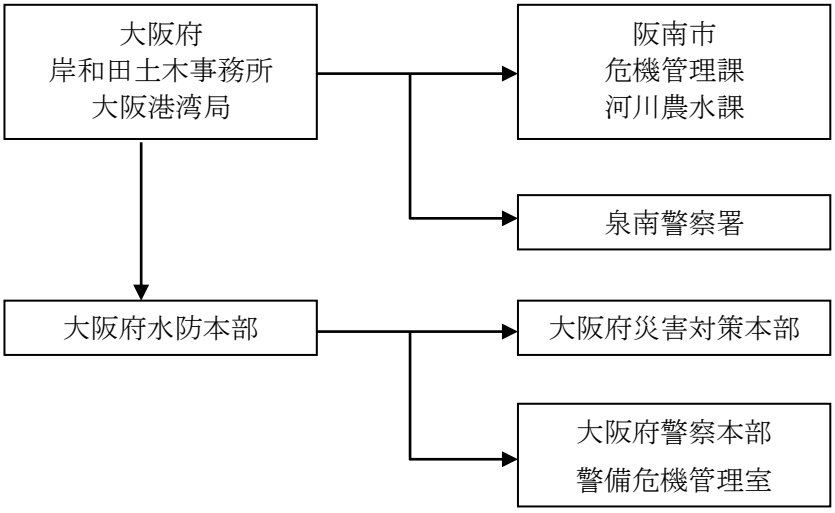

※近地津波の場合は、時間に余裕のない可能性が高いことから、津波警報、注意報の発表をもって、水防警報が発表されたものとみなす。

大阪府が行う水防警報の伝達系統図

第３　大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。

第４　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ※「災害切迫」（黒）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

注１　表中の土壌雨量指数とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく１ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

第５　雨量・水位等に関する情報

１　雨量・水位等の観測所

市（危機管理班）は、局地的な集中豪雨等に対処するために、雨量・水位等の観測を行う。なお、市が設置した雨量と水位の大阪府ため池防災テレメーターは、資料編 19 頁参照

２　防災関係機関の雨量・水位等の情報の収集

市及びその周辺にある大阪府等関係機関の雨量・水位等の観測地点は、資料編 19 頁参照

３　大阪府の雨量・水位の情報の確認方法

雨量や水位の情報については、「大阪府防災情報システム」で確認する。

また、雨量・水位等の情報の分析は危機管理班で行い、災害対策本部に報告する。

第６　ため池水位の通報

１　ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、または降雨等の状況により出水の恐れのあることを認めたときは、直ちに本部長に通報しなければならない。

２　本部長は前項の通報を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じて岸和田土木事務所、泉南警察署に通報する。

３　通報経路図

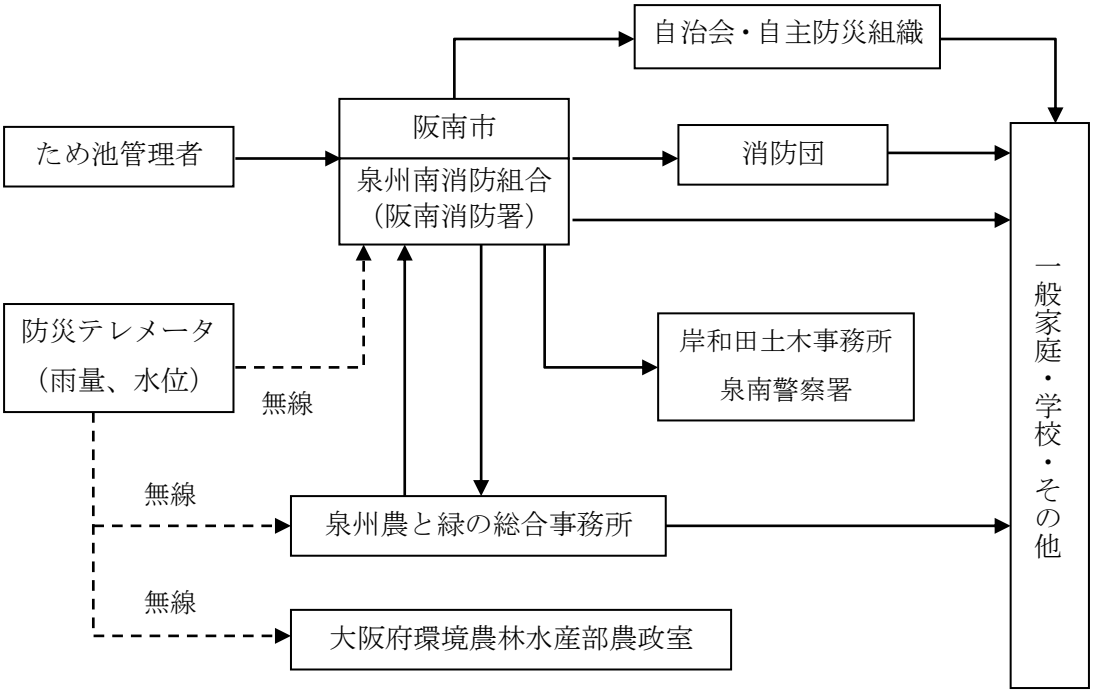

第７　災害危険箇所における情報

災害危険箇所に関する情報の収集については、「第２編第１章第１節災害危険区域」を参照

第８　火災警報

１　火災に関する警報

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、「消防法第 22 条（昭和 23 年法律第 186 号)第３項」に基づき気象の条件が次号に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長が発令する。

(1) 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地頂上部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/s となる見込みのとき、ただし、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

２　火災警報発令、解除の市民への周知については、次の要領で行う。

(1) 火災警報発令サイレン信号の吹鳴、同解除サイレン信号

(2) 市防災行政無線で適宜放送する。

(3) 広報車等で巡回し、周知する。

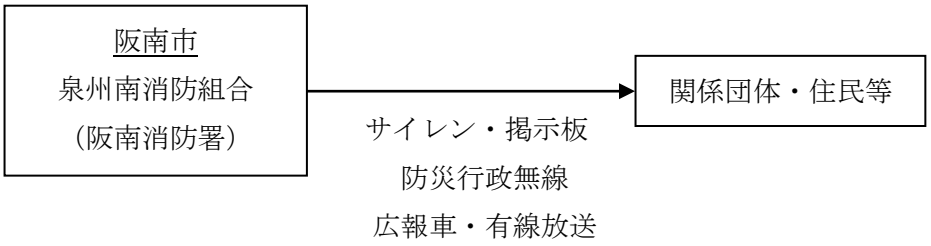

火災警報の伝達系統

第９　住民への周知

市は気象庁から発表される気象予警報、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置も併せて、防災行政無線、広報車などを利用し、直ちに住民、要配慮者利用施設等へ周知する。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

また、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、市は大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

【地震・津波災害】

市域に大地震が発生した場合に、地震による直接被害や関連した災害に関する情報の収集、伝達及び広報を実施する。

第１　津波予報及び地震・津波に関する情報

１　津波予報

全国６箇所（札幌、仙台、東京、大阪、福岡、沖縄）にある津波予報実施官署は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の規模、範囲について津波予報を発表する。また、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

津波予報の種類、解説及び発表される津波の高さ

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで 3m 程度以上の津波が予想されるので厳重に警戒が必要	5m 10m 10m超	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m 以上3m未満である場合	高いところで 2m 程度の津波が予想されるので警戒が必要	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m 未満である場合であって津波による災害の恐れがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されるので注意が必要	1m	

注）1.「津波の発生はない」あるいは「発生しても発災の恐れがない微弱な津波」と予想されるときは、津波注意報の対象としない。
2.「津波の高さ」とは、津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 なお、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

２　津波予報区

日本の沿岸は、66 の予報区（原則として都道府県程度に区分）に分けられている。大阪府は全域が１つの予報区であり、予報区名は「大阪府」である。

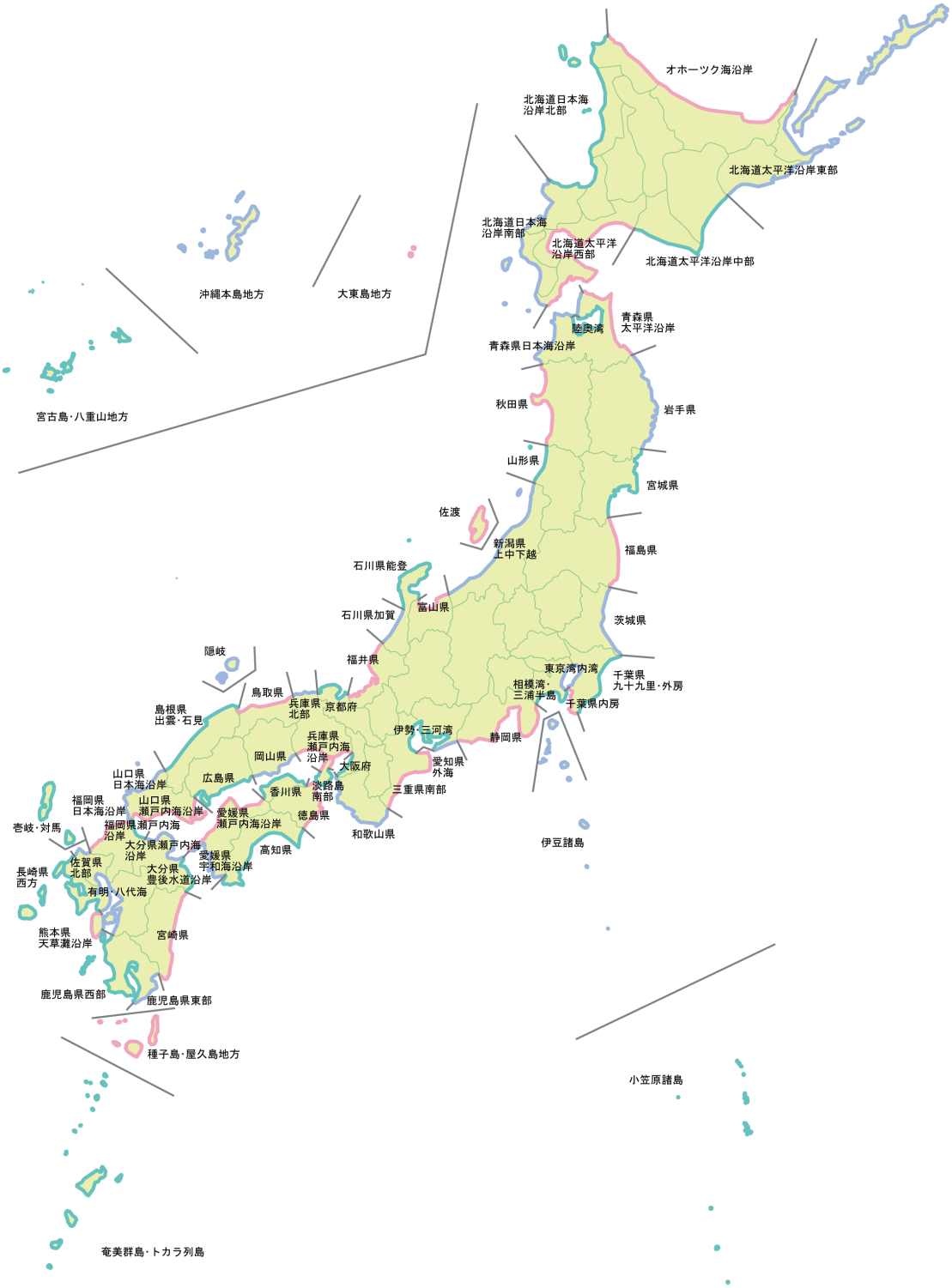

津波予報区

３　地震情報の種類

情報内容	地震現象、津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況
発表基準	ア　大阪管区気象台管内において震度１以上の地震を観測した場合 イ　大阪管区気象台管内において津波予報を行った場合 ウ　ア及びイ以外の特別な地震が発生した場合、その他必要と認めた場合

種類	内　　容
震度速報	地震発生約 1 分 30 秒後、震度3以上の全国約 180 に区分した地域名と地震の検知時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 また、津波の恐れがない場合には「津波の心配なし」を付加文として発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

４　緊急地震速報

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（次の表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

区　域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

5　地震及び津波に関する情報の発表基準

気象庁の「地震及び津波に関する情報取扱要領について　第４条」に定める次の条件に該当し、大阪管区気象台が必要と認めた場合に発表される。

(1) 地震情報　震度３以上を観測したとき、または地震が多発したとき
(ただし震源に関する情報は、震度３以上を観測し、かつ津波による災害の恐れがないと予想されるとき)

(2) 津波情報　津波予報をしたとき、または津波を観測したとき

(3) 震度速報　震度３以上を観測したとき

(4) 各地の震度に関する情報　情報発表官署が必要と認めるとき

6　震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集・伝達

大阪府の震度情報ネットワークシステムを構成する震度計により、市域の震度情報を収集する。併せて、大阪府の震度情報ネットワークシステムにより、大阪府域の震度情報を収集する。

7　初期情報

震災発生時、関係機関の災害対策本部における初期情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の状況を把握する。

(1) 庁舎周辺の被害状況及び 119 番通報等の状況

(2) 人的被害、避難の状況

(3) 火災の発生状況及び土砂災害、ため池・河川等の危険箇所の状況

(4) 主要道路、橋梁、建物、電気、ガス、水道、下水道等の被害状況

(5) 避難の指示、警戒区域の設定、交通規制の必要性の把握

(6) 医療班、医薬品等の医療ニーズ

(7) 応援要請の必要性及び要請内容の把握

(8) 泉南警察署その他関係機関、出先機関、現地派遣職員、自治会、自主防災組織、市民等からの情報

(9) その他必要な事項

第２　地震及び津波に関する情報の伝達系統

１　津波予報等の伝達

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報等（津波警報解除含む。）

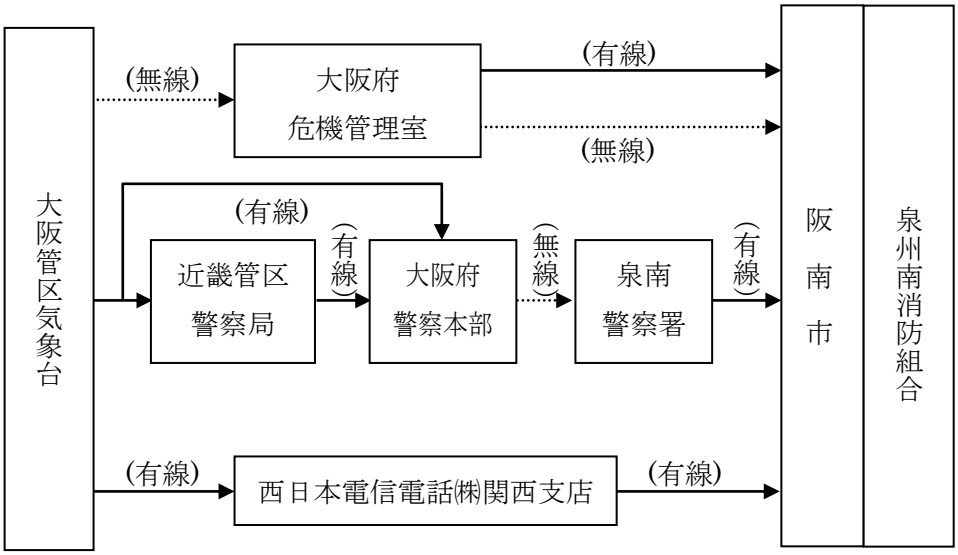

（注）西日本電信電話（株）関西支店は警報等、同解除のみ

(2) 地震、津波情報

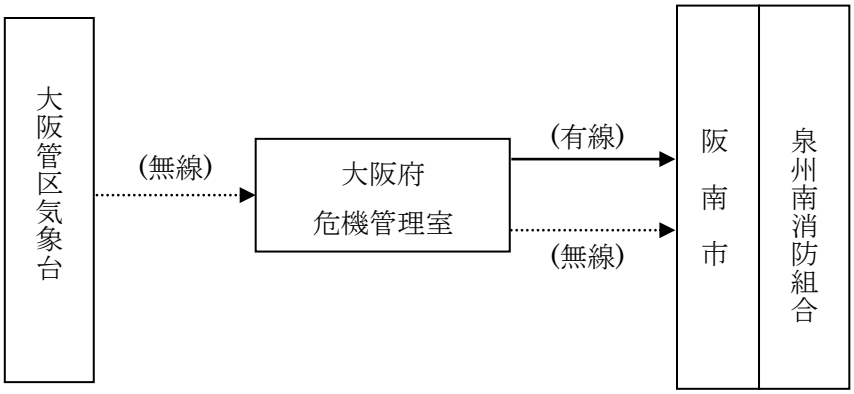

２　津波予報等の収集・伝達の方法

(1) 大阪湾沿岸を含む大阪管内に津波が来襲する恐れのある場合には、津波予報実施官署(大阪)は、気象業務法に基づき、その担当予報区内の予想される津波の高さに応じて、津波予報を発表する。また予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波情報として発表する。

ア　大阪管区気象台から何らかの通報が届くまでは、海面状態を監視するなど万全の対策をとる。海面監視にあたっては、自己の安全に留意しながら行うものとする。

イ　予報を迅速に入手するために、ＮＨＫや民間放送のテレビ・ラジオからの津波情報を取得する。

(2) 危機管理課は、この予報を受信したときは、直ちに市長、副市長、教育長に報告するとともに、関係の防災各課に連絡する。

(3) 連絡を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（海面監視、樋門・門扉等の閉鎖等）を講じるとともに、関係先等に伝達する。

(4) 危機管理課は、予報のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知するとともに、沿岸の住民、釣人等に対して、市防災行政無線等で周知を図る。

(5) 夜間及び休日における情報の収集は、泉州南消防組合及び守衛が行い、津波注意報や警報等については、直ちに危機管理課長に報告し、その内容に応じた措置をとる。

第３節　避難誘導

第１　避難の指示等

市域内において、気象警報や地震等により災害が発生、または発生する恐れがある場合に、危険区域内にいる市民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の軽減を図る。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第２　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

■ 避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル１	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル２	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難（市町村長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報

警戒 レベル４	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市町村長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※1 ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒 レベル５	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市町村長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・高潮氾濫発生情報

注１　津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注２　市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注３　市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注４　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、大阪府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注５　※１の土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、令和３年災対法改正に伴う警戒レベル相当情報の整理に時間を要するため、令和３年出水期においては、従前より用いている「非常に危険（うす紫）」が警戒レベル４相当情報となる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル５相当の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル４相当の配色は「紫」に変更予定。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル５の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注６　緊急安全確保は、令和３年災対法改正により、警戒レベル５の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※２の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル５緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注７　気象庁では令和３年３月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」と定めました。

１　実施担当

危機管理班は、災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、本部長の指示に基づき市民の安全を図るために避難誘導及び避難所の開設等を行う。また、本部長の指示に基づき避難指示等を的確に伝達するため、各担当班の調整等を行う。

福祉班は、本部長の指示に基づき避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難誘導等を行う。

各施設管理者は、本部長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

２　避難のための立退きの指示等の権限

避難のための立退きの指示等の実施責任者は、災害の種類等により次のとおりである。

避難の指示等の実施責任者

実施責任者	災害の種類	要　　件(内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、人命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
大阪府知事	災害全般	市において、事務の全部または大部分を行うことができなくなった場合、大阪府知事が本事務の全部または一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第 60 条
警察官	同　上	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条
大阪府知事、その命を受けた職員・水防管理者	洪水、高潮	洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
大阪府知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

3　避難の指示等

(1) 本部長またはその他の者が、その管轄区域内において危険が切迫し、あるいは必要な場合は事態に応じて、避難のための立退き指示等を行い、当該指示等をした旨を速やかに関係機関に報告する。なお、緊急の場合以外は原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

(2) 本部長は、指示等を行った場合、その旨を大阪府知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに大阪府知事に報告する。

４　「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

５　避難の指示等の伝達

(1) 避難指示等の実施にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア 指示者

イ 予想される災害及び避難を要する理由

ウ 避難対象地域

エ 避難の時期、誘導者（リーダー）

避難の誘導は、避難誘導・調査班、警察官、消防職員、消防団員等が行うが、自治会、自主防災組織等にも協力を要請する。

オ 避難所、避難先

カ 避難経路

キ 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

(2) 避難の指示等の伝達については、次の伝達系統により行う。

避難指示等の伝達系統

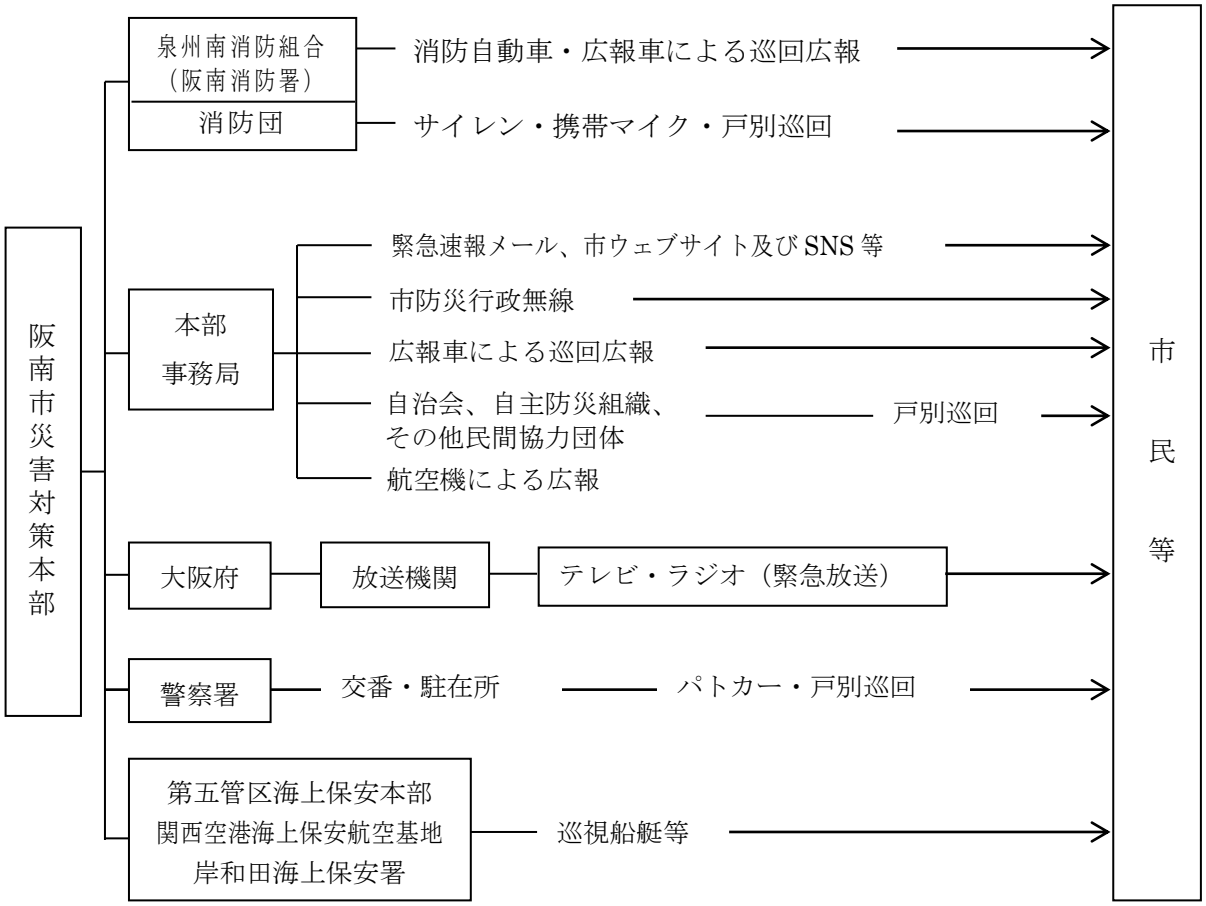

なお、放送局による伝達については、「災害対策基本法第 57 条」に基づき、NHK・民間放送局に対して避難指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、大阪府を通じて放送の協力を要請する。

避難の指示等の周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮することとし、FAX、訪問などにより連絡体制を整えておく。

6　避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
(2) 大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を 2 階に移動させる。
(3) 避難者は、7 日間程度の飲料水、食料及び、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資、並びに懐中電灯、救急薬品等を携行する。
(4) 避難者は、できるだけ氏名票（住所・氏名・年齢・血液型等）を携帯する。
(5) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
(6) 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
(7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
(8) その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。
(9) 避難行動要支援者の避難準備には、十分な配慮を行う。

第３　洪水、高潮、土砂災害による高齢者等避難の指示

市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、広報車等により住民に高齢者等避難を広報する。

第４　住民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、市、大阪府及び事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第５　避難者の誘導

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

１　避難誘導の方法

(1) 避難対象地域

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(2) 避難対象者

通常の場合、次の順序によるが、誘導に当たっては自治会単位または避難行動に適した規模での集団避難を心掛ける。

ア　高齢者、乳幼児、妊婦、傷病者等の避難行動要支援者及び婦女子

イ　防災活動従事者以外の者

ウ　防災活動従事者

(3) 避難誘導者

避難の誘導は、避難誘導・調査班、消防職員、消防団員等が警察官と連携して行い、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力、避難の安全と統制を図る。

なお、誘導に当たっては、市赤十字奉仕団、自治会、自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求める。

(4) 避難誘導先

避難対象地区ごとに、安全で適切な施設を指定し、速やかに市民に周知広報するとともに、避難誘導を行う。

ア　避難所が開設されている場合は、近隣の避難所へ

イ　避難所が開設されていない場合は、事前に指定されている近隣の避難場所へ

ウ　その他状況に応じて、安全な場所へ

(5) 実施時の留意点

ア　避難誘導のため消防職員、消防団員、警察官等を配置する。

イ　夜間においては、照明器具携帯の誘導員を配置する。

ウ　最悪の場合は、誘導ロープにより安全を図る。

エ　移動に危険を伴う。また、避難先が遠い等のやむを得ない場合については、公用車等により移送を行う。

(6) 避難経路

ア　最も安全な避難経路を指示する。

イ　避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確に指示を避難者に伝達しておく。

ウ　特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

エ　緊急時の混乱を避けるためできる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。

オ　道路上の障害物件を除去する。

(7) 避難者の移送

避難者の移送及び輸送は、避難者が個々に行うことを原則とするが、避難者が自力で立退き不可能な場合は、車両等により行う。

災害が広範囲で大規模な立退き移送を要し、市では対応不可能なときは、大阪府に協力を要請する。

(8) 避難者への説明

避難誘導の際、避難者に避難指示の内容、理由等を説明する。

(9) 報告、記録

避難誘導の状況を災害対策本部に報告するとともに簡潔に記録する。

(10) 防災事務に従事する者自身の安全確保

防災事務に従事する者は、自らの安全確保を図りながら作業にあたることを基本とする。大津波警報等が発令され、津波到達まで猶予時間がない場合等、緊急を要する場合は避難を優先する必要がある。

そのため、津波到達までの時間を意識した防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づき行動する。

第６　警戒区域の設定

地震等の災害が発生、または発生しようとしている場合において、人命または身体を保護するために、警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができる。

また、警戒区域の設定については、警察署、泉州南消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合には縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

１　設定者

(1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

(2) 大阪府知事は、市長が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部または一部を代行する。

(3) 警察官または海上保安官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。

(4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

(5) 消防職員または消防団員は、火災等の現場または水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。

２　規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じるとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施する。

第７　各種施設等の避難対策

１　学校施設

(1) 実施担当

ア　学校長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、状況に応じて教職員に適切な緊急避難の指示を行う。

イ　教職員は、学校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または児童生徒の発達段階等を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って、迅速かつ確実に校内または校外の安全な避難場所に誘導する。

(2) 避難指示の周知、連絡

ア　学校長は、職員及び児童生徒に対する避難の指示を校内放送または拡声器等により行い、その旨周知の徹底を図る。

イ　学校長は、児童及び生徒に対する避難の指示を発したときは、直ちに市教育委員会にその旨連絡する。

(3) 移送方法

ア　危険な橋、堤防その他新たに災害の発生する恐れのある場所を極力避け、安全な道路を選定する。

イ　引率責任者は、メガホンまたは携帯マイクを所持する。

ウ　感電、水没等の事故防止に努める。

エ　浸水区域等の移送には、ロープ等を利用する。

２　幼稚園・保育所施設

幼稚園長及び保育所長は、上記(1)「学校施設」に準じて避難対策を実施する。ただし、保育所では、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして移送を行うか、または施設内で保護者に入所児等を引き渡すものとする。

３　病院施設

(1) 実施担当

病院長または病院の管理者（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所または避難所、病院の空き地、その他安全な場所に誘導する。

(2) 避難指示の周知

病院の館内放送等により周知させる。

(3) 移送方法

ア　入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の移送を行う。

イ　院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、警察署

等の車両の応援を得て移送を行う。

ウ　院長等は、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導をするため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで移送する。

エ　避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

4　社会教育施設（公共ホール等）、事業所等

(1) 実施担当

社会教育施設や事業所等多数の者が出入りし、勤務し、または居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

(2) 移送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の移送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市、警察署等の車両の応援を得て移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

5　駅等

(1) 実施担当

ア　駅長または旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停止等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。

イ　駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに駅以外の安全な避難場所に誘導する。その際、可能な限り本部長、警察署長に連絡し、安全な避難経路、避難場所を確認して誘導する。

(2) 移送方法

災害の状況により乗客の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市、警察署等の車両の応援を得て移送を行う。

6　社会福祉施設

(1) 実施担当

社会福祉施設の長は、消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

(2) 移送方法

避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、関係機関と十分連絡を密にして、市、警察署等の協力のもとに移送を行う。

7　住民センター

災害時に避難所として位置づけられている住民センターにおいては、市長が避難収容が必要と判断した場合は、建物の安全確認後、周知を行うとともに、速やかに避難所を管理する職員を派遣し、避難所運営マニュアルに基づき避難所を開設する。

8　土砂災害危険箇所

(1) 実施担当

ア　本部長は、土砂災害等の危険区域で災害の恐れがあると判断される場合には、関係区域の市民に対し、立退き、またはその準備を行うよう指示する。

イ　消防職員及び消防団員は、主として避難誘導及び救助を行う。

(2) 対象箇所

ア　急傾斜地崩壊危険箇所

イ　地すべり危険箇所

ウ　土石流危険渓流

(3) 警戒避難の基準

過去の災害例等から、停電、機器の故障等最悪条件下においても次に掲げる場合には、市民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ　渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合

ウ　降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

渓流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

(4) 斜面判定士の活用

市は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。また、災害発生時、または災害発生の恐れのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士を活用する。

第４節　警戒活動

第１　水防活動

水防法第 3 条に基づき、河川、ため池等の浸水、破堤等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって市域内の河川、ため池に対する水防対策を実施する。

１　実施担当

本市では水防法第 5 条に基づく水防団は設置せず、原則として、土木班、泉州南消防組合及び消防団により水防業務を行う。また、必要に応じて、民間事業者に水防活動を委託する。

２　水防体制

河川、ため池等の水防については災害対策本部を設置し、市長は、ため池管理者、泉州南消防組合、警察署等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の協力を得て水防活動を推進する。

３　監視及び警戒

(1) 常時監視

「水防法第 9 条」に基づく巡視員及びため池管理者は、随時市域内の河川、ため池等を巡視して、水防上危険があると認められる箇所があるときは、水防管理者(市長)に連絡し、必要な措置を求める。

(2) 非常監視及び警戒

市長は出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし､既往の被害箇所、その他水防上重要な箇所を中心に巡回を行い､異常を発見した場合は直ちに水防作業を行うとともに、関係機関に連絡する。

(3) 警戒区域の設定

ア　「水防法第 21 条」により、水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止し、若しくは制限し、あるいは区域内の居住者または水防現場にいる者を水防に従事させる。

イ　「水防法第 22 条」に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、泉南警察署長に対して、警察官の出動を求める。

(4) 応援要請

「水防法第 23 条」に基づき水防管理者は水防のため緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者または近隣市町村等に対して応援を求めることができる。

４　出動及び非常配備

市長は、気象予警報その他により必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を指示する。

５　情報連絡

(1) 市長及び消防長は、気象予警報、雨量・水位の状況等について相互に連絡し、情報交換を密にする。

(2) 消防長は、出動した消防職員及び消防団員から水防作業、現場状況等の情報を収集し、遂次市長に報告する。

(3) 市長は、水防活動に際し、常に岸和田土木事務所長、泉南地域防災監、泉南警察署長、その他関係機関との情報交換を緊密に行う。

６　水防資機材の確保

市長は水防に必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

なお、水防活動時に保有する資機材が不足する場合は、岸和田土木事務所が保有する資機材の調達を行う。

第２　土砂災害応急対策

土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり等）の土砂災害に対して、情報の収集・伝達、雨量・水位の測定、避難の指示、警戒避難対策などを的確に実施し、土砂災害による被害の軽減を図る。

１　警戒体制の確立

(1) 異常気象等により、災害危険箇所で災害発生の恐れがある場合は、必要に応じて警戒体制をとり、次の事項を実施する。

ア　危険箇所での警戒及び巡視

イ　気象情報、予警報等の収集・伝達

ウ　必要により、市民に対する災害情報提供、避難準備の広報及び避難の指示等

エ　自治会、自主防災組織等の活用

オ　その他、市長が必要と認める事項

(2) 警戒体制における活動

ア　第１警戒体制の場合

(ｱ) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域等、危険箇所の前兆現象の把握に努める。

(ｲ) 自治会、自主防災組織等の活動を要請する。

(ｳ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ　第２警戒体制の場合

(ｱ) 市民等に避難準備を行うよう広報する。

(ｲ) 必要に応じて災害対策基本法に基づく、避難指示等を行う。

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断すべきであるので各地点ごとに定めるが、概ね、下記の雨量状況を基準とする。

警戒体制をとる場合の基準雨量

先行雨量 種別	前日までの連続雨量が100 ㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100 ㎜あった場合	前日までの降雨がなかった場合
第１警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を越えた時	当日の日雨量が 80 ㎜を越えた時	当日の日雨量が 100 ㎜を越えた時
第２警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を越え、時間雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めた時	当日の日雨量が 80 ㎜を越え、時間雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めた時	当日の日雨量が 100 ㎜を越え、時間雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めた時

(4) 土石流危険渓流の警戒基準雨量

土石流の発生は、それぞれの渓流の地形、地質的条件及び降雨特性により著しく異なるので、渓流ごとの特性を十分に考慮し、関係機関と調整を行い、警戒基準雨量を決定する。

なお、大阪府で行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」の結果に基づく大阪府下全域を考慮した土石流発生危険の基準雨量を参考のため記載する。

土石流警戒体制基準雨量（大阪府による）

種　別＼地区名	泉南地区
第１警戒体制（警戒雨量）	77 ㎜
第２警戒体制（避難雨量目安）	112 ㎜

(5) その他の危険箇所の場合

上記の（3）及び（4）を参考にして安全側にたって早めに警戒体制を確立し、万全を期す。

２　情報の収集及び伝達

(1) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図

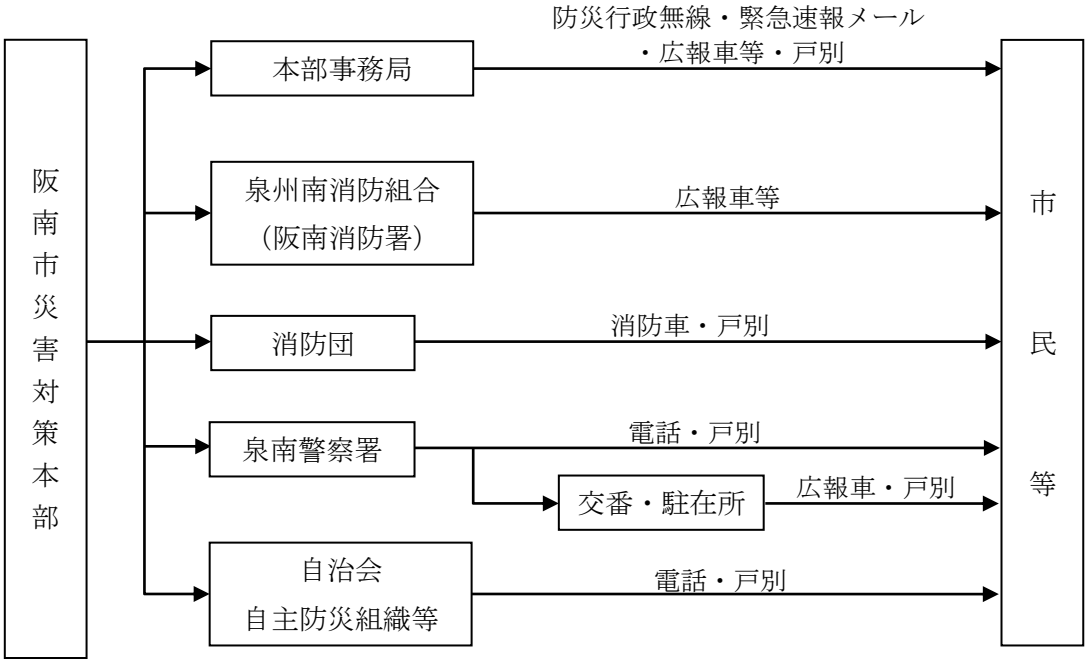

(2) 伝達情報の内容

ア　気象予警報等の情報

イ　市内・大阪府内の降雨量の状況

ウ　前兆現象の監視、観測状況の情報

エ　危険箇所の巡回結果、人家・建物の損壊状況

オ　市民・滞留者の人数

カ　避難の指示等

キ　その他応急対策に必要な情報

3　前兆現象等の把握

(1) 前兆現象の把握

大雨注意報・警報等が発表された場合、または土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施し、前兆現象を把握する。

ア　危険箇所及びその周辺の降雨量

イ　斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況

ウ　斜面及び斜面上段・下段の竹木等の傾倒状況

エ　斜面の局部的崩壊

オ　渓流、ため池、水田等の急激な減水

カ　その他必要な情報

(2) 斜面判定士の活用

市は、NPO 法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。さらに、災害発生時または災害発生の恐れのある場合は、住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

4　土砂災害警戒情報の作成・発表

大阪管区気象台と大阪府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し通知する。通知を受けた市は、市民に対し速やかに情報を伝達する。

5　避難対策

避難対策は、「第３編第１章第３節　避難誘導」による。

6　災害救助活動

市長は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに泉州南消防組合による救助隊を編成し、救助活動に当たるものとする。

なお、市独自の救出作業が困難な場合には、泉南警察署または大阪府に応援を要請する。

7　災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、大阪府地域防災計画に基づいて被害状況の報告を大阪府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所に報告を行う。

*様式は資料編 82～86 頁参照

８　災害応急対策工事

土砂災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策実施計画を策定し、必要な応急対策工事を行うものとする。

なお、応急対策実施計画の内容は、次のとおりとする。

(1) 倒壊家屋の除去
(2) 流出土砂・岩石等の除去
(3) 救助資機材の調達
(4) 災害の拡大防止工事
(5) 関係機関への応援要請

第３　物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市及び大阪府は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第５節　津波対策

第１　市民等への周知

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、大阪府警察、泉州南消防組合、消防団及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

１　避難指示・誘導

市は、次の場合、市民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。

特に、夏季に大勢の人が訪れる海水浴場での避難誘導等については、十分に留意した対応が必要である。

(1) 津波注意報・大津波警報等が発表されたとき

(2) 大阪府域において震度４以上の地震が観測された場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、海面監視等により津波による浸水が発生すると判断したとき

２　周知方法と伝達体制の整備

市は、避難指示及び避難誘導を行う場合は、防災行政無線や広報車等の活用、泉州南消防組合、消防団、自治会・自主防災組織等との連携、「おおさか防災ネット」の活用など、あらゆる手段を用いて、住民等へ周知する。その他、通信機器の耐震対策をはじめ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等の活用など伝達体制の整備に努める。

〇伝達体制の整備

・J-ALERT と防災行政無線など既存設備の定期点検の実施と確実な伝達体制の整備
・市ウェブサイト・緊急速報メール・SNS・エリアメールなど多様な伝達手段の確保
・電源確保体制の整備
・夜間、勤務時間外等の伝達体制の確保
・情報の更新と確実な伝達体制の確保
・津波知識などの防災知識の普及啓発
・海水浴客など住民以外の避難者に対する避難の呼びかけ体制の整備

第２　津波避難対策等

１　南海トラフ巨大地震等による津波警報・大津波警報発令に伴う避難指示の対象となる地区は、3-51 頁以降のとおりである。

なお、市は計画的に、避難場所となりうる施設について耐震化等の把握を行い、原則として高齢者、障がい者等の要配慮者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

２　市は、１に揚げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

(1) 津波による浸水が想定される地区及び浸水範囲
(2) 津波発生時における一時避難場所及び緊急避難場所（屋内、屋外の種別）
(3) 避難所に至る経路
(4) 避難指示の伝達方法
(5) 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
(6) その他、避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

３　市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

４　地域の自主防災組織及び施設または事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた津波避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

５　避難行動要支援者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 市は、あらかじめ、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
(2) 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族または本人が属する消防団・自主防災組織等が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織等を通じて介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
(3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

６　市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7　避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市が避難場所において、避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

①　受入れ施設への収容

②　飲料水、主要食料（アルファ化米）及び毛布の供給

③　その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

①　流通在庫の引き渡し等の要請

②　大阪府に対し、大阪府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

③　その他必要な措置

阪 南 市 津 波 浸 水 予 測 図

（尾崎港）

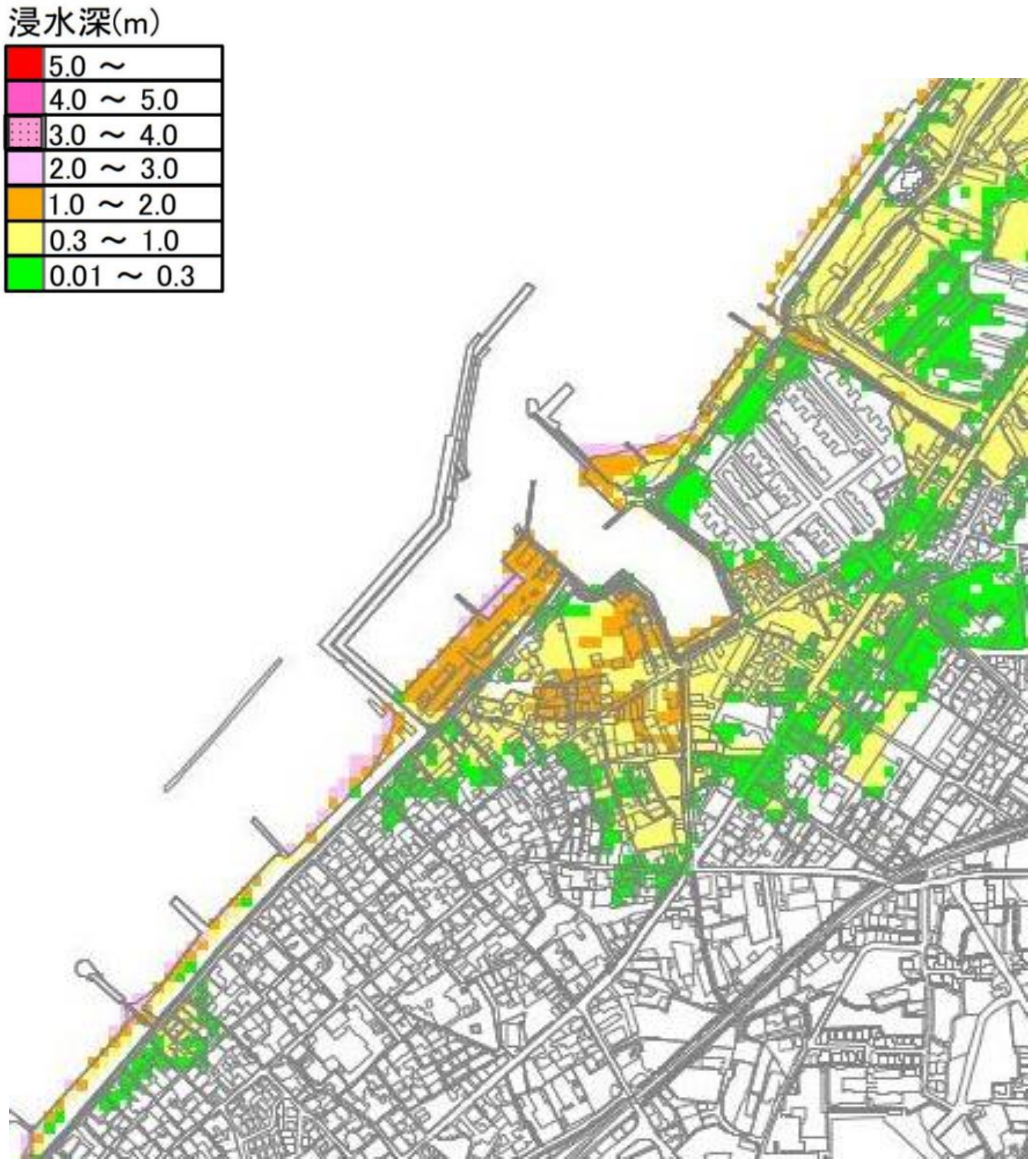

（出典：大阪府津波浸水想定）

なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

阪 南 市 津 波 浸 水 予 測 図

（西鳥取漁港）

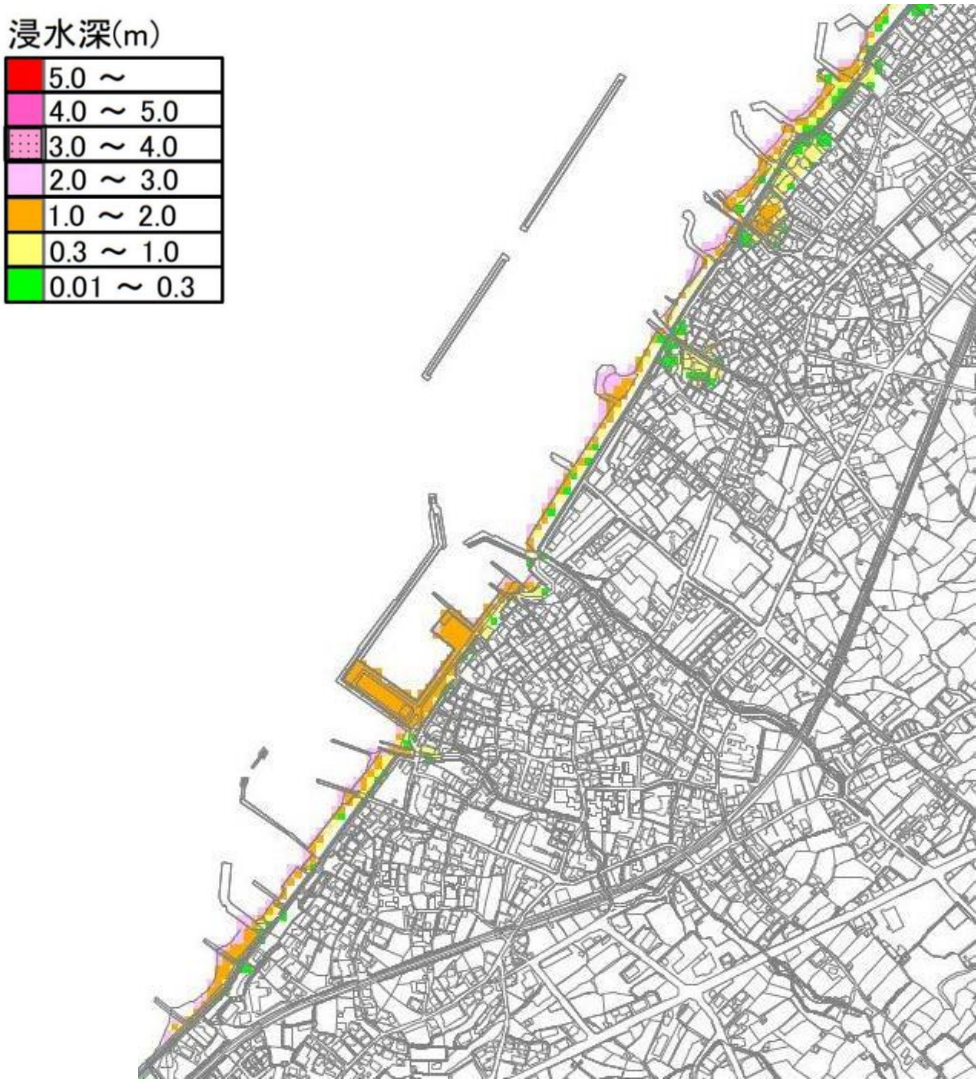

（出典：大阪府津波浸水想定）

なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

阪南市津波浸水予測図

（下荘漁港）

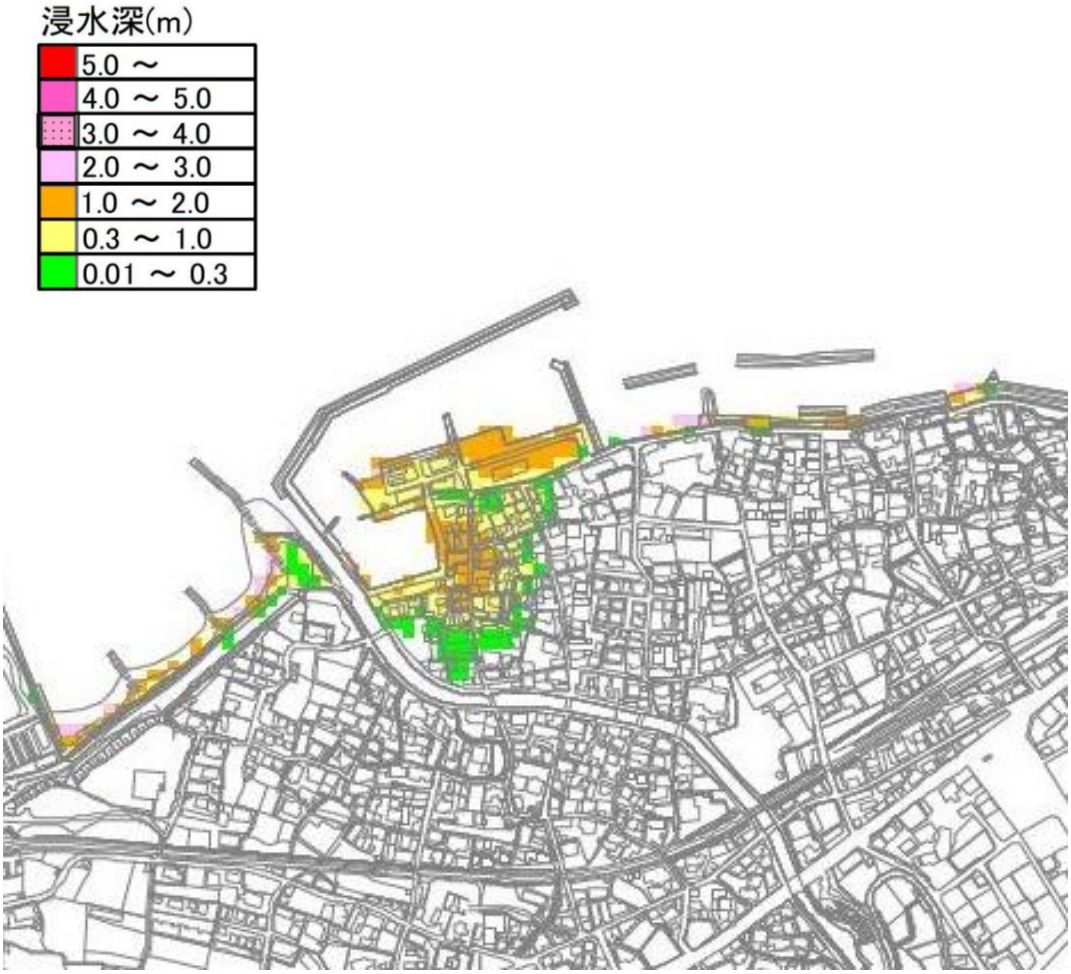

（出典：大阪府津波浸水想定）

なお、今後実際に発生する地震の規模や震源によって、浸水範囲が狭くなったり、逆に浸水範囲以外のところも浸水したりすることがあります。

第３　ライフライン事業者の活動

ライフライン事業者は、地震発生時、「第３編 災害応急対策 第２章 11 節 ライフライン関係災害応急対策」に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

１　都市整備部

市は、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

２　大阪広域水道企業団

水道管や水道施設の破損による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。

３　関西電力送配電（株）

火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保するものとする。

４　大阪ガスネットワーク（株）

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

５　西日本電信電話（株）関西支店

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

第４　交通対策

１　道路

市、大阪府公安委員会及び泉南警察署は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

２　海上

(1) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

(2) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずる恐れがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し、また禁止するものとする。

(3) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、海難船舶または漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生ずる恐れのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他の船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告するものとする。

(5) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

３　鉄道

南海電気鉄道（株）は、列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

また、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

４　バス

バス事業者は、乗客の安全を確保するため避難誘導計画を定めるものとする。

第６節　二次災害の防止

市は、大阪府等関係機関と連携し、余震または大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第１　都市基盤施設等（橋梁など道路施設、河川、水路、ため池等農業用施設、急傾斜地崩壊危険箇所など）

市は、大阪府等関係機関と連携し、二次災害を防止するため、都市基盤施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

１　被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

市は、災害の範囲が著しく拡大し、行政では対処できないと判断した時は、大阪府に対し、斜面判定士の派遣を要請し、大阪府は市の要請に基づき、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会に対し、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は要請を請け、二次災害防止のために、土砂災害危険箇所の点検・巡視を行う。

２　避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第２　被災建築物の応急危険度判定の実施

市は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、被災建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。

１　公共建築物

市及び施設管理者は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

２　民間建築物

関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、

応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

大阪府は、市町村の派遣要請に基づき、事前に登録された応急危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

また、市は平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第３　大規模災害（火災）

市街地及び林野において、地震の二次災害である大規模な火災が発生した場合には、大阪府、市、泉州南消防組合、大阪府警察及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

１　火災警報

市は、消防法に基づき、火災の予防上危険であると認めた場合、火災警報を発する。（消防法第 22 条）

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、大阪府に通報する。大阪府は市に伝達する。

ア　通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪が予測される場合には通報をとりやめる場合がある。

(2) 火災警報

市は、大阪府から火災気象通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。火災警報の発令基準は、市において定める。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にある者は、警報が解除されるまで、泉州南消防組合火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

(4) 市民等への周知

市は、地域防災計画に基づき、市民に対して、予警報のみならず予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

周知には、市防災行政無線、広報車などを利用し、自主防災組織等と連携して徹底を図

る。

２　市街地火災

(1) 市

ア　災害発生状況の把握及び消火活動

市は、ヘリコプター等を通じて火災状況の早期発見に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ　消火活動

初動体制を確立し、火災態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。また、延焼動態から、避難者に火災による危険が及ぶ恐れのある場合は、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

また、市街地内の農業用水路等を消火用水として活用し、効果的な初期消火活動を行う。

ウ　相互応援

(ｱ) 市は、市単独では十分に消火活動が実施できない場合は、大阪府、他の市町等に応援を要請する。

(ｲ) 被災地以外の市町は、被災市町から要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

(ｳ) 市は、火災の状況、地理・水利の情報を応援市町に対して提供する。

(2) 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火活動を実施する。また、消防署、警察署等防災関係機関との連携に努める。

３　林野火災

林野火災の特異性を考慮し、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

(1) 火災通報等

ア　火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動態勢をとるとともに、関係機関に通報を行う。また、地域住民、入山者等に対して周知を図る。

イ　火災の規模等が大阪府の定める通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、大阪府に即報を行う。

大阪府の定める通報基準は、次の通りである。

(ｱ) 焼損面積 5ha 以上と推定される場合

(ｲ) 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合

(ｳ) 空中消火を要請する場合

(ｴ) 住家等へ延焼する恐れがあるなど社会的に影響度が高い場合

(2) 火災通報等伝達系統

火災通報に係る伝達系統は、次のとおりである。

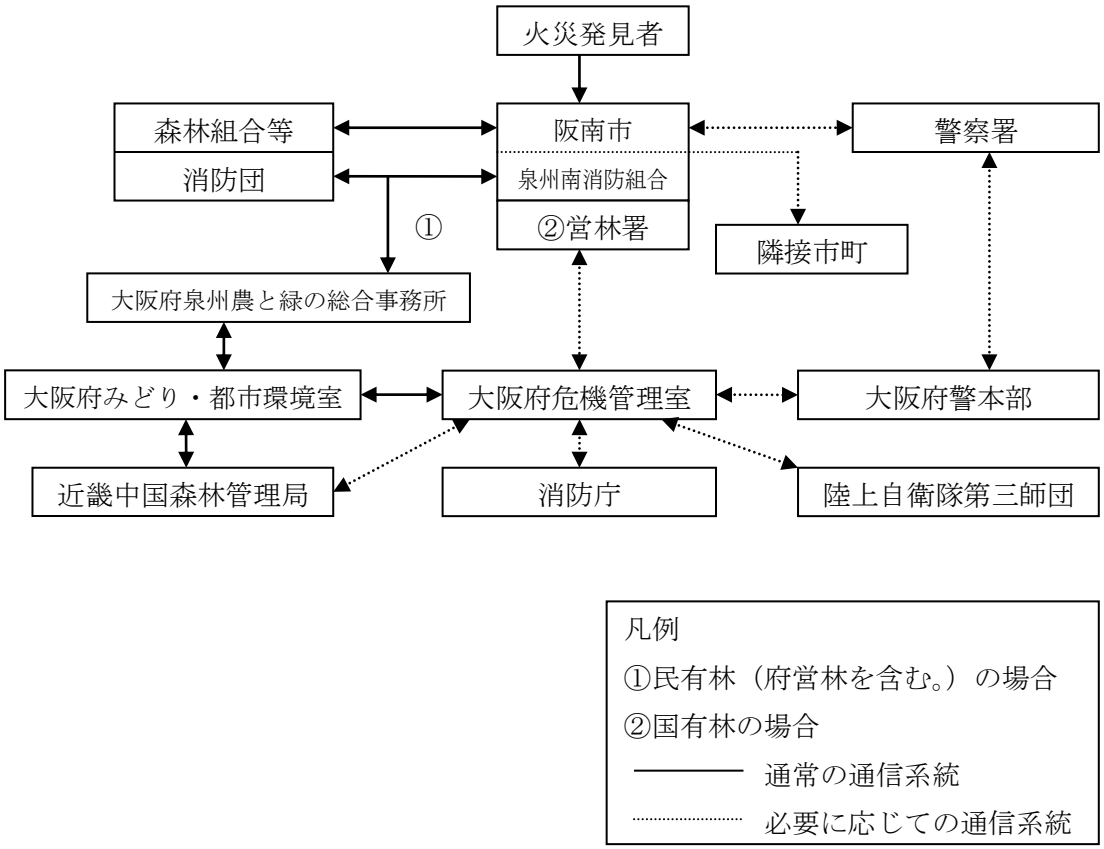

(3) 活動体制

ア　現場指揮本部の設置

火災を覚知した市は、あらかじめ定める現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町等への応援出動準備要請を行う。

イ　現地対策本部の設置

火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、関係機関の協力を得て当該市町に現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

(ｱ) 応援協定等に基づく近隣市町等の応援隊の出動要請

(ｲ) 自衛隊出動要請の検討

(ｳ) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

(ｴ) 警戒区域、交通規制区域の指定

ウ　空中消火の要請

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、大阪府への通報を行うと

ともに、次のとおり空中消火の要請を行う。

(ｱ) 大阪市消防局航空隊への出動要請

(ｲ) 自衛隊出動要請のための大阪府知事への依頼

(ｳ) 消防庁に対する広域航空消防応援要請のための大阪府知事への依頼

エ　航空隊等の受入れ体制

円滑な空中消火を実施するため、次の措置を講じる。

(ｱ) 陸空通信隊の編成

(ｲ) 林野火災用防災地図の作成

(ｳ) 空中消火補給基地の設定

(ｴ) 災害時用臨時ヘリポート等の設定

(ｵ) 空中消火用資機材等の点検・搬入

(4) 資料の作成

関係資料は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の確立を図る。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付の消防地第 81 号に定める林野火災対策資料を作成し、速やかに大阪府に報告する。

第４　危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、地震発生後、火災その他の災害による危険物等の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

１　危険物災害応急対策

⑴ 市

危険物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

⑵ 泉州南消防組合

危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、または危険物施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

⑶ 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

２　高圧ガス災害応急対策

⑴ 市

高圧ガス災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

⑵ 泉州南消防組合

高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生した場合、または高圧ガス施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

⑶ 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

⑷ 大阪府及び中部近畿産業保安監督部近畿支部

防災関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止等の緊急措置を講じる。

３　火薬類災害応急対策

⑴ 市

火薬類災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 泉州南消防組合

火薬類の爆発等の災害が発生した場合、または火薬貯蔵施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府及び中部近畿産業保安監督部近畿支部

防災関係機関と密接な連絡をとり、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

4　毒物、劇物災害応急対策

(1) 市

毒物・劇物災害の拡大を防止するため、施設の管理者と密接な連絡をとり、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 泉州南消防組合

毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、または毒物・劇物貯蔵施設が被災する恐れのある場合は、施設等の関係者及び泉南警察署等の防災関係機関と連携し、災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 泉南警察署

上述したような事態が生じた場合、施設の関係者、消防機関等の防災関係機関と連携して、死傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 大阪府

毒物・劇物施設が被災して毒物・劇物が飛散・漏洩したり、地下に浸透して保健衛生上危害が発生し、またはその恐れがある場合は、施設の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講じるよう指示する。さらに危険区域を指定し、警察署、消防署等の防災関係機関と連携して、交通規制、広報等の必要な措置をとる。

5　放射性同位元素に係る応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した場合は、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者は、相互に協力して次の措置を講ずる。

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

(2) 放射線の測定

(3) 放射線により被曝した者等の救出・救護

(4) 市民等の避難

(5) 立入制限

(6) 交通規制

(7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第５　高層建築物災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、市、消防機関等関係機関は、それぞれの態様に応じた警防計画の整備を図るとともに、次の各種対策を実施する。

１　消防体制の確立

高層建築物等に係る災害が発生した場合は、概ね、次のような消防活動体制を確立する。

(1) 出動基準の決定
(2) 指揮本部の設定
(3) 危険度の判定
(4) 関係機関への通報、連携体制の確立

２　消防活動

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏えい事故

ア　現場到着時の措置

消防隊は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

イ　ガス漏れ発生箇所への進入

消防隊のガス漏れ発生箇所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

(ｱ) ガス検知機等による検知が、爆発下限界の 30%に達した地点を進入限界区域とする。
(ｲ) 防火衣を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
(ｳ) 爆発に伴う爆風圧、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入り口の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽に利用するとともに、できる限り低姿勢で進入する。
(ｴ) 火花を発する機器の使用及びスイッチの操作により、火花を発する機器等のスイッチ操作を厳禁する。なお、カッターを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。

ウ　ガスの供給遮断（消防法施行令第 21 条の 2 第 1 項に定めるガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない対象物）

ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク（株）が行うものとする。

ただし、消防隊が大阪ガスネットワーク（株）に先行して災害現場に到着し、大阪ガスネットワーク（株）の到着が相当遅れることが予想され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急でやむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防隊が、ガスの供給を遮断したときは、直ちに、その旨を大阪ガスネットワーク（株）に連絡する。

エ　ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡の上、大阪ガスネットワーク（株）が行うものとする。

(2) 火災等

ア　人命救助

人命救助は、最優先で行うものとするが、特に次の事項に留意する。

(ｱ) 救助活動体制の早期確立と実施時期

(ｲ) 活動時における出動小隊の任務分担

(ｳ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ　消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

(ｱ) 高層建築物等の消防用設備の活用

(ｲ) 活動時における出動小隊の任務分担

(ｳ) 浸水、水損防止対策

(ｴ) 排煙、進入時等における資機材対策

３　交通規制

救出救護活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために、必要な交通規制を実施する。

４　その他

市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視等所要の措置をとる。

第７節　交通の安全確保

鉄道、道路、港湾施設等の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるものとする。

第１　被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、被害が生じた場合には、その状況を市及び関係機関に報告する。

第２　各施設管理者における対応

１　道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、西日本高速道路（株））

(1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。

(4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。

２　鉄道施設（西日本旅客鉄道（株）、南海電気鉄道（株））

(1) 各社であらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限、若しくは速度制限を実施する。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。

(3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

(4) 災害時には、踏切が長時間遮断状態になる場合があるが、踏切通行時は鉄道係員の誘導に従うこと（ただし、大津波警報発令時等の緊急を要する場合は、踏切道に電車の往来が無いことを確認し、安全であると判断した場合のみ、自己責任のもと避難する事象が生じる。）

３　港湾・漁港施設（大阪港湾局等）

(1) 港湾施設等に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講じる。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて消防署、警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報し、出動の要請を行う。

第２章　災害発生後の活動

第１節　被害情報の収集伝達

第１　被害情報等の収集伝達

地震等の災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎となり、必要不可欠であるため、被害調査報告に基づき、関係機関と連携をとり、迅速かつ的確に実施する。

このとき、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、大阪府が一元的に集約、調整を行うこととし、市は府と連携し情報収集を行う。

１　被害状況等の収集

(1) 被害情報等の内容

災害が発生したときに、直ちに収集する被害情報及び防災活動情報は、次のとおりである。

ア　初動情報

災害発生時の各防災関係機関の災害対策本部の初動情報を把握し、その後の市の防災体制を確立するため、次の情報を把握する。

(ｱ) 人的被害・避難の状況

(ｲ) 避難指示等の状況、警戒区域の設定状況

(ｳ) 防災関係機関の防災体制の状況

(ｴ) 防災対策の実施状況

(ｵ) その他必要な事項

イ　被害情報

(ｱ) 人的被害情報

(ｲ) 物的被害情報

a　庁舎（本庁、分室）、泉州南消防組合等の防災関連施設

b　学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設

c　住家・商店・工場、田畑、危険物施設等

d　河川、崖・擁壁等

(ｳ) 機能被害情報

a　上水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等の生活関連施設

b　道路、鉄道等の交通関連施設

c　電話、放送等の通信関連施設

d　医療、保健衛生関連施設

ウ　発災情報

(ｱ) 災害発生状況（発生箇所、時期、規模等）

(ｲ) 災害の拡大・減衰傾向

エ　防災活動情報

(ｱ) 避難及び指定避難所の状況

(ｲ) 避難指示等の状況

(ｳ) 警戒区域の設定状況

(ｴ) 防災関係機関の防災体制の状況

(ｵ) 応急救護体制の状況

(ｶ) 防災対策活動の実施状況

(2) 被害情報収集の実施者

被害状況の情報収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたるが、それぞれの分担は次のとおりである。

被害状況収集の実施者及び実施内容

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	(1)　来所者、入所者、職員等の人的被害 (2)　施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部課	(1)　商店・工場、田畑、危険物施設等の物的被害 (2)　住家の被害 (3)　その他の施設の人的、物的、機能的被害
泉州南消防組合	(1)　すべての人的被害 (2)　火災発生・延焼状況及び火災による物的被害 (3)　危険物施設の物的被害 (4)　要救援救護情報及び医療活動情報 (5)　避難の必要の有無及びその状況

(3) 被害状況のとりまとめ

ア　情報の統括・報告責任者

災害情報の一元化を図るため、総務部長が情報総括責任者となり、災害情報の収集・総括・報告を行う。

イ　各部から本部への報告

班長は、被害程度・規模等に関して、災害の推移に応じて、迅速かつ的確に調査結果をまとめ、各部の庶務班長に報告し、庶務班長は災害対策本部（危機管理班）に報告しなければならない。

(ｱ) 被害状況の種類とその基準

a 災害の原因

b 災害が発生した日時

c 災害が発生した地域・場所

d 被害状況

e 災害に対して既にとった措置

f 災害に対して今後とろうとする措置

g 災害対策に要した費用の概算額

h その他必要な事項

(ｲ) 被害状況調査の担当者

a 広域調査：大阪府危機管理室、各防災関係機関

b 調査統轄：災害対策本部広報班

c 詳細調査：災害対策本部各班

被害状況等報告基準

被害項目			報告基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)		災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのもの、なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (流失)		住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または主要構造部(壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ。)の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のもの
	半壊 (半焼)		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部分の被害がその住家の時価 20%以上 50%未満のもの
	一部破損		損壊の程度が半壊にいたらないもの、ただし、窓ガラス 2～3 枚割れた程度のものは除く。
	床上浸水		その住家の床上以上に浸水したもの、及び全壊または半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため、一時的に居住することができないもの
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
非住家の被害			非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの、なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。「橋梁流失」とは、橋梁の一部または全部が流出し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	港湾		「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨湾交通施設とする。
	砂防		「砂防」とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

被　害　項　目		報　　告　　基　　準
その他の被害	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

２　被害状況の報告

(1) 調査報告

被害状況調査はそれぞれ各班が実施し、各部の庶務班長がまとめ危機管理班に報告する。なお、緊急を要する本部への被害報告は、防災行政無線（移動系）を使用する。

(2) 防災関係機関等への報告

危機管理班及び広報班は、収集した被害情報等のうち必要なものを整理して、次に示す機関等へ連絡する。また、情報の正確さを期すため各機関の情報を相互に交換する。

ア　応急対策を実施する災害対策本部の関係各班（部内）

イ　各防災関係機関（部外）

ウ　報道機関

エ　市民

(3) 調査報告の留意事項

ア　被害状況の迅速な伝達かつ的確な報告を期すため、防災関係機関と常に連絡をとり、正確な情報を把握する。

イ　本部への報告は、様式 3（資料編 83～84 頁参照）により実施するが、緊急を要する報告は、防災行政無線（移動系）、電話等で行う。

ウ　被害の様子については、写真を添付する。

エ　被害の調査については、泉南警察署と連絡をとりながら行う。

３　大阪府への報告

本市域に災害が発生した場合は、大阪府防災情報システムを活用して、市は災害の状況、対策措置等を次のとおり大阪府へ報告する。同システムが使用できない場合は、電話、ファックス等により報告する。また、必要に応じて大阪府の緊急防災推進員とも連携する。

(1) 報告の基準

被害情報等の報告は、次の定めるところにより行う。

ア　災害対策本部を設置したとき

イ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的な影響から見て、報告の必要があるもの

ウ　その他特に報告の指示があったもの

(2) 報告の事項

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所または地域

エ　災害の程度

オ　災害に対しとられた措置

カ　その他必要な事項

このとき、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

(3) 報告先

被害状況などの報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、基本的に大阪府に報告する。

ア　市民からの消防機関への通報が殺到する場合は、かなりの被害があることが予測されるため、その状況を大阪府に通報する。

イ　大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

ウ　行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(4) 報告期間

報告する期間は、次の区分により災害が発生したときから、応急措置が完了するまでの間とし、「災害概況速報」等により報告する。　　*災害概況速報は資料編 82 頁参照

ア　発生報告（被害状況等速報）　　*被害状況等速報は資料編 83～84 頁参照

災害発生直後に、被害状況の概要を大阪府防災情報システム等で大阪府危機管理室に報告するとともに、避難・救護の必要性並びに災害拡大の恐れなど、災害対策上必要と認められる事項についてもその概要を報告する。

また、土砂災害が発生した場合は、被害状況の報告を岸和田土木事務所にも行う。

イ　中間報告（被害状況報告）

発生報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況等に大き

な変化があった場合は、直ちにその内容を報告する。

ウ　最終報告（災害確定報告）　　*災害確定報告は資料編 85～86 頁参照

応急措置が完了した場合は、「災害確定報告様式」の全項目について 20 日以内に報告する。

4　異常現象発見時の通報

災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく本部長または警察官若しくは海上保安官に通報する。

(2) 警察官・海上保安官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官若しくは海上保安官は、直ちに本部長並びに泉南警察署若しくは第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に通報する。

(3) 本部長の通報

通報を受けた本部長は、直ちに大阪管区気象台、大阪府（本庁関係課または出先機関）に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶ恐れのある異常現象については、市民に周知する。

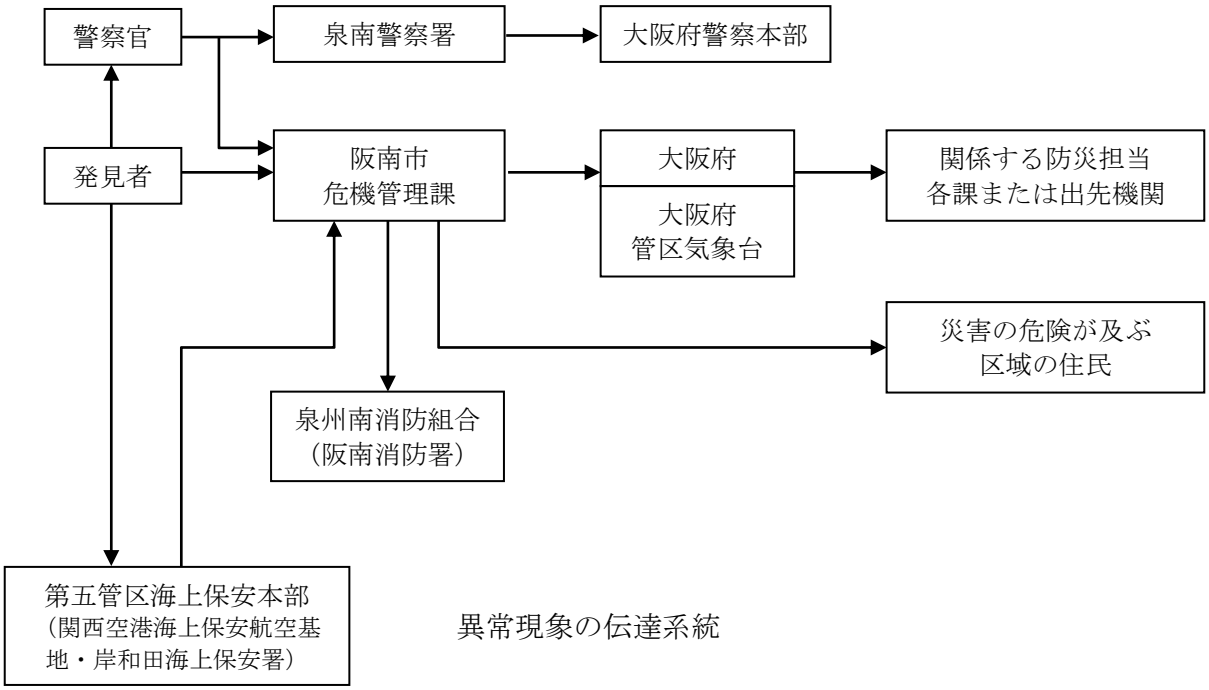

異常現象の伝達系統

(4) 異常現象の種類

ア　気象に関する事項

竜巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ　地象に関する事項

地盤の隆起、陥没など

ウ　水象に関する事項

河川、ため池等の異常水位など

エ　その他

ガスもれ、危険物の流失（出）、堤防の漏水等がある場合

第２　災害通信体制

地震等の災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。なお、大阪府は、災害応急に必要となる通信機器が不足または、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

１　通信窓口の指定

(1) 通信窓口

市及び防災関係機関は、通信窓口を防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表（資料編 42～45 頁）のとおり定めている。

(2) 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統括する。

２　通信体制

市で利用できる通信体制の概要は次のとおりである。

(1) 無線通信体制

ア　市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の複信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、全局の統制を実施するための無線室を市役所庁舎内に設け、災害時に特に必要な防災関係機関及び避難所との連絡や災害対策本部からの調査班等との連絡等に用いる。

(ｱ) 固定系

災害時に、屋外拡声器や戸別受信機を介し、市から住民等に対して直接的に各種災害情報や防災情報の伝達等に利用する。

(ｲ) 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の状況連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して統制局の管理のもと、各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不

要不急の通信は禁止する。

イ　大阪府防災行政無線

大阪府と、大阪府の出先機関、大阪府下市町村及び防災関係機関を結ぶ無線網であり、災害の予防及び災害復旧対策等における防災関係の情報並びに気象予警報等の収集・伝達に使用する。

(ｱ) 一斉通信

大阪府からの災害時の気象予警報や各種情報等の全市町村に対する一斉伝達に利用される。

この一斉専用電話は、本市では危機管理課に設置されている。呼び出されれば、受話器を上げるだけで聞こえるので、内容をメモし、関係各課・本部長等に通報する。

(ｲ) 無線電話

大阪府の各課や各市町村等に対し、加入電話が輻そうして利用しがたい場合には、この無線電話で連絡する。

大阪府災害対策本部事務局の無線

「　200　－　4875　」

なお、災害対策本部設置時には、本部室に設置する夜間用電話器により、一斉通信及び無線電話の両方が利用できる。

ウ　西日本電信電話（株）関西支店の災害応急復旧用無線

西日本電信電話（株）関西支店は災害時に有線電話が途絶した場合、通信サービスの確保を図るため、各種の災害応急通信設備を有している。

(2) 非常・緊急用電報

ア　非常・緊急扱いの電報の利用

災害時における緊急連絡のため一般の電報に優先して送信・伝達される電報である。

非常・緊急扱いの電報の利用方法

発信紙に「非常」または「緊急」と朱書きし、西日本電信電話(株)関西支店に申し込む。

(3) 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用することができないが、災害時の非常事態が発生したとき、または発生する恐れがある場合で、西日本電信電話（株）関西支店その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、「電波法 52 条」の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信（他人の通信を含む。）でも取り扱える。これを非常通信といい、また、災害時の通信を総務大臣が各種無線施設の免許人に命じて確保させることを非常無線という。以上の通信は「災害対策基本法」でも、同様の規定がある。

市から大阪府への連絡は、大阪地区非常無線通信協議会通信経路（市町村系）として定めてある。

非常無線通信の利用方法

加入電話や大阪府防災行政無線等各種の通信が利用できないとき、泉南警察署、泉州南消防組合、南海尾崎駅まで電文を使送して、伝達してもらう。

本市における非常通信の利用先は、次図のとおりである。

大阪地区非常無線通信経路

起点	級	非　常　通　信　経　路
阪南市 危機管理課	A	0.2 ㎞ …… 泉南警察署 ——— 大阪府警本部 ——— 大阪府庁 (総務課)　(通信指令室)　(危機管理室)
	A	0.5 ㎞ …… 泉州南消防組合 ——— 大阪市消防局 ——— 大阪府庁 (阪南消防署北分署)　(指令情報ｾﾝﾀｰ)　(危機管理室)
	B	0.3 ㎞　4.2 ㎞ …… 南海尾崎駅 ═══ 南海電鉄本杜 …… 大阪府庁 (営業部運転指令)　(危機管理室)

(注)　1　A 級、B 級とは総合信頼度をいう。

2　凡例　…… 使徒区間

—— 無線区間

—— 有線区間

═══ 有線無線混在区間

第３　災害広報

災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、人心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し自らの判断で適切な行動がとれるよう、迅速かつ適切な広報を様々な手段を用いて行う。

１　実施機関

広報責任者は、広報班長（シティプロモーション推進課長）とし、情報総括責任者との密接な連携協力のもとに円滑な広報の実施を行う。

２　広報の方法

各部において広報を必要とする事項は、危機管理班を通じて広報班に連絡する。ただし、緊急に必要なものについては、市及び泉州南消防組合において適切に広報活動を実施し、事後速やかに危機管理班へ報告する。

３　市民に対する広報

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

(1) 広報の内容

ア 台風接近時の広報

(ｱ)　台風についての情報（進路予想図、予報円　等）や気象の状況

(ｲ)　不要・不急の外出抑制の呼びかけ

(ｳ)　鉄道等の交通機関の運行情報　等

イ 地震発生直後の広報

(ｱ)　地震情報(震度、震源、地震活動　等)・津波情報(津波の規模、到達予想時刻　等)・気象の状況

(ｲ)　出火防止、初期消火の呼びかけ

(ｳ)　要配慮者への支援の呼びかけ

(ｴ)　規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起　等

ウ 風水害発生直後の広報

(ｱ)　気象等の状況

(ｲ)　要配慮者への支援の呼びかけ

(ｳ)　土砂災害（二次的災害）の危険性　等

エ その後の広報

(ｱ)　二次災害の危険性

(ｲ)　被災状況とその後の見通し

(ｳ)　被災者のために講じている施策

(ｴ)　ライフラインや交通施設等の復旧状況

(ｵ)　医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
(ｶ)　交通規制情報
(ｷ)　義援物資等の取扱い　等

(2) 広報の方法

ア　市民に対する広報

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

(ｱ) 市防災行政無線（固定系）による広報
(ｲ) 各種広報車及びハンドマイクによる広報
(ｳ) 自治会、自主防災組織等の協力
(ｴ) 避難所等における職員の派遣による広報
(ｵ) チラシ・ポスター等の印刷物による広報
(ｶ) 新聞等の報道機関の協力
(ｷ) 市ウェブサイトによる広報

イ　具体的な広報体制

市民に対する具体的な広報については、原則として次の方法により実施する。

(ｱ) 市防災行政無線（固定系）による方法
(ｲ) 市防災行政無線（固定系）の届かない地区については、広報車による。
(ｳ) 災害危険箇所については、市防災行政無線（固定系）による他、自治会・自主防災組織等に対して電話で行う。
(ｴ) 避難の指示については、避難誘導員による戸別訪問も行う。

4　報道機関に対する情報の発表

(1) 災害の状況や応急活動の実施状況等を、必要に応じて報道機関に発表する。この情報提供は、情報内容の一元化を図るため、すべて広報班において行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

(2) 放送局の利用（緊急警報放送）

避難の指示等で緊急を要する場合に、災害対策基本法第 57 条に基づき、放送局を利用する必要があるときは､止むを得ない場合を除き原則として大阪府に次の事項を明らかにした上、放送を依頼する。

ア　放送要請の理由
イ　放送事項
ウ　希望する放送日時及び送信系統
エ　その他必要な事項

(3) 避難行動要支援者に配慮した広報

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

５　広報資料の収集

(1) 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材を行う。

(2) 災害写真の撮影

ア　現場に写真撮影班を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。

イ　各班及び他の機関が撮影した写真の収集に努める。

ウ　災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合には、これを提供する。

６　災害相談

財政・物品調達班は、災害の状況により、被災した市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班及び機関に連絡する。相談業務の内容は、次のとおりである。

(1) 行方不明者の捜索

(2) 災害応急生活の知識

(3) 被災住宅の修理、住宅のあっせん

(4) 生業資金のあっせん、融資

(5) り災証明書の発行

第４　災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

１　発信の目安

(1) 台風

ア　気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合

イ　大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度 6 弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

２　発信の内容

(1) 台風

ア　自分の身の安全確保

イ　出勤・通学の抑制

ウ　市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

ア　自分の身の安全確保

イ　近所での助け合い

ウ　むやみな移動の抑制

エ　出勤・通学の抑制

第２節　広域応援等の要請・受入れ

第１　関係機関等への応援の要請

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や各種団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策または災害復旧の万全を期する。

１　応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するため、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請するものである。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、応援を受けた本市が負担し、応援隊は本市の指揮下に入る。

(1) 応援の要請ができる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

ア　応急措置を実施する必要があると認めるとき

イ　自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

ウ　緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援に当たっての要請事項

ア　災害の状況及び応援を要請する理由

イ　応援を必要とする期間

ウ　応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量

エ　応援を必要とする場所

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要事項

(3) 大阪府知事に対する応援要請

「災害対策基本法第 68 条」に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合は、市から大阪府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要請

「災害対策基本法第 67 条」に基づいて、他の市町村長に対して応援要請を行う。

２　職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、大阪府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。

(1) 職員の派遣の要請

「災害対策基本法第 29 条」または「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の

17」の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を勘案して、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

「災害対策基本法第 30 条」に基づき、災害応急対策または復旧のため必要があるときは、大阪府知事に対し、職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、「災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令 17、18、19 条」に定めるところによる。

3　労働者の確保

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するための人員が労働者の雇い上げ等によっても、なお不足し、特に必要が認められる場合は従事命令または協力命令を発し、対策要員を確保する。

ア 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項 第 2 項 第 3 項	市町村長 警察官 海上保安官 自衛官
災害救助作業	従事命令 協力命令	災害救助法第 24 条 災害救助法第 25 条	大阪府知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条	大阪府知事 市町村長 (委託を受けた場合)
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第 4 条第 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 17 号	水防管理者 消防機関の長

イ 命令対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による大阪府知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1　医師、歯科医師及び薬剤師
	2　保健師、助産師及び看護師
	3　土木技術者及び建築技術者
	4　大工、左官及びとび職
	5　土木、建築業者及びその従事者
	6　地方鉄道業者及びその従事者
	7　軌道経営者及びその従事者
	8　自動車運送業者及びその従事者
	9　船舶運送業者及びその従事者
	10 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による大阪府知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官または海上保安官の従事命令(災害応急対策全般)	当該市町村の区域の市民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務遂行による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合せた者その物件の管理者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者または消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者または水防の現場にある者

ウ 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき、または発した命令を変更し、若しくは取り消す時は、公用令書を交付する。

エ 費用

本部長が災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

オ 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合には法律または条例の定めるところにより、その損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

ア 必要労働者数

イ 男女別内訳

ウ 作業の内容

エ 作業実施期間

オ 賃金の額

カ 労働時間

キ 作業場所の所在

ク 残業の有無

ケ 労働者の輸送方法

コ その他必要な事項

(3) 自治会等の民間団体の協力

災害時における地域の防災活動に、自治会、自主防災組織等の協力を求める。

4　要員の任務

災害時に派遣された要員、労働者等は、本部長の指揮下で、それぞれ次の災害対策の業務に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

本市地域防災計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定に当たっては奉仕団等の意見を尊重して行う。

ア 炊出し、その他災害救助活動の協力

イ 清掃及び防疫

ウ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分

エ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

オ 軽易な作業の補助

カ その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

ア り災者の安全な場所への避難支援

イ 医療及び助産における各種移送業務

ウ り災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救済用物資の輸送

カ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令または協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣職員は、職種に応じて指示された業務に従事する。

第２　緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは市域で発生した災害に対処できないと判断したときは、速やかに、大阪府知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第３　広域応援等の受入れ

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

受援にあたっては、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

１　誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

２　連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

３　資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第４　自衛隊派遣要請

災害が発生し、または二次災害の発生する恐れのある場合で、市民の人命・財産を保護するため本部長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、大阪府知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

１　実施機関

危機管理班は、本部長の指示により地震災害の状況により人命及び財産の保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要、または効果的であると認める場合、災害対策基本法第 68 条 2 の規定に基づき、大阪府知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

２　市長の災害状況の通知

市長は、通信の途絶等により大阪府知事に対しての要請の要求ができない場合は、直接自衛隊第 3 師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに大阪府知事に通知する。

３　自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、以下のような大阪府知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく自らの判断で基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

(4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合

(5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

４　災害派遣要請基準

要請基準は、次のとおりである

(1) 人命救助のため応援を必要とするとき

(2) 災害が発生し、または災害発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
(3) 市内で大規模災害が発生し、応急措置に応援を必要とするとき
(4) 救助物資輸送のため応援を必要とするとき
(5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
(6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

5　自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣は、上記の本部長の依頼による大阪府知事からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に部隊等の派遣がある。

(1) 災害が発生しようとしている場合における大阪府知事の要請に基づく災害派遣
(2) 災害発生事態に照らし、特に緊急を要し、大阪府知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、大阪府知事からの要請を待たないで自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

6　災害派遣の要請手続

(1) 前項における派遣要請の要求の判断は、泉南警察署、泉州南消防組合等関係機関の長と協議の上、迅速に行う。
(2) 派遣要請の要求は、下記の事項を災害派遣要求依頼書に明記し、口頭、または電話等で大阪府知事(大阪府危機管理室)に行う。　　*災害派遣要求依頼書は資料編 92 頁参照
なお、事後速やかに依頼文書を提出する。
ア　災害の状況及び派遣要請を要請する事由
イ　派遣を必要とする期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その他参考となるべき事項
(3) 自衛隊に対する情報の提供
市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できるかぎり早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。
(4) 自衛隊派遣・撤収要請との手順
本市の担当部隊は、陸上自衛隊第 3 師団第 37 普通科連隊である。
自衛隊派遣・撤収要請等の手順は、次図のとおりである。

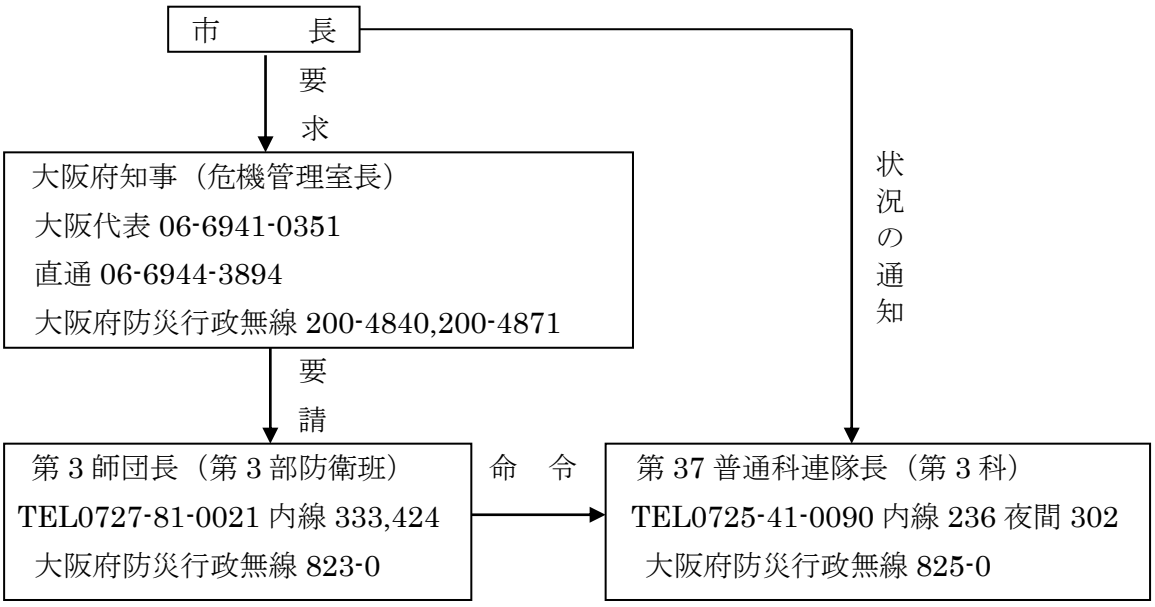

自衛隊派遣・撤収要請等手順

7　派遣部隊の受入体制

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるようにその受入体制について、次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは､必要により泉南警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア　市は、受入責任者に総務部長を指名し、派遣部隊の指揮官と連絡調整に当たる。

イ　受入体制の確立

派遣部隊の展開、宿営等のための拠点を確保する。

ウ　作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ　ヘリポートの設営等

災害に際し､ヘリコプターを使用する要請を行った場合は､ヘリポートを準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請し、市はその活動に協力する。なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから､防衛省･自衛隊は､いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の

自衛隊による活動が円滑に進むよう､活動内容について｢提案型｣の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　避難者等の捜索活動
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路または水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　物資の無償貸与及び譲与
サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

８　派遣部隊等の撤収要請

本部長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、または必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭または電話により大阪府知事（大阪府危機管理室）に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

*自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書は資料編 92 頁参照

第５　応急対策職員派遣制度に基づく支援

市及び大阪府は、総務省に協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、市及び大阪府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第６　自治体相互間の応援体制の整備

被災時は、自治体の災害対応能力が著しく低下することが予想される。このような事態に適切に対処するため、同時に被災することが極めて稀であると考えられる自治体との相互応援協定を締結し、広域的な相互応援体制の整備を図る。

また、本市は甚大な津波被害等が想定される和歌山県に近接しており、和歌山県沿岸自治体への後方支援拠点となる可能性も想定した応援体制の整備の検討を行う。

第７　広域避難

福井県には 15 基の原子力施設が立地しており、万一これらの原子力施設に関して災害が発生した場合、福井、滋賀、京都の 3 府県の住民は円滑な避難が求められる。関西広域連合では、これらの受入れについて調整を行い、福井県の一部、滋賀県、京都府の約 25 万人については広域連合構成団体で受け入れを行うこととしている。本市においては、滋賀県長浜市の避難先となっており、これら広域避難者を円滑に受け入れるべく避難所の整備や避難者に対する支援体制の整備を行う。

１　市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

２　都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては大阪府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、大阪府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

３　広域避難者の受入れ体制の整備

市及び大阪府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定の締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第８　関係団体及び民間企業との協力体制の確保

災害時に備え、平時からの関係団体及び業界との協力体制の整備を図るとともに、災害時の連携を促すための情報交換等を積極的に行うことができる仕組みや要請手順について整備を図る。また、連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

第９　被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、大阪府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

第１０　民間協力団体及びボランティアの受入れ

市は、大災害が発生して被災範囲が広範囲にわたり、り災者が多数に及ぶ場合で、防災関係機関の職員だけでは応急対策の実施が十分に行えないときは、可能な範囲で市民や事業者、ボランティア、民間団体等の協力を得る。

協力を得るにあたっては平時から連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

１　労働者確保の種別

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用するものとする。

(1) 災害対策実施期間の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
(2) 防災関係機関の応援派遣による技術者等の動員
(3) 日赤奉仕団等の協力動員

(4) 自治会、自主防災組織の動員
(5) ボランティアの動員
(6) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
(7) 緊急時における従事命令等による労働者の動員

２　民間協力団体等への連絡系統

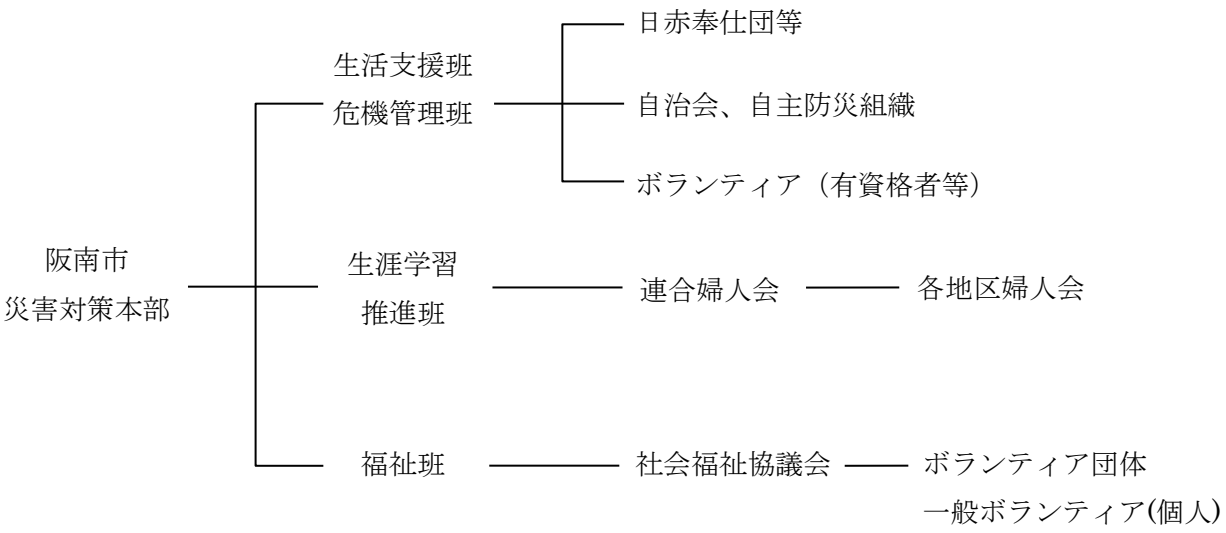

３　ボランティアの受入れ

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と緊密に連携し、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(1) 受入窓口

市は、受け入れ窓口の中心的な役割を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、ボランティアの受入、活動の調整を行うための窓口を設置する。

(2) 活動拠点及び資機材等の提供

市は、ボランティア活動拠点及び必要な資機材・事務用品の提供を行う。拠点は、尾崎公民館・地域交流館とする。ただし、被災状況等の必要に応じて他の拠点確保が必要な場合は、適切な代替拠点を提供する。

(3) 情報の提供

市は、災害の状況及びボランティア活動に必要な情報を積極的に提供する。また、ボランティアに関する情報を積極的に市民に広報する。

(4) 活動内容

災害時に、被災者への一般的な支援活動全てを活動とし、主要な事項としては、次のとおりである。

① 被災者に対する炊き出し
② 被災家屋等の片づけ
③ 救援物資の受け付け・配分の協力
④ 高齢者等避難行動要支援者の介助
⑤ 避難所運営の協力
⑥ 避難所内における給食・給水・清掃等の協力
⑦ 要配慮者等のニーズ把握や安否確認
⑧ 近隣住民等と連携した様々な生活支援活動
⑨ その他被災者に対する支援の協力に係る活動

４　防災ボランティア（有資格者等）の受入れ

市は、防災知識、技術、資格等を有する団体または個人を対象とする阪南市防災ボランティア登録制度により、防災ボランティアの受入れ・登録を行い円滑な応急対策の実施を図る。

第１１　各機関による連絡会議の設置

市は、大阪府、市町村、警察、日本赤十字社及び自治会・自主防災組織等が、相互に連携した災害応急対策活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第１２　緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

効果的な消防活動を実施するため、大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

第３節　災害救助法の適用

地震などの災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については「災害救助法」の適用を受ける。国の災害対策として大阪府知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施し、被災した市民の保護と社会秩序の保全を図る。

１　実施責任者

「災害救助法」の適用に基づく応急救助活動は大阪府知事が実施する。

大阪府知事から委任された事項については、市長が実施責任者となり応急救助活動を実施する。

２　災害救助法の適用基準

この適用基準は、「災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条」に定めるところに基づくものである。市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合であって、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに災害救助法を適用する。

具体的な適用基準は、次のとおりである。

(1) 本市の区域内の住家滅失世帯数が、80 世帯以上に達するとき

(2) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が、2,500 世帯以上であって、本市の区域の住家滅失世帯数が、40 世帯以上に達するとき

(3) 大阪府の区域内の住家滅失世帯数が、12,000 世帯以上である場合、または災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、本市で多数の世帯の住家が滅失したとき（多数とは上記の(1)または(2)の数に達しなくても良いが、被害の態様・周囲の状況により大阪府が判断する。）

(4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき

３　住家滅失世帯数の算定基準

(1) 全壊(全焼)、流失世帯は 1 世帯とする。

(2) 半壊または半焼するなど著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって 1 世帯とする。

(3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3 世帯をもって 1 世帯とする。

なお、被害の程度については、被害状況等報告基準による。

「第 3 編災害応急対策　第 2 章災害発生後の活動　第 1 節被害情報の収集伝達　第 1 被害情報等の収集伝達」参照

4　災害救助法の適用手続

(1) 市長は、本市における災害による被害の程度が、前記 2 の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を大阪府知事に報告するとともに法の適用について協議する。

(2) 市長は、前記 2 の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。

(3) 災害の事態が急迫して大阪府知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は法による救助に着手し、その状況を直ちに大阪府知事に報告するとともに、その後の措置について大阪府知事の指揮を受けなければならない。

5　災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)

ただし、(1)のうち応急仮設住宅の供与、(6)及び(7)については大阪府が実施し、その他については、市が府の委任を受け実施する。

(1)　受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
(2)　炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
(3)　被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
(4)　医療及び助産
(5)　災害にかかった者の救出
(6)　災害にかかった住宅の応急修理
(7)　生業に必要な資金、器具、資料の給与または貸与
(8)　学用品の給与
(9)　埋葬
(10) 死体の捜索及び処理
(11) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6　災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「大阪府災害救助法施行細則」に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第４節　避難所の開設・運営

第１　避難所の開設

１　実施担当

避難所開設班（住民センター）、教育総務班（小中学校）は、地震等の災害の状況により警察署及び関係機関と連携のもと、本部長の指示（命令）に基づき、市民の安全を図るために避難所の開設等を行う。

各施設管理者は、市長の指示や協力要請を受けて、避難所の開放及び開設に協力するとともに収容体制を整えて、円滑な避難に協力する。

２　避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア　市長は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合に、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、指定避難所を開設するときは、あらかじめ施設の安全性を確認し、速やかに避難所の施設管理者に連絡する。

イ　市長は、指定避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容に当たる。

ウ　指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を大阪府知事及び泉南警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

(ｱ) 開設の日時及び場所

(ｲ) 収容状況及び収容人員

(ｳ) 開設期間の見込み

(ｴ) 避難対象地区名

エ　指定避難所開設の期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長することができる。

オ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

(2) 指定避難所の収容対象者

ア　住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ　自己の住家の被害には、直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ　災害により、現に被害を受ける恐れがあり、避難指示等の出された者

エ　避難指示等が発せられないが、緊急に避難することが必要である者、または避難することを希望する者

(3) 福祉避難所の開設等

ア　市は要介護高齢者、障がい者等の二次的な避難収容を行うため、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、福祉避難所として老人福祉センター及び各福祉施設を開設する。

イ　福祉避難所が不足する場合は、他の社会福祉施設管理者やホテル・旅館等に協力を依頼し、これを実質的に福祉避難所として開設し、または要介護高齢者、障がい者等の二次的な避難収容を行う。

　また、必要に応じ、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

ウ　要介護高齢者、障がい者等の二次的な避難収容が困難な場合は、大阪府、近隣市町等に協力を要請する。

エ　避難収容にあたっては、要介護高齢者、障がい者等の意思を尊重し、かつプライバシーの保護に留意し、これを行う。

オ　福祉避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努めるものとする。

　併せて、特定の福祉避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

3　避難所の管理、運営

(1) 避難者の収容

ア　避難所責任者は、行政職員であるが、避難所の運営に関しては自治会長若しくは自主防災組織のリーダーと互いに協力しあいながら避難所の管理、運営を行う。

イ　避難所責任者は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者についても誘導し、収容する。

ウ　避難所責任者は、避難者の収容をしたときは、避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、市への報告を行うとともに、別に定める避難所収容者名簿を作成する。

エ　避難所責任者は、被災者の収容に当たり当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、または収容力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを収容する。

(2) 避難所の管理

ア　避難所責任者は、施設の管理者、警察官、赤十字奉仕団等の協力を得て、事前に施設管理者との間で定めた避難所運営に関する役割分担等を基に避難所の管理を行う。

イ　避難所責任者は、収容状況を市に報告する。

ウ　避難所における救助実施の記録を避難所が閉鎖されるまで別に定める救助実施記録日計表を作成する。

エ　避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線（移動系）等により直ちに市に報告する。

(ｱ) 被災者の収容を開始したとき
(ｲ) 収容者全員が退出、または転出したとき
(ｳ) 収容者が死亡したとき
(ｴ) 避難所に悪疫が発生したとき
(ｵ) その他報告を必要とする事項が発生したとき

オ　避難所責任者は、自宅または縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。

(3) 避難者の他地区への移送

ア　市長は、避難者の生命、身体保護のため、移送を必要とするときは、市保有の車両または借上げ車両により避難者を移送するものとする。移送を行うに当たっては泉南警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の警戒等の措置を要請する。

イ　市長は、被災地域が広域にわたり、市域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要があり、かつ自己の能力では処理できない場　　合は大阪府知事に応援を要請する。

4　避難所生活の長期化に対応する環境整備と管理、運営の留意点

(1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに市への報告
(2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
(3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
(4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
(5) 避難行動要支援者への配慮
(6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
(7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
(8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
(9) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への配慮
(10) 指定避難所運営組織への女性の参加
(11) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
(12) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
(13) 女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、

女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること

(15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること

(16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること

(17) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと

(18) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

5　避難所の閉鎖

(1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

(2) 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

(3) 市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

6　災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の避難所設置のための費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表に定めるとおりである。

*災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表は資料編 60～62 頁参照

第２　救出・救急活動

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、または捜索してその者を保護するため、救出活動を行う。

1　実施担当及び救出体制

実施担当及び救出体制は次のとおりである。

(1) 泉州南消防組合及び消防団が泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）と協力して実施するが、消防機関等のみでは対応できない場合は、周辺市町村、大阪府警察本部、大阪府等に応援を要請する。

(2) り災者の救出体制は、泉州南消防組合等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特

殊機械器具、その他資機材を使用して迅速に救出作業に当たる。

(3) 市自体による救出が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、船艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、具体的内容を明示して大阪府知事または隣接市町村に応援等を要請する。

2　救出の対象

(1) 救助隊の出動

ア　火災時に火中に取り残されたような場合

イ　倒壊家屋の下敷きになったような場合

ウ　流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合

エ　崖くずれ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合

オ　電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合

カ　ガス、危険物、薬品、放射性物質等の爆発、流出、漏洩等が発生した場合

キ　その他これに類似する場合

(2) 対象者

ア　行方不明の者で諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合

イ　行方は判っているが、生存しているか否か明らかでない場合

3　救出の方法

(1) 泉州南消防組合は、救助隊を編成するとともに、救出に必要な車両・船艇・特殊機材・救助用資機材等を準備または調達し、迅速に救出活動を実施する。

(2) 救出活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、関係機関とも連携し、救出を行う。

4　救急活動

(1) 救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

(2) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を確保するために、現場本部に応急救護所を設置して応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や救護所の能力によっては、関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

5　災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、危機管理班へ報告する。

6　自主防災組織等

地域住民による自主防災組織ならびに自治会、事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

第５節　生活救援活動

第１　給水活動

地震等の災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

１　実施担当

大阪広域水道企業団は、応急給水計画を策定し、り災者へ飲料水の供給を行うが、応急活動において、応援が必要な場合は、ブロック本部を通じて日本水道協会等に支援を要請する。

２　給水対象者

災害のため水道施設等が被災し、又は飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

３　給水活動

(1) 飲料水の確保

飲料に適した水の確保については、次の方法によって行う。

ア　水道施設が破損し機能停止した場合は、あんしん給水栓により応急給水を行う。

イ　大阪広域水道企業団の送水管からの受水ができない場合は、貯水容量等を考慮して、日本水道協会等に支援を求め、時間給水等の臨機の措置をとる。

(2) 給水計画

ア　特別給水：市全域において、計画の想定目標規模の給水を行う。

イ　地区給水：特定の地区において上述の規模に達しない程度の給水を行う。

復旧給水期間は災害発生の日から 28 日以内程度とし、医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから給水を実施する。

(3) 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

ア　給水方法

(ｱ) 拠点給水：指定避難所、公園等特定の場所で給水する。

(ｲ) 搬送給水：給水タンク車等により給水する。

(ｳ) 仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により仮設共用栓をつくり給水する。

(ｴ) 給水用資機材による給水：給水用資機材として、緊急用飲料水袋等を被災者に配布し、給水を行う。

イ　給水時間

原則として日没までとするが、必要により早朝、夜間等の時間帯に配慮して給水する。

その具体的な方法については、広報車や防災行政無線（固定系）を通じて市民に周知する。

ウ　給水の優先順位

病院、社会福祉施設、指定避難所等緊急度の高い施設を優先する。

(4) 留意事項

ア　応急給水を実施したときは、応急給水日計表を作成する。

イ　災害時には、水は飲料水だけでなく、初期消火にも重要な役割を果たすことを考え、各防災関係機関はもちろんのこと、市民一人一人においても常に必要最小限度の水の備蓄を励行するよう協力を要請する。

第２　食料の供給

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食料品の販売機構等も一時的に混乱し食料品の購入も思うようにならず、日常の食事に支障をきたすため、必要な食料等を支給し一時的に被災者及び応急対策要員の食生活を保護する。

１　実施担当

本部長の指示により、財政・物品調達班、給食班、都市整備班が実施する。

２　給与対象者

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼または床上浸水等であって、そのために炊事のできない者

(3) 被災したため、供給機関が通常の配給を行うことができないので、その機関を通じないで、供給を行う必要がある者

(4) 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者（「災害救助法」の対象ではない。）

３　食料の調達

(1) 重要物資等の確保

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、大阪府や物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）等に対し、食料の調達を要請する。

*重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量は資料編 37 頁参照

(2) 調達する食料

災害時において市が調達する食料は次のとおりである。

ア　アルファ化米、精米、乾パン等

市内米穀業者から購入するとともに、災害救助法が適用された場合は、速やかに大阪府へ要請して供給を受けるが、供給方法その他については「本節第 3 の 4 災害救助法が適用された場合の措置」によるものとする。

イ　牛乳、粉乳

できる限り市内の小売販売業者から調達するが、それで賄えない場合は、大阪府知事に調達あっせんの依頼をするものとする。

ウ　インスタント食品その他

インスタント食品等については、市内スーパーマーケット及び食料品店にあらかじめ協力を依頼し、調達を図る。

４　食料の供給

(1) り災者に対する食料供給については、避難所毎の必要量を算定した上で、まず、市の備

蓄しているものから自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所やその周辺の適当な場所で実施する。

ア　炊出し給食は、避難所内またはその近隣の公共施設を利用し、給食業務を円滑に実施する。

イ　災害の規模、状況等により適宜炊飯に替え、パン、牛乳またはインスタント食品等による給食を実施する。

　この場合は、品目、数量等を明らかにし、り災者間に不公平が生じないよう適切に実施しなければならない。

ウ　乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

エ　その他炊出し給食等について必要なことは、災害の状況等に応じ、そのつど給食班が定める。

オ　給食班は、り災者に対する給食を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、危機管理班へ報告する。

(2) 食料の炊出しは、学校給食センター等も用いて行うが、燃料の確保については、市内の燃料業者に要請する。

(3) 災害従事者に対する給食は、(1)アに準じて行い、その実施に当たっては給食班との連携を密にして行う。

(4) 食品の確保、調達ができないとき、または炊出しができないときは、大阪府及び周辺市町村に応援を要請する。

(5) 炊出し及び供給の基準等

　炊出し及び供給の対象者、支出限度、期間等は、災害救助法に定められた基準に準じて行う。

5　災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) アルファ化米、高齢者用食料等の応急供給方法

　本部長は、原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量のアルファ化米等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

(2) 米穀及び乾パン、漬物の応急供給方法

　本部長は、災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の精米等の購入が困難である場合に、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づいて政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米を調達するが、その概要は次のとおりである。

ア　緊急引渡しの対象者

(ｱ) 被災者

(ｲ) 災害救助従事者

イ　引渡し品目

(ｱ) 米穀（精米または玄米）

(ｲ) 乾パン

(ｳ) 漬物

ウ　引渡し数量

緊急引渡しを行う数量は、次のとおりである。

区分＼品目	米　　穀	乾パン	漬物
被災者供給用	精米１人１食当たり 200g または玄米１人１食当たり 220g	１人１食当たり 115g	１人１食当たり 20g
災害救助従事者供給用	精米１人１食当たり 300g または玄米１人１食当たり 330g	１人１食当たり 115g	１人１食当たり 20g

エ　引渡し場所等

災害の状況による緊急引渡しを行う引渡し場所、引渡し品目及び引渡しを受ける者の区分は次表のとおりである。

災害の状況	引渡し場所	引渡し品目	引渡しを受ける者
大阪府知事と市長の連絡ができる場合	大阪府災害用備蓄倉庫	乾パン	大阪府知事または市長
	大阪府の指定する場所	精米、漬物	市長
交通、通信の途絶等のため大阪府知事と市長との連絡がつかない場合	政府倉庫及び農林水産省指定倉庫(大阪府災害用備蓄倉庫を除く。)	玄米	市長
	漬物保管者倉庫	漬物	

オ　引渡し手続き

政府所有の米穀及び乾パン、漬物並びに米穀卸売業者所有の精米の緊急引渡しの手続きは次のとおりであるが、詳細は大阪府災害救助用食料緊急引渡要領によるものとする。

(ｱ) 大阪府知事と市長の連絡ができる場合

a 乾パン

(a) 引き渡し場所

大阪府災害用備蓄倉庫

(b) 引渡し手順

・市長は大阪府知事に対して食料の引渡し要請を行う。

・大阪府知事は引渡し数量を決定する。

・大阪府知事は近畿農政局大阪農政事務所長に対して緊急引渡し要請を行う。

・大阪府知事は近畿農政局大阪農政事務所長の指示に従い市長へ引渡す。

b 精米（流通在庫米）

(a) 引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b) 引渡し手順

・市長は大阪府知事に対して食料の引渡し要請を行う。

・大阪府知事は引渡し数量を決定する。

・大阪府知事は米穀卸売業者に対して供給の要請を行う。

・米穀卸売業者は市長へ引渡す。

・米穀卸売業者は大阪府知事へ供給報告を行う。

c 漬物

(a) 引渡し場所

大阪府の指定する場所

(b) 引渡し手順

・市長は大阪府知事に対して食料の引渡し要請を行う。

・大阪府知事は引渡し数量を決定する。

・大阪府知事は漬物保管者に対して供給の要請を行う。

・漬物保管者は市長へ引渡す。

・漬物保管者は大阪府知事へ供給報告を行う。

(ｲ) 交通、通信の途絶等のため大阪府知事と市長の連絡ができない場合

（市長が(ｱ)による引渡しを受けることができない場合）

a 玄米（農林水産省指定倉庫等の在庫米）

(a) 引渡し場所

農林水産省指定倉庫等

(b) 引渡し手順

・市長は近畿農政局大阪農政事務所長等に対して緊急引渡し要請を行う。

・支所長等は市長へ引渡す。

・市長は大阪府知事に対して引取報告を行う。

b 漬物

(a) 引渡し場所

漬物保管者倉庫

(b) 引渡し手順

・市長は漬物保管者等に対して緊急引渡し要請を行う。

・漬物保管者等は市長へ引渡す。

・市長は大阪府知事に対して引取報告を行う。

(3) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

第３　生活必需品等の供給

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、またはき損し、ただちに日常生活を営むことが困難なものに対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与、または貸与する。

このとき、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

１　実施担当

本部長の指示により、財政・物品調達班及び都市整備班が実施する。

２　給与または貸与の対象者及び品目

⑴ 対象者

ア　被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者

イ　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ　被服、寝具、その他生活必需物資が無いため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

⑵ 品目

ア　寝具（毛布、布団等）

イ　被服（肌着等）

ウ　炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）

エ　食器（茶わん、皿、箸等）

オ　保育用品（ほ乳ビン等）

カ　光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）

キ　日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク　その他

３　調達及び配分方法

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき生活必需品が不足し、自ら調達することが困難であるときは、大阪府や物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）等に対し、生活必需品の調達を要請する。

⑴ 生活必需品の調達方法

上記の生活必需品の内、市で備蓄している品目と数量については、資料編 37 頁に示す重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量のとおりである。

不足する品目等については、市内のスーパー等業者から災害の規模に応じて必要な生活

必需品の調達を行う。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、大阪府に対し物資の調達あっせんを要請する他、周辺市町村に応援を要請する。

(2) 配分の方法

ア　生活必需品の配分は、それぞれ世帯構成人数に応じて配分する。なお、この配分に当たっては、自治会等の協力を得て行う。

イ　り災者に対する生活必需品の給（貸）与を実施したときは、物資の給与状況表を作成し、危機管理班へ報告する。

(3) 義援物資

災害の義援物資等が市に送られてきたときは、とりあえず市の施設に一括保管し、その品目別に分類、整理して配分する。

４　災害救助法が適用された場合の措置方法

原則として災害救助法が適用された場合で、かつ市内業者等で必要量の生活必需品等の購入が困難である場合には、大阪府に対して、応援を要請する。

*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

第４　医療・救護活動

市は、大阪府及び関係機関の協力のもと、災害により医療・助産の途をなくした被災地の市民に対し、応急的な医療及び助産の救護活動を行う。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

１　実施担当

本部長が主体となり、市災害医療センターである阪南市民病院及び泉佐野泉南医師会等において応急的な医療・助産を行う。

２　対象者

(1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のために医療の途を失った者

(2) 災害発生の日前後１週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

３　医療情報の収集・提供活動

大阪府救急医療情報システム、大阪府防災情報システム及び泉佐野泉南医師会等の協力により、人的被害・医療機関被害状況及び被害地区医療ニーズを速やかに把握して対策の検討を行うとともに、直ちに市の医療関係情報を大阪府に報告し、併せて市民にも情報提供と協力依頼を行う。

４　現地医療の確保

(1) 医療班

ア　阪南市民病院は、泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療班（3 班体制）を編成する。

医療班	医　師	1
	看護師	2
	補助員	1

イ　医療班編成のための参集場所は保健センターとする。ただし、災害対策本部が参集場所を指示したときは、それに従う。

(2) 医療班の編成・派遣

ア　医療班の編成・派遣

阪南市民病院は、災害の状況に応じて速やかに泉佐野泉南医師会と協力して、医療班を編成し、市の定める参集場所に派遣し、医療救護活動を実施する。

医療班は原則として、現地医療活動を行うために必要な資機材等を携行する。

イ　負傷者が多い場合の措置

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医療班の派遣要請を行う。

ウ　市災害医療センター

市災害医療センター（阪南市民病院）は、医療班（3 班体制）を派遣して医療救護活動を実施する。

(3) 医療班の搬送

原則として医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 救護所の設置・運営

ア　応急救護所は、災害による被害が甚大で、現場における応急処置やトリアージ等の救急活動が必要な場合に、現場付近に設置する。

イ　医療救護所は、軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理が必要な場合に、避難所、保健センター、各医療機関に設置する。

ウ　医療機関の管理者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定することができる。

(5) 医療班の受入れ・調整

救護班は、医療班の受入れ窓口を設置し、大阪府（保健所）及び日本赤十字社の支援・協力のもと救護所の配置調整を行う。

５　現地医療活動

(1) 救護所における現場医療活動

ア　応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ　医療救護所における臨時診療活動

大阪府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽傷患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療班の業務

ア　患者に対する応急処置

イ　医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ　搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療

エ　助産救護

オ　被災市民等の健康管理

カ　死亡の確認

キ　その他状況に応じた処置

(3) 被災地域内医療設備の支援要請

市は、必要に応じ、大阪府にヘリカル CT 車、レントゲン車等の派遣を要請する。

6　後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、市災害医療センターを拠点とし、泉佐野泉南医師会の協力を得て、患者の受入れ病床を確保する。

市が管内の医療機関で後方医療のための病床が確保できないときは、大阪府が提供する救急医療情報システムにより医療情報を把握するとともに、大阪府に要請し、病床の確保を図る。

また、大阪府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市等に提供する。

7　後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重傷度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア　陸上搬送

(ｱ) 患者の陸上搬送は、原則として泉州南消防組合が所有する救急車で搬送する。救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

(ｲ) 市において搬送車両が確保できないときは近隣市町、協定市町村及び大阪府に救急

車または搬送車及び要員の要請を行う。

イ　ヘリコプター搬送

市においてヘリコプター搬送が必要と認めるときは、大阪府に要請する。この場合、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期すとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

8　災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

大阪府下において大規模災害が発生したときは、次の医療機関が中心になり、独自にまたは大阪府・市町村の要請により災害による負傷者等に対応する。

ア　基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。

イ　地域災害医療センター

地域災害医療センターは次の活動を行う。

(ｱ) 24 時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供

(ｲ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

(ｳ) 地域の医療機関への応急医療資機材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア　疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

イ　疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ　疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ　疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター

阪南市民病院を市災害医療センターとし、次の活動を行う。

ア　市の医療拠点としての患者の受入れ

イ　災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

9　医療器具、医薬品等の調達

市及び大阪府は、医療・助産の救護活動に必要な医薬品、医療資機材については、保有するものを優先的に使用するが、不足する場合には市内の薬局等、医薬品等関係団体の協

力を得て調達し、供給活動を行う。

また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備し、供給活動を行う。

１０　巡回健康相談等の実施

救護班は、被災者の健康状態に配慮して、必要に応じ、避難所、在宅の避難行動要支援者等に対しては戸別に、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

１１　災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は、資料編 60～62 頁参照

なお、災害救助法による措置を実施した時は、救助実施記録日計表を作成し、危機管理班へ報告する。

第５　応急教育等

地震等の災害が発生し、またはその恐れのある場合は、児童・生徒の安全を確保し、教育施設の保全の措置を講ずるとともに、教育の中断、機能低下等を防止し、教育目的を達成することとする。

１　実施担当

(1) 市立小中学校の応急教育及び小中学校施設の応急復旧対策は、教育総務班及び指導班が行う。

(2) 市立保育所・幼稚園等の応急保育の応急復旧対策は、福祉（児童福祉）班が行う。

(3) 災害に対する各学校･幼稚園などの措置については、学校長･園長が具体的な応急対策をたてる。

(4) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、本部長は大阪府知事の補助機関として行う。

２　学校長・園長の措置

(1)　事前準備

【風水害】

ア　災害の恐れがある場合は、学校長・園長は、学校の立地条件を考慮し、あらかじめ策定した災害時の応急計画に基づき、関係者等に指示する。

イ　学校長・園長は、災害の発生の恐れがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項について、あらかじめマニュアル等を定めておくものとする。

(ｱ) 学校行事、会議等を中止すること

(ｲ) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後指導処置、保護者との連絡方法を検討すること

(ｳ) 大阪府教育委員会、泉南警察署、泉州南消防組合及び保護者への連絡方法の確認を行うこと

(ｴ) 時間外においては、学校長・園長は所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと

【地震・津波災害】

(2) 災害時の措置

地震災害発生時及び緊急時復旧時については、次に示す 3～7 の措置をとる。

(3) 被災報告

学校長・園長は、災害発生後速やかに、次の事項について教育総務班・指導班及び福祉(児童福祉)班に報告する。

ア　園児・児童・生徒の被災状況

イ　学校施設・備品等の被災状況

ウ　その他教育施設の被災状況

3　園児・児童・生徒等の保護

(1) 園児・児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長または学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど臨機の措置をとる。

ア　授業開始後にあっては、早急に園児・児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添って帰宅させる等の措置をとる。

ただし、保護者が不在の者または住居地域に危険の恐れのあるものは、学校等において保護する。

イ　二次災害が予想され、登校前などに休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、園児・児童・生徒等に連絡する。

ウ　修学旅行等の学校行事については、安全の見通しが判明するまで見合わせる。

エ　学校長・園長は、地震、洪水等で校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。

オ　学校長・園長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を指導班に報告する。

カ　学校長・園長は、災害の規模、園児・児童・生徒・教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育総務班・指導班及び福祉(児童福祉)班に連絡する。

また、学校長・園長は、災害対策に協力し、校舎・施設などの管理に必要な教職員を確保して、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全

ア　教育施設及び備品等の被害を最小限に留めるため、施設の長は、施設の防災措置を講じ、停電、断水等の予想される事故に対して万全を期す。

イ　小中学校施設が被災した場合は、教育総務班は必要最小限の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。

なお、この場合、被害の事実及びその状況を写真撮影等により記録する。

(3) 教職員の体制

応急教育の実施にあたっては、市教育委員会において、状況等をとりまとめの上、必要があれば、速やかに大阪府教育委員会と協議、調整を図り、必要な措置を講じる。

4　応急教育の実施

小中学校施設の被災、または園児・児童・生徒の被災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は次のとおりとする。

なお、学校教育が平常に復帰するまでの間、学校長は毎日午前 9 時現在の応急教育状況を指導班に報告する。

(1) 応急教育実施予定場所

校舎の全部または大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用する。

また、校舎の一部が使用できないときは、特別教室、講堂、体育館等を利用し、必要により二部授業等を実施する。

なお、前記の措置について学校長は指導班と協議し、その決定事項は教職員、園児・児童・生徒及び地域住民に周知徹底を図る。

(2) 授業時数の確保

ア　災害による休校、二部授業等その他のために授業時数の不足が考えられるが、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努める。

イ　長期にわたる休校の場合については、自宅学習または各地区の小組織に区分して応急教育を実施する。逐次教育施設の復旧に伴い、集団を統合して授業の継続を図る。

(3) 園児・児童・生徒の健康保持

被災地区の園児・児童・生徒に対しては、被災状況により臨時健康診断、検便等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示・助言により、必要な措置をとる。

5　就学等に関する措置

学校長は、被災により就学が困難となり、または学資の支弁が困難となった児童生徒に対して援助または救護を行うよう、教育総務班を通じて大阪府教育委員会へ要請する。

6　災害救助法が適用された場合の措置方法

(1) 学用品等の給与

学用品等の給与に関する品目・対象者・期間・費用の限度額については、災害救助法に定められた基準に準じる日までに学校長は被災児童生徒の教科書・学用品等の被害状況を直ちに調査し、その結果を指導班に報告する。

ア　給与品目

(ｱ) 教科書及び教材

(ｲ) 文房具

イ　給与対象者

住家が全壊、流失、半壊または床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品等を滅失または棄損した者

ウ　調達方法

教育総務班は、指導班からの情報をもとに、学用品購入（配分）計画表を作成し、発行者・供給業者に連絡の上、必要な教科書、学用品等を調達する。

エ　支給方法及び報告

(ｱ) 被災状況別・小中学校別に１人当りの配分計画表（調達する場合の購入計画表を兼ねる。）を作成し、これによって配分する。

(ｲ) 教科書、学用品などを給与した場合、学用品の給与状況、その他関係書類を作成して、危機管理班、財政・物品調達班に報告する。

(2) 災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準

*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

7　給食に関する措置

給食施設の被災により完全給食の実施が困難な場合は、可能な範囲で給食パンを確保するなど応急措置を実施し、学校給食はできる限り継続実施するように努める。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊出しに学校給食センター等を使用したとき

(2) 給食施設の全部または一部が被災して給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症その他の危険が発生し、または発生が予想されるとき

(4) 給食物資の調達が困難なとき

(5) その他給食の実施が諸般の事情により不可能なとき

(6) 給食の実施が適当でないと認められるとき

なお、給食再開に当たっては、衛生管理には十分な注意が必要である。

8　幼稚園等の措置

幼稚園等についても、前述の考え方に準じて園児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

(1) 幼稚園児等の保護

地震災害が発生した時は、休園、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に園児等の退園に際しては必ず保護者等に直接引き渡す。

(2) 保育施設の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

(3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や園児の被災により通常保育が不可能な場合、近隣幼稚園との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を行う。

(4) 園児の健康管理

被災地区の園児等に関しては十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・助言を受ける。

９　保育所等の措置

保育所等についても、前述の考え方に準じて乳幼児等の生命・身体の安全に十分配慮する。

(1) 乳幼児の保護

地震災害が発生した時は、休所、中途帰宅等の適切な措置をとる。特に乳幼児の降所に際しては、施設内で保護者等に直接引き渡す。

(2) 保育施設等の保全及び応急復旧

保育施設・備品等の被害を最小限に抑えるように努めるとともに、被害を受けたものについては速やかに応急復旧を図る。

(3) 応急保育の確保

保育施設等の被害や乳幼児の被災により通常保育が不可能な場合、近隣保育所等との合同保育あるいは混合保育を実施して応急保育を確保する。

(4) 乳幼児の健康管理

被災地区の乳幼児に関しては、十分な健康保持対策を実施し、感染症予防のために泉佐野保健所の指示・助言を受ける。

１０　文化財災害応急対策

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は被害状況を調査して生涯学習推進班に報告する。生涯学習推進班は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府教育委員会と協議の上、その所有者（管理責任者）に対し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第６　住宅の応急確保

市及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進等により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

１　住宅対策の順序

市及び大阪府は、災害直後直ちに、指定避難所の設置による被災者の応急収容、民間賃

貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

地域に十分な賃貸型応急住宅が存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ公営住宅等の既存住宅ストックの一時提供の措置を講じる。

また、住宅の応急修理及び障害物の応急対策を行いながら、できるだけ早く災害復興住宅の布告融資、災害公営住宅等の建設・既設公営住宅等の復旧、民間住宅の復興に対する支援等による住宅対策を行う。

2　応急仮設住宅の借上げ

被災者の生活支援として、生活支援班はあらかじめ被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握を行い、災害時に迅速にあっせんできるような体制の整備に努め、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、賃貸型応急住宅を積極的に活用する。

3　応急仮設住宅の設置

(1) 建設予定地

災害により、被災者等に対して住宅を建設する必要が生じた場合に備え、次の施設を建設型応急住宅の建設の予定地とする。

*応急仮設住宅の建設予定地は資料編 36 頁参照

(2) 建設敷地の選択方法・基準

建設型応急住宅の敷地は、できるかぎり集団的に建築できるよう次の事項に留意して、関係機関に協力を求め、予定地を含めた適当な場所を選定するものとする。

ア　飲料水の確保が可能で、安全でかつ保健衛生上好ましいこと

イ　交通、教育、り災者生業の利便性があること

(3) 建設用資機材及び業者の確保

建設型応急住宅の建設に当たっては、大阪府経由でプレハブ建築協会に協力を要請する。

また、資機材、材木等の調達については、建設用資機材取扱業者及び住宅用木材調達取扱業者等に協力を要請する。

なお、市だけで対応できない場合は、近隣市町村や大阪府に応援を要請する。

(4) 配慮事項

応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

4　公共住宅への一時入居

市及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、大阪府・公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講じる。

５　被災住宅の応急修理

市は、大阪府から委任を受けた場合、災害救助法第２条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営むことができず、かつ自らの資力ではその住家の応急修理ができない場合に、住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

６　住居障害物の除却

(1) 市は大阪府から委任を受けた場合、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

(2) 市は必要に応じ大阪府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

７　住宅に関する相談窓口の設置等

(1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

(2) 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第７　災害警備活動

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は関係機関と密接な連携のもと不法事案の予防警戒、各種犯罪の取締り、検挙を行う。

１　犯罪の予防対策

人心の不安、物資不足等に伴う犯罪及び集団的事案を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 自主防犯についての注意指導、警告広報

(2) 避難地、食料等救助物資の集積所、その他警戒対象における警戒警備

(3) 警戒警ら活動の強化

(4) 臨時交番、検問所等の設置

(5) 非常警戒、一斉取締り、その他防犯警戒

(6) 暴利行為その他生活安定関係事犯の取締り

(7) その他防犯情報の収集とその分析検討による犯罪の予防・取締り対策の実施

２　流言飛語の防止対策

流言飛語の防止、解消のため、次の措置を講じる。

(1) 災害に関する的確な情報の収集と活発な広報活動による人心の不安の除去

(2) 人心の不安を助長するようなデマ情報の取締り

３　保安対策

公共の安全維持、危害、災害の防止等のため、次の措置を講じる。

(1) 銃砲刀剣類及び火薬類の所持違反等の取締り強化

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 26 条の規定による銃砲刀剣類の授受、運搬または携帯の禁止、制限若しくは仮領置の実施

４　海上警備対策

海上の災害から大阪府民の生命財産を保護し、社会公共の秩序を図るため、災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して、次の措置を講ずる。

(1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保

(2) 犯罪の予防、取締り

(3) 関係機関との情報連絡の強化

第６節　交通関連等活動

第１　緊急交通規制

災害時において大阪府公安委員会、大阪府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

１　実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、または発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限を行うが、道路管理者及び泉南警察署長は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

交通規制の実施責任者及び範囲

実施責任者		範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 大阪府知事 市長	1　道路の破損、決壊その他の事由により、危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第 46 条第 1 項
公安委員会		災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第 76 条第 1 項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、または交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法第 4 条第 1 項
警察署長		道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条第 1 項
警察官		道路における交通が著しく混雑する恐れがある場合、道路の破壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じる恐れがある場合	道路交通法第 6 条第 2 項、第 4 項

２　相互連絡

大阪府公安委員会、大阪府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合には、事前に道路交通の禁止または制限の対象、区間及び理由を相互に通知する。

３　大阪府公安委員会、大阪府警察による交通規制

(1) 災害発生直後の交通規制

ア　災害により道路交通が途絶した場合は、府県境において、他府県から大阪府下への車両の進入を禁止し、事後被害の実態に応じて、規制区域の増減等必要な措置を講じる。

イ　交通規制点においては、パトカー等を重点に配置するとともに、状況に応じて立て看板、柵等を使用して規制の実効を期す。

ウ　交通規制区域においては、走行中の車両を規制区域外または道路外に誘導し、緊急通行車両の通行路及び避難路を確保する。

エ　主要幹線道路及び避難路等において、緊急通行車両の通行または避難誘導の障害となる道路上の車両を近くの公園、空地等に可能な限り収容するなどして、道路幅員の確保を図る。

(2) 交通安全の施設の機能確保

災害による信号機、道路標識等の交通安全施設の損壊、その他異常の発見に努め、早期回復の措置を講じるとともに、信号機に異常のある交差点では、必要により手信号等による交通整理を実施する。

(3) 緊急通行確保の交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送を確保するために必要があると認めたときは、関係機関に連絡して、その緊急輸送確保に必要な路線、区間等を指定し、緊急輸送車両（大阪府知事または公安委員会で、緊急通行車両として確認した車両）以外の通行を禁止し、または制限する措置を講じる。

なお、公安委員会（泉南警察署長）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

４　道路管理者の交通規制

(1) 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

(2) 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識区画線及び道路標識に関する命令の定める様式により表示する。

(3) 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示または報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定し、できる限り交通に支障のないように努める。

(4) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や大阪府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

5　災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注)　優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

6　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講じる。

7　第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）による海上交通の制限等

(1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全と秩序の維持のため必要があると認める場合は、船舶交通を制限し、または禁止する。

(2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇等の配置等の措置を講ずる。

(3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、MICS（沿岸域情報提供システム）、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡視等により周知する。

第２　緊急輸送活動

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、船舶、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

1　実施担当

危機管理班及び救護班は、災害応急対策に要する物資・資機材の輸送、あるいは被災者及び災害応急対策要員の移送に関する輸送手段の確保や手配を実施する。

なお、輸送の実施はその応急対策を実施する班において担当する。

2　緊急交通路

災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための市内の緊急交通路

等は、資料編 38 頁参照

３　点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府及び大阪府警察に連絡する。

４　啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急交通路が途絶したときは、道路管理者は関係機関等の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

５　緊急輸送の対象等

(1)　緊急輸送の対象は、次のとおりである。

ア　被災者

イ　医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等

ウ　飲料水、食料、生活必需品等

エ　救援物資等

オ　応急復旧に係る要員、資機材等

(2)　輸送順位

ア　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ　災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ　上記のア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

６　緊急輸送の方法

輸送に当たっては、車両、鉄道、船舶、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、次のとおり実施する。

(1) 自動車による輸送

ア　車両の確保

本市で保有する車両等は、資料編 46～47 頁に示すとおりである。また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

イ　供給方法

災害対策本部の各班において車両の必要が生じたときは、危機管理班へ配車要求書を提出して配車を受ける。

ウ　市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して大阪府に調達あっせんを要請する。

(ｱ) 輸送区間及び借り上げ期間

(ｲ) 輸送人員または輸送量

(ｳ) 車両等の種類及び台数

(ｴ) 集結場所及び日時

(ｵ) その他必要な事項

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、西日本旅客鉄道(株)、南海電鉄(株)に要請して輸送手段を確保する。

(3) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合または船舶の方が効率的な場合については、船舶による輸送を確保する。

(4) ヘリコプターによる輸送

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、あらかじめ選定している災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。

7　緊急通行車両の確認

大阪府公安委員会が「災害対策基本法第 76 条第 1 項」に基づく交通規制を実施した場合、大阪府知事または公安委員会（泉南警察署長）に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

(1) 緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第 50 条第 1 項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

(2) 申請手続き

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、本部長は、緊急通行車両確認申請書を大阪府知事または大阪府公安委員会に提出する。また、事前届出を行っている車両については、泉南警察署に申請書を提出する。

(3) 緊急通行車両の確認証明書及び標章

緊急通行車両の確認を受けた場合は、大阪府知事または公安委員会から証明書及び標章（資料編 91 頁参照）を交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付ける。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的にあらかじめ定められた場所（総合体育館）に集積する。

(5) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

なお、救助実施記録日計表及びその他関係書類を作成し、危機管理班へ報告する。

８　重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第３　障害物除去活動

市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、土石、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

１　道路・河川障害物の除去対策

(1) 道路の実施担当

災害時の障害物により道路の通行に支障をきたす場合、国道については国土交通省が、府道については大阪府が、市道については土木班がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

(2) 河川の実施担当

河川に流木等が氾濫した場合は、河川の管理者である、大阪府及び土木班がそれぞれ管轄の部分について障害物の除去を行う。

２　住宅関係障害物の除去対策

(1) 実施担当

本部長の指示により土木班が住宅関係障害物を除去する。

(2) 障害物除去の対象

ア　当面の日常生活が営み得ない者または日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所等のような場所のみを対象とする。

イ　住家は、半壊または床上浸水した者を対象とし、自己の資力で障害物の除去を実施できない者に限り対象とする。

３　その他の障害物の除去対策

電柱及び架線については、西日本電信電話（株）関西支店、関西電力送配電（株）、西日本旅客鉄道（株）、南海電鉄（株）の責任の下に除去・処理し、また、建設中の現場工作物については請負業者が適切に処置する。

西日本旅客鉄道（株）、南海電鉄（株）は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

４　道路障害物除去の方法

⑴ 障害物の除去の優先順位

大規模災害時においては直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、放置車両等の除去等の措置を講じる。

除去の優先順位は、次のとおりである。

ア　市民の生命安全を確保するための重要な市内道路（避難路）

イ　災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）

ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急交通路）

エ　その他災害応急対策活動上で重要な道路

⑵ 資機材の確保

市は、資機材が不足したときは市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や大阪府に応援を要請する。

⑶ 障害物の集積場所

災害で発生した障害物等のうちで廃棄するものについては、除去の実施責任者が管理する遊休地やごみ捨て場等を利用し、その他の公有地についても協力を得て一時的に集積し、その後処理する。

ア　一時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適当な場所

イ　保管するものについては、その対象とする工作物に適した場所

５　河川関係障害物除去の方法

河川管理者は、河川における障害物をその状況に応じて最善の方法で除去し、除去した障害物を交通の障害にならない場所に一時的に集積する。

６　住宅関係障害物除去の方法

⑴ 住宅関係の障害物の除去については、道路等の障害物の除去と同様に実施するが、必要最低限度の日常生活が営める状態にまで除去する。

⑵ 期間及び費用の限度額等については、災害救助法の基準による。

⑶ 住宅関係障害物を除去したときは、救助実施記録日計表を作成して、危機管理班に報告する。

７　災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合、障害物の除去のうち、住居及びその周辺に運ばれた障害物の除去については災害救助法の対象となる。

第７節　環境衛生活動

市及び関係機関は、被災地域における感染症を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、清掃・し尿処理等の必要な清掃活動を行う。

第１　防疫活動

１　実施担当

感染症の伝播を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、防疫対策を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、災害の状況によっては、民間事業者等に協力を要請する。

２　防疫組織

(1) 感染症予防委員を設置し、円滑な防疫活動を実施する。

(2) 被災地における感染症の発生を予防するため、泉佐野保健所の助言・指導を得て防疫組織を編成するものとし、災害の状況によって適宜に増員するものとする。

(3) 必要に応じ、関係機関等へも応援を要請し、十分な防疫活動の体制を確保する。

３　清潔措置・消毒措置の実施

浸水地域等の感染症が発生する恐れのある地域を重点的に消毒するとともに、ネズミ、蚊、ハエ等の駆除を行う。

(1) 消毒方法

ア　機動消毒：動力噴霧機架載自動車による消毒

イ　動力消毒：動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒

ウ　手押消毒：手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

(2) 消毒薬の配布

市赤十字奉仕団及び自治会等の協力を得て、消毒薬を被災地域・世帯に配布するとともに、手指消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

(3) 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生管理の徹底を図る。

(4) 薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達する。

(5) 各世帯における消毒

浸水地区に対しては、自治会の協力を得て各戸に消毒剤を配布し、床及び壁の拭浄並びに便所及び手指の消毒の周知徹底を図るものとする。

4　家庭用水の供給

家庭用水による感染症の発生が見られ、または予想される場合、家庭用水の使用禁止を周知徹底し、消毒措置を取るとともに、用水の供給を実施する。

5　臨時予防接種の実施

感染症の未然防止または拡大防止のため、予防接種の種類、対象及び期間を定めて、泉佐野保健所、泉佐野泉南医師会等の協力のもと予防接種を実施する。

(1) 実施場所

住民センター、小中学校、公共施設、その他の適当な施設をその都度定める。

(2) 班の編成

1 班：責任者、医師、看護師及び保健師、補助員

2 班：同上

(3) 検病調査及び健康診断

これらの措置については、大阪府知事が責任者となり、実施に際しては地域の関係機関が協力する。浸水・滞水地域においては通常週 1 回以上、避難所においてはできる限り数多く実施する。

(4) 器具、器材及び薬品の調達

器具及び器材については、状況に応じて泉佐野保健所等から借り上げる。

また、薬品については関係業者から購入するが、現品不足の場合は大阪府（薬務課）に斡旋を要請する。

6　被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7　感染症患者への対応

被災地にインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症に罹患した患者が発生した場合は、感染拡大防止のため、他の患者と別の静養室・スペースを確保する。また、感染症の種類に応じた消毒を行う。感染症が発生すると予測される地域については、泉佐野保健所と緊密な連絡のもとに情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

(1) 保健所と協議の上、感染症の種類や重症度などを考慮し、適切な医療機関につなげる。

医療機関が満床の際は個室が確保できる最寄の公共施設を借用し、感染拡大防止に努め

る。

⑵ 感染症の種類や重症度により、自宅等で静養が可能な患者については、保健所と協議の上、外出自粛・自宅の消毒などの指導を行う。

８　衛生教育及び広報活動

感染症の予防方法、防疫薬品の使用方法等をパンフレット、広報車等により周知を図り、注意を喚起する。

９　被災者の健康維持活動

被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

⑴ 巡回相談等の実施

ア　被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ　被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を行う。

ウ　経過観察中の在宅療養者や避難行動要支援者を把握し、適切な指導を行う。

⑵ 心の健康相談等の実施

ア　災害による心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ　環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置し、また、精神科夜間診療体制を確保する。

１０　必要資機材の備蓄調達

平常備蓄している資機材のほか、必要に応じ関係業者から購入するものとするが、現品不足の場合は大阪府に斡旋を依頼する。

第２　保健衛生活動における連携体制

市及び大阪府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第３　動物保護等の実施

市及び大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

１　被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。

２　避難所における動物の適正な飼育

市は、大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

３　動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、市、大阪府、警察等関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第４　清掃活動

１　実施担当

被災地は、ごみ及び汚物等が多く発生するため、生活環境班及び清掃班は迅速適切に清掃業務を実施し、環境浄化を図る。

なお、災害の状況によっては、本市のみでこれを実施することが困難な場合、大阪府及び周辺市町村に応援を求める。

２　ごみ処理

作業が効果的に行えるよう現有清掃車両及び人員を投入し、避難所を中心に被災地のごみの迅速な収集を行うとともに、本市だけで処理できない場合は、大阪府を通じて周辺市町村の応援を求める。

(1) 収集の方法

分別収集の実施に努める。

ア　避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ　ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ　収集車両

市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

エ　収集範囲

被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。

オ　収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

カ　集積場

ごみ集積場は、既設の場所を用いるが、使用または集積場への交通が不可能な場合は、自治会長等と協議の上、他の場所に臨時集積場を選定する。その場合、消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、臨時集積場における衛生状態を保つ。

キ　自主搬入

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、原則として市民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。

(2) 処理の方法

ア　処理施設

市が所有する処理施設で処理するが、必要に応じて衛生上支障のない方法で処理する。

イ　処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、災害対策本部に連絡報告する。

ウ　倒壊（焼失）家屋からの廃物等

原則として、り災者自らが処分するが、り災者自らによる処分が困難な場合は、市が処理する。

エ　埋立処分地の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみが中心となるので、最終処分場までの処理ルートの確保を図る。

３　し尿処理

災害の規模及び状況に即応し、時期を失することなく収集業者に依頼して行うものとする。なお、泉州地域（堺市を除く。）各市町等は、災害により、し尿処理等において支障が発生しないよう、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書を結んでおり、それに基づき適切な対応を行う。

(1) 収集の方法

ア　上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。

イ　し尿処理場の被害調査を行い、処理場を早急に復旧する。

ウ　収集車両

許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

エ　収集範囲

汲み取り範囲は、指定避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

オ　容器の配布等

汲み取り車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

カ　汲み取り応急措置

収集処理能力が及ばない場合は、応急措置として、便槽内容の 2 割～3 割程度を汲み取り、とりあえず各戸の便所の使用を可能にする。

キ　被害が甚大で、本市のみでは処理することが困難な場合は、大阪府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

(2) 処理の方法

処理施設として、必要に応じて一定の臨時貯蔵所を設置する。

(3) 仮設便所の設置

ア　設置検討

避難所をはじめ被災地域における仮設便所の必要数を把握し、高齢者、障がい者に配慮しつつ速やかに仮設便所を設置する。

イ　設置場所は、地下浸透の防止等、立地条件を考慮して設置する。

ウ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生を保つ。

エ　撤去の際は、消毒をした後に埋め戻す。

4　災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

(1) 初期対応

ア　災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

イ　大量に災害廃棄物等が発生しているときは、長期間にわたって仮置きが可能な場所を確保する。

ウ　災害廃棄物等の選別・保管・消却等、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

エ　損壊家屋の解体を実施する場合には、事前に解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体・処理体制を整備し、必要に応じて大阪府や近隣市町村等に応援を要請する。

オ　必要に応じて、大阪府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 処理

ア　災害廃棄物等の処理については、危険なもの、通行上支障があるもの等から、優先的に除去し、搬出する。

イ　災害廃棄物等は、最終処理量を少なくしリサイクルを図るため、適正な分別・処理・処分を行い、可能な限り木材、金属、コンクリート等の再生利用に努める。

ウ　災害廃棄物等に混在するアスベスト等有害な物質の回収・処理にあたっては、作業者及び地域住民の健康管理・安全管理に十分配慮する。併せて、地域の環境汚染の未然防止に努める。

エ　仮保管場所、処理能力、環境衛生等、市の能力だけでは災害廃棄物等の処理が効果的に進行しないときは、必要に応じて、大阪府、周辺市町村、関係団体に応援を要請する。

第５　遺体対策

災害に際し、行方不明者または死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬等について、大阪府及び関係機関との相互連絡を密にして、遅滞なく処置することにより人心の安定を図る。

１　実施担当

生活環境班は、災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬について、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等の協力を得て迅速に実施する。

２　遺体の捜索・処理・収容

(1) 遺体の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

ア　行方不明の状態になってから相当（災害発生後、3 日経過）の時間を経過した場合

イ　災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、潰滅したような場合

ウ　行方不明になった者が、重度の身体障がい者または重病人であった場合

エ　災害発生後、ごく短期間に引き続き当該地域に災害が発生したような場合

遺体の捜索は、泉州南消防組合、消防団、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等の協力を得て行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

また、行方不明者が多数ある場合は、災害対策本部等に受付所を設置して受付・手配・処理の円滑化を図る。

本市だけでは捜索の実施が困難な場合や、遺体の流出などにより他市町村に漂着していると考えられるときは、大阪府及び周辺市町村の応援を要請する。

(2) 遺体の収容

ア　遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については泉南警察署や自治会等の協力を得て実施する。

イ　遺体の身元が判明している場合は、本部長に連絡の上、原則として遺族、親族等の引取り人に遺体を引き渡す。

身元不明の遺体については遺品、性別、推定年齢、特徴等を遺体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、泉南警察署、その他関係機関に連絡の上、身元調査に努める。

ウ　遺体の検視・検案・身元確認のため、または死亡者が多数のため、短時間に埋葬することは困難である場合は、地域交流館内の体育施設や寺院等に遺体を収容する。

(3) 遺体の処理

ア　市は、災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱して、遺体の埋葬を行うための洗浄、消毒の処置、遺体の一時保存などができない場合に、これら遺体の処理を実施する。

イ　警察官が発見した遺体または警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検案（見分）を経て、見分調書を作成したのち処理を行う。

ウ　遺体の検索は、遺体の処理として医療班の医師が行うが、遺体の数が多い場合は、泉佐野泉南医師会の応援を求めて実施する。

3　遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬は、市長の許可により原則として火葬により実施する。

(2) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

(3) 遺体の火葬方法は、遺体及び火葬許可証を火葬場へ移送し、火葬台帳に記入の上、火葬に付す。

(4) 身元が判明しない遺体については、警察その他関係機関に連絡した後に、火葬に付して焼骨し、遺骨、遺品等を市または適当な施設で保管する。

(5) 市が利用できる火葬場は次のとおりである。

火葬場の状況

名称	能力	所在地	電話番号
泉南阪南共立火葬場	炉数 5 基	大阪府泉南市信達市場 2464-26	447-6460

4　期間・費用・記録

(1) 期間及び費用の限度額等については、「災害救助法」の基準に準拠する。

(2) 生活環境班は、遺体の捜索、収容、処理及び埋葬を実施したときは、その他必要書類を作成する。

5　災害救助法が適用された場合の措置方法

*災害救助法が適用された場合の対象者、費用、期間等の基準は資料編 60～62 頁参照

第８節　福祉活動

市は、被災した高齢者、障がい者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、適切な処置を行う。

第１　高齢者、障がい者等の被災状況の把握等

１　高齢者、障がい者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 市は、災害発生直後には、大阪府が示す指針に基づき、災害時要援護者支援プランに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅高齢者、障がい者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

２　福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障がい者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第２　被災した高齢者、障がい者等への支援活動

１　在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した高齢者、障がい者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、大阪府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心のケア対策に努める。

２　高齢者、障がい者等の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障がい者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

３　支援要請

被害規模が大きく、被災した要配慮者の支援に市の力の及ばない状況が生じた場合は、高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設等への入所について、大阪府または近隣市町に要請する。

また、必要に応じて大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）の派遣を要請する。

第９節　社会秩序の維持

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じるものとする。

第１　住民への呼びかけ

市及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第２　物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と、経済の復興の促進を図る。

１　消費者情報の提供

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

２　生活必需品等の確保

市及び大阪府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、他市町村、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第 10 節　公共施設等応急対策

公共施設等の管理者は、災害によりその施設等に被害が発生し、またはその恐れがあるときは、適切な応急措置を実施し、被害の予防軽減に努めるとともに、その機能の維持及び運営確保のため、応急復旧対策を実施する。

第１　市有施設

市が所有する施設及び物品（市有財産）が、災害により被害を受けた場合、以下に基づき応急対策を実施する。

１　実施担当

災害時における市有施設の管理及び応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

また、災害時における市有物品の管理は、実質上の物品出納担当者（出納員）が行い、その応急対策は所管出納命令者が行う。

２　予防措置

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、またはその恐れがあるときは、関係職員を配置し適宜の補強その他の処置をし、施設等の被害の予防軽減に努める。

なお、物品についても被災の恐れがあるときは、安全な場所へ移動させる等の措置を実施する。

３　応急復旧措置

応急対策の実施者は、災害により財産に被害を受け、そのまま放置することは財産の維持管理上または業務運営確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、危機管理班に連絡する。危機管理班は土木班に通報し、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行う。

また、物品についても被災後直ちに、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に則して適宜の処置をする。

４　被害の報告

各施設の長は、災害により財産に被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、それぞれ災害対策本部の関係各班に報告するとともに、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表等を作成し、危機管理班に提出する。

第２　社会福祉施設

厚生労働省所管に係る生活保護施設、児童福祉施設、障がい者支援施設、国民健康保健施設その他施設復旧費補助が予定される社会福祉施設の対策は、次のとおりである。

１　実施担当

各施設管理者は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、または施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

２　被害の報告

各施設経営者は、災害により施設に被害があった場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を福祉班に報告する。

なお、国及び大阪府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について、写真撮影及び記録を行い、保管する。

第３　医療衛生施設

１　公共医療施設

⑴ 実施担当

阪南市民病院は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず診療継続または施設の維持保全上必要な程度の応急措置を行う。

⑵ 被害の報告

災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を災害対策本部に報告する。

２　清掃施設

⑴ 実施担当

清掃班は、施設が災害により被害を受けた場合は、とりあえず業務運営確保のため、または施設の維持保全上必要な程度の応急的な処置をする。

⑵ 被害の報告

災害により被害を受けた場合は、速やかに被害調査をし、被害状況を危機管理班に報告する。

第４　都市基盤施設

１　実施担当

土木班は、災害により市有都市基盤施設が被害を受け、被害が拡大する恐れがある場合、または応急対策実施上必要なときは、速やかに実情に則した方法により応急的な復旧を行う。

２　被害の報告

災害により市有都市基盤施設が被害を受けた場合は、速やかに被害調査を実施し、被害状況を危機管理班に報告する。

なお、国及び大阪府の補助対象となる施設の被害のときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録を行い、保管する。

第５　農業用施設等

１　実施担当

土木班は、災害により被害を受けた農地及び農業用施設を早急に処理しないと被害が拡大する恐れがあるとき、または農林水産施設等が被害を受け、そのまま放置することは施設の維持管理上問題があるときは、一般の復旧事業に先立って応急復旧を行う。

ただし、施設管理者等において、その実施が困難なときは、関係機関の応援協力を得て実施する。

２　被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を危機管理班に報告する。

第 11 節　ライフライン関係災害応急対策

各種のライフライン関係施設の応急対策は、それぞれの管理者が防災関係機関の協力を得て、迅速に実施するものとする。

第１　電気通信

<西日本電信電話（株）関西支店>

１　通信の非常疎通措置

⑴ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

⑵ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

⑶ 非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

２　被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用する特別公衆電話の設置に努める。

３　設備の応急復旧

⑴ 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

⑵ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して復旧工事に要する要因、資材及び輸送の手当てを行う。

⑶ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

⑷ 通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

４　広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第２　電力

<関西電力送配電（株）　（岸和田配電営業所）>

電力施設を災害から防護し、災害発生時における電力供給を確保するとともに速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。

これらの電力供給の円滑を期するために応急措置等については、関西電力送配電（株）の非常災害対策規定の定めるところにより実施し、災害及び応急措置の状況については、市災害対策本部との相互連絡に努めるものとする。

１　応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府、消防機関、大阪府警察及び付近住民に通報する。

２　応急供給及び復旧

(1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
(3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
(4) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
(5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
(6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

３　広報

(1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第３　ガス

<大阪ガスネットワーク（株）南部事業部>

１　応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府及び防災関係機関への通報並びに住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

２　応急供給

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、代替の燃料・機器等を貸し出す。

ウ　被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

３　広報（応急）

ア　二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

４　復旧計画

ア　被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ　復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

ウ　単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

５　広報（復旧）

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガスネットワーク（株）のウェブサイト上に供給停止エリア、復旧状況などを掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第４　上下水道

上下水道施設が被災した場合は、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するために次の対策を実施する。

１　上水道施設

<大阪広域水道企業団>

(1) 受水及び配水施設

受水場及び各配水池の被害に対しては、迅速に復旧を行い、受水機能の回復に努める。

(2) 送水ポンプ施設

送水ポンプ及び電気機械施設が浸水しないよう配慮する。また、被害を最小限に止めるよう配慮して停電事故に備える。

(3) 送水及び配水施設

ア 送水管の被害については、迅速に復旧を行い、配水機能の回復に努める。

イ 配水管の被害については、被害・配水実態やその他の状況を考慮し、上流より順次下流(管末)に向かって応急復旧を行う。

(4) 応急復旧資機材等の調達

ア 送配水管の復旧工事に当たっては、所用機器保有の指定給水装置工事事業者の応援を求める。

イ 復旧に使用する資材、器具及び燃料等については、大阪広域水道企業団で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

２　下水道施設

(1) 管渠

ア 下水管渠の被害に対しては、まず汚水及び雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の計画を策定する。

イ 拡張等工事施工中の箇所については、被害を最小限に止めるよう請負業者を指揮・監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。

ウ 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を確保し整備しておく。

(2) ポンプ場

ポンプ場の災害応急対策は、下水道班で計画を策定し、実施する。

(3) 応急復旧資機材等の調達

復旧に使用する資材、器具及び燃料等については、都市整備部で最小限保有するものとし、不足する物品については関係業者と調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

第５　鉄道

<西日本旅客鉄道（株）、南海電気鉄道（株）>

地震等の災害時における路線及び軌道施設の保全を図り、交通、物資及び輸送などの円滑化に努めるための応急対策計画は、各路線及び軌道の管理者の有するそれぞれの災害対策計画によるものとする。

１　地震発生時の列車運転

列車の運転が危険であると認められる強い地震を感知したときは、列車の緊急停止手配を行う。震度 5 弱以上と判明したときは、列車の運転を中止する。

２　西日本旅客鉄道（株）の対策

JR 災害処理規程に基づき、事態に対処して、災害対策本部及び現地復旧本部は連絡を密にし必要な応急復旧作業を行うとともに、非常輸送の措置を講ずるものとする。

３　南海電気鉄道（株）の対策

市内の南海電気鉄道（株）の鉄道線において、運転事故若しくは地震等の災害等により多数の死傷者が生じたとき、または列車の運行に多大の影響を及ぼす事態が発生したときは、「災害対策規程」「異常事態の警戒処理要綱」及び「防災運転取扱要綱」の定めるところにより対処するものとする。

４　復旧計画

鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。また、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

第６　道路

国道、府道及び市道の管理者は、常に警察と協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険な箇所を早期に発見するとともに、必要な交通の禁止制限などの規制措置を速やかに行い、輸送の確保及び一般交通の円滑を図り、災害箇所については、各所掌する機関において速やかに仮復旧の応急措置を講じる。

災害時には、安全かつ円滑な交通を確保するために、次の措置を速やかに講じる。

１　所管の道路の被害状況を点検等により速やかに把握し、関係機関へ連絡する。

２　道路上の車両、倒壊物、落下物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。

３　所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

４　上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、緊急のため、そのいとまがない場合は通行の禁止、または制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民等の安全確保のため必要な措置を講じて、事後速やかに通報する。

５　市は、所管の道路について、自ら応急復旧を行うことが困難である場合は、権限代行制度により大阪府に支援要請を行う。

第 12 節　農水畜産物災害応急対策

関係機関は、地震災害時において農水畜産施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急復旧を図る。

第１　農業施設

１　関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握する。被害の程度に応じて施設の管理者に対し、必要な指示を行う。

２　被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡をとり、被災地全体を総合調整した応急対策を実施する。

第２　漁業施設

１　漁港の各施設に被害を受けたときは、速やかにその状況を把握し、危険防止のための応急復旧措置を講ずる。

２　漁港を管理する大阪府に連絡し、その復旧措置について要請する。

第３　農作物

１　災害対策技術の指導

被害を最小限に止めるための技術指導等を、泉州地域農業改良普及センターの指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

２　水稲種子の確保、あっせん

必要に応じて水稲種子のあっせんを大阪府種子更新協議会に依頼し、これの確保を図る。

３　病害虫の防除

被災した農作物の各種病害虫の防除については、大阪府病害虫防除所の指導を仰ぐとともにその他関係機関と協力して実施する。

第４　畜産

１　伝染病の発生等については、市は速やかに大阪府に連絡し、大阪府の防疫計画に基づき大阪府は必要な伝染病防疫対策を実施する。

２　伝染病発生畜舎の消毒については、大阪府が時期、場所及び方法について指定し、実施する。

　なお、伝染病発生に伴う必要消毒薬品は家畜の所有者または大阪府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、大阪府にあっせんを要請する。

３　飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、大阪府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第４編　その他災害応急対策

第１節　海上における石油等危険物の大量流出災害に対する計画

海上における石油等危険物の大量流出による災害が発生した場合、その被害の軽減を図るため、迅速的確な応急対策を実施する。

１　連絡体制

災害が発生した場合は、泉州南消防組合、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及びその他消防関係機関に連絡し、協力を要請するとともに、大阪湾内の広域に及ぶものについては、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会の協力を得る。

２　応急対策

本市地先海上においてタンカー等の衝突事故等により大量の石油が流出した場合、速やかに次の措置を実施する。

(1) 事故の情報収集を行うとともに、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）並びに関係機関等に速報する。

(2) 事故状況の把握に努め、関係機関等と情報共有を図る。

(3) 被害の拡大を防ぐための措置について、関係機関等は連携を図り、役割に応じた対応を行う。

(4) 大阪港湾局阪南建設管理課等にオイルフェンスの展張要請を行う。

第２節　航空機事故に対する計画

市域において、航空機の墜落等により事故が発生した場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るために迅速的確な応急対策等を実施する。

１　組織計画

⑴ 情報連絡体制

ア　市域において航空機事故が発生した場合、発見者は直ちに新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））及び防災関係機関に通報するものとする。

イ　これを受けた新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））及び防災関係機関は、必要な連絡を情報通信連絡系統により行う。

なお、防災関係機関とは、関西空港事務所、関西空港海上保安航空基地、大阪府、大阪府警察、地元市町、泉州南消防組合、地元医療機関、日本赤十字社大阪府支部、新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））、その他必要と認められる機関をいう。

ウ　連絡を受けた防災関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地元住民等に必要な事項について連絡・広報する。連絡・広報に関して必要な場合は、報道機関の協力を要請する。

エ　通信連絡の窓口は、危機管理課とする。

オ　危機管理課は、航空機事故により災害が発生した場合は、関西国際空港の設置する航空機事故総合対策本部、消火救難・救急医療調整所及び現場連絡所、並びに泉州南消防組合から絶えず情報を収受する。

⑵ 災害対策本部の設置

総務部長は、市長、副市長に報告の上、その判断により航空機事故応急対策本部を設置、または災害警戒体制をとる。本部設置の場合の設置場所は、原則として防災コミュニティセンターとする。

災害の規模に応じた応急対策措置を推進するために必要な場合は、本部を適当な場所に移動設置、または現地災害対策本部を設置することができる。

２　動員計画

航空機事故応急対策の実施に際しての、職員の動員は消防職員を主体とし、一般行政職員については、「阪南市災害対策本部事務分掌」を準用し、必要な措置を行うものとする。ただし、泉州南消防組合の業務分担については別に定めるところによる。

３　応急対策活動

航空機事故応急対策活動は次の事項を行う。

⑴ 情報収集・伝達

⑵ 消火・救援・救急活動

(3) 救護地区の設置
(4) 避難指示・誘導
(5) 遺体収容所の設置
(6) その他必要な事項

4　応援体制

(1) 協定等による応援体制

市は、次の協定に従い、新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））、その他防災関係機関と協力して迅速な応援体制をとる。または応援を受けるものとする。

ア　消防活動に関する相互応援協定等
イ　医療救護に関する協定
ウ　関西国際空港消火救難協力隊

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市は、必要があると認めるときは、大阪府に対して災害派遣要請を行う。

第３節　突発重大事故に対する計画

突発重大事故とは、列車事故、自動車事故等の交通事故、大火災・大爆発事故、踏切における事故、サリン等毒物による事故等、一度に多くの尊い人命が失われる突発的な大事故を指す。

市または防災関係機関は、突発重大事故の際には、相互に連絡をとり、的確に応急対策を図る。

１　対応措置

⑴ 通報

市内において突発重大事故を発見した者は、直ちに市、泉南警察署、泉州南消防組合等に通報する。

⑵ 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合、防災関係機関は、救助、救急医療その他応急対策を実施するため事故対策本部を設置する。必要に応じて、前線指揮本部の形態を取ることもある。

事故対策本部の設置や活動等は、事故の種類や程度に応じて、災害対策本部の設置や活動に準じて実施する。

⑶ 情報の収集・伝達

市、大阪府及び当該事故の防災関係機関は、情報の収集に十分な連絡体制をとり、相互に情報を交換する。

⑷ 救助、救急医療活動

ア　市、大阪府、病院及び当該事故防災関係機関

(ｱ)　医師及び看護師の派遣

(ｲ)　医療機材及び医薬品の輸送

(ｳ)　負傷者の救助

(ｴ)　現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

イ　阪南市赤十字奉仕団

事故の通報を受けた場合、直ちに救護班による現地での医療・救護活動を行うとともに、医療施設も受け入れ体制の確保に努める。

⑸ 消防活動

泉州南消防組合及び消防団は、消防活動、災害拡大防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

⑹ 救援物資の輸送

市、大阪府及び当該事故防災関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを搬送する。

⑺ 応急復旧用資機材の確保

市、大阪府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(8) 交通対策

泉南警察署、防災関係機関、当該事故防災関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

２　事故処理

当該事故関係機関は、泉南警察署、防災関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

第４節　その他災害応急対策

本地域防災計画においては、地震、風水害に加え、林野等の火災、危険物等災害、放射線災害、航空機災害、海上災害などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な事故が万一発生した場合に、住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「第 3 編　災害応急対策」を準用し、関係機関が相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

第５編　災害復旧・復興対策

第１章　生活の安定

第１節　民生安定計画

市及び関係機関は、災害応急仮設住宅等から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の環境の改善をするとともに、災害により被害を受けた市民が再起更生できるよう職業のあっせん、失業給付等を行い被災者の生活の確保を図る。

第１　住宅の確保

１　住宅復興計画の策定

被災者の住居の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

２　住宅の確保

土木班及び大阪府は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

また、その際、復興過程における被災者の住居の安定を図るため、公営・UR 都市機構等の空家の活用や、良質な民間賃貸住宅の借上げ等により、住宅の供給を行う。

３　住宅の修理及び建設の融資

地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害や住宅金融支援機構が指定した災害（H21.6.15～）によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅の建設資金または補修資金の融資を受けることができる。

（詳細は災害復興住宅融資のご案内を参照）

４　災害危険区域等における住宅再建

市及び大阪府は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

５　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

建物の復興に伴い、借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活への安定が阻害される恐れのある場合は、大阪府を通じて国に法の適用申請を行う。

第２　雇用機会の確保

財政・物品調達班は、被災者の職業あっせんについて大阪府に要請措置等の計画を樹立する。大阪府は、災害による離職者の把握に努め、就職について公共職業安定所を通じ速やかにあっせんを行う。また、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後にり災証明書により失業の認定を行い、給付を行う。

第３　義援金品の配分

寄託されている義援金品が、り災者の生活に適切に役立つよう、義援金品の受付け、保管場所、輸送方法等についてあらかじめ定めるとともに、迅速かつ確実に配分する。市は大阪府と協力し、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

１　義援金の受付け、保管

市あてに寄託された義援金は、会計班において受付け、これらを保管する。

２　義援金の配分

⑴ 義援金の配分方法については、大阪府等関係する機関が協議して決定する。

⑵ 市は、大阪府、日本赤十字社から配分を委託された義援金を配分する。

３　義援物資の受入れ、保管等

⑴ 義援物資については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を非常災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。

⑵ 市あてに寄託された義援物資は、財政・物品調達班において受付け、これらを受領する。

⑶ 義援物資は、速やかに仕分けを行って輸送基地となる保管場所に一時保管する。鮮度を要求されるものは、保管に留意し早期配分に回す。

４　義援物資の配分及び輸送

⑴ 義援物資の配分については、公平な配分を行うことを第一義とするが、速やかな配分を勘案する。

⑵ 数量に限りがあるなどで不公平が生じる場合は、被害の大きい人、要配慮者等に優先して配分する。

⑶ 義援物資の輸送は、都市整備班が中心となり、自治会、自主防災組織、日本赤十字社、阪南市社会福祉協議会等の民間協力団体の協力を得て実施する。

第４　災害時における日本郵便（株）の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

関係法令等に基づき、被災地の郵便局において被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

３　被災地あて救助用郵便物の料金免除

関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

４　被災者救助団体に対するお年玉付郵便年賀葉書等寄付金の配分

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第５条第２項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それらの申請のあった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

第５　被災者保護対策（被災者台帳の作成・り災証明書の発行）

被災者に対する迅速かつ円滑な災害復旧に向けた措置を講じるため、災害発生後、速やかに人的被害調査及び家屋被害調査を実施し、被災者台帳を積極的に作成・活用する。

住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

併せて、遅滞なくり災証明書の発行・交付を行うことができるよう、事前に住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第２節　公共施設等の復旧計画

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を十分に検討して必要な施設の新設または改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

第１　復旧事業計画の策定

１　復旧事業計画の策定

公共事業等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を策定するとともに、法律または予算の範囲内で、国または大阪府が費用の一部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるように努める。

２　復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第２　復旧計画

１　河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 堤防の破堤、護岸、河岸の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
(2) 堤防、護岸等の決壊で破堤の恐れのあるもの
(3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
(4) 護岸、水門等の全壊または決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずる恐れのあるもの

２　道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 道路の陥没または欠損により交通が不可能または著しく困難であるもの
(2) 道路の陥没または欠損で、これを放置することにより二次被害の恐れがあるもの

３　その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設、教育施設等の公共施設管理者は、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

第３　激甚災害の指定

大阪府は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

第４　激甚災害指定による財政援助

市は激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して大阪府知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
２　農林水産業に関する特別の助成
３　中小企業に関する特別の助成
４　その他の特別の財政援助及び助成

第５　特定大規模災害

市が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、市または市長より大阪府に復興工事にかかる要請を行った場合、大阪府は、工事の実施体制等を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、工事を代行する権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第３節　経済秩序安定計画

災害により被害を受けた市民が再起更生するように、被災者に対する税の徴収猶予及び減免並びに資金の融資等について、法律または条例等の定めるところにより被災者の生活確保を図る。

第１　市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)」または「阪南市税条例(昭和 48 年条例第 11 号)」により市税の納税緩和措置として、事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置をとる。具体的な措置の実施は、避難誘導・調査班が担当する。

１　納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または市税を納付できないと認められるときは、その申請により市長は異なる納期を定めることができる。ただし、特別徴収義務者に対する納期限の延長は、地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による。

２　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、または納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

３　滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置をとる。

４　減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税及び市民税（法人市民税を除く。）等の減免及び納入義務の免除を行う。

第２　融資計画

１　市

(1) 市の災害障害見舞金等

市は、災害を受けた住民の生活復興の一助とするため、被災者からの受給申請により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市の条例及び同施行規則の定めるところにより支給する。

ア　暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

(ｱ) １つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害

(ｲ) 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が１つ以上ある災害

(ｳ) 大阪府域において住家が５世帯以上滅失した市町村が３つ以上ある場合

(ｴ) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ　次の場合、支給を制限する。

(ｱ)　死亡または障害が故意または重大な過失による場合

(ｲ)　別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合

ウ　災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

エ　災害障害見舞金は、法律第８条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

(2) 災害援護資金貸付

市は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、災害世帯に対して生活の建て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

*阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例は資料編 63～67 頁を参照

２　大阪府

(1) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。

但し、災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の 1.8 倍)を対象とする。

(2) 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

なお、市及び大阪府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

３　政府系金融機関

⑴（株）日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長、利率の引き下げ等の措置を行う。

なお、市及び大阪府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

⑵ 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者または中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

⑶ 農林漁業関係の復旧支援

ア　天災融資資金（天災融資法）

イ　農林水産業資金

ウ　大阪府農林漁業経営安定資金

第３　被災者生活支援金

１　被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

２　被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害（同第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。

② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害。

③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害。

④ ①または②の市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害。

⑤ ５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害。

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満のものに限る。）。

(3) 対象世帯

自然災害により、

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額

支給額は、以下の２つの支援金「ア」「イ」の合計額となる。（※世帯人数が１人の場合は、各該当の金額の３／４の額となる）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記(3)①～③の世帯　　100 万円

・上記(3)④の世帯　　50 万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

・住宅を建設又は購入した場合

上記(3)①～④の世帯　　200 万円

上記(3)⑤の世帯　　100 万円

・住宅を補修した場合　　100 万円

上記(3)①～④の世帯　　100 万円

上記(3)⑤の世帯　　50 万円

・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く）

上記(3)①～④の世帯　　50 万円

上記(3)⑤の世帯　　25 万円

※　いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で 200 万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で 100 万円となる。（中規模半壊世帯は１／２）

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。

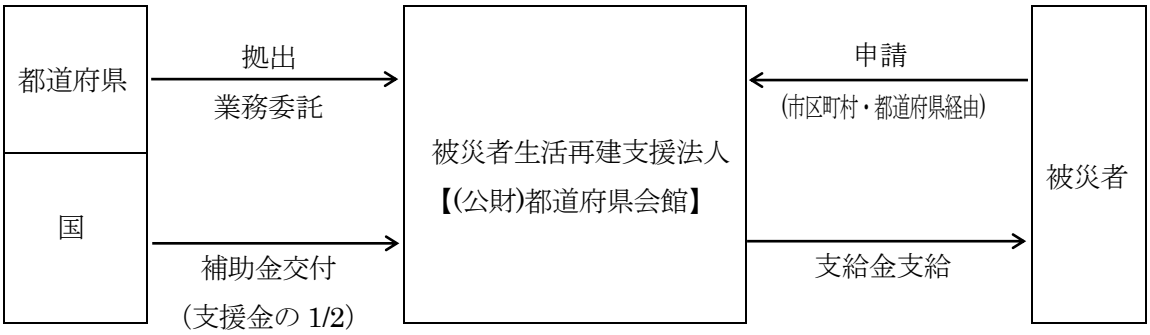

(所管：内閣府)

第４　流通機能の回復

１　商品の確保

大阪府及び市は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については国、他府県、企業等と協議し速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

各鉄道、道路、港湾管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

２　消費者情報の提供

大阪府及び市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

３　物価の監視

大阪府は、物価の動きを調査及び監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告し、または公表等を含む適切な措置を講じる。

第２章　復旧・復興の基本方針と復興計画

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度、災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

特に復興は、被災前の地域課題を解消し、都市のあり方や地域産業の仕組み等も含めてより良いものにするため、被災後に速やかに大阪府は復興に関する方針を、市は復興計画を作成し、計画的な復興事業の推進を図る。

第１　基本方針の決定

本市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災市民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、大阪府等関係機関と協議を行い、原状復旧及び中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。

第２　原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度、災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第３　復興計画の作成

(1) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

(2) 本市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や大阪府との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 本市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

第４　復興のための体制整備

市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制整備を行う。

第５　復興のための事前準備

地震発生後は限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、復興事業に係る人材の確保など多様でかつ膨大な作業が発生する。

そのため市及び大阪府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、大阪府震災復興都市づくりガイドライン等に基づき、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、住民との共有など事前復興対策に努める。

付編１　東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編１　東海地震の警戒宣言に伴う対応

第１　計画の目的等

１　目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号)」に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

２　基本方針

(1) 本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常の生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。

(2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言の発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。

(3) 東海地震と東南海・南海地震が、同時または連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。

(4) 災害予防対策及び災害応急対策は、「第 2 編及び第 3 編」の計画に準じる。

第２　東海地震注意情報発表時の措置

市及び関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるように準備する。

１　東海地震注意情報の伝達

(1) 伝達経路

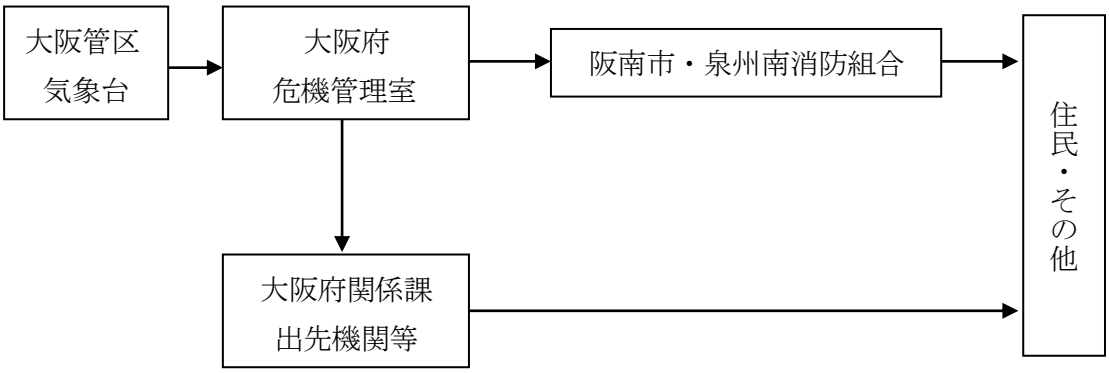

(2) 伝達事項

ア　東海地震注意情報の内容

イ　その他関連する事項

(3) 庁内における伝達事項

庁内においては、危機管理課が窓口となり、提供される情報を的確に把握して、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な体制に移行する。

２　災害警戒本部体制の準備

市は、警戒宣言が発せられることを考慮して、災害警戒本部の設置の準備を行うとともに、配備の定められた職員は待機する。

３　公聴及び広報

(1) 勤務時間内においては市民からの問合わせに備え、総務部長に要請して、財務・物品調達班等から応援を得て対処する。

(2) 市民の不安解消に必要な広報を行う。

第３　警戒宣言が発せられた時の対応措置

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

１　東海地震予知情報等の伝達

(1) 伝達経路

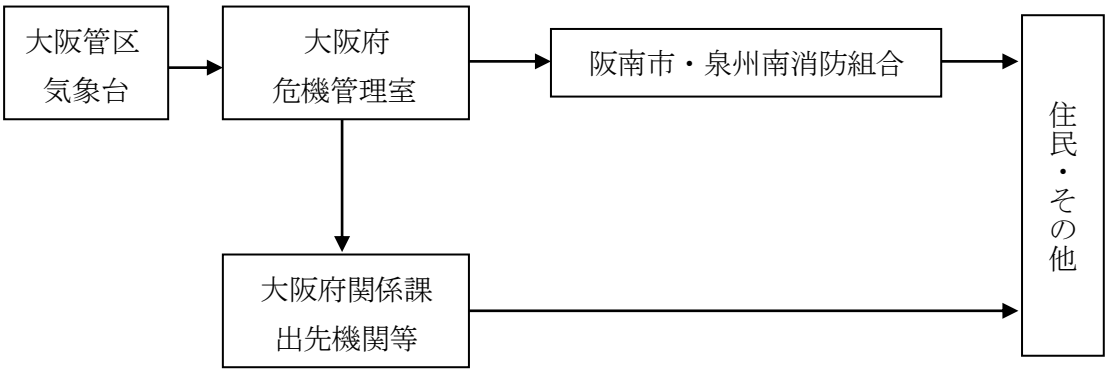

(2) 伝達事項

ア　東海地震予知情報

イ　その他必要と認める事項

２　警戒宣言

(1) 伝達経路

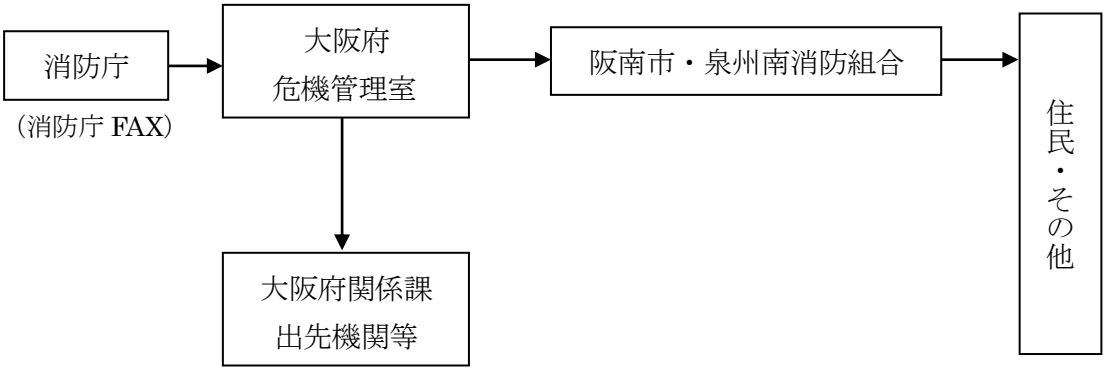

(2) 伝達事項

ア　警戒宣言

イ　警戒解除宣言

ウ　その他必要と認める事項

３　警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が、同時または連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

(1) 組織動員配備体制の確立

ア　市は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部体制の配備を行う。

イ　情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力を要請する。

ウ　実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

エ　市民への広報及び市民からの問合わせに対処するため、総務・物資調達班等に必要な応援を求め、これを行う。

(2) 消防・水防

市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して、迅速な消防及び水防活動ができるよう、適切な措置を講ずるとともに、河川、ため池の堤防決壊等による浸水に備える。

ア　東海地震予知情報等の収集と伝達

イ　出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒

ウ　消防水利、消防・水防要資機材の確保、点検整備

エ　危険物等の管理、出火防止の徹底指導

(3) その他の警戒活動

ア　交通の確保・混乱防止

(ｱ) 市が管理する重要な道路において、地震が発生した場合の、危険箇所の確認と、地震発生時に即時に調査できる体制の整備を行う。

(ｲ) 市民、通行車両等に対して、安全走行の依頼と交通規制等があった場合の協力依頼を行う。

イ　公共輸送

(ｱ) 公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもと、運行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止措置を講じる。

ウ　ライフライン

(ｱ) ライフライン事業者は、平常通りサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講じる。

エ　危険箇所対策

(ｱ) 市は、大阪府及び泉州南消防組合と連携して地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。

(ｲ) 原則として警戒宣言の発令に伴い避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る地域の住民については、大阪府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。

オ　社会秩序の維持

(ｱ) 市は、大阪府警察の行う公共の安全と秩序を維持するための犯罪防止対策を重点とした警備活動に協力する。

(ｲ) 市は、大阪府及び関係機関と協力し、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。

(4) 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設等、多数の者を収容する施設管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るために必要な措置を講ずる。

第４　市民、事業所に対する広報

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、市民、事業者に対し、混乱防止のための広報を行う。

１　広報の内容

(1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
(2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
(3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
(4) 流言防止への配慮
(5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
(6) 防災関係機関が行う防災活動への協力
(7) その他必要と認める事項

２　広報の手段

(1) 防災関係機関は、報道関係と連携して広報を行う。
(2) 市は、防災行政無線（固定系）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
(3) 広報にあたっては、要配慮者に配慮する。

付編2　南海トラフ地震防災対策推進計画

付編２ 南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則

第１　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、阪南市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が 6 弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定されている市町村である。

第２　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市域に係る地震防災に関し、市をはじめ防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編 第 3 節　防災関係機関の責務」に定めるところによる。

第２章　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第１　南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でＭ 7.0 以上Ｍ 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でＭ 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

３　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記 1、2 のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第２　防災対応について

市及び大阪府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から 1 週間（当該地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

(1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地

域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保

(2)　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認　等）

(3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から 1 週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

(1)　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）

(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

第３　「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

１　伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）

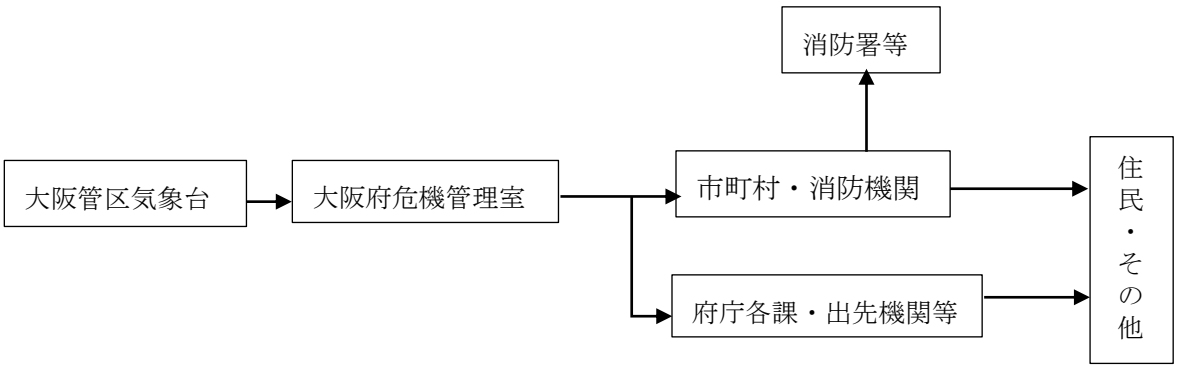

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統

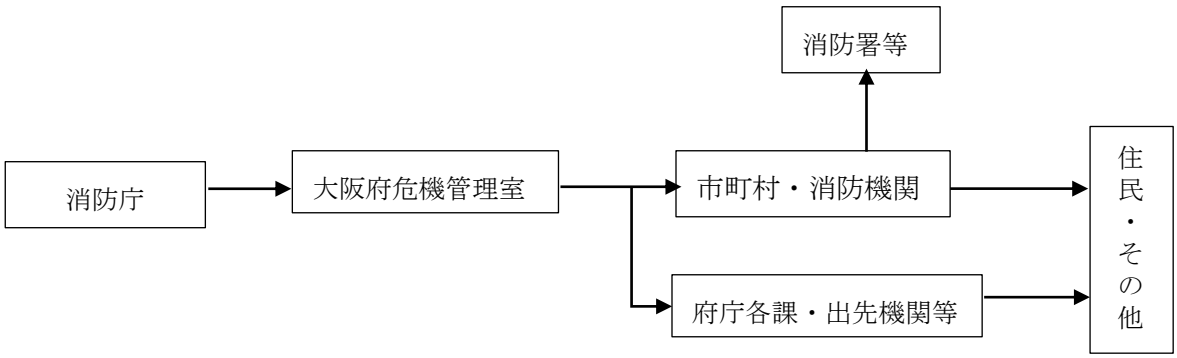

２　伝達事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容

(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第３章　災害対策本部等の設置等

第１　災害対策本部等設置

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに阪南市防災コミュニティセンター（１階研修室）に災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第２　災害対策本部等の組織及び運営等

災害応急対策要員の組織及び運営等については、「災害応急対策 第１章 第１節 第２災害対策本部」に定めるところによるものとし、その参集等については【地震・津波災害】の配備体制に基づくものとする。

第４章　地震発生時の応急対策等

市、大阪府及び関係機関は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したときは、相互の連携を図り、速やかな応急対策を講じる。

第１　地震発生時の応急対策

１　情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、「災害応急対策 第 1 章 第 2 節 災害に係る情報の収集伝達【地震・津波災害】」に定めるところによる。また、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

⑴　市、大阪府及び関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。

その際、当該地震が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

⑵　市、大阪府及び関係機関は、情報の収集・伝達について、情報の種類に応じて、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障が出ても対応できるよう、バックアップ体制を検討する。

２　施設の緊急点検・巡視等

市は、「災害応急対策 第 2 章 第 1 節 被害情報の収集伝達」に定めるところにより、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

３　二次災害の防止

市、大阪府及び関係機関は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、相互に協力しながら、必要に応じて施設の点検・応急措置等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

４　医療活動等

被災後の医療救護活動等に関しては、「災害応急対策 第 2 章 第 5 節 生活救護活動」に準ずる。

５　物資調達

(1)　市、大阪府及び関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2)　市、大阪府及び関係機関は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3)　市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、市内業者等より調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を大阪府に供給要請する。

６　輸送活動

輸送活動については、「災害応急対策 第２章 第６節 交通関連等活動」に準ずる。

７　保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、「災害応急対策 第２章 第７節 環境衛生活動」に準ずる。

第２　資機材、人員等の配備手配

１　物資等の調達手配

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等の確保を行う。

ア　津波浸水防護：土のう、ビニールシート

イ　障害物の除去：重機類

ウ　情報収集・連絡手段：防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ

エ　事務処理：机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機

オ　照明・電源：発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池

カ　要員移動手段：トラック、車両、オートバイ、自転車

(2)　市は、大阪府に対して住民、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「住民等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合には供給を要請する。

２　人員の配置

市は、大阪府に対し、人員の配備状況を報告する。

また、必要に応じて、「災害応急対策 第２章 第２節 広域応援等の要請・受入れ」に定めるところにより、大阪府に対し、府職員派遣または他の自治体職員応援派遣のあっせんを要請する。

３　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３　他機関に対する応援要請

１　応援協定の運用

市は、必要があるときは応援協定に従い応援を要請する。

２　自衛隊の災害派遣要請

市は、必要があるときは、大阪府に対し自衛隊災害派遣要請を求める。

自衛隊への災害派遣については、「災害応急対策 第 2 章 第 2 節 広域応援等の要請・受入れ」に準ずる。

３　緊急消防援助隊の災害派遣要請

市及び泉州南消防組合の消防力及び大阪府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により、速やかに大阪府知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、大阪府知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請を行う。

第４　その他防災体制の整備

市は、「災害予防対策編 第3章 第1節 総合的防災体制の整備」に定めるところにより、住民及び事業所における自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとし、また、必要な食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う。

第５章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合、最短で約７０分で津波が襲来することが想定される。このため、市は水門管理機関と情報共有を行い、水門等津波防ぎょ施設の操作体制や点検計画について、災害時のタイムラインと照らし合わせながらあらかじめ定めておくこととする。

また、地震の揺れや、液状化及び漂流物の衝突によって発生する水門や護岸等の一部崩壊に伴い、海水の侵入による浸水被害が生じる可能性があるため、避難等の措置を講じるものとする。

第１　津波防ぎょ施設の操作マニュアルの作成

大阪湾に津波に関する注意報・警報が発令された場合、あらかじめ決められた操作員は、自主的に現地または集合場所に参集し、確実な施設操作に努める。

第２　津波防ぎょ施設の維持管理

水門管理機関は、施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックを行うよう努める。

第３　津波に関する情報伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「災害応急対策 第1章 第2節 災害に係る情報の収集伝達【地震・津波災害】」に定めるところによるほか、次の事項にも考慮する。

１　津波に関する情報が、居住者等及び観光客、釣り客やドライバー等滞在者ならび防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
２　船舶に対する伝達
３　船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
４　管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第４　避難対策等

避難対策については、「災害応急対策 第1章 第3節 避難誘導」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1　地震発生時において津波による避難指示等の対象となる地区は、次のとおりである。
なお、市は、耐震性能を考慮し、原則として高齢者、障害者等、避難行動要支援者の保護のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

2　市は、浸水が想定される地域の住民及び事業所に対し、次の事項等を記載したハザードマップ等を活用し、防災に対する周知・啓発を行う。

(1) 地域の範囲
(2) 想定される危険の範囲
(3) 避難場所
(4) 避難場所に至る経路
(5) 避難指示の伝達方法
(6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
(7) その他の避難に関する事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

3　市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

4　地域の自主防災組織及び多数の者が利用する施設の管理者などは避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

5　避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 市は、「災害予防対策 第2章 第4節 避難行動要支援者の支援体制の整備」に定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるものとする。
(2) 津波の発生のおそれにより、避難指示等が行われたときは、「災害応急対策 第2章 第8節 福祉活動」に定めるところにより、(1)に掲げる者の避難支援を行うものとする。
(3) 地震が発生した場合、市は、(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れ者等に対し必要な物資等の提供その他の援助を行うものとする。

6　市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

7　避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次の通りとする。
ア　収容施設への収容
イ　飲料水、主要食料及び毛布の供給
ウ　その他必要な措置
(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
ア　流通在庫の引き渡し等の要請
イ　大阪府に対し大阪府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
ウ　その他必要な措置

8　市及び大阪府は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等を検討する。

9　市及び大阪府は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第５　消防機関等の活動

1　泉州南消防組合は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
(1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
(2) 津波からの避難誘導
(3) 土嚢等による応急浸水対策
(4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する助言
(5) 救助・救急等
(6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2　水防管理団体である市は、次のような措置をとるものとする。
(1) 所管区内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
(2) 水防資機材の点検、整備、配備
(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

第６　水道、電気通信、電力等関係

1　水道（大阪広域水道企業団）
水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、二次災害が発生するおそれがある

場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼動の停止又は制限を行い、必要に応じて泉州南消防組合、泉南警察署及び付近の住民に通報する。

２　電気通信（西日本電信電話(株)関西支店等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。また、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱うこととする。

３　電力（関西電力送配電(株)）

感電事故、漏電火災などの二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講じるとともに、関係機関並びに付近の住民に通報する。また、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。

４　ガス（大阪ガスネットワーク(株)　南部事業部）

ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、供給停止等の危険予防措置を講じるとともに、関係機関への通報並びに付近の住民への広報を行う。

５　放送（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

(1)　放送は居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達のための有効な手段であり、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2)　市は、大阪府及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるように留意する。

第７　交通対策

１　道路（道路管理者等）

大阪府公安委員会、泉南警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

２　鉄道（南海電気鉄道(株)）

南海電気鉄道(株)は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導を行う。

３　漁港（大阪府）

漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。

第８　公共施設等に関する対策

１　不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市及び指定管理者等が管理する公共施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア　学校にあっては、

・当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ　社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1)　災害対策本部がおかれる庁舎については、１の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2)　この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は１の(1)又は１の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

３　工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、大阪府が地震防災対策特別措置法に基づき策定した「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、事業の推進を図る。具体的には、「災害予防対策 第１章 災害に強いまちづくり」によるものとする。

第１　整備目標等

大阪府の地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、整備目標及び達成期間等の具体目標について、別途定める。

第２　建築物・建造物の耐震化

昭和５６年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

第７章　防災訓練計画

１　市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災関連計画等の熟知、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、防災訓練を少なくとも年1回以上実施するものとする。

２　防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。

３　市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、大阪府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

４　市は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の事項を参考に実践的な訓練を行う。

(1) 職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
(2) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
(3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
(4) 防潮扉等の閉鎖訓練
(5) 災害の発生状況、避難指示等、自主避難による各避難所等への避難者の人数等にについて、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

第８章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市、大阪府及び関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１　職員に対する教育

地震が発生した場合における地震災害応急災策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお防災教育の内容は、次の内容を参考とする。

１　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
４　職員等が果たすべき役割
５　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
６　今後地震防災対策として取り組む必要のある課題
７　家庭内での地震防災対策の内容
８　緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第２　住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、講演会の実施など、地域の実情に合わせた具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。また、南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害を防ぐため、両地震が連続して発生した場合に生じる危険についても周知することとし、住民意識の啓発に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の内容を参考とする。

１　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
２　地震・津波に関する一般的な知識
３　地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
４　正確な情報入手の方法
５　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
６　各地域における津波避難対象地区に関する知識
７　各地域における避難場所及び避難路に関する知識
８　避難生活の運営に関する知識

９　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策内容
10　住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
11　緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第３　児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次の内容を参考とした実践的な教育を行うこととする。

１　過去の地震及び津波災害の実態
２　津波の発生条件、高潮、高波との違い
３　地震・津波が発生した場合の対処の仕方
４　地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
５　緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第４　防災上重要な施設管理者に対する教育

市及び大阪府は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。
防災上重要な施設の管理者は、研修に積極的に参加するよう努めることとする。

第５　相談窓口の設置

市及び大阪府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するなど、その旨、周知徹底に努めることとする。

第９章　南海トラフ沿いにおける地震等の連続発生等への対応

第１　南海トラフ沿いにおいて地震が連続して発生した場合への対応

１　対応方針

(1)　市及び大阪府は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。

(2)　市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

２　応急危険度判定の迅速化等

市及び大阪府は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建物への立入禁止を強く呼びかけることとする。

第２　東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、付編１「東海地震の警戒宣言に伴う対応」に準ずる。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知する。

資　料　編

【目　次】

表

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ一覧表 1
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ一覧表 2
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ一覧表 2
土石流危険渓流Ⅰ一覧表 3
土石流危険渓流Ⅱ一覧表 3
土石流危険渓流に準ずる渓流一覧表 3
崩壊土砂流出危険地区一覧表 4
山腹崩壊危険地区一覧表 4
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 5
宅地造成工事規制区域内での規制内容 13
大阪府管理河川の水防区域 14
大阪府管理河川（高潮）の水防区域 15
大阪府管理海岸（高潮）の水防区域 15
樋門・門扉一覧表 16
重要な水防ため池一覧表 18
大阪府ため池防災テレメータ観測所（水位・雨量）一覧表 19
大阪府水防災情報システム雨量観測所一覧表 19
大阪府水防災情報システム量水標一覧表 19
備蓄倉庫一覧表 19
土石流テレメータ設置箇所一覧表 20
市内主要道路一覧表 20
危険物施設等一覧表 21
動員人員一覧表（令和４年４月１日現在） 22
防災拠点 23
消防分団庫一覧表 23
防災協定一覧表 24
消防相互応援協定締結状況 30
一時避難場所 31
広域避難場所 31
避難路（広域避難地に通じる道路） 31
福祉避難所 32
指定避難所 33
応急仮設住宅の建設予定地 36
重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量 37
近隣の災害拠点病院等 38

広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表 38
災害時用臨時ヘリポート 39
指定文化財等一覧表 39
防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表 40
防災行政無線(固定系)設置場所一覧表 42
防災行政無線（移動系）一覧表 44
公用車一覧表 46
清掃関係施設及び車両一覧表 48
車両一覧表（消防団） 49
市内の消防水利状況 49
浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【洪水】 50
浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【高潮】 50
浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【津波】 51
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設リスト 51

資料

（資料１）阪南市防災会議条例 52
（資料２）阪南市防災会議委員 55
（資料３）阪南市災害対策本部条例 56
（資料４）阪南市防災行政用無線局運用管理規程 57
（資料５）災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表 60
（資料６）阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例 63
（資料７）阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書 68
（資料８）泉州南消防組合警防規程 69
（資料９）中小規模災害時職員配備フロー図 80

様式

（様式１）動員報告書 81
（様式２）災害概況速報 82
（様式３）被害状況速報 83
（様式４）災害確定報告 85
（様式５）緊急通行車両確認事前届出書 87
（様式６）緊急通行車両事前届出済証 88
（様式７）緊急通行車両等事前届出書 89
（様式８）緊急通行車両確認届出書 90
（様式９）緊急通行車両標章 91
（様式 10）自衛隊の災害派遣要求依頼書 92
（様式 11）自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書 92
（様式 12）り災証明書 93
阪南市津波浸水想定図 94

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ一覧表

（自然斜面）

個所番号	個所名	所在地	地　　形			保全人家戸数	備　考
			傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)		
582	三井鳥取	鳥取三井	44	135	18	33	
583	飯ノ峯	箱作	50	160	26	16	区域指定済
584	緑ケ丘	山中渓	46	90	42	21	
585	いずみが丘団地	箱作	35	87	16	20	
586	いずみが丘住宅(1)	箱作	40	105	12	18	
587	いずみが丘住宅(2)	箱作	38	130	8	7	
588	住友金属	箱作	40	90	14	13	区域指定済
589	万葉台	箱作	50	105	22	10	
590	石墓ノ上	桑畑	37	150	20	6	
591	小堀山(1)	桑畑	40	80	34	10	
592	山中渓(1)	山中渓	45	100	25	12	
593	山中渓(2)	山中渓	49	240	32	14	
594	地蔵谷口	山中渓	35	190	35	18	小学校
595	南垣外	山中渓	40	50	30	7	
673	箱作(1)	箱作	46	70	8	9	いずみが丘団地境
860	和泉鳥取(2)	和泉鳥取	43	88	16	11	
861	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目	35	83	12	7	
862	さつき台二丁目(1)	さつき台二丁目	31	88	12	6	

（令和４年４月１日現在）

（人工斜面）

個所番号	個所名	所在地	地　　形			保全人家戸数	備　考
			傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)		
45	松風荘苑	和泉鳥取	70	100	30	10	
46	南海団地	鳥取	43	272	30	77	舞東住民センター
47	南海団地東５丁目	南海団地	43	278	26	44	
50	箱作(2)	箱作	47	255	24	45	

（令和４年４月１日現在）

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ一覧表

（自然斜面）

個所番号	個所名	所在地	地　　形			保全人家戸数	備　考
			傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)		
1003	和泉鳥取(1)	和泉鳥取	45	63	8	3	
1004	石田(1)	石田	45	68	14	1	
1005	石田(2)	石田	36	90	12	2	
1006	光陽台二丁目(1)	光陽台二丁目	38	50	12	3	
1007	光陽台四丁目(1)	光陽台四丁目	42	53	10	2	
1008	箱作(3)	箱作	38	68	8	1	
1009	緑ヶ丘二丁目(1)	緑ヶ丘二丁目	40	38	22	4	
1010	緑ヶ丘二丁目(2)	緑ヶ丘二丁目	55	50	32	1	
1011	自然田	自然田	47	100	60	1	
1012	桑畑(1)	桑畑	37	68	28	1	
1013	箱の浦(1)	箱の浦	40	75	10	2	

（令和４年４月１日現在）

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ一覧表

個所番号	個所名	所在地	地　　形			保全人家戸数	備　考
			傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)		
265	桑畑飛地	桑畑飛地	31	100	32	0	
266	山中渓(3)	山中渓	31	130	48	0	
267	石田(3)	石田	35	320	64	0	
268	桑畑(2)	桑畑	33	120	66	0	
269	桑畑(3)	桑畑	30	240	128	0	
270	桑畑(4)	桑畑	35	230	114	0	
271	貝掛(1)	貝掛	33	180	32	0	
272	貝掛(2)	貝掛	31	160	36	0	
273	貝掛(3)	貝掛	30	150	38	0	
274	貝掛(4)	貝掛	36	200	42	0	
275	貝掛(5)	貝掛	30	170	52	0	
276	桃の木台(1)	桃の木台	36	250	94	0	
277	桃の木台(2)	桃の木台	54	110	44	0	
278	箱作(4)	箱作	34	300	74	0	
279	箱作(5)	箱作	30	140	40	0	
280	箱作(6)	箱作	39	150	64	0	

（令和４年４月１日現在）

土石流危険渓流Ⅰ一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地
Ⅰ-29-1	男里川	山中川	山中川第一支川	山中渓
Ⅰ-29-2	男里川	山中川	山中川第一支川	山中渓
Ⅰ-29-3	男里川	山中川	山中川第二支渓	山中渓
Ⅰ-29-4	男里川	山中川	山中川第六支渓	山中渓
Ⅰ-29-5	男里川	山中川	山中川第三支渓	山中渓
Ⅰ-29-6	男里川	井関川	井関川第四支渓	桑畑
Ⅰ-29-7	佐智川	佐智川	佐智川支川	鳥取

（令和４年４月１日現在）

土石流危険渓流Ⅱ一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地
Ⅱ-29-1	男里川	山中川	山中川第四支渓	山中渓
Ⅱ-29-2	男里川	山中川	山中川左第二支渓	山中渓
Ⅱ-29-3	男里川	山中川	山中川左第一支渓	山中渓
Ⅱ-29-4	男里川	菟砥川	小川第二支渓	自然田
Ⅱ-29-5	男里川	井関川	井関川第一支渓	石田
Ⅱ-29-6	花折川	花折川	花折川支川	貝掛
Ⅱ-29-7	茶屋川	飯ノ峯川	飯ノ峯川第一支渓	貝掛
Ⅱ-29-8	田山川	田山川	田山川左第一支渓	南山中
Ⅱ-29-9	男里川	井関川	井関川第三支渓	石田
Ⅱ-29-10	男里川	菟砥川	菟砥川支渓	自然田

（令和４年４月１日現在）

土石流危険渓流に準ずる渓流一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地
準-29-1	男里川	金熊寺川	山中川第五支渓	－
準-29-2	男里川	菟砥川	菟砥川支渓	下出飛地
準-29-3	茶屋川	飯ノ峯川	飯ノ峯川支渓	箱作

（令和４年４月１日現在）

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区 番　　号	所　在　地 大　字　等	危険地区 番　　号	所　在　地 大　字　等
232-3	箱作(3)	232-21	桑畑(14)
232-4	箱作(4)	232-22	桑畑(15)
232-6	桑畑(1)	232-23	山中渓(1)
232-7	桑畑(2)	232-24	山中渓(2)
232-8	桑畑(3)	232-25	山中渓(3)
232-9	桑畑(4)	232-26	山中渓(4)
232-10	桑畑(5)	232-27	箱作(5)
232-11	桑畑(6)	232-31	箱作(8)
232-12	桑畑(7)	232-32	箱作(9)
232-13	桑畑(8)	232-33	箱作(10)
232-14	桑畑(9)	232-34	箱作(11)
232-15	桑畑(10)	232-35	箱作(12)
232-16	桑畑(11)	232-36	桑畑(16)
232-17	自然田(1)	232-37	桑畑(17)
232-18	桑畑(12)	232-38	桑畑(18)
232-19	桑畑(13)	232-39	桑畑(19)
232-20	自然田(2)		

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区 番　　号	所　在　地 大　字　等	危険地区 番　　号	所　在　地 大　字　等
232-1	石田	232-5	山中渓(2)
232-2	桑畑(1)	232-6	山中渓(3)
232-3	桑畑(2)	232-7	箱作
232-4	山中渓(1)	232-8	自然田

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
145	阪南市	桑畑	桑畑（３）	K31200010	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 681 号
146	阪南市	桑畑	桑畑（３３）	K31200050	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 681 号
147	阪南市	桑畑	桑畑（３４）	K31200060	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 681 号
148	阪南市	桑畑	桑畑（３５）	K31200070	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 681 号
149	阪南市	桑畑	桑畑（４４）	K31200080	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 681 号
150	阪南市	桑畑	桑畑（４５）	K31200090	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 680 号	平成 18 年 3 月 24 日	大阪府告示第 681 号
247	阪南市	石田	桑畑飛地	K31200100	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示第 2509 号
248	阪南市	石田	石田（３）	K31200110	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示第 2509 号
249	阪南市	石田	石田（９）	K31200140	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示第 2508 号	平成 18 年 12 月 26 日	大阪府告示第 2509 号
387	阪南市	貝掛	貝掛（１）	K31200180	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1779 号
388	阪南市	貝掛	貝掛（２）	K31200190	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1779 号
389	阪南市	貝掛	貝掛（３）	K31200200	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1779 号
390	阪南市	貝掛	貝掛（４）	K31200210	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1779 号
391	阪南市	貝掛	貝掛（１１）	K31200230	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1778 号	平成 19 年 10 月 31 日	大阪府告示第 1779 号
595	阪南市	自然田	自然田（５）	K31200300	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
596	阪南市	自然田	自然田（６）	K31200310	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
597	阪南市	自然田	自然田（７）	K31200320	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
598	阪南市	自然田	自然田（８）	K31200330	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
599	阪南市	自然田	自然田（９）	K31200340	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
600	阪南市	自然田	自然田（１０）	K31200350	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
603	阪南市	桑畑	桑畑（３０）	K31200490	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
604	阪南市	桑畑	桑畑（３１）	K31200500	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
608	阪南市	山中渓	山中渓（３）	K31200460	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
612	阪南市	山中渓	山中渓（１２）	K31200470	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
613	阪南市	山中渓	山中渓（１３）	K31200480	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2107 号	平成 20 年 11 月 28 日	大阪府告示第 2108 号
1345	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取（２）	K31200570	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1346	阪南市	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目（１）	K31200580	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1347	阪南市	和泉鳥取	松風荘苑	K31200590	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1348	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取（１）	K31200600	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1349	阪南市	緑ヶ丘二丁目	緑ヶ丘二丁目（１）	K31200610	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1350	阪南市	緑ヶ丘二丁目	緑ヶ丘二丁目（２）	K31200620	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1351	阪南市	鳥取中	鳥取中（１）	K31200630	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1352	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目（１）	K31200640	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1353	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目（２）	K31200650	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1354	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取（４）	K31200690	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1355	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目（５）	K31200700	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1356	阪南市	和泉鳥取	和泉鳥取（６）	K31200710	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1357	阪南市	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目（２）	K31200720	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1358	阪南市	自然田	自然田（１６）	K31200730	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1359	阪南市	自然田	自然田（１７）	K31200750	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1360	阪南市	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目（３）	K31200780	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
1361	阪南市	自然田	自然田（２）	K31200790	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 517 号	平成 22 年 3 月 30 日	大阪府告示第 518 号
2830	阪南市	箱作、箱の浦	箱の浦(1)	K31200800	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2831	阪南市	箱作	箱の浦(3)	K31200810	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2832	阪南市	箱作	箱作(16)	K31200820	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2833	阪南市	箱作	箱作(17)	K31200830	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2834	阪南市	箱作	箱作(4)	K31200840	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2835	阪南市	箱作	箱作(20)	K31200850	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2836	阪南市	箱作	箱作(6)	K31200860	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2837	阪南市	箱作	箱作(22)	K31200870	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2838	阪南市	箱作	箱作(37)	K31200880	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2839	阪南市	箱作	箱作(5)	K31200890	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2840	阪南市	箱作	箱作(36)	K31200900	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2841	阪南市	箱作	箱作(35)	K31200910	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2844	阪南市	緑ヶ丘一丁目	緑ヶ丘一丁目(4)	K31200670	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
2845	阪南市	南山中	田山川左１（莵砥川支渓）	D23210080	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 856 号	平成 25 年 4 月 1 日	大阪府告示第 857 号
3552	阪南市	箱作	箱作（２）	K31201000	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3553	阪南市	箱作	いずみが丘団地	K31200960	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3554	阪南市	箱作	いずみが丘住宅（１）	K31200970	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3555	阪南市	箱作	いずみが丘住宅（２）	K31200980	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3556	阪南市	箱作	住友金属	K31201030	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3557	阪南市	箱作	万葉台	K31201070	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3558	阪南市	箱作	箱作（１）	K31201040	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3559	阪南市	箱作	箱作（７）	K31200920	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3560	阪南市	箱作	箱作（８）	K31200930	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3561	阪南市	箱作	箱作（９）	K31200940	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3562	阪南市	箱作	箱作（１３）	K31201060	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3563	阪南市	箱作	箱作（１４）	K31201050	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3564	阪南市	箱作	箱作（２８）	K31201080	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3565	阪南市	箱作	箱作（４３）	K31200950	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3566	阪南市	箱作	鴻の台	K31200990	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3567	阪南市	箱作	プロヴァンスの丘（２）	K31201020	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3568	阪南市	箱作	プロヴァンスの丘（１）	K31201010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3569	阪南市	山中渓	山中川右２（山中川第一支川）	D23210010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	－	－
3570	阪南市	山中渓	山中川右３（山中川第一支渓）	D23210020	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3571	阪南市	山中渓	山中川右４（山中川第二支渓）	D23210030	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3572	阪南市	山中渓	山中川右６（山中川第六支渓）	D23210040	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3573	阪南市	山中渓	山中川左２（山中川第三支渓）	D23210050	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3574	阪南市	山中渓	山中川右１（山中川第四支渓）	D23220010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3575	阪南市	山中渓	山中川左３（山中川左第二支渓）	D23220020	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3576	阪南市	山中渓	山中川左１（山中川左第一支渓）	D23220030	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
3577	阪南市	山中渓	山中川右５（山中川第五支渓）	D23230010	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 575 号	平成 26 年 4 月 11 日	大阪府告示第 577 号
4140	阪南市	鳥取三井	鳥取三井	K31201140	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4141	阪南市	光陽台二丁目	光陽台二丁目（２）	K31201110	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4142	阪南市	鳥取三井	鳥取三井（２）	K31201150	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4143	阪南市	舞三丁目	南海団地	K31201160	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4144	阪南市	光陽台二丁目	光陽台二丁目（１）	K31201120	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4145	阪南市	光陽台四丁目	光陽台四丁目（１）	K31201170	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4146	阪南市	光陽台四丁目	光陽台四丁目（２）	K31201180	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4147	阪南市	舞五丁目	舞五丁目	K31201190	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4148	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（１）	K31201200	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4149	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（２）	K31201210	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4150	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（３）	K31201220	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4151	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（４）	K31201230	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4152	阪南市	舞四丁目	舞四丁目（７）	K31201240	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4153	阪南市	貝掛	貝掛（６）	K31201270	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4154	阪南市	貝掛	貝掛（８）	K31201280	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4155	阪南市	貝掛	貝掛（９）	K31201290	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4156	阪南市	貝掛	貝掛（10）	K31201260	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4157	阪南市	箱作	箱作（３）	K31201300	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4158	阪南市	箱作	飯ノ峯	K31201320	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4159	阪南市	箱作	箱作（29）	K31201310	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4160	阪南市	石田	石田（１）	K31201090	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4161	阪南市	石田	石田（２）	K31201100	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4162	阪南市	光陽台二丁目	光陽台二丁目（５）	K31201130	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4163	阪南市	鳥取三井及び舞一丁目	佐智川左１（佐智川支川）	D23210070	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1594 号
4164	阪南市	貝掛	花折川左１（花折川支川）	D23220060	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	－	－
4165	阪南市	箱作	飯ノ峯川右１(飯ノ峯川第一支渓)	D23220070	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	－	－
4166	阪南市	石田	井関川左１（井関川第一支渓）	D23220050	平成 27 年 11 月 18 日	大阪府告示第 1593 号	－	－
6642	阪南市	石田及びさつき台二丁目	石田（４）	K31200160	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6643	阪南市	山中渓	緑が丘	K31200360	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6644	阪南市	石田及び桑畑	石田（５）	K31200510	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6645	阪南市	石田及び桑畑	石田（６）	K31200520	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6646	阪南市	石田及び桑畑	石田（10）	K31200540	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6647	阪南市	石田	石田（７）	K31200120	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6648	阪南市	石田	石田（８）	K31200130	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6649	阪南市	桑畑	石墓ノ上－１	K31200551	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6650	阪南市	桑畑	石墓ノ上－２	K31200552	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6651	阪南市	桑畑	石墓ノ上－３	K31200553	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6652	阪南市	自然田、山中渓及び和泉鳥取	和泉鳥取（８）	K31200560	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6653	阪南市	自然田	和泉鳥取（９）	K31200660	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6654	阪南市	自然田及び山中渓	和泉鳥取（１０）	K31200680	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6655	阪南市	和泉鳥取、自然田及び山中渓	和泉鳥取（１１）	K31200740	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6656	阪南市	貝掛	貝掛（５）	K31200220	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6657	阪南市	貝掛	貝掛（12）	K31200760	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6658	阪南市	貝掛	貝掛（13）	K31200770	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6659	阪南市	貝掛	貝掛（14）	K31201250	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6660	阪南市	桃の木台七丁目及び箱作	貝掛（15）	K31201330	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6661	阪南市	貝掛	貝掛（16）	K31201340	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6662	阪南市	貝掛	貝掛（17）	K31201350	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6663	阪南市	貝掛	貝掛（18）	K31201360	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6664	阪南市	箱作	貝掛（19）	K31201370	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6665	阪南市	黒田、桑畑及び石田	黒田（１）	K31201380	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6666	阪南市	桑畑	桑畑	K31201390	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6667	阪南市	桑畑	桑畑（２）	K31201400	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6668	阪南市	桑畑及び自然田	桑畑（５）	K31200280	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6669	阪南市	桑畑及び自然田	桑畑（６）	K31200290	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6670	阪南市	桑畑	桑畑（７）	K31201410	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6671	阪南市	桑畑	桑畑（８）	K31201420	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6672	阪南市	桑畑	桑畑（９）	K31201430	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6673	阪南市	桑畑	桑畑（１０）	K31201440	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6674	阪南市	桑畑	桑畑（１１）	K31201450	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6675	阪南市	桑畑及び石田	桑畑（１２）	K31201460	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6676	阪南市	桑畑及び石田	桑畑（１３）	K31201470	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6677	阪南市	桑畑、石田及び黒田	桑畑（１４）	K31201480	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6678	阪南市	桑畑	桑畑（１５）	K31201490	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6679	阪南市	桑畑	桑畑（17）	K31201510	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6680	阪南市	桑畑	桑畑（18）	K31201520	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6681	阪南市	桑畑及び石田	桑畑（29）	K31201530	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6682	阪南市	桑畑	桑畑（20）	K31201540	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6683	阪南市	桑畑	桑畑（32）	K31200040	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6684	阪南市	さつき台一丁目、さつき台二丁目、さつき台三丁目及び自然田	さつき台一丁目（２）	K31201550	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6685	阪南市	さつき台二丁目及びさつき台三丁目	さつき台二丁目（1）	K31201560	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6686	阪南市	さつき台三丁目、さつき台二丁目及び石田	さつき台三丁目（1）	K31201570	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6687	阪南市	自然田	自然田	K31200250	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6688	阪南市	自然田	自然田（3）	K31200260	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6689	阪南市	自然田	自然田（4）	K31200270	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6690	阪南市	自然田	自然田（11）	K31201580	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6691	阪南市	自然田	自然田（12）	K31201590	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6692	阪南市	自然田	自然田（13）	K31201600	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6693	阪南市	自然田	自然田（14）	K31201610	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6694	阪南市	自然田	自然田（15）	K31201620	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6695	阪南市	自然田及び下出	自然田（18）	K31201630	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6696	阪南市	自然田	自然田（19）	K31201640	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6697	阪南市	自然田	自然田（20）	K31201650	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6698	阪南市	山中渓	地蔵谷ロー１	K31200391	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6699	阪南市	山中渓	地蔵谷ロー２	K31200392	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6700	阪南市	桑畑	小掘山（1）	K31201660	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6701	阪南市	箱作	箱作（10）	K31201670	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6702	阪南市	箱作及び南山中	箱作（11）	K31201680	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6703	阪南市	箱作	箱作（12）	K31201690	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6704	阪南市	箱作	箱作（15）	K31201700	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6705	阪南市	箱作	箱作（18）	K31201710	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6706	阪南市	箱作	箱作（19）	K31201720	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6707	阪南市	箱作	箱作（21）	K31201730	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6708	阪南市	箱作	箱作（23）	K31201740	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6709	阪南市	箱作	箱作（24）	K31201750	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6710	阪南市	箱作	箱作（25）	K31201760	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6711	阪南市	箱作	箱作（26）	K31201770	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6712	阪南市	箱作及び桃の木台一丁目	箱作（27）	K31201780	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6713	阪南市	箱作及び桃の木台一丁目	箱作（30）	K31201790	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6714	阪南市	箱作	箱作（31）	K31201800	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6715	阪南市	箱作	箱作（32）	K31201810	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6716	阪南市	箱作	箱作（33）	K31201820	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6717	阪南市	箱作	箱作（34）	K31201830	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6718	阪南市	箱作	箱作（38）	K31201840	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6719	阪南市	箱作及び南山中	箱作（39）	K31201850	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6720	阪南市	箱作	箱作（40）	K31201860	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6721	阪南市	箱作	箱作（41）	K31201870	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6722	阪南市	箱作	箱作（42）	K31201880	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6723	阪南市	箱作	箱作（44）	K31201890	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6724	阪南市	箱作	箱作（45）	K31201900	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6725	阪南市	箱作	箱作（46）	K31201910	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6726	阪南市	箱作	箱作（47）	K31201920	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6727	阪南市	箱作	箱作（48）	K31201930	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6728	阪南市	山中渓	南垣外	K31200400	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6729	阪南市	山中渓	南垣外（２）	K31201940	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6730	阪南市	桃の木台二丁目及び箱作	桃の木台二丁目（３）	K31201970	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6731	阪南市	桃の木台二丁目及び箱作	桃の木台二丁目（４）	K31201980	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6732	阪南市	桃の木台二丁目及び箱作	桃の木台二丁目（５）	K31201990	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6733	阪南市	桃の木台二丁目及び箱作	桃の木台二丁目（６）	K31200150	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6734	阪南市	桃の木台二丁目及び箱作	桃の木台二丁目（７）	K31202000	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6735	阪南市	桃の木台二丁目	桃の木台二丁目（８）	K31200170	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6736	阪南市	桃の木台二丁目及び桃の木台一丁目	桃の木台二丁目（９）	K31202010	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6737	阪南市	山中渓	山中渓（１）	K31200370	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6738	阪南市	山中渓	山中渓（２）	K31200380	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6739	阪南市	山中渓	山中渓（４）	K31200420	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6740	阪南市	山中渓	山中渓（５）	K31200430	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6741	阪南市	山中渓	山中渓（７）	K31202020	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6742	阪南市	山中渓	山中渓（９）	K31202030	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6743	阪南市	山中渓	山中渓（６）	K31200440	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
6744	阪南市	桑畑	桑畑（４）	K31200020	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6745	阪南市	桑畑	桑畑（21）	K31202040	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6746	阪南市	桑畑	桑畑（22）	K31200030	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6747	阪南市	山中渓及び桑畑	山中渓（８）	K31200410	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6748	阪南市	山中渓	山中渓（10）	K31200450	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6749	阪南市	石田及び桑畑	桑畑（19）	K31202050	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6750	阪南市	桃の木台二丁目	桃の木台（３）	K31202060	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6751	阪南市	桑畑	桑畑（23）	K31202070	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6752	阪南市	貝掛	貝掛（20）	K31202080	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6753	阪南市	貝掛	貝掛（22）	K31202090	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6754	阪南市	桑畑	菟砥川左１左三（井関川第四支渓）	D23210060	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	－	－
6755	阪南市	桑畑及び自然田	菟砥川右１右二（小川第二支渓）	D23220040	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	－	－
6756	阪南市	石田	菟砥川左１左二（井関川第三支渓）	D23220080	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	－	－
6757	阪南市	自然田	菟砥川右１右一（菟砥川支渓）	D23220290	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6758	阪南市	箱作及び桃の木台七丁目	茶屋川右１右一（１）（飯ノ峯川支渓）	D23230031	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1424 号
6759	阪南市	箱作及び桃の木台七丁目	茶屋川右１右一（２）（飯ノ峯川支渓）	D23230032	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	－	－
6760	阪南市	箱作及び桃の木台七丁目	茶屋川右１右一（３）（飯ノ峯川支渓）	D23230033	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	－	－
6761	阪南市	箱作及び桃の木台七丁目	茶屋川右１右一（４）（飯ノ峯川支渓）	D23230034	平成 28 年 8 月 31 日	大阪府告示第 1422 号	－	－
7172	泉南市幡代 阪南市山中渓		信達岡中（19）	K22800150	平成 28 年 9 月 6 日	大阪府告示第 1474 号	平成 28 年 9 月 6 日	大阪府告示第 1475 号
8347	岬町望海坂二丁目 阪南市箱作		望海坂（２）	K36601730	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示第 1526 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示第 1527 号
				計	230 箇所		219 箇所	

（令和 4 年 8 月 31 日現在）

宅地造成工事規制区域内での規制内容

宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事に関する工事について、造成主は工事着手前に大阪府の許可を受けなければならない。大阪府では工事の許可申請のあった場合は、法律で定める技術基準に適合しているかを審査し、適合している場合は許可される。また、工事完了後の検査も実施される。

宅地造成等規制法でいう宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、または宅地において行う土地の形質の変更をいい、以下に該当するものをさす。

なお、「がけ」とは地表面が水平面に対して 30 度をこえる角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

(1) 切土で、2m をこえるがけが生じるもの
(2) 盛土で、1m をこえるがけが生じるもの
(3) 切土と盛土の合計が 2m のがけが生じるもの
(4) 切土または盛土をする土地の面積が 500m² をこえるもの

大阪府管理河川の水防区域

河川 海岸		担当水防 管理団体	A　特に重要な水防区域		B　重要水防区域		重要水防区域 延長合計
			区域	延長	区域	延長	
男里川	左岸	阪南市			自　菟砥橋 至　昭和橋上流 100m	770m	770m
	右岸	泉南市 阪南市			自　菟砥橋 至　金熊寺川合流点	1,400m	1,400m
金熊寺川	左岸	泉南市 阪南市	自　男里橋 至　金熊寺橋下流 250m	600m	自　金熊寺橋下流 250m 至　幡代橋 自　阪和自動車道 至　六尾橋 自　金熊寺北大橋 至　無名橋（蓮信寺入口）	1,720m	2,340m
	右岸	泉南市				1,670m	1,670m
山中川 菟砥川	左岸	阪南市	自　明心寺橋 至　山中川橋	800m	自　自然田高架橋 至　滑下橋	1,140m	1,940m
	右岸	〃	自　明心寺橋 至　山中川橋	800m	自　自然田高架橋 至　滑下橋	1,220m	2,020m
	左岸	〃			自　沢田橋 至　井関川・小川合流点	1,330m	1,330m
	右岸	〃			自　大口橋 至　井関川・小川合流点	1,160m	1,160m
茶屋川	左岸	〃			自　南海本線橋梁 至　上茶屋橋下流 70m 自　5 号農道橋 至　6 号農道橋下流 50m	360m	360m
	右岸	〃			自　南海本線橋梁 至　4 号農道橋上流 60m	680m	680m

（水防区域：令和４年度大阪府水防計画(資料編)より）

大阪府管理河川（高潮）の水防区域

河川 海岸		担当水防 管理団体	A　特に重要な水防区域		B　重要水防区域		重要水防区域 延長合計
			区域	延長	区域	延長	
男里川	左岸	阪南市			自　海 至　菟砥橋	530m	530m
	右岸	泉南市			〃	530m	530m
茶屋川	左岸	阪南市			自　海 至　南海本線	520m	520m
	右岸	〃			〃	520m	520m

大阪府管理海岸（高潮）の水防区域

河川 海岸	担当水防 管理団体	A　特に重要な水防区域		B　重要水防区域		重要水防区域 延長合計
		区域	延長	区域	延長	
泉南海岸	岸和田市			岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町	53,639m	53,639m
	貝塚市					
	泉佐野市					
	田尻町					
	泉南市					
	阪南市					
	岬町					

樋門・門扉一覧表

番号	河川名 地区名	施設名	所在地	形　式 （大きさ）	純径間	有効高	敷高 （TP+m）	休止 常時閉
1	車屋川	車屋川樋門	車屋川	2.0×2.0×3門	2.00	2.00	-0.28	
2	尾崎港	阪南２門扉	尾崎港	1.5×0.8×1門	1.50	0.80	2.90	
3	〃	阪南２-2門扉	〃	1.5×0.8×1門	1.50	0.80	2.90	
4	〃	阪南３門扉	〃	4.0×1.55×1門	4.00	1.55	2.15	
5	〃	阪南４樋門	〃	2.0×2.5×1門	2.00	1.50	0.31	
6	〃	阪南５-2門扉	〃	4.0×1.8×1門	4.00	1.80	1.90	
7	〃	阪南５-3門扉	〃	1.5×0.8×1門	1.50	0.80	2.90	
8	尾崎	阪南６門扉	尾崎	4.0×1.5×1門	4.00	1.50	3.20	
9	〃	阪南８樋門	〃	1.5×1.6×1門	1.50	1.50	0.92	
10	〃	阪南８-2門扉	〃	1.5×1.5×1門	1.50	1.50	3.20	
11	〃	阪南８-3門扉	〃	2.0×1.5×1門	3.00	1.30	3.20	休止
12	〃	阪南９門扉	〃	4.0×2.45×1門	4.00	2.45	2.25	
13	海老野川	阪南１１樋門	海老野川	1.5×1.0×1門	1.50	1.00	1.18	
14	尾崎	阪南１２門扉	尾崎	3.0×1.9×1門	3.00	1.90	2.80	
15	〃	阪南１２-2門扉	〃	3.0×1.9×1門	3.00	1.90	2.80	
16	とくさ川	阪南１３門扉	とくさ川	3.0×1.0×1門	3.00	1.90	3.70	休止
17	〃	阪南１４樋門	〃	2.0×1.5×1門	2.00	1.50	0.22	
18	新町	阪南１４-2門扉	新町	1.5×1.5×1門	1.50	1.50	3.20	
19	〃	阪南１５門扉	〃	3.0×1.5×1門	3.00	1.50	3.20	
20	新川	阪南１６樋門	〃	2.0×1.5×1門	2.00	1.50	0.74	
21	西鳥取漁港	阪南１７門扉	鳥取	2.0×1.9×1門	2.00	1.90	2.80	休止
22	〃	阪南１８門扉	〃	3.5×2.2×1門	3.50	2.00	2.70	
23	鳥取	阪南１９-1門扉	〃	11.0×1.5×1門	11.0	1.50	3.20	
24	佐智川	阪南２１樋門	〃	2.0×2.0×2門	2.00	2.15	0.44	
25	貝掛	阪南２２門扉	貝掛	3.0×1.9×1門	3.00	1.90	2.80	
26	〃	阪南２４門扉	〃	3.0×1.9×1門	3.00	1.90	2.80	
27	箱作	阪南２９門扉	箱作	3.5×1.75×1門	3.50	1.75	2.95	
28	〃	阪南３０門扉	〃	3.5×1.75×1門	3.50	1.75	2.95	
29	〃	阪南３５門扉	〃	3.5×1.75×1門	3.50	1.75	2.70	
30	〃	阪南３６門扉	〃	3.5×1.75×1門	3.50	1.75	2.70	
31	下荘魚港	阪南３６-1門扉	〃	5.0×1.55×1門	5.00	1.55	3.15	
32	〃	阪南３６-2門扉	〃	4.0×2.0×1門	4.00	2.00	2.70	
33	〃	阪南３７門扉	〃	3.0×1.9×1門	3.00	1.90	2.80	

番号	河川名 地区名	施設名	所在地	形　式 （大きさ）	純径間	有効高	敷高 （TP+m）	休止 常時閉
34	〃	阪南３８門扉	〃	3.0×1.5×1門	3.00	1.50	1.70	常時閉
35	〃	阪南３９門扉	〃	3.0×1.5×1門	3.00	1.50	1.70	常時閉
36	〃	阪南４０門扉	〃	3.0×2.2×1門	3.00	2.20	1.00	
37	〃	阪南４１門扉	〃	4.0×1.15×1門	4.00	1.15	2.05	
38	〃	阪南４２門扉	〃	4.0×1.15×1門	4.00	1.15	2.05	
39	〃	阪南４３門扉	〃	4.0×1.15×1門	4.00	1.15	2.05	休止
40	〃	阪南４４門扉	〃	4.0×1.15×1門	4.00	1.15	2.05	

（令和４年４月１日現在）

重要な水防ため池一覧表

番号	ため池名	所在地	要水防堤長(m)	堤高(m)	満水面積(ha)	貯水量(千m³)	水防値
1	鳥取池	桑畑	88	29.5	4.30	323	A
2	裏芝池	鳥取中	97	26.1	4.50	200	A
3	大谷池	自然田	97	18.7	2.80	115	A
4	新池	自然田	71	15.0	2.20	132	A
5	下出宮池	下出	70	12.0	0.93	45	B
6	東新池	箱作	80	12.7	2.90	174	B
7	蓮池	石田	661	9.7	5.55	330	C
8	師匠谷池	石田	75	11.4	1.40	50	C
9	芋ケ阪池	石田	64	10.3	1.00	33	C
10	大池	石田	110	6.0	1.50	36	C
11	池谷池	箱作	50	15.7	0.99	63	C
12	今池	箱作	192	5.8	0.90	21	C
13	池谷上池	貝掛	55	8.0	0.74	24	C
14	井関池	石田	300	6.0	1.50	36	C
15	石谷池	箱作	55	8.0	0.60	19	C
16	平池	自然田	150	3.0	0.58	10	C
17	音羽池	和泉鳥	60	10.0	1.57	63	C
18	狭間池	鳥取	161	8.5	1.98	83	C
19	宮ノ下池	自然田	50	7.0	0.17	5	C
20	後谷池	石田	30	10.0	0.21	11	C
21	宮池	石田	25	4.5	0.10	2	C
22	濁池	和泉鳥	140	9.8	1.79	35	C
23	堀越池	石田	45	10.0	0.20	8	C
24	鴻谷池	箱作	110	10.0	0.82	33	C
25	天神裏池	箱作	22	8.0	0.16	5	C
26	大谷下池	箱作	50	11.0	0.40	18	C
27	大谷上池	箱作	55	5.5	0.38	8	C
28	高田池	自然田	191	6.0	1.56	22	C
29	花名池	自然田	65	12.0	0.70	34	C
30	池谷下池	貝掛	50	16.6	2.00	96	C
31	表谷池	箱作	48	15.0	0.85	51	C
32	大河内池	箱作	85	16.4	1.22	73	C
33	梅ノ木谷池	桑原	70	13.0	1.20	62	C
34	車谷池	貝掛	55	13.0	1.30	68	C
35	皿池	石田	120	6.0	0.45	11	C

（令和４年４月１日現在）

大阪府ため池防災テレメータ観測所（水位・雨量）一覧表　（大阪府所管）

観測所名	施設	通報水位	警戒水位	余水吐底より堤防天端まで	所在地	観測局管理者
蓮池	ﾃﾚﾒｰﾀ	余水吐敷高	0.82	2.28	石田 252-1	大阪府泉州農と緑の総合事務所
音羽池	〃	〃	0.72	1.5	緑ヶ丘 1-1318-1	〃
自然田新池	〃	〃	0.87	2.2	石田 971	〃
狭間池	〃	〃	0.61	2	鳥取 592	〃
東新池	〃	〃	0.9	1.4	箱作 890-1	〃
鳥取池	〃	〃	1.94	3.1	桑畑 547-15	〃
大谷池	〃	〃	2.5	1	自然田 1880−1	〃
裏芝池	〃	〃	1.05	2.6	鳥取中 871−1	〃
下出宮池	〃	〃	0.65	1.8	下出 803−1	〃

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

大阪府水防災情報システム雨量観測所一覧表　（大阪府所管）

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者
尾崎	男里川	テレメータ	黒田尾崎出張所内	大阪府岸和田土木事務所

大阪府水防災情報システム量水標一覧表　（大阪府所管）

観測所名	流域河川名	通報水位	警戒水位	所在地	管理者
男里川橋	男里川	1.75	2.75	泉南市男里	大阪府岸和田土木事務所
茶屋川	茶屋川	0.70	1.70	阪南市箱作	大阪府岸和田土木事務所

備蓄倉庫一覧表

倉庫名	所在地	面積（㎡）
市役所内備蓄倉庫	尾崎町 35-1	77.8
防災ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	下出 14−3	136.1
鳥取三井備蓄倉庫	鳥取三井 538-171	17.5
自然田備蓄倉庫	自然田 625-3 地先	23.0
鳥取東中学校備蓄倉庫	和泉鳥取 1455	30.0
飯ノ峯中学校備蓄倉庫	桃の木台 3-9-1	30.0

土石流テレメータ設置箇所一覧表

観測局名	所　在　地
山中渓局	山中渓住民センター（山中渓 245）
箱の浦局	箱の浦東住民センター（箱の浦 1-76）
桑畑局	桑畑住民センター（桑畑 352-13）

市内主要道路一覧表

区　　分	路　　線　　名
自動車専用道路	阪和自動車道
国　　道	26 号(第二阪和国道)
府　　道	自然田鳥取線、鳥取吉見泉佐野線、東鳥取南海線、和歌山貝塚線、尾崎停車場線、堺阪南線、和歌山阪南線
市　　道 （1・2 級）	尾崎石田線、尾崎自然田線、尾崎黒田南線、尾崎下出線、箱の浦線、下荘漁港線、石田箱作線、光陽台舞線、西鳥取線、石田桑畑線、自然田石田線、和泉緑ケ丘線、尾崎港線、箱作駅前線、丘陵東線、丘陵西線、南山中丘陵線、貝掛丘陵線、鳥取光陽台線

危険物施設等一覧表

区分		施設数
製造所		0
貯蔵所	屋内貯蔵所	4
	屋外タンク貯蔵所	2
	屋内タンク貯蔵所	4
	地下タンク貯蔵所	9
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	2
	屋外貯蔵所	0
	小計	21
取扱所	給油取扱所	8
	販売取扱所	0
	移送取扱所	0
	一般取扱所	9
	小計	17
合計		38

（令和 4 年 10 月 1 日現在）

高圧ガス施設一覧

	製造所区分	施設数
高圧ガス製造	第１種	5
	第２種	12
高圧ガス貯蔵所	第２種	2
高圧ガス特定消費		1

（令和 4 年 10 月 1 日現在）

火薬類取扱施設一覧

区分	施設数
貯蔵	7
譲渡・消費	0

（令和 4 年 10 月 1 日現在）

毒物・劇物取扱施設一覧

区分	施設数
劇物	4

（令和 4 年 10 月 1 日現在）

動員人員一覧表

<table>
<tr><th rowspan="2">課・室・局</th><th rowspan="2">班長</th><th rowspan="2">管理職
配備職員</th><th>A 号配備</th><th>B 号配備</th><th>C 号配備</th></tr>
<tr><th>職員</th><th>職員</th><th>（全職員）</th></tr>
<tr><td>（秘書長）</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="8">C 号配備体制が指令された場合、全職員が出勤する。なお、市域（または隣接市町域）で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、または特別警報が発令された場合は、C 号配備が指令されたものとする。
（再任用職員含む）
（隣接市町域＝泉南市、岬町、和歌山市、岩出市）</td></tr>
<tr><td>総務課</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>秘書人事課</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>行財政構造改革推進室</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr>
<tr><td>人権推進課</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>政策共創室</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>まちの活力創造課</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>シティプロモーション推進課</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>税務課</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>5</td></tr>
<tr><td>市民課</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>小学校・中学校</td></tr>
<tr><td>生活環境課</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td rowspan="3">教育長、生涯学習部長の判断により、教職員の出勤が指令される</td></tr>
<tr><td>資源対策課</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>市民福祉課</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>生活支援課</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td rowspan="2">現場管理者
（都市整備部）</td></tr>
<tr><td>介護保険課</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr>
<tr><td>保険年金課
健康事業準備室</td><td></td><td>3</td><td>2</td><td>4</td><td rowspan="7">7 人</td></tr>
<tr><td>健康増進課</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>こども政策課</td><td>1</td><td>1</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">4</td></tr>
<tr><td>こども支援課</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>都市整備課</td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></tr>
<tr><td>河川農水課・農業委員会事務局</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></tr>
<tr><td>道路公園課</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>避難所開設責任者</td></tr>
<tr><td>下水道課</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td rowspan="7">8 人</td></tr>
<tr><td>教育総務課</td><td>1</td><td>2</td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">3</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td></td><td>1</td></tr>
<tr><td>生涯学習推進室</td><td></td><td>4</td></tr>
<tr><td>中央公民館</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>給食センター</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会計課・議会事務局・行政委員会事務局</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td>計</td><td>9</td><td>43</td><td>24</td><td>50</td><td>15</td></tr>
<tr><td>保健師（9 名）</td><td colspan="5">災害対策本部において、必要に応じて健康福祉部長の指示により配備指令を行う。</td></tr>
</table>

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

防災拠点

施設名	区　分	所在地	電話
総合体育館	救援物資輸送拠点	光陽台 1-17-24	471-5224
阪南市役所	食料備蓄拠点	尾崎町 35−1	471-5678
鳥取中学校	救援部隊拠点	黒田 341	472-1881
尾崎公民館・地域交流館	ボランティア拠点	尾崎町 1-18-15	472-3333
箱作公園	自衛隊等のﾍﾞｰｽｷｬﾝﾌﾟ	箱作地内	
保健センター	救護班拠点	黒田 263-1	472-2800

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

消防分団庫一覧表

区分 分団別	所在地	敷地面積 (㎡)	建築概要	延べ面積 (㎡)
第 1 分団	尾崎町 1 丁目 17-20	63	鉄骨造 2 階建	76
第 2 分団	下出 660 番地の 1	214	鉄骨造 2 階建	132
第 3 分団	箱作 259 番地の 1	247	鉄骨造 2 階建	136
第 4 分団	新町 109 番地の 3	132	鉄骨造 2 階建	130
第 5 分団	石田 625 番地の 3	162	鉄骨造 2 階建	112

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

防災協定一覧表

協定締結日	協　定　名	協　定　先	目　的
H16.5.1	平成３年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定	千葉県袖ケ浦市 埼玉県鶴ヶ島市 埼玉県日高市 東京都羽村市 奈良県香芝市	構成市の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものである。
H18.4.1	災害時における水源確保のための協定	㈱尾崎スイミングスクール	市の区域において災害が発生した場合、市民に必要な水源の確保及び㈱スイミングスクールが阪南市の要請に対する水の供給に関し、必要な事項を定めるものである。
H19.1.12	覚書（大阪府立泉鳥取高校との避難場所の鍵の管理について）	大阪府立　泉鳥取高校	本市地域防災計画上に避難場所として位置付けられた当該施設（体育館）の鍵の管理についての覚書
H19.10.15	地震災害発生時における創価学会　阪南文化会館施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認	創価学会　泉州文化会館	地震災害発生時における地域住民の緊急避難のため、阪南市が阪南文化会館の一部を一時避難所として提供する場合の確認書。
H20.4.1	災害時における避難所の利用に関する協定	泉南市	阪南市及び泉南市の行政区域が隣接している地域の避難所を相互に利用することにより災害時における住民の安全確保を図ることを目的とする。
H20.11.12	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	阪南建設業協同組合	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南建設業協同組合が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定めるものである。
H21.2.25	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	阪南水道工事業協同組合	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南水道工事業協同組合が協力して実施する復旧作業に関し、必要な事項を定めるものである。
H21.4.23	大規模災害における応急復旧作業等に関する協定	東和建設工業(株)、いずみ開発(株)、(有)ベネフィット、阪南開発(株)、(有)光昌建設、(株)ヨシタカ工業、ショウケン工業、大西電気(株)、(有)寿土木	災害時において、緊急に復旧作業を行う必要があると認めるときは、阪南市の要請により、阪南建設業協同組合員と協調の基に、復旧作業を実施するため必要な事項を定めるものである。
H21.7.27	災害発生時における阪南市内郵便局の協力に関する協定	阪南市内郵便局	阪南市内に発生した地震その他による災害時において、阪南市及び阪南市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。
H24.2.20	災害時における物資供給に関する協定	ホームプラザナフコ阪南スカイタウン店	災害時における物資の供給

協定締結日	協　定　名	協　定　先	目　的
H24.2.20	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時における物資の供給
H24.2.20	災害時における物資供給に関する協定	ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給
H24.4.1	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	昌光産業㈱ 社会福祉法人　親光会 （オアシス阪南デイサービスセンター）	阪南市に災害発生時又は、発生する恐れがある場合において、近隣住民の緊急避難のため、民間協力緊急一時避難所として提供する場合に関し、必要な事項を定めるものである。
H24.9.13	阪南市・岬町上水道緊急連絡管に関する協定	岬町	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・岬町が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。
H24.10.25	災害時におけるＬＰガス等の供給協力に関する協定	大阪府ＬＰガス協会泉南支部　阪南地区　　(有)大紀物産、大阪府ＬＰガス協会泉南支部　阪南地区　阪南ガス(株)	阪南市に災害発生時又は、発生する恐れがある場合において、市の指定する災害時避難施設において、ＬＰガスの供給協力に関し、必要な事項を定めるものである。
H25.3.22	一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	堺・泉州ブロック (9市4町4組合) 堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合	一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を図ることにより災害発生時や施設事故等に対し、より公益的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図るものである。
H25.6.3	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話㈱関西支店	災害の発生時において、被災者等の通信の確保を目的とする。
H25.8.1	職員の派遣に関する協定	泉州南消防組合	災害対策基本法、本市災害対策本部の会議とそれに付随する事務、本市国民保護対策本部とそれに付随する事務及び本市新型インフルエンザ等対策本部条例とそれに付随する事務に関し、消防組合から必要な職員を派遣してもらう協定。
H25.9.10	泉州地域災害時相互応援協定	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町の９市４町	関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、または　その恐れがあり、当該市町単独では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

協定締結日	協　定　名	協　定　先	目　的
H26.4.1	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	大阪府	災害対策基本法に基づく災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等の業務に活用するため、共同事業として無線設備を整備する。
H26.4.12	災害時等における緊急放送における協定	㈱ジェイコムウエスト （貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町）	大地震、台風など自然災害又はその他の緊急事態発生時に住民に対して緊急の情報の伝達がある場合において、泉南地域（岸和田市除く）がジェイコムウエストに緊急放送を要請するときの手続きを定める協定。
H26.6.12	減災を目的とした防災ARに関する協定	（一社）　全国防災共助協会	市民に対し、市内の気象情報、地震津波情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うとともに、平常時からの防災意識の向上を図ることを目的とする。
H26.7.22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン	災害対策基本法に基づき、本市が災害対策本部を設置した時の地図製品等の供給及び利用等に関して必要事項を定めた協定。
H26.7.30	災害時の医療救護活動に関する協定（薬剤師会）	泉南薬剤師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉南薬剤師から薬剤師を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
H26.12.18	阪南市・泉南市上水道緊急連絡管設置に関する基本協定	泉南市	上水道施設損傷の緊急時において、上水道の安定給水を早期に回復できるよう、阪南市・泉南市が協力して連絡管を設置し、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。
H27.2.25	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	大阪府泉州農と緑の総合事務所 阪南市西台原土地改良区	地震等の大規模災害が発生した場合に、阪南市西台原土地改良区の協力を得て、改良区が管理する農業用水を活用して防災活動を行うことを目的とする。
H27.4.9	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	学校法人いづみ学園 さつき台幼稚園 桃の木台幼稚園	阪南市内に災害等が発生し、または発生する恐れがある場合に、民間協力緊急一時避難所として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
H27.7.27	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局長	阪南市の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止のため緊急的な対応の実施を目的とする。
H28.2.10	津波発生における緊急避難場所としての使用に関する協定	泉南清掃事務組合	南海トラフ地震等により、緊急に避難しなければならない場合において、地域住民の緊急避難場所としての使用を目的とする。
H28.4.15	災害時相互応援協定	岐阜県羽島市	協定市の区域内において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について必要な事項を定めるものである。

協定締結日	協　定　名	協　定　先	目　的
H28.9.30	災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合	災害時に市の設置する施設の電気設備に関する被災状況の調査、応急修理、仮設工事等及び技術的助言に関する業務の協力要請について、定めるものである。
H29.3.1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南医師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南医師会から医療救護班を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
H29.3.1	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 泉佐野泉南歯科医師会	本市域で大規模災害が発生した場合、泉佐野泉南歯科医師会から医療救護班を派遣してもらい、医療救護活動を実施していただく協定。
H29.3.8	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	独立行政法人 都市再生機構西日本支社	阪南市内に津波の襲来する恐れがある場合又は洪水が発生する恐れがある場合における一時避難地として使用することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。
H29.7.12	災害発生時における協力に関する協定	大阪府泉南警察署	災害時等の緊急事態発生時に警察署庁舎で災害警備活動の遂行と庁舎機能の維持が困難な場合、市が管理する施設の一部を災害警備活動等の拠点として使用することへの協力について必要な事項を定める。
H30.3.29	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	泉南鍼灸マッサージ師会	大規模な災害の発生により阪南市内に避難所が設置された場合に、市の要請に基づき避難所に会員を派遣し、鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術等を行うことについて、必要な事項を定める。
H31.1.30	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境ホールディングス㈱	地震等災害及び不測の事態が発生した場合において、市の処理施設で処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について必要な事項を定める。
H31.3.25	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会	阪南市内で、地震、風水害その他の災害により阪南市の管理する下水道施設が被災した場合における災害復旧に係る支援業務に関して必要な事項を定める。
H31.3.29	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	地震、風水害その他の災害により阪南市の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して基本的な事項を定める。
R1.6.12	災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガスネットワーク株式会社	阪南市において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、都市ガス供給を停止した住民への都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定める。

協定締結日	協　定　名	協　定　先	目　的
R1.6.12	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	阪南市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、阪南市が阪南市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ阪南市の行政機能の低下を軽減させるため、阪南市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。
R1.6.28	災害時救援協定書（災害廃棄物（し尿等）の収集運搬	植田清掃、（有）大洲、（有）道慶清掃、（有）南工業所	災害時におけるし尿等の収集運搬に関して、協力を求めるにあたって、必要な事項を定める。
R1.7.26	災害時における仮設便所の設置に関する協定	旭ハウス工業株式会社	被災した市民等に対して行う仮設便所の設置に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。
R1.8.21	災害時救援協定(災害廃棄物（災害ごみ等）の収集運搬)	㈱ユニティ、（有）ホウザン環境、㈱寿土建、南府建設㈱、㈱ダストサービス、泉州清掃、（有）クリーンスタッフ	災害時における災害ごみ等の収集運搬に関して、協力を求めるにあたって、必要な事項を定める。
R1.8.28	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	大阪市(泉南メモリアルパーク)	阪南市内で震度５弱以上を観測する地震が発生し、又は同市内に津波警報が発令された場合（以下あわせて「災害等発生時」という。）において、大阪市の施設を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
R1.8.30	災害時における防疫対策に関する協定	阪紀白蟻	被災地域等の感染症が発生する恐れのある地域の防疫対策を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。
R2.3.18	災害時における緊急一時避難所としての使用に関する協定	和泉学園	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市が特に必要と判断した場合において、和泉学園の施設（共善寮）を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
R2.4.23	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	J パックス株式会社 セッツカートン株式会社	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等において必要な物資（段ボール製簡易ベッド等）の調達に関し、必要な事項を定める。
R2.6.29	災害時における無人航空機の活用に関する協定	株式会社岸和田グランドホール	災害時における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、協力を要請する場合の必要な事項を定める。
R2.8.27	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 有限会社森下自動車 有限会社下出自動車 三菱自動車工業株式会社	災害時における電動車両等の支援に関し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。

協定締結日	協　定　名	協　定　先	目　的
R2.9.16	災害時における簡易式トイレパックの供給に関する協定書	まいにち株式会社	阪南市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、簡易式トイレパックを迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定める。
R3.1.5	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定書	安田興産株式会社	地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者及び地域住民等（以下「帰宅困難者等」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。
R3.1.5	災害時における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書	安田興産株式会社	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市が特に必要と判断した場合において、安田興産㈱の施設（平野台ゴルフ駐車場）を避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。
R3.3.23	災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	関西電力送配電株式会社大阪支社	地震、風雪水害その他の災害が発生した場合に、緊急交通路の確保、停電復旧に支障となる障害物の移動等に関し、必要な事項を定める。
R4.4.1	災害時における施設等の利用に関する協定書	社会福祉法人夢らんど二田	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所及び指定緊急避難場所として利用することに関して、必要な事項を定める（飛鳥ゆめ学舎）
R4.5.2	災害時における施設等の利用に関する協定書	学校法人弘徳学園	阪南市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定避難所及び指定緊急避難場所として利用することに関して、必要な事項を定める（旧下荘小学校）
R4.11.1	災害等による水道施設の復旧等における連携に関する協定書	大阪広域水道企業団	地震等の自然災害、水道施設事故、水質事故等により、水道施設で断水等の被害が発生した場合等において、住民生活の維持と安全を確保するため、企業団と相互に連携・協力し、市内の水道施設の復旧等について迅速かつ円滑に実施することを目的とする。
R5.3.29	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ほっかほっか亭総本部	阪南市内において、災害時に避難所等で必要となる物資の確保を図るため、物資を提供することについて必要な事項を定めるものとする。

（令和５年４月１日現在）

消防相互応援協定締結状況

名　　称	協定内容	協　定　市　町　村
船舶火災の消火に関する業務協定	船舶火災の消火	大阪海上保安監部・岸和田市・貝塚市・忠岡町・泉州南消防組合
航空消防応援協定	ヘリコプターによる消防業務	大阪市・泉州南消防組合
大阪府南ﾌﾞﾛｯｸ消防相互応援協定	災害全般	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合
阪和林野火災消防相互応援協定	府県境界の林野火災	河内長野市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合・泉州南消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定	大規模特殊災害	大阪府下市町村（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
関西国際空港消防相互応援協定	航空機災害	大阪市・堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合・関西エアポート株式会社
阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	高速道路における消防業務	堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・熊取町・泉佐野市・泉南市・阪南市・岩出市・和歌山市・海南市・有田川町・湯浅町・広川町・日高川町・御坊市・印南町・みなべ町・田辺市（消防の一部事務組合にあっては当該組合）
第二阪和国道和歌山岬道路消防相互応援協定	第二阪和国道和歌山岬道路における消防業務	和歌山市・泉州南消防組合
関西国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	消火救難活動	泉州南消防組合・関西エアポート株式会社
救急医療相談業務に係る応援協定	救急医療相談業務	大阪市・泉州南消防組合

（令和４年４月１日現在）

一時避難場所

施　設　名	所　在　地	面積(㎡)
東鳥取小学校	石田 600-1	7,237
上荘小学校	下出 548-1	5,278
舞小学校	舞 4-6-31	7,393
尾崎小学校	尾崎町 5-33-8	5,427
下荘小学校	箱作 2320	5,694
貝掛中学校	貝掛 1372	17,326
鳥取東中学校	和泉鳥取 1455	12,546
中央運動広場	光陽台 1-17-24	11,880
府立泉鳥取高校	緑ヶ丘 1 丁目 1-10	15,000

※（仮）防災コミュニティ等拠点施設についても一時避難所として利用する。

広域避難場所

施　設　名	所　在　地	面積(㎡)
桃の木台中央公園	桃の木台 4-432-11	43,000

避難路（広域避難地に通じる道路）

施　設　名	区　　間
府道 752 号線（府道和歌山阪南線）	市域全線
市道箱作駅前線	全線
市道丘陵東線	全線
市道丘陵西線	全線

福祉避難所

施　設　名	住　所	連絡先	所管課
いきいき交流センター （旧：老人福祉センター）	阪南市自然田 1880-5	471-6575	介護保険課
社会福祉法人日本ヘレンケラー財団さつき園（まつのき園）	阪南市鳥取中 9-1	さつき園:471-6868 まつのき園： 471-6863	市民福祉課
社会福祉法人ぽけっと福祉会 ワークセンターぽけっと	阪南市山中渓 458	472-9977	市民福祉課
ＮＰＯ法人 ハートワークひだまり	阪南市箱作 355-3	476-0539	市民福祉課
マジックブルーム （野のはな）	阪南市下出 289	470-1811	市民福祉課
社会福祉法人有誠会 下出作業所	阪南市下出 485-5	472-4084	市民福祉課
株式会社サトウ 自立支援事業所　結	阪南市鳥取 978-3	472-4446	市民福祉課
社会福祉法人舞福祉会 舞グリーンフレンズ	阪南市舞 3 丁目 41-2	471-9595	市民福祉課
特別養護老人ホーム玉田山荘 （玉田山福祉会）	阪南市石田 738	473-2222	介護保険課
特別養護老人ホーム玉井泉陽園 （大泉会）	阪南市下出 371-1	473-0001	介護保険課
ピープルハウスはんなん （光生会大阪）	阪南市貝掛 179-4	472-6633	介護保険課

指定避難所

※種別欄の「◎」は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる場所、「指」は指定避難場所、「緊」は指定緊急避難場所を表す。なお、鳥取中学校については、救援部隊の拠点となることから、指定避難所に指定しない。また、桃の木台中央公園は、広域避難地としても指定している。

※耐震欄の「◎」は、耐震工事が完了しているもの、「○」は昭和56年6月以降に建設されたもの、空欄は、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建設されたもの

※小中学校、高校とは体育館を示す。

災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設

施　設　名	収容可能面積(㎡)	収容可能人員(人)	NTT 災害特設電話	阪南市半固定型無線機	海抜(約m)	種別	洪水	土砂災害	地震	津波	高潮	大火事	耐震
飛鳥ゆめ学舎(旧尾崎中学校)	1,258	620	3	○	2.5	◎		●	●			●	◎
鳥取東中学校	1,248	620	3	○	42.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
貝掛中学校	1,247	620	3	○	46	◎	●	●	●	●	●	●	◎
飯の峯中学校	1,313	650	3	○	66.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
尾崎小学校	748	370	2	○	2.5	◎		●	●			●	◎
西鳥取小学校	806	400	2	○	7	◎	●	●	●	●	●	●	◎
舞小学校	768	380	3	○	71.5	◎	●		●	●	●	●	◎
下荘小学校	749	370	2	○	29	◎	●	●	●	●	●	●	◎
東鳥取小学校	708	350	2	○	20.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
朝日小学校	739	360	2	○	34	◎	●	●	●	●	●	●	◎
上荘小学校	751	370	2	○	14	◎	●	●	●	●	●	●	◎
桃の木台小学校	858	420	2	○	74	◎	●	●	●	●	●	●	◎
旧東鳥取小学校	735	360	2	○	23.5	◎	●	●	●	●	●	●	◎
府立泉鳥取高校	1,335	660	3		49	◎	●	●	●	●	●	●	◎
旧下荘小学校	745	370	2	○	8	指	●	●	●	●	●	●	◎
福島住民センター	256	120	1		2.5	指		●	●				
マリンタウン福島住民センター	107	50	1		2.5	指		●	●				○
鳥取住民センター	304	150	1		9.5	指	●	●	●	●	●		
和泉鳥取住民センター	100	50	1		28	指	●	●	●	●	●		
桑畑住民センター	50	20	1		61	指		●	●	●	●		
和泉鳥取台住民センター	129	64	1		43.5	指			●	●	●		○

施　設　名	収容可能面積(㎡)	収容可能人員(人)	NTT 災害特設電話	阪南市半固定型無線機	海抜(約m)	種別	洪水	土砂災害	地震	津波	高潮	大火事	耐震
新町住民センター	219	100	1		5.5	指	●	●	●		●		
シーサイド貝掛住民センター	54	20	1		12.5	指	●	●	●	●	●		
貝掛住民センター	149	70	1		16.5	指	●	●	●	●	●		
箱作住民センター	300	150	1		7	指	●	●	●	●	●		
いずみが丘住民センター	165	80	1		34	指	●	●	●	●	●		○
鴻和住民センター	190	90	1		84.5	指	●	●	●	●	●		
舞西住民センター	300	150	1		26.5	指	●	●	●	●	●		
光陽台住民センター	252	120	1		66.5	指	●	●	●	●	●		
自然田住民センター	310	150	1		23.5	指	●	●	●	●	●		
自然田第3住民センター	167	80	1		20	指		●	●	●	●		○
自然田第4住民センター	168	80	1		24.5	指	●	●	●	●	●		○
桜ヶ丘住民センター	82	40	1		30.5	指	●	●	●	●	●		
石田住民センター	219	110	1		27.5	指	●	●	●	●	●		
鳥取中住民センター	261	120	1		18.5	指	●	●	●	●	●		
黒田住民センター	249	120	1		12.5	指	●	●	●	●	●		
下出住民センター	255	120	1		9	指	●	●	●	●	●		
さつき台住民センター	234	110	1		49	指	●	●	●	●			○
山中渓住民センター	157	70	1	○	70	指	●		●	●	●		
緑ケ丘住民センター	235	110	1		72.5	指	●	●	●	●	●		
万葉台住民センター	131	60	1		50.5	指	●	●	●	●	●		○
桃の木台西住民センター	300	150	1		73.5	指	●	●	●	●	●		○
プロヴァンスの丘住民センター	146	70	1		83	指			●	●			○
南山中住民センター	115	50	1		37.5	指	●	●	●	●	●		
箱の浦住民センター	115	50	1		30.5	指	●	●	●	●	●		
鳥取三井住民センター	94	40	1		19.5	指	●	●	●	●	●		○
箱作東住民センター	173	80	1		7	指	●	●	●	●	●		○
箱作西住民センター	230	110	1		10	指	●	●	●	●	●		

施　設　名	収容可能面積(㎡)	収容可能人員(人)	NTT 災害特設電話	阪南市半固定型無線機	海抜(約m)	種別	洪水	土砂災害	地震	津波	高潮	大火事	耐震
箱の浦東住民センター	232	110	1		32.5	指	●	●	●	●	●		○
桃の木台東住民センター	287	143	1		66	指	●	●	●	●	●		○
桃の木台南住民センター	281	140	1		83.5	指	●	●	●	●	●		○
尾崎住民センター	316	158	1		5.5	指	●	●	●	●	●		○
中央運動広場	11,880				26.7	緊	●	●	●	●	●	●	―
防災コミュニティセンター	85	42			9.3	緊	●	●	●	●	●	●	○
桃の木台中央公園(広域避難地)	43,000				76.5	緊	●	●	●	●	●	●	―
鳥取中学校(救援部隊拠点)			3		15.5	緊	●	●	●	●	●	●	◎

応急仮設住宅の建設予定地

施設名	所在地	面積	建設必要戸数	必要面積
中央運動広場	光陽台 1-17-24	11,880 ㎡	30	1,500 ㎡

※必要戸数、必要面積については、大阪府の地震被害想定調査結果を参考とした阪南市の被害想定をもとに算出したもの

重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量

物　　資	目標量	保有量
アルファ化米等	36,002（食）	7,880（食）
高齢用食	1800（食）	705（食）
毛布	6,667（人・日）	2,089（人・日）
粉ミルク 液体ミルク	14,561（g） 113（ﾘｯﾄﾙ）	28,800（g） 58（ﾘｯﾄﾙ）
哺乳瓶	75（本）	70（本）
乳児・幼児用オムツ	2,000（枚）	2,550（枚）
大人用おむつ	400（枚）	524（枚）
簡易トイレ	67（個）	79（個）
生理用品	1,950（枚）	29,932（枚）
トイレットペーパー	75,004（m）	723,600（m）
マスク	10,001（枚）	59,000（枚）

（令和４年４月１日現在）

近隣の災害拠点病院等

名　　称		住　　所	電　話
基幹災害医療センター	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201
地域災害医療センター	りんくう総合医療センター（大阪府泉州救命救急センター）	泉佐野市りんくう往来北２－23	072-469-3111
特定診療災害医療センター	大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前３丁目１番69号	06-6945-1181
	大阪精神医療センター	枚方市宮之阪 ３－16－21	072-847-3261
	大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの３－７－１	072-957-2121
	大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725-56-1220
阪南市災害医療センター	阪南市民病院	阪南市下出17	072-471-3321

（令和４年４月１日現在）

広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

指定区分	施　設　名	区　　間
広　　域	阪和自動車道	市域全域
	国道26号（第二阪和国道）	市域全域
	府道752号（府道和歌山阪南線）	下出北～望海坂
地　　域	府道鳥取吉見泉佐野線	兎砥橋～尾崎北、尾崎北～地域交流館
	府道東鳥取・南海線	桜ヶ丘～阪南インターチェンジ前
	府道自然田鳥取線	鳥取～阪南インターチェンジ前
	市道尾崎自然田線	尾崎北～下出西
	市道尾崎黒田南線	下出西～黒田南
	市道西鳥取29号線	阪南郵便局前～阪南消防署前
	東鳥取221号線	全線
	市道尾崎石田線	石田
	市道石田桑畑線	石田～東鳥取12号橋
	東鳥取246号線	東鳥取12号橋～桑畑グラウンド
	市道光陽台舞線	鳥取南～光陽台
	市道箱作駅前線	全線
	市道丘陵東線	全線
	市道丘陵西線	全線

（令和４年４月１日現在）

災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	所有者 又は 管理者	土地の利用				付　近 障害物 状　況
			長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	表面	
桑畑総合グラウンド	桑畑 430	教育委員会	50	90	11000	土	
桃の木台小学校	桃の木台 5-423-33	桃の木台小学校	60	80	11000	土	
大阪市泉南メモリアルパーク	箱作 2603-1・10 区	大阪市霊園サービス公社	50	35	2200	芝生	南側 山林

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

指定文化財等一覧表

区分	種別	件数
国指定重要文化財	有形文化財　建造物	1
国登録文化財	有形文化財　建造物	17
〃	記念物　名勝地	1
大阪府指定文化財	有形文化財　建造物	1
〃	有形文化財　絵画	1
〃	有形文化財　彫刻	1
〃	天然記念物	1
〃	史跡	1
大阪府記録選択	無形民俗文化財	5
阪南市指定文化財	有形文化財　絵画	1
〃	有形文化財　彫刻	3
〃	有形文化財　考古資料	2
〃	有形文化財　古文書	1
〃	有形民俗文化財	17
〃	無形民俗文化財	4
〃	史跡	1
〃	天然記念物	1

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

防災関係機関指定電話及び大阪府防災行政無線番号一覧表

機関名	所在地	電話番号	府防災行政無線番号
（市関係）			
阪南市役所	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678	532-8900
阪南市民病院	阪南市下出 17	072-471-3321	
（機関名）			
泉州南広域消防本部	泉佐野市りんくう往来北 1 番地の 20	072-469-0119	448-8900
泉州南消防組合 阪南消防署	阪南市桃の木台 1 丁目 1-1	072-476-0119	
泉州南消防組合 阪南消防署 北分署	阪南市黒田 264-1	072-743-0119	
（国関係）			
大阪管区気象台	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6304	816-8930
近畿農政局大阪地域センター	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6943-9691	
大阪海上保安部岸和田海上保安署	岸和田市新港町 1	072-422-3592	814-0
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子 99-6	0725-23-1051	
（大阪府関係）			
危機管理室	大阪市中央区大手前 2	㈹06-6941-0351 (直)06-6944-6021	220-8921
泉南地域防災室	岸和田市野田町 3-13-2	㈹072-439-3601	303-8910
泉州農と緑の総合事務所	岸和田市野田町 3-13-2	㈹072-439-3601	303-8920
岸和田土木事務所	岸和田市野田町 3-13-2	㈹072-439-3601	303-8910
岸和田土木事務所尾崎出張所	阪南市黒田 52-3	072-471-0351	339-0
大阪港湾局総務運営課	泉大津市なぎさ町 6-1	(代)0725-21-1411	322-8910
大阪港湾局阪南建設管理課	岸和田市港緑町 4-10	(代)072-439-5261	384-8900
大阪港湾局阪南建設管理課深日担当	泉南郡岬町深日 3493	072-492-2025	386-8900
泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701	627-0

機関名	所在地	電話番号	府防災行政無線番号
泉南警察署	阪南市尾崎町 70	072-471-1234	
(近隣市町)			
泉佐野市役所	泉佐野市市場東 1 丁目 1 番 1 号	072-463-1212	513-5900
泉南市役所	泉南市樽井 1-1-1	072-483-0001	528-8900
熊取町役場	泉南郡熊取町野田 1-1-1	072-452-1001	537-8900
田尻町役場	泉南郡田尻町嘉祥寺 375-1	072-466-1000	538-8900
岬町役場	泉南郡岬町深日 2000-1	072-492-2001	539-8900
(公共機関)			
阪南郵便局	阪南市黒田 242-2	072-472-0050	
西日本電信電話㈱関西支店	大阪市都島区東野田町 4−15−82	06-6490-1324	
関西電力送配電㈱岸和田配電営業所	岸和田市藤井町 3 丁目 4-4	0800-777-3081	
大阪ガスネットワーク(株)南部事業部	堺市堺区住吉橋 2-2-19	072-238-2394	
大阪広域水道企業団 阪南水道センター	阪南市鳥取 74−1	072-470-2155	532-2460 532-2461
西日本高速道路㈱和歌山管理事務所	和歌山市栗栖字中須 1038-2	073-472-2091	
西日本旅客鉄道株式会社　和泉砂川駅	大阪府泉南市信達牧野 165 番地		
南海電気鉄道株式会社　和歌山市駅	和歌山県和歌山市東蔵前丁 3 番地 6		

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

防災行政無線(固定系)設置場所一覧表

no.	設置場所	no.	設置場所
1	マリンタウン福島	51	東和苑
2	旧尾崎中学校	52	鴻和住民センター
3	尾崎町５丁目	53	下出１
4	尾崎団地１	54	下出第１児童遊園
5	尾崎団地２	55	大巌寺
6	尾崎鉄筋住宅	56	下出２
7	尾崎町４丁目	57	泉南警察東
8	尾崎港	58	消防第２分団庫
9	旧尾崎公民館	59	黒田住民センター
10	尾崎住民センター	60	鳥取中学校
11	新町北	61	波太小学校１
12	新町南	62	波太小学校２
13	西鳥取小学校	63	石田
14	鳥取１	64	波太神社前
15	鳥取ノ荘駅前	65	上荘小学校
16	鳥取２	66	鳥取中
17	鳥取３	67	鳥取中住民センター
18	シーサイド貝掛	68	自然田墓地
19	舞北児童遊園	69	自然田住民センター
20	舞２丁目	70	自然田１
21	舞西住民センター	71	自然田２
22	三井団地南児童遊園	72	自然田３
23	舞東住民センター	73	自然田４
24	舞３丁目１	74	光風園第２児童遊園
25	舞３丁目２	75	緑ヶ丘１
26	舞小学校	76	緑ヶ丘２
27	光陽台児童遊園	77	さつき台１
28	光陽台１号公園	78	さつき台２
29	光陽台３丁目	79	桑畑住民センター
30	光陽台４丁目１	80	桑畑
31	光陽台４丁目２	81	旧朝日幼稚園
32	貝掛	82	朝日小学校前
33	貝掛住民センター	83	和泉鳥取
34	箱作東	84	いずみ鳥取台公園
35	箱作東住民センター	85	松風荘苑

no.	設置場所	no.	設置場所
36	下荘小学校	86	垣原
37	下荘漁港	87	かきはら児童遊園
38	加茂神社	88	山中渓１
39	田山	89	山中渓２
40	箱の浦１	90	山中渓３
41	箱の浦２	91	山中渓４
42	箱の浦３	92	桃の木台東住民センター
43	箱の浦児童公園	93	スカイタウン１
44	南山中	94	スカイタウン２
45	箱作駅前線	95	スカイタウン３
46	万葉台住民センター	96	スカイタウン４
47	住金児童遊園	97	スカイタウン５
48	旧はつめ幼稚園	98	スカイタウン６
49	いずみが丘１	99	石田（蓮池）
50	いずみが丘２		

(令和４年４月１日現在)

防災行政無線（移動系）一覧表

個別番号	名称	個別番号	名称	個別番号	名称
200	無線室（統制台）	携帯局		車携帯局	
900	直接波中継局	301	市役所（タブレット付）	401	危機管理課
901	直接波中継局	302	防災コミュニティセンター（タブレット付）	402	危機管理課
909	無線室静止画像用	303	防災コミュニティセンター（タブレット付）	403	介護保険課
半固定局		304	市役所（危機管理課）	404	こども政策課
201	地域交流館	305	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	405	生涯学習推進室
202	旧尾崎中学校	306	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	406	生活環境課
203	尾崎小学校	307	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	407	税務課
204	上荘小学校	308	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	408	市民福祉課
205	鳥取中学校	309	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	409	まちの活力創造課
206	東鳥取小学校	310	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	410	政策共創室
207	旧東鳥取小学校	311	市役所（危機管理課）	411	総務課
208	朝日小学校	312	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	412	教育総務課
209	鳥取東中学校	313	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	413	道路公園課
210	西鳥取小学校	314	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	414	河川農水課
211	山中渓住民センター	315	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	415	道路公園課
212	都市整備部【水道センター】	316	防災コミュニティセンター（災害対策本部）	416	下水道課
213	舞小学校	317	市役所（都市整備部）	417	水道企業団
214	総合体育館	318	市役所（都市整備部）	418	消防団第１分団
215	貝掛中学校	319	市役所（都市整備部）	419	消防団第１分団
216	飯の峯中学校	320	市役所（都市整備部）	420	消防団第２分団
217	桃の木台小学校	321	市役所（都市整備部）	421	消防団第２分団

個別番号	名称	個別番号	名称	個別番号	名称
218	下荘小学校	322	市役所（水道企業団）	422	消防団第３分団
219	箱作小学校	323	市役所（水道企業団）	423	消防団第３分団
		324	市役所（下水）	424	消防団第４分団
		325	市役所（下水）	425	消防団第４分団
		326	消防署	426	消防団第５分団
		327	消防団長	427	消防団第５分団
		328	消防団第１分団		
		329	消防団第１分団		
		330	消防団第２分団		
		331	消防団第２分団		
		332	消防団第３分団		
		333	消防団第３分団		
		334	消防団第４分団		
		335	消防団第４分団		
		336	消防団第５分団		
		337	消防団第５分団		

ｸﾞﾙｰﾌﾟ番号	ｸﾞﾙｰﾌﾟ名称	ｸﾞﾙｰﾌﾟ番号	ｸﾞﾙｰﾌﾟ名称	ｸﾞﾙｰﾌﾟ番号	ｸﾞﾙｰﾌﾟ名称
#00	全局一括	#21	消防団一括	#42	小学校一括
#01	市一括	#22	消防団本部	#43	中学校一括
#02	市携帯一括	#23	消防団第１分団	#44	その他施設一括
#03	半固定局一括	#24	消防団第２分団		
		#25	消防団第３分団		
		#26	消防団第４分団	#89	発信規制
		#27	消防団第５分団	#99	全局共通ｸﾞﾙｰﾌﾟ

（令和５年４月１日現在）

公用車一覧表

所管課	番号/通称	車名（車両データ）	用途	車両番号				定員	防災無縁	青パト	スピーカー	備考
総務課	18	ﾆｯｻﾝ　ｴｸｽﾄﾚｲﾙ	普通乗用	和泉	301	ち	2762	5	○			
総務課	28	ﾄﾖﾀ　ｱｸｱ	小型乗用	和泉	502	と	932	5				
総務課	21	ﾄﾖﾀ　ﾌﾟﾘｳｽ	普通乗用	和泉	301	さ	8405	5				
秘書人事課		ﾄﾖﾀ　ｸﾗｳﾝ	普通乗用	和泉	300	や	3694	5				
危機管理課		ﾄﾖﾀ　ﾊｲｴｰｽ	普通特種	和泉	800	す	6617	6	○		○	
危機管理課		ﾆｯｻﾝｳｲﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ	小型特種	和泉	800	す	4763	5	○		○	
政策共創室	24	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物	和泉	480	そ	2770	4	○			
まちの活力創造課	7	ﾆｯｻﾝｳｲﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ	小型乗用	和泉	502	そ	7690	5	○			
シティプロモーション推進課	12	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ	軽貨物	和泉	480	た	4632	4				
生活環境課		ﾆｯｻﾝ　ﾃﾞｲｽﾞ	軽乗用	和泉	581	ち	9474	4		○	○	防犯パトロール車
生活環境課	5	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物	和泉	480	そ	2772	4	○			
生活環境課		ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾐﾗｲｰｽ	軽乗用	和泉	580	ゆ	4371	4		○	○	防犯パトロール車
税務課	8	ｽｽﾞｷ　箱型	軽乗用	和泉	580	み	890	4				
税務課	25	ｽｽﾞｷ　箱型	軽乗用	和泉	580	み	889	4				
税務課	48	ｽｽﾞｷ　ｱﾙﾄ	軽乗用	和泉	580	せ	4395	4	○			
資源対策課	46	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｰ	軽貨物	和泉	480	た	3637	4				
市民福祉課	50	ｽｽﾞｷ　ｱﾙﾄﾊﾞﾝ	軽貨物	和泉	43	え	4408	4	○	○		
市民福祉課		ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄﾊﾞﾝ	軽貨物	和泉	480	ち	8676	4				
生活支援課	20	ｽｽﾞｷ　ｱﾙﾄ	軽乗用	和泉	581	え	4237	4				
介護保険課		ﾀﾞｲﾊﾂ　ｶｰｺﾞ	軽特種	和泉	80	あ	2122	4				
介護保険課	27	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｨ	軽貨物	和泉	41	は	4383	4				
介護保険課	33	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｨ	軽貨物	和泉	480	く	9224	4				
介護保険課	40	ﾀﾞｲﾊﾂｱﾄﾚｰﾊﾞﾝ	軽貨物	和泉	480	す	6045	4	○			
保険年金課	38	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ	軽貨物	和泉	480	た	4633	4				
健康増進課	60	ｽｽﾞｷ　ｱﾙﾄ	軽貨物	和泉	580	の	661	4				
健康増進課		ｶﾛｰﾗ	小型乗用	和泉	501	せ	4861	5				
こども支援課		ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｨ	軽貨物	和泉	480	け	3827	4				
こども支援課		ｽｽﾞｷ	軽乗用	和泉	580	は	7218	4				
こども政策課		ﾄﾖﾀﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽﾜｺﾞﾝ	小型乗用	和泉	502	せ	1260	5	○			
こども政策課		ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｰ	軽貨物	和泉	480	つ	3079	4				
道路公園課	10	ﾆｯｻﾝ　ﾏｰﾁ	小型乗用	和泉	502	さ	6251	5				
都市整備課	15	三菱	軽貨物	和泉	480	く	9174	4				
河川農水課	44	ｽﾊﾞﾙ　ｻﾝﾊﾞｰ	軽貨物	和泉	480	く	9137	2				ﾄﾗｯｸ

所管課	番号/通称	車名（車両データ）	用途	車両番号				定員	防災無縁	青パト	スピーカー	備考
河川農水課	16	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｨ	軽貨物	和泉	480	そ	3098	4	○			
河川農水課	13	ﾄﾖﾀ　ﾀｳﾝｴｰｽ	小型貨物	和泉	400	て	534	2				
都市整備課	35	ﾀﾞｲﾊﾂﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	軽貨物	和泉	480	そ	2774	4				
都市整備課	17	ﾄﾖﾀﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽﾊﾞﾝ	小型貨物	和泉	400	て	4550	5				
道路公園課	36	三菱ﾐﾆｷｬﾌﾞﾊﾞﾝ	軽貨物	和泉	480	せ	3128	4	○			
道路公園課	1	三菱　ﾄﾗｯｸ	軽貨物	和泉	480	け	9594	2				ﾄﾗｯｸ
道路公園課	11	ｽｽﾞｷ　ﾀﾞﾝﾌﾟ	軽貨物	和泉	480	す	1490	2	○			ﾄﾗｯｸ
道路公園課	9	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊﾞﾝ	軽貨物	和泉	480	す	1417	4				
道路公園課		ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾀﾞﾝﾌﾟ	軽貨物	和泉	480	か	4788	2				ﾄﾗｯｸ
道路公園課	14	ﾏﾂﾀﾞ　ﾀﾞﾝﾌﾟ	小型貨物	和泉	400	す	5017	3				ﾄﾗｯｸ
下水道課	30	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｨ	軽貨物	和泉	43	け	1853	4				
下水道課	41	ﾄﾖﾀﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽﾊﾞﾝ	小型貨物	和泉	400	て	4548	5				
下水道課	49	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｨ	軽貨物	和泉	43	う	9395	4	○			
議会事務局		ﾄﾖﾀ　ｴｽﾃｨﾏ HV	普通乗用	和泉	301	さ	8801	8				
議会事務局		ﾄﾖﾀ　ｸﾗｳﾝ	普通乗用	和泉	300	そ	3687	5				
教育総務課	22	三菱ﾐﾆｷｬﾌﾞﾄﾗｯｸ	軽貨物	和泉	480	さ	425	2				ﾄﾗｯｸ
教育総務課	43	ｽｽﾞｷ　ｷｬﾘｰ	軽貨物	和泉	480	に	4453	2				ﾄﾗｯｸ
教育総務課		ﾆｯｻﾝ　ｾﾚﾅ	小型乗用	和泉	502	せ	915	8				
教育総務課	32	ﾄﾖﾀﾌﾟﾛﾎﾞｯｸｽ回転灯	小型乗用	和泉	502	せ	685	5	○	○		
学校給食センター	26	三菱ﾊﾞﾝ	軽貨物	和泉	480	せ	2310	4				
生涯学習推進室		ｽｽﾞｷ　ｱﾙﾄ	軽乗用	和泉	51	に	5569	4		○	○	
生涯学習推進室	19	ﾄﾖﾀ　ﾊﾞﾝ	小型貨物	和泉	400	さ	6946	5				
生涯学習推進室	37	ﾀﾞｲﾊﾂ　ﾊｲｾﾞｯﾄ	軽貨物	和泉	480	た	4631	4			○	
生涯学習推進室	47	ﾆｯｻﾝｳｲﾝｸﾞﾛｰﾄﾞ	小型乗用	和泉	502	せ	3329	5	○			
中央公民館	34	ｽｽﾞｷ　ｴﾌﾞﾘｰ	軽貨物	和泉	480	ち	4227	4				

（令和５年４月１日現在）

清掃関係施設及び車両一覧表

〔処理施設〕

名称	所在地	処理能力等	種類	電話
泉南清掃事務組合	尾崎町 532	フエルント式 190t/日	じん芥	072-484-0581

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

〔ごみ収集車両〕

車種	積載量(t)	台数	用途
プレス圧縮型(2t 車)	2.00	9	一般収集用
ダンプ（2t 車）	2.00	1	一般収集用
プレス圧縮型(3.5t 車)	2.60~2.75	5	一般収集用
軽四輪車	0.35	4	一般収集用
軽四リフト車	0.35	1	冷蔵庫等運般
合　　計	―	20	―

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

車両一覧表（消防団）

区分 分団	種　　別	車名	登録番号	エンジン性能		ポンプ級　別	年式
				気筒数	馬力(PS)		
事務局	防災学習・災害活動車両	トヨタ	和泉 800 す 6617	4	151		2014
	指揮広報車	ニッサン	和泉 800 さ 4763	4	109		2011
第 1 分団	消防ポンプ車	いすず	和泉 800 さ 673	4	175	A-2	2022
	積載車	いすず	和泉 800 す 6297	4	81		2014
第 2 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 88 さ 4511	4	155	A-2	2001
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 1986	4	133		2006
第 3 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 4508	4	155	A-2	2001
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 950	4	133		2005
第 4 分団	消防ポンプ車	日野	和泉 830 す 1414	4	150	A-2	2006
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 1729	4	133		2006
第 5 分団	消防ポンプ車	三菱	和泉 800 さ 711	4	155	A-2	1999
	積載車	トヨタ	和泉 800 す 2079	4	133		2006

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

市内の消防水利状況

	区　分	個数			区　分	個数
消火栓	公設	1,092	防火水槽	公設	40m³ 以上	79
	私設	21			40m³ 未満	7
	計	1,113			計	86

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【洪水】

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	セカンドライフウィズ尾崎	阪南市尾崎町 4-21-17	有料老人ホーム
2	ライフケア尾崎	阪南市尾崎町 204-6	老人福祉施設(入所系)
3	老人デイサービスセンターライフケア尾崎	阪南市尾崎町 204-6	老人福祉施設(通所系)
4	特別養護老人ホームふれ愛四季の郷	阪南市尾崎町 504－1	老人福祉施設(入所系)
5	グループホームふれ愛四季の郷	阪南市尾崎町 504－1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
6	尾崎あいホーム二番館	阪南市下出 274-1	有料老人ホーム
7	尾崎デイサービス	阪南市下出 274-1	老人福祉施設(通所系)
8	尾崎小学校	阪南市尾崎町 5-33-8	小学校
9	尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町 5-33-8	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
10	(福) 野のはな　マジックブルーム	阪南市下出 289	障害者通所支援事業の用に供する施設
11	飛鳥ゆめ学舎	阪南市尾崎町 5 丁目 33-33	児童福祉施設

浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【高潮】

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	阪南市立下荘保育所	阪南市箱作 998-1	児童福祉施設
2	ピープルデイサービスセンターはんなん	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(通所系)
3	ピープルケアハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
4	ピープルハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
5	セカンドライフウィズ尾崎	阪南市尾崎町 4-21-17	有料老人ホーム
6	尾崎小学校	阪南市尾崎町 5-33-8	小学校
7	尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町 5-33-8	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
8	あすなろ 1 号館　2 号館	阪南市新町 176-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
9	ピープル身体障害者ショートステイはんなん	阪南市貝掛 179-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
10	関空苑	阪南市貝掛 58-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
11	グループホーム RASIEL 阪南 sea	阪南市箱作 928	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
12	小規模多機能型居宅介護下荘	阪南市箱作 1037-1	老人福祉施設(通所系)
13	飛鳥ゆめ学舎	阪南市尾崎町 5 丁目 33-33	児童福祉施設

浸水想定区域内の要配慮者利用施設リスト【津波】

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	ピープルデイサービスセンターはんなん	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(通所系)
2	ピープルケアハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
3	ピープルハウス阪南	阪南市貝掛 179-4	老人福祉施設(入所系)
4	セカンドライフウィズ尾崎	阪南市尾崎町 4-21-17	有料老人ホーム
5	あすなろ 1 号館　2 号館	阪南市新町 176-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
6	ピープル身体障害者ショートステイはんなん	阪南市貝掛 179-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
7	関空苑	阪南市貝掛 58-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
8	グループホーム RASIEL 阪南 sea	阪南市箱作 928	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設リスト

NO	施設・場所名	住所	施設種別
1	山中渓デイサービス	阪南市山中渓 1253 番地の 2	老人福祉施設(通所系)
2	舞小学校	阪南市舞 4-6-31	小学校
3	まい幼稚園	阪南市舞 4-6-14	幼稚園
4	舞留守家庭児童会	阪南市舞 4-6-31	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

（資料１）阪南市防災会議条例

昭和４７年１０月２０日
条例第８号
注　平成２４年１２月２８日条例第１９号から条文注記入る。
改正　昭和５２年3月１９日条例第５号
平成９年９月４日条例第９号
平成１１年3月３１日条例第２号
平成１２年3月３１日条例第９号
平成１７年3月３１日条例第８号
平成２４年１２月２８日条例第１９号
平成２５年１２月２４日条例第３２号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、阪南市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　阪南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平２４条例１９・一部改正）

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　副会長は、委員のうちからあらかじめ会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

５　委員は、５０人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2)　陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3)　大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(4)　大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者

(5)　市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6)　教育長

(7)　消防長及び消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10)　その他防災上特に必要と認め、市長が任命する者

６　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（平２４条例１９・一部改正）

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（補則）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年３月１９日条例第５号）

この条例は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　則（平成９年９月４日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年３月３１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年３月３１日条例第９号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２８日条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２４日条例第３２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の阪南市防災会議条例第３条第６項本文の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までとする。

（資料２）阪南市防災会議委員

	区　　分	所　　属
	会長	阪南市長
1	指定地方行政機関（1号委員）	岸和田海上保安署長
2	陸上自衛隊の自衛官（2号委員）	陸上自衛隊第37普通科連隊 第5中隊長
3	大阪府職員（3号委員）	岸和田土木事務所長
4		泉南地域防災監
5		泉佐野保健所長
6		大阪港湾局 阪南建設管理課長
7	大阪府警（4号委員）	泉南警察署長
8	市職員（5号委員）	副市長
9		未来創生部長
10		市民部長
11		健康福祉部長
12		こども未来部長
13		都市整備部長
14		議会事務局長
15		行政委員会事務局長
16		生涯学習部長
17		会計管理者
18	教育長（6号委員）	教育長
19	消防長及び消防団長（7号委員）	泉州南消防組合消防長
20		阪南市消防団長
21	指定公共機関又は指定公共機関の職員（8号委員）	阪南郵便局長
22		西日本電信電話(株) 関西支店 設備部長
23		関西電力送配電(株)岸和田配電営業所長
24		西日本旅客鉄道(株) 和泉砂川駅長
25		南海電気鉄道(株)　和歌山市駅長
26		大阪ガスネットワーク（株）南部事業部導管計画チーム（マネジャー）
27		（社）大阪府LPガス協会 泉南支部
28		大阪広域水道企業団 阪南水道センター所長
29	自主防災組織を構成する者又は学識経験者（9号委員）	京都大学 防災研究所･社会防災研究部門 都市防災計画研究分野 教授
30		京都大学 防災研究所･防砂研究所付属巨大災害研究センター 教授
31		自主防災組織代表
32	その他防災上特に必要と認め市長が任命する者（10号委員）	（一社）泉佐野泉南医師会
33		阪南市民病院院長
34		阪南市自治会連合会長
35		阪南市連合婦人会長
36		阪南市社会福祉協議会長
37		阪南市障がい者（児）団体連絡協議会長
38		市民公募委員（男性）
39		市民公募委員（女性）
委　員　計（会長含まず）		39

（資料３）阪南市災害対策本部条例

昭和 47 年 10 月 20 日
条　例　第　　9　号
改正　平成 8 年 6 月 19 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、阪南市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

3　部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 8 年 6 月 19 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

（資料４）阪南市防災行政用無線局運用管理規程

(趣旨)

第１条　この規程は、阪南市防災行政用無線局（以下「防災行政用無線局」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　無　　線　　局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
(2)　固定系無線設備　親局及び子局の総体をいう。
(3)　移動系無線設備　基地局及び移動局の総体をいう。
(4)　親　　局　防災行政用無線(固定系)で、庁舎に設置する送信設備の総体をいう。
(5)　子　　局　防災行政用無線(固定系)で、屋外及び屋内に設置する受信局をいう。
(6)　基　　地　　局　移動局と通信を行うため､陸上に開設する移動しない無線局をいう。
(7)　通　　信　　所　基地局から有線で接続された通信設備をいう。
(8)　移　　動　　局　陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

(統制管理者)

第３条　防災行政用無線局に統制管理者を置き、総務部長をもって充てる。

２　統制管理者は、常に防災行政用無線局の運用状況を把握し、その機能が十分発揮できるように総括管理するものとする。

(無線管理者)

第４条　防災行政用無線局に無線管理者を置き、危機管理課長をもって充てる。

２　無線管理者は、統制管理者の指示を受け、管理する無線局の運用機器の整備及び保守の状況等を常に把握し、通信連絡に支障のないように日常の運用管理を行うものとする。

(通信担当者)

第５条　無線局に通信担当者を置く。

２　通信担当者は、電波法第 40 条第 1 項の資格を有する者のうち、同法第 51 条に基づき長が無線従事者として、選任を届け出た者をもってこれに充てる。

３　通信担当者は、無線管理者の指示を受け、当該無線設備の操作に当たるものとする。

(通信の種類)

第 6 条　通信の種類は次の表に掲げるとおりとする。

固定系無線設備	普通通信	個別、グループ別の通信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信(強制通信)	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系無線設備	普通通信	平常時における通信をいう。
	緊急通信	普通通信を中断して行う緊急の場合の通信をいう。

(通信統制)

第 7 条　統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は円滑な通信体制を図るために必要があると認めたときは、通信を統制するとともに、無線管理者に無線通信体制を確保するための必要な処置を講じさせることができる。

(訓練等)

第 8 条　非常災害時における無線通信の円滑な実施を確保するため、毎年 1 回以上通信訓練を実施するものとする。

(職員の研修)

第 9 条　統制管理者は、通信技能、機器の取扱保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(固定系無線による送信)

第 10 条　固定系無線設備による送信を依頼する者は、固定系無線送信届(様式第 1 号)を無線管理者に提出しなければならない。

(備付書類の管理)

第 11 条　防災行政用無線局には、正確な時計、無線検査簿、無線業務日誌(様式第 23 号)その他電波法施行規則第 38 条に定める書類を備え付けなければならない。

(無線業務日誌)

第 12 条　通信所の通信担当者は、無線業務日誌に必要な事項を記載の上、1 ヵ月ごとに取りまとめ、翌月の 5 日までに無線管理者に報告しなければならない。

(無線設備の点検等)

第 13 条　統制管理者は、無線設備の保守の万全を期すため、機器の点検は次の事項について行うものとする。

(1)　毎日点検

毎日始業時に、メーター、表示灯、送話器等の機能点検を行い、時計の時刻照合を行う。

(2)　年次点検

毎年1回以上予め定める日に、次の点検を行う。

(ｱ)　書類点検

第11条に掲げる書類等の点検、整備を行う。

(ｲ)　設備点検

周波数偏差、最大周波数偏差、空中線電力、スプリアス発射の強度、受信機の感度及び明瞭度等について別に定める保守点検施工要領に基づき、実測点検を行う。

(ｳ)　前号に規定する設備点検については、無線保守業者に委託することができる。

(無線従事者選(解)任届の提出)

第14条　無線管理者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第51条の規程により、すみやかに無線従事者選(解)任届を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(無線業務日誌抄録の提出)

第15条　無線管理者は、電波法施行規則第41条の規定による無線業務日誌の抄録を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(故障報告)

第16条　通信担当者は、無線設備等の異状を発見したときは、すみやかにその状況を無線管理者に報告しなければならない。

第17条　この規程に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は、統制管理者が定める。

附　則

この規程は、昭和61年9月1日から施行する。

（資料５）災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 100人　１日当り 30、000円以内 （加算額） 冬期（10月1日から 翌年3月31日） 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	１　費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当り平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額１戸当り2,401,000 円以内 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工 但し厚生大臣の承認により期間延長あり	１　平均１戸当り29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ２　高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ２　供与期間　完成から２年以内。
炊き出しその他による食品の供与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者 ３　床下浸水で自宅において自炊不可能な者	１　１人１日当たり 1,010 円以内 ２　被災地から一時縁故先（遠隔地）等に避難する場合、３日分支給可（大人、小人の差別なし）	災害発生の日から７日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（１食は１／３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏期（４月～９月）冬期（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内

（但し厚生大臣の承認により期間延長あり）</td><td>1　備蓄物資の価格は、年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,200</td><td>22,200</td><td>32,700</td><td>39,200</td><td>49,700</td><td>7,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,500</td><td>36,900</td><td>51,400</td><td>60,200</td><td>75,700</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,400</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,300</td><td>3,300</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費
2　病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内

（但し厚生大臣の承認により期間延長あり）</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の２割引以内の額</td><td>分べんした日から７日以内

（但し厚生大臣の承認により期間延長あり）</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	1　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当り 4,100円 中学校生徒 1人当り 4,400円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 201,000 円以内 小人（12才未満） 160,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 （但し厚生大臣の承認により期間延長あり）	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。

（資料６）阪南市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 10 日
条 例 第 2 7 号

改正　昭和 50 年 3 月 7 日条例第 8 号　昭和 51 年 12 月 2 日条例第 29 号
昭和 53 年 12 月 7 日条例第 27 号　昭和 58 年 3 月 25 日条例第 16 号
昭和 62 年 9 月 25 日条例第 16 号　平成 3 年 12 月 17 日条例第 46 号
平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章　災害弔慰金の支給

(災害弔意金の支給)

第 3 条　市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母
２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
３　遺族が遠隔地にある場合、その後の事情により前２項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
４　第３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)
第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)
第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

(支給の制限)
第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
(2)　令第２条に規定する場合
(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条　障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条　第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章　災害救護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条　市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条　災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円

エ　住居が全壊した場合　350 万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

イ　住居が半壊した場合　170 万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円

エ　住居の全体が滅失した場合　350 万円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち３年(令第７条第２項括弧書の場合は、５年)とする。

(利率)

第 14 条　災害援護資金は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

(償還等)

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第１項、令第８条から第 12 条までの規定によるものとする。

第５章　補則

(規則への委任)

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則(昭和 50 年 3 月 17 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則(昭和 51 年 12 月 2 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　　則(昭和 53 年 12 月 7 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阪南町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　　則(昭和 58 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　　則(昭和 62 年 9 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条、第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害に関して適用する。

附　　則(平成 3 年 12 月 17 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　　則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

（資料７）阪南市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書

阪南市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、阪南市災害時要援護者支援プランに基づく阪南市災害時要援護者登録申請書副本及び阪南市災害時要援護者名簿副本（以下「災害時要援護者名簿等」という。）の取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、災害時要援護者名簿等について、適切に取り扱うものとする。

（収集の制限）

第２条　乙は、災害時要援護者名簿等により要援護者の災害時の支援に必要な個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲で行うものとする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第３条　乙は、災害時要援護者名簿等を要援護者の支援以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（災害時要援護者名簿等の管理）

第４条　乙は、災害時要援護者名簿等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、厳重な保管場所を定め、適切に管理しなければならない。

（秘密の保持）

第５条　乙は、災害時要援護者名簿等から知り得た個人情報及び災害時の支援に必要な個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。要援護者の支援の役割を離れた後においても同様とする。

（複写及び複製の禁止）

第６条　乙は、甲が指示した以外は、災害時要援護者名簿等を複写し、又は複製してはならない。

（協力者への周知）

第７条　乙は、要援護者支援活動協力者に対して、災害時要援護者名簿等から知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（災害時要援護者名簿等の返還）

第８条　乙は、災害時要援護者名簿等を保有する必要がなくなったときは、速やかに災害時要援護者名簿等を甲に返還するものとする。

（協議）

第９条　甲及び乙は、災害時要援護者名簿等の管理等について必要と認めるときは、随時協議するものとする。

（事故発生時における報告）

第10条　乙は、災害時要援護者名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じる恐れのあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第11条　この協定に定めのない事項及び協議を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　大阪府阪南市尾崎町３５番地の１
阪南市長

乙

（資料８）泉州南消防組合警防規程

平成28年７月１日

泉州南消防組合消防長訓令第８号

改正　令和３年11月12日消防長訓令第19号

泉州南消防組合警防規程（平成25年４月１日泉州南消防組合消防長訓令第11号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　警防活動体制（第４条―第13条）
第３章　活動の基本原則（第14条―第18条）
第４章　指揮体制（第19条―第24条）
第５章　災害現場活動（第25条―第30条）
第６章　特別警戒（第31条―第33条）
第７章　消防通信（第34条）
第８章　消防調査（第35条・第36条）
第９章　警防訓練（第37条―第40条）
第10章　安全管理（第41条・第42条）
第11章　警防計画（第43条）
第12章　応援出動等（第44条）
第13章　報告（第45条―第47条）
第14章　雑則（第48条―第51条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、別に定めるもののほか、火災その他の災害（以下「災害」という。）に際して警防体制の万全を図り、災害活動に迅速かつ的確に対処し、災害による被害を軽減するため、警防に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　警防活動　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する災害の防除、警戒及び鎮圧等、被害の拡大を最小限にとどめるために消防が行う活動をいう。

(2)　警防計画　災害による被害を最小限にとどめるため必要な事前の対策をいう。

(3)　警防本部　消防本部における災害対応を総括する組織をいう。

(4)　現場指揮本部　災害現場における最上級指揮者（以下「最上級指揮者」という。）が災害現場を統括するための拠点をいう。

(5)　各級指揮者　災害現場における大隊長、中隊長、小隊長及び分隊長をいう。

(6)　特別警戒　地震又は異常気象等により特に必要とされる場合に行う警防活動をいう。

(7)　増員体制　風水害又は大規模災害時等に際し、通常警防体制では警防の万全を期し難いときに行う警防体制をいう。

(8)　関係機関　防災、警察、医療及び行政等、各種災害が発生した場合に、直接又は間接に警防活動と関係のある機関及び警防部長が必要と認める機関をいう。

(9)　所属長　消防本部の課長及び消防署長

（警防責任）

第３条　消防長は、警防活動の最高方針を決定し、警防活動を指揮統括する。

２　警防部長は、この規程の定めるところにより、警防活動を掌握し、警防体制の確立を図るとともに、消防署長（以下「署長」という。）及び警防部に所属の課長を指揮監督する。

３　総務部長は、消防長の指示に従い、総務部に所属の課長を指揮監督する。

４　所属長は、消防部隊の運用、指揮統制及び災害情報等を統括し、警防活動に当たる。

第２章　警防活動体制

（組織）

第４条　警防活動を効果的に行うため、消防本部及び消防署に次の各号に定める組織を置く。

(1)　消防本部に警防本部を置き、警防活動を総括する。

(2)　消防本部及び消防署に消防部隊（以下「隊」という。）を置き、警防活動を実施する。

（警防本部員）

第５条　警防本部は、警防本部長、警防本部長代理、警防副本部長、班長、班員をもって構成し、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てるとともに、その職務は当該各号に定めるとおりとする。

(1)　警防本部長は、消防長をもって充てるものとし、警防本部を統括する。

(2)　警防本部長代理は、消防次長をもって充て、警防本部長を補佐し、警防本部長が不在のときは、その職務を代行する。

(3)　警防副本部長は、各部長をもって充て、警防本部長を補佐し警防本部長並びに警防本部長代理が不在のときは、警防部長の職にある副本部長がその職務を代行する。

(4)　班長は、消防本部の課長の職にある者をもって充てるものとし、所属の職員を指揮監督し所管の業務について統括する。

(5)　班員は、消防本部の職員とし、上司の命を受けて警防本部の任務に従事する。

（警防本部会議）

第６条　警防本部長は、大規模な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合等で、必要があると認めるときは、警防本部員で構成する警防本部会議を招集することができる。

２　警防本部会議は、消防本部の作戦室で実施し、消防指令センターと一体的に運営するものとする。

（隊の編成）

第７条　隊は、大隊、中隊、小隊及び分隊をもって編成し、大隊に大隊長、中隊に中隊長、小隊に小隊長、分隊に分隊長を置く。

２　大隊長は所属長、中隊長は泉州南消防組合消防署に関する規程（平成25年泉州南消防組合訓令第２号）第３条に掲げる副署長、分署長、課長、参事、課長代理、主幹、小隊長は主査以上の者をもって充て、分隊長は消防士長以上の者をもって充てる。

３　隊は、おおむね次の基準により編成する。

(1)　大隊は、大隊長及び２個中隊以上をもって編成する。ただし、大隊長が不在の場合は、中隊長がその職務を代行する。

(2)　中隊は、中隊長及び２個小隊又は３個小隊をもって編成する。

(3)　小隊は、小隊長及び２個分隊をもって編成する。

(4)　分隊は、分隊長及び隊員並びに消防車両１台をもって編成する。

（救急隊等の編成）

第８条　救急隊の編成は、泉州南消防組合救急業務規程（平成28年泉州南消防組合消防長訓令第11号。以下「救急業務規程」という。）の定めるところによる。

２　救助隊の編成は、泉州南消防組合救助業務規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第13号。以下「救助業務規程」という。）の定めるところによる。

（隊の種別）

第９条　隊の種別は、別表に掲げるとおりとする。

（出動の原則）

第10条　隊の出動は、消防指令センターからの指令により行うことを原則とする。ただし、駆け付け通報又は署員発見等で災害の発生を覚知したときは、出動と同時に災害状況等を消防指令センターへ通報しなければならない。

（出動計画及び出動隊編成）

第11条　隊の災害出動計画及び出動隊編成については、別に定める。

（出動の種別）

第12条　出動の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1)　火災出動　火災の防御に対する出動をいう。

(2)　救急出動　傷病者の救命及び搬送に対する出動をいう。

(3)　救助出動　人命の救助に対する出動をいう。

(4)　事故等出動　火災の未然防止、危険物等漏洩及び救急活動支援並びに航空機警戒等に対する出動をいう。

(5)　その他の出動　前各号に掲げる出動以外の災害に対する出動をいう。

（署所の所轄区域）

第13条　各署所の所轄区域は、別に定める。

第３章　活動の基本原則

（現場活動の原則）

第14条　災害現場における各隊は、相互に連携して人命の安全確保を最優先とし、危険要因の排除及び被害拡大の防止に努めるものとする。

（火災防御活動）

第15条　火災防御活動は、人員、装備、施設等を有効に活用し、火災による人的、物的被害を最小限度にとどめるため、迅速かつ的確に行わなければならない。

（救急活動）

第16条　救急活動は、傷病者の観察及び救命処置を行うとともに、医療機関への搬送を適切かつ迅速に行わなければならない。

２　前項に定めるもののほか、救急隊の活動について必要な事項は、救急業務規程の定めるところによる。

（救助活動）

第17条　救助活動は、他の災害活動に最優先して行い、要救助者の安全確保を主眼として、迅速かつ的確に行わなければならない。

２　前項に定めるもののほか、救助隊の活動について必要な事項は、救助業務規程の定めるところによる。

（その他の警防活動）

第18条　その他の警防活動は、消防の目的に適合するもの及びこれと密接な関連のあるものについてのみ行うことを原則とする。ただし、関係機関等から要請があり、警防部長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第４章　指揮体制

（現場指揮本部の設置）

第19条　隊が出動した災害現場においては、警防活動の指揮統制を図るため現場指揮本部を設置する。ただし、災害の状況によっては設置しないことができる。

（現場指揮者）

第20条　災害現場における指揮者は、次の者とする。

(1)　大隊の指揮者は、災害現場を管轄する大隊長又は中隊長を原則とする。

(2)　中隊の指揮者は、中隊長とする。

(3)　小隊の指揮者は、小隊長とする。

(4)　分隊の指揮者は、分隊長とする。

(5)　警防部長は、災害等の状況等により必要と認めるときは、全隊の指揮をとる。

（指揮支援隊）

第21条　指揮支援隊は、火災現場等における指揮体制を補完するため、現場指揮本部等において最上級指揮者の支援を任務とする。

２　指揮司令課長又は最上級指揮者は、第11条に定めるもののほか、必要があると認めるときは指揮支援隊を出場させることができる。

（指揮宣言）

第22条　最上級指揮者は、指揮権の所在を明らかにするため、指揮宣言を行わなければならない。

２　指揮権は、指揮宣言をもって移行する。

（指揮要領）

第23条　指揮要領等は、別に定める。

（最上級指揮者の責務）

第24条　最上級指揮者の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　現場指揮本部の統括

(2)　災害状況の把握

(3)　情報の収集

(4)　消防指令センターへの現場情報報告

(5)　活動方針の決定

(6)　隊の増強又は削減の決定

(7)　隊員の安全確保

(8)　警戒区域の設定

(9)　関係機関との連絡調整

(10)　前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第５章　災害現場活動

（現場情報）

第25条　災害現場に先着した隊の各級指揮者は、災害の種別、状況及び人命救助の要否等の情報を速やかに最上級指揮者又は消防指令センターに報告しなければならない。

２　各級指揮者は、次に掲げる現場情報を常に共有しなければならない。

(1)　災害の状況及び推移

(2)　災害の防御の状況

(3)　死傷者の有無

(4)　火災の鎮圧及び鎮火

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（現場広報）

第26条　災害現場における広報は、軽易な事項を除き、最上級指揮者の指示により統一的に行わなければならない。

２　前項の広報にあっては、関係者の個人情報の保護に留意し、かつ、諸般の事項について誤解を与えることのないよう配慮するものとする。

（火災警戒区域及び消防警戒区域の設定等）

第27条　最上級指揮者は、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の２第１項に規定する火災警戒区域又は同法第28条第１項に規定する消防警戒区域（以下これらを「警戒区域」という。）の設定は、災害等の状況を的確に把握して行わなければならない。

２　最上級指揮者は、防御上支障がないと認めたときは、警戒区域の設定解除及び交通規制の緩和に努めなければならない。

（再燃防止）

第28条　最上級指揮者は、残火処理に当たっては、再燃防止を徹底するため、必要な隊を現場に待機させるほか、関係者に監視、警戒等の協力を求め、再燃防止等の適切な措置を講ずるものとする。

２　再燃防止の基準については、泉州南消防組合再燃防止規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第14号）に定める。

（現場保存）

第29条　各級指揮者は、火災原因調査のため、証拠保全及び現場保存に努めなければならない。

（併発災害の対応）

第30条　警防部長は、災害防御中その管轄区域内に新たな災害が発生したときは、待機している残留消防隊のうち直近のものから出動させるものとする。この場合において、先に発生した災害の最上級指揮者は、その災害の状況を判断し、消防隊の全部又は一部を、後に発生した災害に再出動させる等適切な処置をとらなければならない。

第６章　特別警戒

（特別警戒の実施区分）

第31条　特別警戒の実施は、次に掲げる区分によるものとする。

(1)　管轄区域の市町の災害対策本部が設置されたとき、又はその見込みがあるとき。

(2)　大規模災害等で消防長が必要と認めたとき。

(3)　併発災害、災害の規模等により、最上級指揮者が消防力の増強が必要であると認めたとき。

(4)　消防長が、災害等の発生するおそれ、または発生した場合に被害が拡大するおそれがあると認めた場合。

（特別警戒の実施事項）

第32条　特別警戒時においては、次に掲げる事項を必要に応じて実施するものとする。

(1)　災害の予防広報活動

(2)　災害危険区域の巡回及び重要建築物等の警戒

(3)　消防職員の自宅待機又は招集

(4)　消防団への警戒体制の要請

(5)　前各号に掲げるもののほか、災害等の予防及び警戒上必要な措置

（増員体制及び職員招集）

第33条　消防長又は署長は、増員体制の必要があると認めるときは、職員の招集を命じるものとする。

２　最上級指揮者等は、災害の規模等により、消防力の増強が必要であると認めたときは、別に定める泉州南消防組合災害時組織増員計画により、職員の招集を行うことができる。

３　前項の規定により、職員を招集した場合は、警防部長及び署長に報告しなければならない。

４　職員は、非常招集の発令があったときは、速やかに参集しなければならない。

第７章　消防通信

（業務及び出動指令）

第34条　消防指令センターは、災害の覚知、警防活動に関する必要な指令、無線統制、情報収集及び連絡等の業務を行うものとする。

２　消防指令センターは、災害を覚知したときは、別に定める災害出動計画に基づき出動を指令し、隊の効率的運用に努めるものとする。

３　前２項に定めるもののほか、消防通信について必要な業務は、泉州南消防組合無線局運用規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第15号）の定めるところによる。

第８章　消防調査

（警防調査）

第35条　署長、警備課長及び指揮司令課長（以下「署長等」という。）は、有効適切な警防活動を行うため、所属職員に次に掲げる事項を調査させ、その実態を把握させておかなければならない。

(1)　道路の状況及び水利の状況

(2)　調査の必要がある消防対象物

(3)　前２号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の調査は、定期及び随時行うものとし、その状況を必要に応じて台帳等に記載し整備しなければならない。

（警防査察）

第35条の２　署長は、管轄区域内の消防対象物等に対し、火災予防及び火災等による被害軽減のため、所属職員に警防査察を実施させなければならない。

２　前項の警防査察の実施方法等は、泉州南消防組合査察規程（令和３年泉州南消防組合消防長訓令第15号）に定めるところによるものとする。

（火災調査）

第36条　火災原因の調査及び損害の調査は、火災覚知と同時に実施することとし、調査に関し、必要な事項は、泉州南消防組合火災調査規程（平成25年泉州南消防組合消防長訓令第16号）によるものとする。

第９章　警防訓練

（訓練）

第37条　警防部長は、職員の技術向上及び志気の高揚を図るため、署長等に警防訓練計画（以下「訓練計画」という。）を策定させるものとする。

２　署長等は、策定した訓練計画に基づき、訓練を実施するものとする。

（訓練種別）

第38条　警防訓練の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1)　火災活動訓練　各種火災防御技術の向上を図るために行う訓練をいう。

(2)　救助訓練　人命救助技術及び救助資器材の使用技術向上を図るために行う訓練をいう。

(3)　救急活動訓練　救急活動を迅速かつ適切に実施するために行う訓練をいう。

(4)　特殊災害訓練　特殊災害の警防活動技術向上を図るために行う訓練をいう。

(5)　通信訓練　警防活動における無線通話要領及び情報伝達要領の向上を図るために行う訓練をいう。

(6)　その他訓練　上記以外の必要と認める訓練

（訓練内容）

第39条　警防訓練の内容は、前条各号に掲げる訓練の種別ごとにそれぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)　通常訓練　災害を想定した基本訓練、合同訓練及び総合訓練をいう。

(2)　図上訓練　警防計画等を活用した災害現場に対応するための図上想定訓練をいう。

(3)　特別訓練　管轄区域全体又は他の市町村等団体と合同で行う訓練をいう。

（訓練効果の確認）

第40条　署長等は、前条各号に掲げる訓練を実施したときは、必要に応じて訓練効果の確認を行

い、警防活動の向上に反映させるものとする。

第10章　安全管理

（災害活動時の安全管理）

第41条　各級指揮者は、出動途上及び災害現場において隊員の活動状況を的確に把握し、安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。

２　隊員は、安全管理の基本が自己にあることを認識するとともに、隊員相互が安全に配慮し、危害防止に努めるものとする。

３　前項に定めるもののほか、災害活動時の安全管理については、別に定めるところによる。

（訓練時の安全管理）

第42条　訓練時の安全管理については、別に定めるところによる。

第11章　警防計画

（警防計画）

第43条　署長等は、防御困難地域又は防御困難対象物において火災が発生した場合に人命の危険又は延焼拡大の危険が大きく、特別の防御活動が必要と認められるものについて、事前に警防計画を策定し、内容を職員に周知しなければならない。

２　前項の警防計画は、次に掲げる計画ごとに策定するものとする。

(1)　防御重要地域警防計画

(2)　特定対象物警防計画

(3)　その他の警防計画

３　警防計画の策定基準及び要領は、別に定める。

第12章　応援出動等

（応援出動）

第44条　この組合の管轄区域外の区域における災害の発生に対し、消防の応援を行う場合には、他の地方公共団体その他の行政機関との間に締結した各協定等に基づき実施するものとする。

２　前項に規定する協定以外の災害応援については、その都度消防長の指示により実施するものとする。

第13章　報告

（活動報告）

第45条　隊の各級指揮者は、災害出動したときは、出動区分ごとに別に定める報告書を所属長に提出しなければならない。

（特命報告）

第46条　所属長は、前条に定めるもののほか、必要な報告を求めることができる。

（訓練報告）

第47条　訓練を実施した責任者は、その結果を必要に応じ署長等に報告しなければならない。

第14章　雑則

（災害活動の検討会）

第48条　隊の災害出動後、各隊の災害活動結果を検討し、隊の災害活動の技能向上を図り、併せて将来の施策の参考に供するため、検討会を開くものとする。

２　前項の検討会に関しては、別に定める。

（消防団との連携）

第49条　最上級指揮者は、災害現場において円滑な防御活動等を行うため、常に消防団との連携を図らなければならない。

（防災部局等との連携）

第50条　この訓令に定めるもののほか、地震、風水害その他の災害等、管轄区域の市町における地域防災計画等に定めがある場合は、常に市町担当部局等との連携を図るものとする。

（その他）

第51条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成28年７月１日から施行する。

附　則（令和３年11月12日消防長訓令第19号）

この訓令は、令和３年11月12日から施行する。

別表（第９条関係）

消防部隊	指揮支援隊		災害現場における指揮活動の支援を行うため、指揮支援隊長及び隊員並びに指揮車をもって編成する。
	消火隊	ポンプ隊	災害現場における警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに業務に必要な装備をした消防ポンプ自動車をもって編成する。
		タンク隊	水利希薄な地域及び現場直近に部署し、災害現場における警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに水槽付消防自動車をもって編成する。
		化学消火隊	災害現場における特殊な警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに化学消防自動車をもって編成する。
	救助隊	救助隊	災害現場における救助活動及び警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに救助器具を積載した救助工作車をもって編成する。
		水難救助隊	水域における救助活動に従事するため、隊長及び隊員並びに潜水器具等を積載した水難救助車をもって編成する。
	はしご隊		災害現場における救援活動及び警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びにはしご付消防自動車をもって編成する。
	特殊車両隊		災害現場における特殊な警防活動に従事するため、隊長及び隊員並びに特殊消防自動車等をもって編成する。
	特命隊		警防部長が特に必要と認めるときに消防本部に設置する隊とする。
	救急隊		災害現場による事故等の傷病者又は急病人を医療機関へ搬送するため、隊長及び隊員並びに救急自動車をもって編成する。

（資料９） 中小規模災害時職員配備フロー図

災害時職員配備フロー図

警報発令

警戒配備体制

警戒配備員
本部長：総務部長

災害発生の恐れがあるとき

災害対策本部長（市長）の判断により
災害対策本部体制に切替

災害対策本部体制

①災害対策本部長（市長）の指示のもと、事務局（秘書人事課・危機管理課）より災害対策本部員に対し参集連絡（電話連絡）

②指令を受けた本部員は、直ちに各所管の班長に対し参集連絡（電話連絡）

※班長と連絡がつかない場合は、本部員の指名する各部の管理職に対し参集連絡

【災害対策本部員】
本部長：市長　副本部長：副市長　教育長　他本部員

災害応急対策活動を実施する必要がある場合

配備区分による
職員配備体制

●災害の規模や状況に応じ、災害対策本部において、管理職配備・A号配備・B号配備・C号配備の体制に移行する。

●状況により、配備職員数の増減、交代など臨機応変に対応することとする。

※配備職員の欠員に対しては、事務局において人数配置を検討することから、代理等による補填はしないこととする。

（避難所開設準備）

- 災害対策本部設置と同時に、避難所開設班が開設準備
- 教職員の配備については教育長又は生涯学習部長の指示による。

避難指示
（避難所開設）

- 要配慮者対応について、健康福祉部長の指示により担当職員が対応する。
- 健康福祉部長の指示により、各避難所を保健師が巡回する。
- 避難所開設責任者2名と管理職配備1名の計3名が1セットとなり各避難所において避難者対応等の運営を行う。さらに各避難所に女性消防団2名を配置する。

※コロナ対策を講じるため、避難所運営については、適宜、増員する。
※各避難所にアルコール消毒液及びマスクを常備する。

対応長期化

- 災害対策本部員は、まもる館内において適宜休息（常時連絡体制は確保）
- 班長は災害対策本部員休息時の代役とする
- 管理職配備・A号配備・B号配備職員はローテーションにより交代

事態収束

災害対策本部の閉鎖

・班長は本部員の補佐役とする。
・班長は災害対策本部設置後、直ちに招集される（本部員より参集連絡）。
・班長不在の場合は、本部員の指名する部内の管理職をもって充てることとする。
・班長は常に本部員を補佐するとともに各班の指揮を執るが、必要に応じて現場対応することもある。
・長時間に及ぶ場合、本部員の指示により、適宜、休憩することとする。

（様式１）動員報告書

動員報告書

令和　　年　　月　　日

人事班長　様

部長　　印

1　配備の区分

2　発令の時刻　　配備　令和　　年　　月　　日　　時　　分

3　動員者名簿　　令和　　年　　月　　日　　時現在

配属	氏名	配置場所	勤務に服した時刻	備考

(注)　動員発令後、未だ勤務についていない者については所属・氏名のみ記入のこと。

（様式２）災害概況速報

【災害概況速報】

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者名	
電話番号	

災害名　　（第　　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="2">年　月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死者</td><td>人</td><td>不明　　人</td><td rowspan="2">住家</td><td>全壊　　棟</td><td>一部破損　　棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計　　人</td><td>半壊　　棟</td><td>床上浸水　　棟</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急対策の状況</td><td colspan="2">災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="2">（都道府県）</td><td colspan="2">（市町村）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（様式３）被害状況速報

【被害状況速報】

（表面）

市町村				区　分				被害
災害名 ・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）			そ	田	流失、埋没	ha	
						冠　水	ha	
					畑	流失、埋没	ha	
						冠　水	ha	
					文教施設		箇所	
報告者名					病院		箇所	
区分			被害		橋梁		箇所	
人的被害	死者		人		河川		箇所	
	行方不明者		人		港湾		箇所	
	負傷者	重症		の	砂防		箇所	
		軽傷			清掃施設		箇所	
住家被害	全壊		棟		崖くずれ		箇所	
			世帯		鉄道不通		箇所	
			人		被害船舶		隻	
	半壊		棟		水道		戸	
			世帯		電話		回線	
			人		電気		戸	
	一部破損		棟		ガス		戸	
			世帯	他	ブロック塀等		箇所	
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物					危険物	件	
	その他					その他	件	

（裏面）

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td></td><td>被害</td><td rowspan="3">市町村災害対策本部</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設　　置</td><td colspan="2">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解　　散</td><td colspan="2">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="4">災害対策本部設置市町村名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="5">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
</table>

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119 番通報件数 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 避難の勧告・指示の状況 避難所の設置状況 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 自衛隊の派遣要請 災害ボランティアの活動状況

（様式４）災害確定報告

【災害確定報告】

（表面）

市町村				区　分				被害
災害名 ・報告番号	月　　日　　時確定			そ	田	流失、埋没	ha	
						冠　　水	ha	
					畑	流失、埋没	ha	
						冠　　水	ha	
					文教施設		箇所	
報告者名					病院		箇所	
区分			被害		橋梁		箇所	
人的被害	死者		人		河川		箇所	
	行方不明者		人		港湾		箇所	
	負傷者	重症		の	砂防		箇所	
		軽傷			清掃施設		箇所	
住家被害	全壊		棟		崖くずれ		箇所	
			世帯		鉄道不通		箇所	
			人		被害船舶		隻	
	半壊		棟		水道		戸	
			世帯		電話		回線	
			人		電気		戸	
	一部破損		棟		ガス		戸	
			世帯	他	ブロック塀等		箇所	
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物					危険物	件	
	その他					その他	件	

（裏面）

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td></td><td>被害</td><td rowspan="3">市町村災害対策本部</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設　　置</td><td colspan="2">月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td><td>解　　散</td><td colspan="2">月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">災害対策本部設置市町村名</td><td colspan="3" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="6">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">被害総額</td><td rowspan="2">千円</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況
消防機関の活動状況
その他（避難の勧告、指示の状況）</td></tr>
</table>

（様式５）緊急通行車両確認事前届出書

（表）

<table>
<tr><td colspan="5">（　）第　　号

緊急通行車両事前届出書

年　　月　　日
大阪府公安委員会　　殿

申請者住所
（電話番号）
氏名</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">行政機関等の名称等</td><td colspan="3">1　指定行政機関　　2　指定地方行政機関
3　地方公共団体（執行機関を含む。）　4　指定公共機関
5　指定地方公共機関</td></tr>
<tr><td colspan="3">名称（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の内容</td><td colspan="3">1　警報の発令等　　2　消防等の応急措置　　3　救難救助等
4　児童等の教育　　5　施設等の応急復旧　　6　保健衛生
7　社会秩序の維持　　8　緊急通行の確保　　9　災害の防御等
10 その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域</td><td rowspan="2">有</td><td>滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td><td rowspan="2">無</td></tr>
<tr><td>その他の都道府県（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住所</td><td colspan="3">電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">出発地</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（様式６）緊急通行車両事前届出済証

（裏）

（　）第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会

注意事項

1　災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。

2　特別な事情により事前手続を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。

3　届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。

4　事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。

（1）緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。

（2）当該車両が廃車となったとき。

（3）その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

（様式７）緊急通行車両等事前届出書

緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

大阪府知事

殿

大阪府公安委員会

申請者住所

（電話番号）

氏名

行政機関等の名称等	1　指定行政機関　　2　指定地方行政機関 3　地方公共団体（執行機関を含む。）　4　指定公共機関 5　指定地方公共機関　　6　その他	
	名称（　　）	
業務の内容	1　警報の発令等　　2　消防等の応急措置　　3　救難救助等 4　児童等の教育　　5　施設等の応急復旧　　6　保健衛生 7　社会秩序の維持　　8　緊急通行の確保　　9　災害の防御等 10 その他（　　）	
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住所	（　　）　　局　　番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

（様式８）緊急通行車両確認届出書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日

緊急通行車両確認届出書</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（様式９）緊急通行車両標章

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（様式 10）自衛隊の災害派遣要求依頼書

自衛隊の災害派遣要求依頼書

文　書　番　号
年　　月　　日

大阪府知事　様

印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の２の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の情況及び派遣を要請する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考となるべき事項

（様式 11）自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書

文　書　番　号
年　　月　　日

大阪府知事　様

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　　号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考となるべき事項

（様式 12）り災証明書

様式第１号（第３条関係）

り 災 証 明 書 交 付 申 請 書

年　　月　　日

阪南市長　　様

申請者 住 所

電 話

氏 名　　印

下記の災害により、り災したことを証明願います。

り 災 原 因		
り 災 年 月 日	年　　月　　日	
り 災 場 所		
り 災 物 件	□ 建物 用途【　　】 構造【　　】	□全壊　□半壊　□一部損壊 □床上浸水　□床下浸水
	□ その他	

	申 請 理 由	提 出 先	必要数
申 請 理 由 提 出 先 必 要 部 数			通
			通
			通

上記のとおり、り災したことを証明する。

年　　月　　日

阪 南 市 長　　印

阪南市津波浸水想定（詳細図）

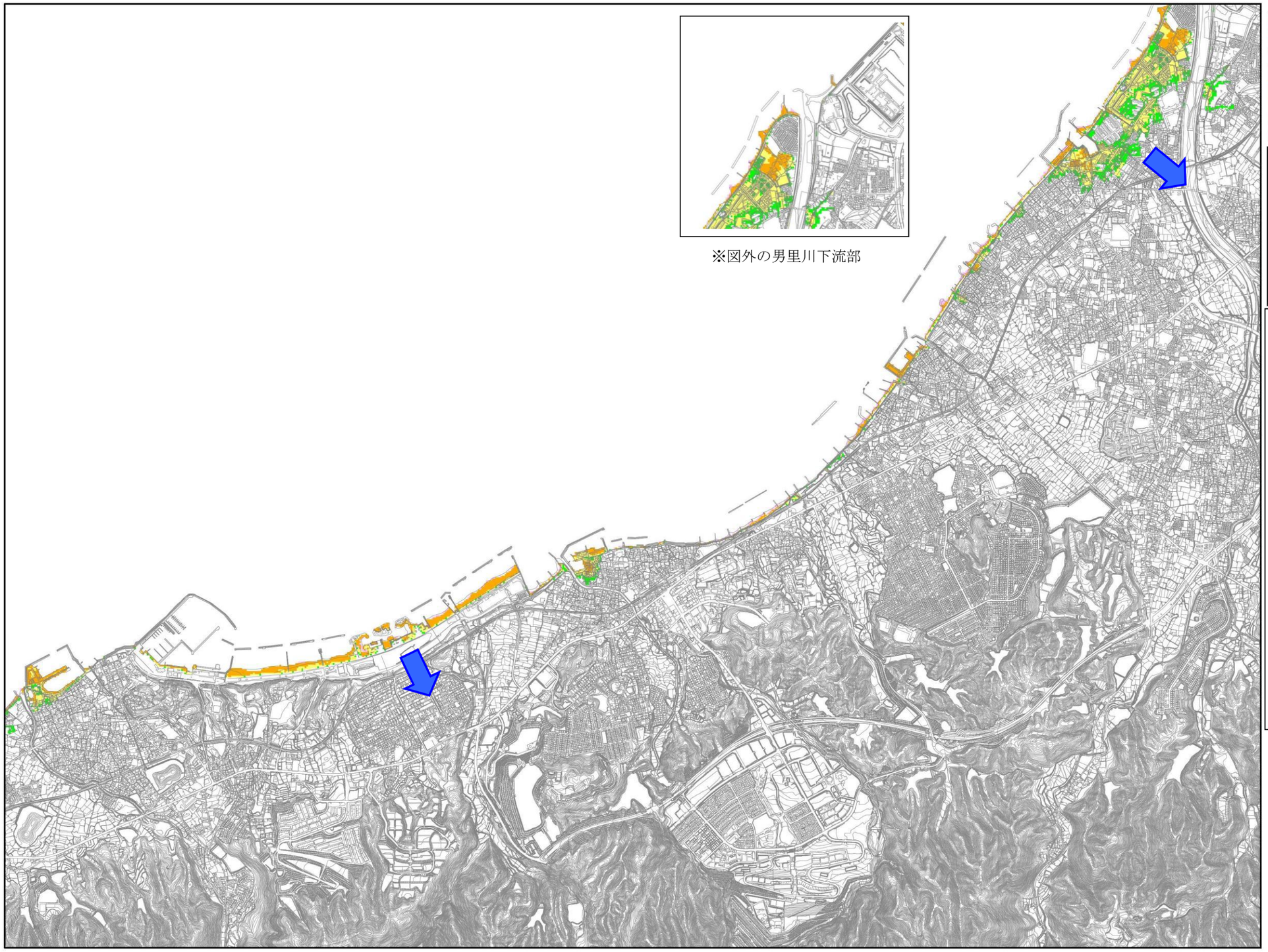

0　0.5　1　1.5　2 km　1:25,000

N
W　E
S

浸水深(m)

5.0 ～
4.0 ～ 5.0
3.0 ～ 4.0
2.0 ～ 3.0
1.0 ～ 2.0
0.3 ～ 1.0
0.01 ～ 0.3

[津波シミュレーション条件]
対象地震　：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ
堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
構造物条件組み合わせ（3 条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閘
条件１	地震時沈下量を考慮	開放	
条件２		閉鎖	
条件３	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。

○津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルを選定しました。
これら 4 ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

○津波浸水想定の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。
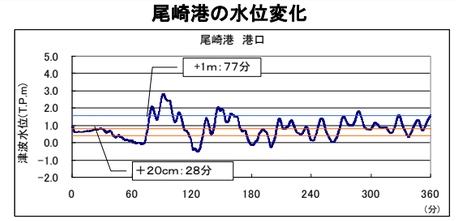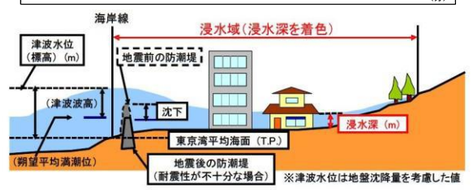
尾崎港の水位変化